

2016 年度 年度報告書

桜美林大学

目次

I. 「理念・目的」について	1
I-1 大学全体	2
I-2 リベラルアーツ学群	5
I-3 芸術文化学群	7
I-4 ビジネスマネジメント学群	8
I-5 健康福祉学群	9
I-6 グローバル・コミュニケーション学群	10
I-7 教職センター	11
I-8 基盤教育インスティテュート	15
I-9-1 大学院	16
I-9-2 国際学研究科	17
I-9-3 老年学研究科	18
I-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	18
I-9-5 経営学研究科	19
I-9-6 言語教育研究科	20
I-9-7 心理学研究科	21
II. 「教育研究組織」について	23
II-1 大学全体	24
II-2 人文学系	26
II-3 言語学系	28
II-4 芸術・文化学系	29
II-5 法学・政治学系	30
II-6 経済・経営学系	31
II-7 心理・教育学系	32
II-8 自然科学系	33
II-9 総合科学系	34
II-10 リベラルアーツ学群	35
II-11 芸術文化学群	36
II-12 ビジネスマネジメント学群	38
II-13 健康福祉学群	39
II-14 グローバル・コミュニケーション学群	40
II-15 教職センター	41
III. 「教員・教員組織」について	46

Ⅲ-1	大学全体	47
Ⅲ-2	人文学系	51
Ⅲ-3	言語学系	53
Ⅲ-4	芸術・文化学系	55
Ⅲ-5	法学・政治学系	56
Ⅲ-6	経済・経営学系	56
Ⅲ-8	自然科学系	57
Ⅲ-9	総合科学系	58
Ⅲ-10	リベラルアーツ学群	60
Ⅲ-11	芸術文化学群	63
Ⅲ-12	ビジネスマネジメント学群	65
Ⅲ-13	健康福祉学群	66
Ⅲ-14	グローバル・コミュニケーション学群	67
Ⅲ-15	教職センター	69
Ⅲ-16-1	大学院	71
Ⅲ-16-2	国際学研究科	73
Ⅲ-16-3	老年学研究科	74
Ⅲ-16-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	75
Ⅲ-16-5	経営学研究科	76
Ⅲ-16-6	言語教育研究科	77
Ⅲ-16-7	心理学研究科	78
IV.	「教育内容・方法・成果」について	80
IV-1	大学全体	81
IV-2	リベラルアーツ学群	87
IV-3	芸術文化学群	95
IV-4	ビジネスマネジメント学群	101
IV-5	健康福祉学群	104
IV-6	グローバル・コミュニケーション学群	107
IV-7	教職センター	113
IV-8	基盤教育インスティテュート	116
IV-9-1	大学院	121
IV-9-2	国際学研究科	125
IV-9-3	老年学研究科	127
IV-9-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	130
IV-9-5	経営学研究科	138
IV-9-6	言語教育研究科	141

IV-9-7	心理学研究科	144
V.	「学生の受け入れ」について	147
V-1	大学全体	148
V-2	リベラルアーツ学群	152
V-3	芸術文化学群	153
V-4	ビジネスマネジメント学群	155
V-6	グローバル・コミュニケーション学群	156
V-7-1	大学院	157
V-7-2	国際学研究科	158
V-7-3	老年学研究科	159
V-7-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	160
V-7-5	経営学研究科	161
V-7-6	言語教育研究科	161
V-7-7	心理学研究科	163
VI.	「学生支援」について	164
VI-1	大学全体	165
VII.	「教育研究等環境」について	172
VII-1	大学全体	173
VIII.	「社会連携・社会貢献」について	184
VIII-1	大学全体	185
VIII-2	大学院	190
X.	「内部質保証」について	192
X-1	大学全体	193

I. 「理念・目的」について

I. 「理念・目的」について

I. 「理念・目的」について

I-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

学校法人桜美林学園の目的

本学園は、牧師である清水安三が1921年に中国・北京で創立した「崇貞学園」を源流にもつ。

崇貞学園は、国籍を問わず国際的人材として通用する学生の教育、キリスト教を基礎とする教養人の育成、キリスト教精神に基づいて社会に貢献できる者の育成、という理念に基づき、貧困に苦しむ子どもたちの自立を願って教育を行ってきた。しかし、敗戦により崇貞学園は中国に接収され、清水は日本への引揚げを余儀なくされるのだが、戦争により荒廃した日本の地を目の当たりにし、牧師として、キリスト教に基づく新たな教育を再開することを決意し、1946年に「学校法人桜美林学園」を創立した。本法人は、崇貞学園の理念を継承し、「学校法人桜美林学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第3条第1項において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき基督教主義による男女青少年に知識技能を授け、人格教育を行い、国家及び世界のため貢献する有益な人材を育成することを以って目的」とし、現在に至っている。

桜美林大学の目的

1946年の創立以来、上記寄附行為に定めたキリスト教主義に基づく教育を行ってきた本学園は、20年を経た1966年に桜美林大学を創立した。本学は「桜美林大学学則」（以下、「大学学則」という。）第1条において、「桜美林大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成すること」を目的とし、現在に至っている。また、平成5年には桜美林大学大学院を設置し、「桜美林大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第1条において、「桜美林大学大学院は、本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成すること」を目的とし、現在に至っている。

桜美林学園の長期ビジョン

「キリスト教精神に基づく国際的人材の育成」という建学の精神の下で、現代の社会において本学園が果たすべき使命を明確にし、次のように示した。

○教育においても研究においても誠実に真理を求め、愛を持って隣人に仕えることのできる人材を、教育を通じて世に送り出す。

○常に、神と人ともに奉仕する精神をもって自己を高め、自己の責任を果たし、そして、グローバル社会に豊かな教養をもって柔軟に適応できる国際的人材を育成する教育を、より強固なものとして確立する。

この使命は、1921年の崇貞学園創立から数えて100年の節目となる2021年に、「学園創立100周年」を目途に果たすことを目標に、「長期ビジョン」として次のように設定した。

I. 「理念・目的」について

【自己を高め、自己の責任を果たしうる人材を育成する】

- ①この学園に学ぶ者が、「学而事人(がくじじじん)」の精神のもとに、自らが持てるものの5%程度を社会貢献に捧げる人となるような教育を行う。
- ②さらに彼等が、常により高いレベルを目指すように導き、半数程度はいずれかの時点で大学院への進学を志向する教育を実践する。

【豊かな教養をもった国際的人材を育成する】

- ①国際的に認知されるカリキュラム編成と、その実行を可能にする教育力及び運営システムを整備し、学生・教員のモビリティにおいてわが国でトップの学園を目指す。
- ②学生の25%程度がインターナショナル・スチューデントとなり、様々な国の学生が共に学び、交わることで、自ずと国際性が身に付くキャンパス環境を整える。
- ③「国際的な分野の仕事に就くなら桜美林」という広い認知を得られる国際性のブランドを構築する。
- ④国際人のロールモデルとなり得る人材を丁寧に育てるための、一貫教育システムを備える。

(2) 理念・目的の大学構成員への周知、社会への公表について

理念・目的は、桜美林大学公式 Web サイト（以下、「本学 Web サイト」という。）、『大学案内』に掲載し、広く社会に公表している。『履修ガイド』に理念・目的を掲載することで全学生と全教職員に対して周知を図っている。特に、新入生及び保護者には入学式において、新任教職員には新任教職員研修会において、学長自らが説明を行っている。

また、学士課程及び大学院において教員を対象に定期的実施されるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及び教職員を対象とするスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の機会を利用して周知に努めている。

(3) 理念・目的の適切性の検証について

理念・目的の適切性については、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」第7条により、大学・学群・研究科等の理念・目的の適切性について自己点検・評価委員会で審議することになっている。年度ごとに各組織の長が年度報告書を作成しているが、その作業を通して当該組織に関する諸事の適切性について検証を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成する」という目的を達成するために、キリスト教センターを中心としてキリスト教の理解教育、ボランティア活動、基盤教育インスティテュートのサービス・ラーニング等が活発に行われ、桜美林学園のモットーである「学而事人」（学んだことを人のため、社会のために活かす）の大切さを学生が実践の中から理解できるような取り組みを行っている。また、33か国地域、148校・9機構（2016年10月現在）との間で提携を結んで国際的な学術交流を行っている。2016年度には各種留学プログラムを利用

I. 「理念・目的」について

して703人の学生（フライト・オペレーションコース32人を含む）が海外で学んだ。リベラルアーツ学群、グローバル・コミュニケーション学群等に多種にわたる外国語教育科目を設ける等、国際的人材の育成に着実に成果を上げている。2016年には独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による「大学機関別選択評価（選択評価事項C（教育の国際化の状況）」）を受審し、「目的の達成状況が極めて良好である」との最高評価を得た。また、『2017年版 大学ランキング』（朝日新聞出版）の留学生派遣制度ランキングにおいて、本学が762大学中で第5位に位置づけられていることを例にとってみても、理念・目的に沿って着実に成果を得ているといえよう。

また、語学に長けたコミュニケーション能力が高く、思考力と実行力を有し、国や文化を越えてグローバルに協働できるリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、グローバル・コミュニケーション学群グローバル・コミュニケーション学類を2016年4月に開設した。

改善すべき事項

18歳人口の減少に伴い、大学を取り巻く情勢は年々厳しさを増している。このような状況下であればこそ、寄附行為第3条に定める建学の精神と大学学則第1条の目的を堅持しつつ、本学独自の教育に邁進していかねばならない。

『大学案内』、『学生募集要項』、本学Webサイト、種々の広報媒体を活用して、本学が実践している多くの特色ある教育やプログラムを受験生や保護者はもとより、学外者に広く理解してもらえるよう、迅速かつ的確な情報の発信を行うための体制を整備し継続的な点検を行うことが必要である。在学生に対しては『履修ガイド』や学期ごとのオリエンテーション、アカデミック・アドバイザーによる個別相談等を通して理念・目的の周知を図っていくことが肝要である。また、例年全国23箇所以上（2016年度は20箇所）に及ぶ地域において開催される後援会及びその支部活動（保護者懇談会）を通して、在学生の保護者にさらに多くの情報を伝えていくことが必要である。

卒業後の進路先である企業に向けては、学内外の合同企業説明会、会社訪問等の機会を活用して、本学が実践している教育研究が具体的に明記されているリーフレット等の資料を配付するとともに、企業との連携を一層強化するための努力と企画立案を行うことが必要である。これらに加えて、近年、最も効果的な情報発信媒体となっているWebサイトを最大限に活用して、必要な情報をより分かりやすく、より詳しく伝達できるように努める。

在学生とその関係者のみならず、同窓生向けの情報誌の掲載内容をさらに充実すること及び同窓会の組織強化を図ることに努め、同窓生の本学への関心や意識をより一層高めるための取り組みが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本学園は2021年に創立100周年を迎えるが、1966年に大学が開設されてから今日まで、学園の中軸をなす大学は歴代の学長の指揮の下で、大きく発展と変貌を遂げてきた。創立100周年を目前にして、これまでの成果の検証を行い、効果が上がっている点はさらに発展させ、改善を要すると考えられる点については早急にその改善に努める作業を進める。また一方で、理念・目的がさらに具体的な実践活動に結びつけられるような教育課程や組織の構築及び改編に積極的に取

I. 「理念・目的」について

り組み、より一層質の高い教育研究の実現を目指す。

2003年度には第2次教育課程検討委員会が発足し、全学部組織を学群制に改組する大学再構築の作業に着手した。その結果、2005年度には総合文化学群（2013年度より芸術文化学群と改称）、2006年度にはビジネスマネジメント学群と健康福祉学群、2007年度にはリベラルアーツ学群を開設した。着手から7年を費やして学群制度を確立した。その後、2007年度から2008年度にかけて大学院を通学課程6研究科と通信教育課程1研究科として独立させ、それぞれの教育研究の目的を明確にした。

今後は現行の教育課程での教育効果や成果についての検証を継続的に行うとともに、現代社会の需要と合致する教育課程の再構築及び改編の作業に取り組むことで、社会が真に求める人材を育成することに努める。2019年度にビジネスマネジメント学群が新宿百人町キャンパス（仮称）へ、芸術文化学群が2020年度に町田市公立小中学校跡地のキャンパスへ教育研究拠点を移すための諸準備を進めており、今後、一層の教育環境の充実が期待できる。

今日まで進めてきたいずれの改革も本学の基本理念に基づいて実施されたものである。本学の理念・目的を持続的かつ発展的に次世代へ確実に継承させていくためにも、今後、検証及び見直しの作業を定期的かつ継続的に行う必要がある。また、時代の要請と社会の需要に迅速対応が可能となる柔軟性と機動力を備えた組織を構築することが要望される場所である。本学の理念や特長を学内外に周知させるためには、2017年度中の完成を目指して本学Webサイトを全面リニューアルするための事業を開始した。現行の広報手段を不断に見直し、教育研究活動を分かりやすく伝達し、本学のブランドイメージの向上を図るとともに、学生の利便性や社会のニーズに対応してスマートフォンやタブレット等、ICTツールを最大限に活用した情報発信が可能となる環境整備を目指す。

I-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

リベラルアーツ学群は、本学の教育理念である「キリスト教精神に基づいた国際的教養人の育成」を、その根幹の目的としている。次に、リベラルアーツ学群の養成する人材については、「リベラルアーツ学群は、広範な知識と深い専門性に裏づけられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身に付けた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」と定めており、これらは、いずれも大学学則に記載されている。2008年度に答申された『中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」』では、「学生の学習成果に関する目標を掲げるにあたり、21世紀型市民として自立した行動ができるような、幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要」であり、「自己決定力の未熟な学生も目立つ中、入学してから時間のゆとりを持って専門分野を選択できる、あるいは柔軟に変更できる仕組みづくりも検討課題とすべきである」と記載されている。このことから、本学リベラルアーツ学群で取り組んでいる「広範な知識と深い専門性」を目指す学士課程教育は、社会の動き・時代の変化に合致したもの

I. 「理念・目的」について

であり、時代の要請に応えた適切な人材養成の目的を持つ教育組織であると言える。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

前項の「広範な知識と深い専門性」という目的を達成するために、多様な学問領域に及ぶ33(2016年度カリキュラムから。それ以前は37)の専攻プログラムを用意し、各分野に専門教員と関連科目を設置している。これに対して、学生は入学前あるいは入学時に専攻を決定する必要はなく、学びの中で専門を決めていくという、いわゆる「Late Specialization」を実践している。この学びのプロセスは、自立した学習プロセスを要求するものとして、学生の自己決定力の育成に大きく寄与している。また、1つの専攻プログラムを主専攻として選択し、その修了を卒業要件の一つとしているが、それに加えて、他の専攻プログラムを主専攻あるいは副専攻として選択するよう学生に指導・推奨しており、これにより幅広い視野からの専門性の追究を実践している。

改善すべき事項

多彩な専攻プログラムを特色とし、入学後の学びを通して自らの専門分野を決めるリベラルアーツ学群であるが、実際に学生が主専攻として選択する専攻プログラムには大きな偏りが見られる。この状況を改善するには、主専攻を決定するまでの基礎教育の部分についての工夫、アドバイジングの更なる充実、そして主専攻の修了要件の見直しといった点が考えられる。また、副専攻プログラムの履修を勧めているが、より多くの学生が複数の専攻プログラムを選択し、修了するためにはその意義をより強調して学生に伝えていくことが必要とされる。これらの改善すべき点について、実施しているものについては後述する。

3) 将来に向けた発展方策

2007年4月の本学群開設時より少しずつ検討を進めてきた、基礎教育のカリキュラム改革(基礎教育科目の改廃)について2014年度に教授会決定し、2016年度から新しい授業科目を開始すべく学問基礎運営委員会を設置した。この改革の目的は、入学後の学生に、リベラルアーツ教育の特徴を活かした、学際的で柔軟かつ多彩な視野から複眼的に物事を考える基礎的な授業を提供し、同時に学ぶことの楽しさを学生に体験してもらうことにある。現状の基礎教育科目で専攻教育に関わる部分(学問基礎科目)については、その内容やテーマが授業担当者の裁量に任されている部分が多く、カリキュラム全体としての整合性が取れない部分があった。改革後の新学問基礎科目の開講に際しては、「教員自らがリベラルアーツ的であれ」との方針の下、新しい授業の目的と内容についての方針を科目担当者に説明し、それに基づいて提案された科目を再度学問基礎運営委員会が精査して、最終授業科目案が学群教授会により提案されて、審議の結果、承認された。このように、いわば「基礎教育のリベラルアーツ化」によって、更なる理念の達成に近づくとともに、教育現場においては、学生が1～2年次を通して自らの興味や関心を明らかにできるようなカリキュラム構築を目指している。

I. 「理念・目的」について

I-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本学の建学の精神は、「キリスト教主義の教育によって、国際的人物の育成」を目的とし、「キリスト教主義と語学、この二つをよく体得した人材を能うだけ多数教育せんとする」としている。

そして本学は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人物を育成することを目的とする」を教育目標に掲げている。

これらを踏まえ、芸術文化学群では、「キリスト教主義に基づき、教養豊かな識見の高い国際的人物を育成することを基本とし、芸術分野における専門知識と技能を身に付け、グローバルな視野を持って芸術文化の振興に貢献する人材を育成すること」を目的としている。

本学群の理念・目的は、建学の精神と本学全体の教育目標を踏まえ、その趣旨を芸術文化の分野で実践するものであり、かつ目指すべき教育の方向性を明確に示している。

また、芸術の専門知識と技能を修得し、グローバルな視野で芸術文化の振興に貢献する人材を育てるといふ、高等教育機関でしか成し得ない目的を踏まえて設定している。この理念・目的は、各専修の成し遂げてきた成果に照らし、その適切性を十分に証明しており、『履修ガイド』や本学 Web サイト等で公開している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群の諸活動において、これまでの演劇専修の群読音楽劇「銀河鉄道の夜」、演劇専修、音楽専修による国内各地で展開しているアウトリーチ活動、音楽専修の JAXA（（独）宇宙航空研究開発機構）とのコラボレーションによる「宇宙と音楽の夕べ」、造形デザイン専修のトンネルアート等の地域貢献プロジェクト、映画専修の制作作品の受賞、放送等「芸術文化の振興に貢献する」目的に叶ったものが多い。2007 年度より続いており、着実に成果を上げ、芸術文化の振興に貢献する人材を育成するという目的に叶った成果を上げている。また、演劇専修、京劇の中国公演、群読音楽劇の台湾公演、音楽専修、海外短期研修における合唱披露、造形デザイン専修のロンドン芸術大学、セント・マーチンズ・カレッジ短期研修参加等、「グローバルな視野の獲得」「国際的人物の育成」へと繋がる諸活動が展開している。

改善すべき事項

「キリスト教主義の教育」、の 2 点については十分成果を上げているとは言い難い。キリスト教に関しては「キリスト教入門（2 単位）」が必修であるが、それ以外の基盤教育科目のキリスト教理解の科目を履修する学生はいない。また、語学（英語）を得意とする学生は少ないと思われるが、海外研修に参加希望する学生が少なく、内向き志向の学生が多いのは単に語学力だけの問題ではなからう。「グローバルな視野の獲得」「国際的人物の育成」に向けて、更なるプログラムが求められる。

I. 「理念・目的」について

3) 将来に向けた発展方策

教員構成を見ても「キリスト教主義の教育」、「国際的人物の育成」に十分対応しているとは言えない。今後、専任教員にキリスト者を任用し、新入生へのガイダンスや在学生のオリエンテーション、あるいは授業の中で折に触れ説く必要がある。また、専任教員に留学経験者、国際的活躍をする者を集め、学生に刺激を与えたい。留学制度充実を図ると同時に、カリキュラムにおいて国際的な視野を獲得させるような科目を設け、課題や演習に取り組ませることも必要であろう。さらに、留学生の受入も効果が上がると思われる。

I-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

ビジネスマネジメント学群は、「キリスト教精神に基づいて、教養豊かな識見の高い国際的人材を育成する」という本学の建学の精神に基づいて、国際社会で必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想して意思決定を行える、新しい経営マインドを備えた人材の育成を目標として、職業に直接結びつく教育を行っている。ビジネスマネジメント学群には、ビジネスマネジメント学類とアビエーションマネジメント学類の2つの専門課程を設置している。ビジネスマネジメント学類は、専門性を持ちながら、多機能・多面的な職務を遂行する能力を持ち、複雑化した時代の多様な業種・職種で活躍できる人材を育成する。アビエーションマネジメント学類は、巨大産業に発展した航空産業界に高度な専門職業人を送り出せるように高度に専門化した教育を提供して、この業界の要求に応える人材育成を目指している。これらは大学学則等に明記して、本学の教育理念・目的としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学類は、ビジネス系とマネジメント系に分けて8プログラムを、また、アビエーションマネジメント学類は、その専門性を考慮して3コースを設置している。ビジネスマネジメント学類は、経営の基礎学力修得を目指す専門基礎科目の上に各プログラムに繋がるビジネス系とマネジメント系の専門応用科目を置いて段階的な学修ができるようにしている。各プログラムは排他的な縦割りのプログラムにならないようにビジネスとマネジメントの双方の知識・技能をバランスよく修得できるように工夫している。一方、アビエーションマネジメント学類は、個性的な3コースに応じて、それぞれの専門性と実践性を考慮した体系で科目を編成している。両学類とも国内外での実習・研修を充実させ、教室での座学だけではなく、実践教育を組み合わせることによって学びの水準を高め、学生満足度の高い教育効果を得ている。

I. 「理念・目的」について

改善すべき事項

ビジネスマネジメント学類は、プログラムを8つの専門応用科目群の中から科目を選択していくため、学生にとってはプログラムと専門応用科目群の関係が不明瞭になっている。そのため、専門応用科目の履修の仕方がプログラムであるにもかかわらず、教員・学生の双方がプログラムを排他的で縦割りの「コース」と誤解しやすい側面がある。また、専門基礎科目、専門応用科目を配置して段階的な学修ができるようにしているにもかかわらず、学生は専門応用科目に目が向きがちである。これらの点については、各プログラムの見直し、オリエンテーション・履修指導等の徹底、FDの強化が必要である。アビエーションマネジメント学類は、高度に専門化した教育ときめ細かい指導を特徴としていることから、スタッフの負担が大きくなっており、スタッフの補充も視野に入れるべきであろう。なお、フライト・オペレーションコースは、徐々に認知度も高まり定員確保という目標達成も視野に入ってきているが、多摩アカデミーヒルズへの移転によって、カリキュラムを含む制度上の見直しを必要としている。

3) 将来に向けた発展方策

ビジネスマネジメント学群の使命は、国際的な分野で活躍し、人のために役立つ人材を育成することである。ビジネスマネジメント学類は企業等様々な組織で活躍できる人材を、アビエーションマネジメント学類はパイロットやキャビンアテンダントをはじめとする航空業界のスペシャリストを育成している。今後、更なる専門性と実践性を併せ持つ人材の育成のために必要と思われる方策のいくつかを列挙する。

- ①プログラムの簡素化と科目の整理（学類共通科目の拡充を含む）を行い、学生の多様な将来目標に応えるために「学修ストーリー」の有効活用による段階的・系統的な学修を促進する。
- ②新キャンパス移転を念頭に、企業や地域、他大学と連携した実践的教育・研究活動を推進することにより、学生の総合的かつ高度なマネジメント能力の修得を目指す。
- ③専門性をより高度に身につけた職業人を育成するため、大学院経営学研究科と連携し、教育目標の共有と役割分担を確認し、連続した一体的な教育の実施を目指す。
- ④Moodleによるe-Learning、さくドリル、電子教科書等を活用して学生の自宅学習時間を確保する。

I-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

健康福祉学群は、建学の精神である「キリスト教精神に基づく国際人」として、「学而事人」を実践できる人材の育成を理念・目的として明確化している。ディプロマ・ポリシーにおいて、「グローバルな視点に立ち、多様なニーズをもつ人々の健康と福祉に寄与するための十分な知識や技量の獲得、カウンセリング・マインドの養成、困難な課題に直面したときにも対処できる情報収集力、論理的・批判的思考能力、コミュニケーション能力の獲得」を掲げ、このディプロマ・ポ

I. 「理念・目的」について

リシーを達成するべく、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーを整えている。本学群は時代の要請に応えた適切な人材育成目的を持つ教育組織として、また高等教育機関として追求すべき適切な理念・目的及びそれを実行するための3つのポリシーを有している。この観点は健康と福祉に関する専門家の育成という観点から適切である。また、専門家育成のために、学生個々の特性に合わせた教育を重視している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入学時のオリエンテーション等適切な機会に学生に詳細に説明するとともに、本学 Web サイト等で公開し、広く周知することができた。

改善すべき事項

教育理念は強固なものであると考えられるが、今後も学生や所属教員及び外部からの意見を聞き、それを反映させる仕組みについてはまだ十分に整備されていると言えず、検討の余地があると思われる。

3) 将来に向けた発展方策

教育理念を達成させるための方法については毎年改善すべき点があると思われ、今後も機会があるたびに点検する仕組みを作っていきたい。

I-6 グローバル・コミュニケーション学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

2016年4月に開設したグローバル・コミュニケーション学群は、本学の建学の精神である「キリスト教精神に基づいた国際的教養人の育成」をその根幹とし、単に外国語能力を身に付けた人物ではなく、「深い教養」を身に付け、「コミュニケーション能力」と「問題解決能力」の両方を持ち合わせた人物を育成することを目的としている。

具体には、多角的な視野と知識を基に分析を行い、実行可能な解決策を提示する能力や複雑な事象を具体的かつ論理的に説明・説得するための高いコミュニケーション能力を有し、多様な文化に対する開かれた態度を身に付け、異なる文化的背景を持つ人々と協働することのできる人物、能動的に問題解決を行うリーダーシップを併せ持つ人物を育成することを目的としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群はその教育目的を達成するために、基軸となる英語、中国語、日本語の3つの特別専修に加え、母語以外の2言語を学修したい学生の要望に応え、グローバル教養専修を設置し、関連

I. 「理念・目的」について

分野の基礎教育科目、語学技能科目、専攻科目にあたるグローバル・スタディーズ科目（以下、「G S 科目」という。）を体系的に設置している。なお、これらの科目は基本的に英語、中国語、日本語で開講している。最初の2年間は目標言語を実際の使用言語として徹底的に学び、その後は目標言語を使って専攻科目＝グローバル・スタディーズ科目を学ぶことで、広い知識とコミュニケーション能力、思考力、実行力を養う。さらに教室内での学修だけではなく、海外留学、グループ・プロジェクト、サービス・ラーニング等の導入によって質の高い教育効果を目指している。

改善すべき事項

本学群は英語、中国語、日本語の3つの特別専修を基軸として展開している。しかし、語学技能科目とグローバル・スタディーズ科目のつながりを見ると、科目内容においてややもすると両者の連続性に欠ける部分がある。また、3つの特別専修とグローバル教養専修との関係について、学生がよく理解できていない側面がある。これらの点については、各学期のオリエンテーション、履修指導、個人面談等の強化を通して改善が必要である。また、3つの特別専修間における学生数の偏りも、理念・目的達成に支障を来すため、改善が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

2016年度に開設した本学群は、2019年度の完成年度まで設置計画の通り適切に運営していくが、目標言語で履修しなければならないG S 科目（36単位必修）を履修できる語学の要件を満たさない学生が多く発生する場合の対策や卒業要件の見直しも視野に入れて構想していく。学群設置時の高い目標と、現実を受け入れて教育をしていく学生の現状の能力との間に乖離が見られるため、目標への橋渡しとなるようなカリキュラムの構築も必要である。

I-7 教職センター

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本学における教員養成教育、博物館学芸員養成教育の理念は、本学の建学の精神、とりわけ創立者たちの教育実践に深く依拠している。

本学園の創立者である清水安三、郁子夫妻は戦前・戦中において、中国・北京で崇貞学園を運営していた。崇貞学園は、貧困にあえぐ中国の女子に、文字と生活の技術を教えるため、1921年に設立した学校であった。戦時下にあっては、中国人、朝鮮人、日本人の共学を通して国際的で、キリスト教的人道主義に立った教育を実践した。そして、清水安三・郁子夫妻は中国人、朝鮮人の学生を積極的に日本に留学させて、教員を育成していた。戦後、それぞれの国において教職に就いて活躍した卒業生は少なくない。

また、1938年に学園内に図書館を建設したが、創立者たちはその一隅に「崇貞ミュージアム」を設置して、紀元前4000年頃の土器や各時代の土器、玉、銅器等を陳列、その他岩石の標本箱、

I. 「理念・目的」について

理科標本を陳列して、生徒たちが直に本物に触れて学ぶ教育環境を積極的に整えた。創立者たちは言葉による教授だけではなく、人や物を通して互いの文化や人間性をより深く理解して平和な世界の実現を目指した教育を志向した。

敗戦により清水夫妻は日本に引き揚げたが、日本再建のための人材養成を願い、再び北京での教育を復活すべく、本学園を1946年に創設し、崇貞学園での実践を継承して、教員養成及び学芸員養成に積極的に取り組んできた。本学教職センターは「学びて人に仕える」という創立者たちの教育理念に基づき、人格の尊重と国際平和を志向する教員と学芸員の育成に取り組んでいる。

本学はその建学の理念から、障がいのある学生を早くから受け入れてきたが、それらの学生の中でも教職や学芸員資格を希望する学生がおり、その指導も積極的に行い、現在教員として活躍している者、さらには、海外で教職についている卒業生も少なくない。博物館学芸員課程においては、全盲の学生を受入・指導して、2012年3月に全国初の全盲の有資格者を輩出し、全国の関係者から注目を浴びている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

特に、以下のような教育機会において建学の精神が学生に浸透するよう指導している。

『教職課程履修のてびき』の冒頭に「建学の精神と教師教育の指針」の一文を掲げ、教職を履修する学生に、建学の精神に依拠した教員養成を実践していることを伝えて指導している。

全学教職課程委員会の運営に桜美林中学校・高等学校の教員が参加しており、本学で展開している教員養成教育が、常に本学園全体の理念、目標に合致している否かを広く検証する機会ともなっている。また、同委員会では大学全体の中での教職課程の基本的なありようを検討・実施しており、教員養成教育の目標が大学全体の目標と常に整合しているよう検討、検証している。

「教育実習事前・事後指導B」、「教職実践演習」等の授業において、桜美林中学校・高等学校の教員を講師として招き、中学校・高等学校教員がいかに本学園の理念を意識して教育実践に取り組んでいるかを学習する機会を設けている。

2012年度から、教職課程では「学年別課題図書読書と作文」の作成を学生に課しているが、2年生の課題図書のテーマは「創立者から学ぶ」である。読書を通して建学の精神を理解するとともに、本学を代表して実習生として教育実習に臨むことができるよう、早い段階から「教職指導」を行っている。学生の読後の感想文から、創立者達の思想や教育観を学ぶ機会となり、本学で教職を履修している意義を積極的に捉えられるようになってきていると推測している。

建学の精神をより広く、深く浸透する継続的に教員養成教育に取り組むために、大学と卒業生教員との交流を積極的に行い、無形の一貫教育の体制を充実させることが重要である。そのための方策の一つとして、「教育実習事前・事後指導B」において、卒業生教員から直接在学生が経験談を聞くプログラムを行ってきた。

さらに2014年度から「卒業生教員研究交流会」を企画、実施した。毎回、卒業生教員、在学学生、教職員が50人から60人が集まり、研究・交流を深めている。2016年7月に第3回卒業生研究交流会を開催して、本学専任教員を招き、「子どもに話してもらえる聴き方、子どもに聞いてもらえる話し方」と題してワークショップを実施した。こうした企画を通して、卒業生教員からは、本学

I. 「理念・目的」について

の教員養成への協力の申し出も多々あり、また、在学生の教職相談に応じて指導している卒業生も増加している等、人を通して建学の精神に基づいた教員養成教育を展開している。

なお、全国の卒業生教員との交流を活性化するため、ニューズレター『卒業生教員研究交流会通信』を発行して、全国の卒業生教員に配付し、全国の卒業生教員と大学との連絡・関係がより密になる取り組みをしている。さらに2016年12月には第3号を発行し、連絡の取れる全国の卒業生教員に配付した。

博物館学芸員課程は全学に開講しており、「博物館学芸員課程運営委員会」を設置し、全学群にまたがる教員の支援を受け運営している。「博物館実習」における「学内実習」では、現場経験のある専任教員に加え、博物館現場の学芸員を積極的に非常勤教員として採用し、本学独自方式である学生自らが選べるプログラム制による実務的・実践的実習を展開し、派遣先の各実習館園や他大学からも高い評価を受けている。

本学の博物館学芸員課程教育の特色である「学内実習」では、創立者の旧蔵物や原文書等の整理実務を取り入れて、実践的自校史教育を実施している。また、障がいのある学生の受け入れ指導を行った経験を基に、全国でも特色のある実習プログラムとして、健常者も対象とした「バリアフリー実習」に取り組んでいる。さらに「草の根国際理解教育支援プロジェクト」が有する国際民族資料コレクションを活用し、建学の精神である国際人の養成に繋がる「異文化理解教育実習」も実践している。

これらの教育をベースとして、博物館学芸員課程を履修する学生を対象に、本学独自の「学生学芸員」制度を設け、「桜美林資料展示室」の運営を行う指導をしている。1年次の「リベラルアーツセミナー」の時間を利用し、建学の精神と本学園の歴史を学ぶため、資料展示室の見学を実施しているが、先輩である「学生学芸員」が後輩の新生にそれらを伝える仕組みができており、他大学にはない自校史教育の特色となっている。また、保護者や卒業生の拠りどころとしても、その役割はますます高まっている。さらに、2021年度の学園創立100周年に向けて、学園史の編さんが実施されることとなったが、これまでに博物館学芸員課程で整理を進めてきた資料や展示が役立つこととなる。

改善すべき事項

桜美林中学校・高等学校と大学との協力関係をさらに密にして、教育活動において協働で建学の精神を教育実践においてどのように具現化できるか議論を深め、建学の精神をより深く学べるカリキュラムを開発する必要がある。

「学年別課題図書を読むと作文」作成をただ学生に課すだけでなく、より深く建学の精神を理解できる学習の機会をより多く企画することによって、さらに学生の学習効果を高める方策をとるべきである。また、学生に本学の理念をよりよく理解できる適切な著作を大学として作成すべきである。

「卒業生教員研究交流会」を継続して、在学生には本学の特色ある教職教育の理解の場を設定し、卒業生教員には更なる教員への発展を促す機会を提供する必要がある。

以上の活動をより充実させるために、専任教員の増員と助手の配置が必要である。人材の充実により、さらにきめ細やかな学生指導が可能になり、より高い実績を挙げられる。

I. 「理念・目的」について

「桜美林資料展示室」では、桜美林中学校・高等学校の新入生を対象とした見学や、幼稚園保護者会、同窓会等による見学もあるが、各部署と必ずしも十分な連携が取れていないため、今後の連携強化が必要となっている。

また、本学園への歴史的な寄贈資料は博物館学芸員課程において一括して整理・保管しているものの、寄贈受け入れの窓口を一本化していないことから、100周年記念事業による学園史編さん等を踏まえ、今後は対外的に窓口を一本化することが望まれる。

さらには、博物館学内実習と「学生学芸員」の活動を充実させ、本学の理念をより深く理解した学芸員有資格者を広く社会に送り出すために、当該施設を「桜美林博物館」として拡充し、専任職員・学芸員を配置する等の改善が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

教育目標に合致した教育実践を指向していくには、ぜひとも専任教員の増員と助手の存在が必要である。教員、助手、職員との連携による教育活動を展開できるなら、さらに建学の精神に基づく特色ある教師教育・学芸員教育を発展できるであろう。

「卒業生教員研究交流会」を継続させ、卒業生とのネットワークをさらに進めて卒業生教員との連携を深めることが肝要である。卒業生教員同士の研究交流の場を広げる一方、在学生在が参加することによって建学の精神に基づいた教職教育の場となっている。学内の関連諸機関（教員免許状更新講習センター、「草の根国際理解支援プロジェクト」の活動、大学院の進学案内）との連携した取り組みの中で、学生・卒業生教員が自発的に本学の理念を理解する幅を広げられる。体験を通して本学の教育理念を保持した学生を多く輩出するためにも、継続的に実施していくことが緊要である。卒業生教員が教えた生徒を本学において育て更なる付加価値をつけて社会に輩出することにより、無形の一貫教育による人材育成が可能となり、社会的貢献の幅が広げられる。

現在、学生の多くは『石ころの生涯』を読んでいるが、同書は史実と異なる箇所もあることから、建学の精神を正しく学生に理解させるために、歴史的に検証したテキストの刊行が望まれる。

大学はそのようなテキストの刊行を積極的に取り組むべきである。

現在、多くの大学が自校史教育に取り組んでいる。その効用として、学生が自己の学修する意味の発見や動機づけ、その大学で学んでいる意味の確認等の効果が報告されている。本学においても大学全体のカリキュラムに本格的に自校史教育を導入する等して、もっと積極的に建学の精神を学生が理解できる機会を広げることが必要である。そのためには、理念教育の拠点となる「桜美林博物館」及び「大学史料センター」を一日も早く設置し、実際の資料を活用しての教育実践を広げることができれば、建学の精神に関連した教育の多様な展開とともに、建学の精神の一層の浸透が期待できる。

I. 「理念・目的」について

I-8 基盤教育インスティテュート

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

基盤教育インスティテュートは、学生一人ひとりが自律的な学習者として主体的な学びを可能とする基盤を身に付けるための教育を施すことを目的としている。初年次教育として、学群を問わず大学での学びの「礎石」となる、必要不可欠な知識や技能の基礎を教授することのみならず、大学生生活の全期間を通して、「キリスト教精神に基づく国際人の育成」及び「学而事人」という建学の精神や教育理念を体現して良き市民となるための礎石作りも行っている。初年次教育はグローバル・コミュニケーション学群を除く全ての学群必修の「英語コア」、口語・文章による自己表現の技術、「コンピュータリテラシー」等の科目が担っている。また、建学の精神、教育理念を理解し実践できる学生の育成のために、キリスト教関連科目、海外研修、国内外でのボランティア活動を織り込んだ「国際理解教育」、「地域社会参加」科目等のサービス・ラーニング科目を提供している。加えて、国際理解に不可欠な語学教育を深く幅広く提供することで、理論と実践の両面から建学の精神を体得できるようにしている。

グローバル・コミュニケーション学群を除く全ての学群共通の初年次教育科目は、学生と教員が十分なコミュニケーションを図れるよう少人数制とし「主体的学びに必要な基礎的知識」と「積極的な学びの姿勢」を身に付けられるように工夫している。また、少人数教育の利点を活かし、学習、精神面で問題を抱える学生を早期に発見し、学群と連携して問題の解決に結びつけている。

また、サービス・ラーニング科目では、個々の学生の個性と興味を活かすべく、貧困問題、災害支援、地域の福祉や、外国籍の人々や学校での活動等、様々な活動の現場を提供している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

グローバル・コミュニケーション学群を除く全ての学群に共通するコア科目では、各コーディネーターの下にカリキュラムや授業、評価方法を集中的に管理、運営することにより、人材や費用面での効率を上げ、かつ、質を担保した教育を行うことができている。必修科目にすることで、学群を問わず必須の科目を、確実に全員に履修させることが可能になり、学生の不得意分野を少しでも改善し、将来の躓きのもとを取り除く効果もある。自由選択科目においては、建学の精神を体現する学生の育成のために、全学群にカリキュラムを提供することで、各学群単位では少数となる学生の履修のニーズも拾い上げることができている。様々な学群の学生が授業内で交流し相互に学び合うことで、学びの幅が広がる効果も出ている。

改善すべき事項

必修科目では、少人数クラスでグローバル・コミュニケーション学群を除く全ての学群生対象に開講しているため、費用対効果に関する疑問が呈されることがある。必修科目のため履修動機の低い学生が含まれることは否めない。今後学群ごとの基礎教育を行う際には、改めて各学群で必須の基礎教育を精査し、コマ数も学群の必要性に応じて開講することで、より厳正な教育や評

I. 「理念・目的」について

価を行うことが可能になり教育効果が上がるものとする。

3) 将来に向けた発展方策

基盤教育インスティテュートは2017年度をもって終了する。

I-9-1 大学院

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

大学院では、大学院学則第1条で、大学院全体の目的を「本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と規定し、さらに同第3条において「修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を課程ごとに定めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院及び構成する各研究科の理念・目的は明確に定めており、実績や資源からみた適切性が認められ、多様化及び個性化への対応を十分に果たしていると判断できる。大学院及び研究科の理念・目的の適切性は、年2回開催される大学院研修会や、研究科独自のFD等の種々の機会や媒体を活用して定期的に検証されている。

その他、大学院独自に毎年度『年度報告書』を作成し、大学院全体、各研究科・専攻、各委員会、各会議体等について年度ごとの検証と総括を行っている。

改善すべき事項

大学院学則第1条で「広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と謳われている。さらに、本学の建学の精神が「国際的人物を養成する」であることから、その目的を達成させるためには、今後、学生の外国語（主に英語）の運用能力の一層の強化を図ることが必要である。

また、上述の理念・目的に基づいたカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを専攻ごとに設定しており、カリキュラム編成や科目の改廃時には常に意識したものとし、これに即した学位授与を行う必要がある。

I. 「理念・目的」について

3) 将来に向けた発展方策

7 研究科に独立したことで、研究科ごとの目標と特徴が明確になった。今後は、急激に変動している現代社会への対応が十分に為し得るような、重厚かつ柔軟性のある教育課程の構築を図り、社会のニーズに十分に応えるとともに、独自のブランドとなり得るような魅力的なプログラムを構築するための取り組みが強く望まれる。

改革の具体的な方策を検討するために、「大学院将来構想委員会」を組織して、2014 年度から 2015 年度にかけてあらゆる面から検討を行った。その成果は 2015 年 9 月に「大学院将来構想委員会答申」としてまとめられた。2016 年度からは、大学院委員会においてこれを踏まえた改革構想をさらに具体化することとしている。また、学生の外国語の運用能力強化として、全研究科学生を対象に「Academic English」を開設し、好評を得ている。今後はグローバル化に対応して、開講言語を英語のみとする授業及び専攻の設定も視野に入れ、カリキュラムの構築を図る。

I-9-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

理念・目的については、大学院学則において、国際学専攻（博士前期課程）、国際協力専攻（修士課程）、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の 3 専攻それぞれについて定めており、明らかである。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

上記 3 専攻について、それぞれアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明らかにし、国際学専攻（博士前期課程）は 2013 年度より新教育課程を実施している。

また、国際協力専攻（修士課程）は 2012 年度より既に新教育課程を実施している。なお、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、細分化していた研究指導分野の見直しを行い、各研究科の修士課程の専攻レベルにあわせた研究分野に統合・再編した。

改善すべき事項

新教育課程が完成したところであり、現在改善すべき点は見当たらない。改善すべき事項の有無は今後も検討を続けていく。

3) 将来に向けた発展方策

2013 年度（一部、2012 年度）から開始された教育改革の成果を検証しつつ、各専攻にとって特長的でかつ社会的ニーズに適う教育課程の更なる構築を目指す。

I. 「理念・目的」について

I-9-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

老年学研究科は、本学の教育目標、建学の精神に従って、教養豊かな識見の高い国際人を育成すること、高齢社会の諸問題の解決に貢献できる人を育成することを目指している。これらは全て、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに反映させている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

専門的背景の異なる多様な社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れている。国内外の高齢者関連領域で研究・教育及び実践活動を行う人材を輩出している。専任教員を中心として文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金をはじめとする外部資金を獲得することによって、学生に研究フィールドを提供するとともに、多くの研究成果を上げている。

台湾の老年学関連の大学院と、教育プログラムについての情報交換、相互交流を図っている。

改善すべき事項

海外の老年学関連の大学院との提携・連携をより一層強化し、相互交流を推進する必要がある。本学大学院生の海外の研修プログラムへの参加を促す環境づくりをすることが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

質の高い学生の受け入れ拡大を図るとともに、外国人留学生の博士学位取得者を増やし、アジアを中心とした各国のリーダーに育ちうる研究者、政策立案者、専門実務者の養成・拡大を図る。

I-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本研究科では、大学院学則第3条の3第1項第5号で養成する人材像を定め、『履修ガイド』、『学生募集要項』、本学Webサイトを通して、在学生や学外に明示している。本研究科の養成する人材像は、以下の通りである。

大学アドミニストレーション専攻修士課程は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。

I. 「理念・目的」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

「養成する人材像」を明確化し、大学院学則に定めていること、及び『大学院入学案内』等でも詳しく説明していることにより、本研究科所属の教員間で養成すべき人材像を共有することが可能となっている。また、ここに掲げた人材を育成する上で必要なカリキュラムが明確となる。

2016年度は、定めた教育課程に沿って教育を実施したが、引き続き研究科のカリキュラムについては不断の見直しを行う予定である。

改善すべき事項

通学課程の入学者数が少ないことに鑑み、近い将来、本研究科の通学課程及び通信教育課程の一本化を検討している。また、現時点においても教育課程や教育方法を見直し、より各大学や学生のニーズに即した内容にすることとしている。

3) 将来に向けた発展方策

SDの義務化が2017年度に施行されることに鑑み、本研究科の役割は一層重要になると考えられるため、教員組織、教育課程、教育方法等について見直しを行い、より競争力のある研究科となるように努力する。また、通学課程及び通信教育課程の一本化の検討について、その具体化を急ぐ。

I-9-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

経営学研究科は、大学院学則第1条に規定する大学院全体の目的と同第3条の規定及び人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を課程ごとに規定する諸理念・目的に従って行動している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科における理念・目的は明確に定めている。これまでの本研究科の実績やリソースからみた理念・目的の適切性が認められ、個性化への対応も十分に果たしていると判断できる。研究科の理念・目的の適切性は、年1回開催される大学院研修会、毎月の研究科委員会等の種々の機会を活用して定期的に検証している。その他、大学院の『年度報告書』に、経営学研究科経営学専攻、各委員会、研究科委員会等について年度ごとの検証と総括を行っている。

I. 「理念・目的」について

改善すべき事項

大学院学則第1条では「広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と明記している。目的の達成のためには、引き続き大学院生の外国語の運用能力の一層の強化を図ることが必要である。特にアジアからの外国人留学生が多い本研究科では大学院生の日本語能力の向上が必要不可欠であり、その面での対策をさらに充実させる必要がある。なお、本研究科では2013年度からの大学院改革に併せて、上述の理念・目的に基づいたカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを設定しているが、これに即したカリキュラム編成と学位授与を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2013年度より、大学院の歩調に合わせて本学の中長期計画の一貫として、教育の質の一層の向上と教育の質の担保を目的とする改編を行った。そして社会のニーズに応じて国際標準化研究領域を設置したが、多くの企業のみならず官公庁からも高い関心を寄せられており、評価は高まってきた。さらに、学生満足度や学生募集状況検証をしながら更なる向上を図る。また、大学院生の外国語の運用能力強化として、全研究科学生を対象に開設されている「Academic English」、 「Academic Japanese」を履修するように指導し、本研究科の大学院生からも好評を得ている。特に、上記で述べたようにアジアからの外国人留学生が多い本研究科において「Academic Japanese」の役割は年々高まっている。今後は、全て英語（段階的に中国語も）で行う授業の実施も視野に入れ、カリキュラムの再構築を図りたい。

I-9-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本研究科では、大学院学則第3条の3第1項第7号及び同条同項第8号で養成する人材像を定めている。

専攻ごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを作成し、これを『履修ガイド』等に反映させ、一層の徹底を図っている。両専攻とも現職で従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員・英語教員の養成等を目標としている。英語教育専攻は2013年度から教場を町田キャンパスに移し、修士課程に直接進学する学群生も受け入れ対象とした。4年が過ぎた今年度になり少数ではあるが入学者が出はじめたことは明るい兆候である。日本語教育専攻は日本語学校の教員不足が目立つようになり、学士課程からの日本人進学者が他大学からの受験者も含め増える兆しが見えるが、女性の中国人留学生が大半を占める傾向は5年前から変わっていない。

I. 「理念・目的」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

日本語教育専攻では、背景の異なる多様な社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れてきた。共通科目は両専攻の外国人留学生と日本人学生が意見交換のできる場としての役割を果たしてきたが、両専攻の開講場所が異なるためカリキュラム上の位置づけに留まったままだが、2019年度以降に日本語教育専攻が町田キャンパスに戻ることで改善されるはずである。

改善すべき事項

日本語教育専攻では、「話しことば」の研究をする外国人留学生が多いため、以前は英語教育専攻の日本人ネイティブに協力を依頼する事例が見られたが、こうした交流は不可能になった。日本人の入学者が増えることを望む所以である。ここ数年、日本語教育専攻への日本人入学者は伸び悩んだが、日本語教員の不足から復調の兆しが見られる。中国人留学生の数に衰えが見られないことには変わりはないが、男性の大学院生が少数だが入学するようになり外国人留学生にとってよい刺激になっている。2年後にキャンパスが一つになれば両専攻の交流という点では改善が見られるだろう。ただし、現在の非常勤教員が相当数入れ替わる恐れがあり、その対応を迫られるであろう。

3) 将来に向けた発展方策

理念・目的及び身に付けるべき知識・技能・研究能力に一層の向上を図るため、様々な分野で非常勤教員の採用を求めてきたが、首都圏周辺から非常勤教員を求めることが望ましい。研究上の助言や、副査の依頼等を容易に依頼するためである。特に専任教員でカバーできない分野ではこうした条件の厳守が望ましく、日本語教育専攻が四谷キャンパス（千駄ヶ谷）から町田キャンパスに戻るとなればなおさらである。

I-9-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

理念・目的については、建学の精神、目指すべき方向性等に鑑みて設定しており、大学院学則において、臨床心理学専攻及び健康心理学専攻それぞれに定めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ストレスチェック義務化を2014年度より開始し、公認心理師の国家資格化が決定する等、心理学の社会的要請はこれまで以上に高まっており、本研究科の理念・目的は、社会のニーズに合致している。

I. 「理念・目的」について

改善すべき事項

養成する人材像に設定された身に付けるべき知識・技能はカリキュラムに反映しているが、個々の授業間の調整について検討し、より一層目的の体現を目指す。

3) 将来に向けた発展方策

社会的ニーズの高い国家資格である公認心理師法は 2016 年度中に制定・施行され、2018 年度には資格試験が実施される予定である。本研究科は、指定されたカリキュラムへの対応等国家資格である公認心理師の養成を目的とする教育機関としての位置づけを明確に示していきたい。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

Ⅱ. 「教育研究組織」について

II. 「教育研究組織」について

II-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学には、理念・目的を実現させるために、教育組織として、学士課程に5学群〔リベラルアーツ、芸術文化、ビジネスマネジメント、健康福祉、グローバル・コミュニケーション〕を設置している。それに加えて全学群の教育目標と連携させながら、個々の学生の「学びの礎」(Cornerstone)を作り、学生に個々の目標を達成する力を身に付けさせるために「基盤教育インスティテュート」を設置している。これらの教育組織が互いに連携して桜美林大学というユニバーシティを形成しており、相互に連携することで社会的な要請や学生のニーズに十分に応えることのできる教育組織を形成している。

大学創立50周年となる2016年度は、「グローバル・コミュニケーション学群グローバル・コミュニケーション学類」を開設した。それに伴って大学全体の入学定員は2,130人、収容定員は7,610人、在籍者数は8,787人(5月1日現在)となった。

大学の更なる発展と永続的な運営のため、2018年度に向けた教育体制の整備及び教育課程の改編について、学類化や収容定員増加も視野に入れた作業が、学長から委嘱を受けた副学長(企画・国際担当)を中心に各教育組織の長等をメンバーとして進めている。

大学院には、博士後期課程に2研究科2専攻—国際学研究科〔国際人文社会科学専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕—、博士前期課程・修士課程に7研究科10専攻—国際学研究科〔国際学専攻・国際協力専攻〕、経営学研究科〔経営学専攻〕、心理学研究科〔臨床心理学専攻・健康心理学専攻〕、言語教育研究科〔日本語教育専攻・英語教育専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻(通学課程)〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻(通信教育課程)〕を設置している。大学院の入学定員は213人、収容定員は439人、在籍者数は336人(5月1日現在)となった。

本学は大学教育開発センターを設置している。本センターは、大学の授業(大学院にあっては研究指導を含む。)の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を支援・推進すること並びに本学の教育研究活動等の状況を明らかにして、広く国内外の理解と支持を得るための諸施策を支援・推進することを目的としている。加えて研究の発展と推進を期して、国内はもとより国際的な水準において、学術・教育・社会の発展・向上に寄与することを目的に、9研究所、1センター、1プログラムを擁する総合研究機構を設置している。

教員組織として、研究上の目的に応じかつ教育上の必要性を考慮して学系を置いている。研究に関する事項及び専任教員の任用並びに昇任審査等、人事に関わる管理が学系に委ねられている。

本学の全ての専任教員は8学系〔人文学系、言語学系、芸術・文化学系、法学・政治学系、経済・経営学系、心理・教育学系、自然科学系、総合科学系〕のうちのいずれか1つに属している。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教育組織の適切性の検証については、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」第7条により、自己点検・評価委員会で審議することとなっている。大学全体の教育研究組織に関わる諸事項については教育研究評議会にて審議しており、情報の共有化が十分に図られている。学士課程と大学

II. 「教育研究組織」について

院の教育に関わる事項については、原則月 1 回開かれる 教学部門長会議及び学士課程教務委員長連絡・協議会において全学的に審議している。

各教育組織に関わる事項については、学士課程では、各学群教授会及びFD会議等において定期的に検証が行われている。基盤教育に関わる事項は、2016年度から組織としての基盤教育院を解消し、教員は所属せず、科目の管理を行う基盤教育インスティテュートとなったため、従来の基盤教育院会議に代わって、基盤教育インスティテュート会議を基本的には各学期に2回行った。

構成員は、インスティテュート長、各デパートメントチェア、各科目のコーディネーターである。教育内容が広範囲に及んでいるため、基盤教育デパートメント会議、外国語教育デパートメント会議、フィールド教育デパートメント会議及び各科目で担当者会議を適宜開催して検証を行っている。大学院では、大学院委員会、各研究科委員会、各専攻会議、教務委員会、大学院研修会、FD会議等において定期的に検証を行っている。教員の研究に関わる事項については、学系長会議及び各学系会議で審議と検証を定期的に行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育機能分野別に学士課程を5学群に再編したことで、社会の要請とグローバル化時代に適応した教育実践が可能となり効果が上がっている。大学院を7研究科体制に再編したが、これは時代の要請と社会の需要に対処させたもので、本学が取り組むべき高度な職業人養成の目的と合致したものとなっている。大学全体の教育研究活動に関わる運営組織は、教育研究評議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会等の大学学則及び大学院学則に規定する会議体に加え、組織横断的な教学部門長会議、学系長会議等があり、相互に連携しながら機能的な運営を行っている。

2016年度現在、各教育組織及び教育課程が中期計画に沿って学類化を含む改編に向けての準備作業に取り組んでいる。FD及びリトリート等を通して、各教育組織が現況の検証及び多様な学生に対する教育上の対応等について定期的に検討作業を行っている。具体的にはカリキュラムの定期的な見直し、適正な教育環境の整備等に努めており、着実に改善発展している。

グローバル・コミュニケーション学群においては、全112科目中約6割に相当する68科目が英語を講義言語とする科目を配置している。これにより、英語のみで開講する授業を履修することで学位取得が可能となった。

改善すべき事項

大学の教育機能をさらに強化し、発展させるためには教育研究活動の不断の推進を図ることが肝要である。本学が掲げる中期計画と各教育研究組織の現状とを照らして、具体的な問題点を明確にするための再点検を行うことが強く求められる。具体的には、履修学生数と開講クラス数のアンバランスな状態及び抽選科目の課題等、解決を要する事項が散見される。また、グローバル社会への対応のために、グローバル・コミュニケーション学群以外の学群及び研究科において、講義言語を英語のみとする開講科目数をさらに増やし、英語のみで開講する授業の履修で学位が取得できる教育課程やプログラムを構築することが望まれる。

入試の多様化、中学校と高等学校でのゆとり教育等に起因するものと考えられるが、学生の学力低下への対応が大学として急務である。そのためには大学入学者選抜の在り方について検証す

II. 「教育研究組織」について

ること、入学前教育の充実を図ること、高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携強化を図ること、初年次教育の充実を図るための具体的な対策を早急に練ることが必要である。大学としての質的転換に迫られている中で、2016年度に従来の3つのポリシーと比べてより一層具体的なポリシーの策定を行った。今後は、基盤教育インスティテュート及び各学群において、コア教育の在り方を含むカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーの継続的な見直しを行い、授業運営の改善に努め、教育の実質化を図り、教育に重点を置いている大学に相応しい質保証に取り組むことが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本学では、「教育力」及び「教育の質の向上」を目指して、様々な教育制度の改革に取り組んできた。具体的な改革作業としては、2000年度より客観的で厳格な成績評価の実施とGPA制度の導入、学生へのきめ細かな指導を行うためのアカデミック・アドバイザー制度の導入、履修単位のキャップ制度の導入、科目コード（ナンバリング）の設定、シラバスの実質化作業、単位制度の実質化への取り組み等、ハード面での整備を先進的に進めてきた。今後は、多様化している学生を念頭において教育実践の仕組み作りを早急に行うことが求められる。それに伴い退学者や休学者の数を減少させることに繋がるものと考えられる。FD等を通して教員一人ひとりの教育方針、教育内容、教育方法についての見直しを行い、教育力の向上に努めることが望まれる。

基盤教育インスティテュートはコア教育からインターンシップに至るまで充実したプログラムを提供している。コーナーストーン・センター、サービス・ラーニング・センター及びライティング・サポートセンターを開設し、学生サポート体制を整え、着実に実績をあげており、更なる発展が見込まれる。また、入学前教育としてeラーニングを活用した「さくら～にんぐ」を提供し、新入学生が大学の授業をスムーズに受けられるようにするための教育を施しており、高大連携事業の強化と相俟って教育の質向上に大いに期待できる。

大学全体としての将来に向けての発展方策の一つとして、eラーニングを活用した、基礎から専門分野に至る「層の厚い学士力の醸成」のための取り組みが挙げられる。本学ではeラーニングによる教員免許状更新講習に試行制度の段階から取り組んでおり、講義、試験、本人同定に至るまで、大学教育推進プログラム（教育GP（大学改革推進等補助金））の選定に伴う国からの財政支援を受けてノウハウを蓄積してきた。「新入生のためのリメディアル教育」に止まらず、「通常講義の補完や確認テスト」としても活用されている。PCのみならず、その他のICTツールも利用が可能になるような環境整備も進めている。今後はリカレント教育や通信教育の分野で幅広い活用を目指すとともに、将来的には学士課程及び大学院の多くの授業にeラーニングを導入することも検討したい。

II-2 人文学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

教育研究組織としての人文学系は、月例の定例会議（学系会議）を開催し、学系長は学系長会

II. 「教育研究組織」について

議、全学人事委員会、教育研究評議会が議題となった大学の諸問題について、詳細な報告を行うことにより、本学教員に求められていることや、研究力向上の必要性、文部科学省の考え方等に関する認識を高めている。

また、学系人事委員会は、学系としての適正な教員構成の維持のため、必要な採用人事、公正な昇任人事、任期付き教員の専任教員としての任用等、学系の教員構成に絶えず留意しながら活動を行っている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

学系では、紀要を年度ごとに発行し、2016年度は第8号を刊行した。

また、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の申請を推奨し、2016年度の新規申請は6件（分担者等を除く）あり、採択は2件（採択率 33.3%）であった。なお、2015年度からの継続分が6件あるので、2016年度の研究代表者としての受給は8件となった。さらに、研究分担者については、2件の新規採択があり、継続分と合わせて8件となった。

各教員には、年度ごとに「研究成果報告」に関する文書の提出が求められ、学系長がこれにコメントを付し、副学長・学長を経て、本人に戻されるシステムになっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学全体を研究組織の学系と教育組織の学群に分けていることから、教育組織とは異なる使命を持った学系が、教育現場とは異なる観点からの人事採用を行うことが可能になっていると言える。

教員の昇任人事に関しては、公平性に努め、学系は一定の役割を果たしていると思われる。

学系の紀要『人文研究』は、2016年度は学系から11本の投稿を得て、発行することができた。

さらに2016年度からは、教職センターで紀要の刊行が開始され、本学系からも2件が投稿された。上記の「研究成果報告」の提出等が、研究への取り組みに一定の刺激になっている。

改善すべき事項

大学が適切な人的リソースを維持・存続させて行くには、常に教員・教育組織を自己点検していく必要がある。その意味では、学系長は人事と研究についてはリーダーシップを発揮する必要があるだろう。しかし、年度途中から新採用人事の発議が教育組織に変更される等、学系の独自性が懸念されており、リーダーシップを発揮するための条件が十分であるとは言い難く、学系の責務、位置づけについて検討する必要があるかもしれない。

3) 将来に向けた発展方策

18歳人口の減少が進行する中では、大学の在り方をスピーディに再検討することが求められている。現在は、教員が学群と学系の2つに所属することとなっており、仕分けが難しい職務もあるため、2つの組織の構成については、今後、検討の必要があるだろう。

II. 「教育研究組織」について

II-3 言語学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

●教育研究組織の編成原理

言語学系は、言語に関する研究を行う専任教員で編成している。所属する教員が専門とする言語の種類は日本語、英語、中国語、フランス語である。研究内容の内訳としては、言語としての日本語・英語・中国語の研究を行う教員、これらの言語を母語として用いる人間の言語知識を研究対象とする教員、これらの言語を外国語として教える教授法の研究やその教員養成に関わる研究をする教員、コミュニケーション学研究とその教育に関する研究をする教員、新聞・テレビ等のメディアに関する研究をする教員、文章表現・口語表現に関する研究に携わる教員から構成されている。教員はことばを通しての国際理解の推進と、言語教育を通しての世界の平和に貢献できる国際人の養成という本学の目的に沿うべく教育、研究に携わっている。

●理念・目的との適合性

国際理解、国際人の養成という目的にかなうべく、本学系には上記の様々な言語の教育にあたる教員がいて、直接自分の研究する言語だけでなく、非常勤教員が担当するイタリア語・カンボジア語・モンゴル語・ラテン語・ロシア語等さらに数多くの言語教育においてもコーディネーターの役割を果たしている。また、旧基盤教育院のELPの教員もアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本と様々な国籍の教員が、様々な観点から単独又は共同で研究を行っている。

●学術の進展や社会の要請との適合性

日本人学生に対する語学力の養成及び広く外国人留学生の受け入れが社会から要求される中で、日本人学生への外国語教育及び外国人留学生に対する日本語教育を通して、社会の要請に答えている。また、教員は語学教育の研究成果を学会・研究会・公開講座等で学外に発信している。本学系の教員が様々な言語の研究や教育領域を持っていることは、英語だけでなく複数の言語を学ばせ、複眼的な発想を身につけることが求められるこれからの社会の要求にも合致している。さらに、本学は創立以来、英語と中国語を中心に語学教育に力を入れている。そのような意味で、この言語学系は、本学の「真の国際人を育成する」という理念・目的を実現するために相応しいものであると言える。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教員は、教員データベースへの記入及び随時の更新、また、年度末に「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を提出し、これによって、学系長は1年間の研究活動、研究内容が研究領域に相応しいものかを検証できるようになっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

言語学系として、各言語の研究・教育に携わる教員の組織ができ、学系の紀要が発行されていることで、大学院言語教育研究科・リベラルアーツ学群・ビジネスマネジメント学群ビジネスマ

II. 「教育研究組織」について

マネジメント学類・ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類・健康福祉学群・グローバル・コミュニケーション学群といった異なる教育組織で業務に携わる教員間での研究や教育に関する情報交換の機会が生まれ、異なる言語間での研究、教育に関する情報の交換や研究の交流の可能性が開けている。

改善すべき事項

研究面においては、個々の教員又は同じ言語の教員が共同で活発に研究活動を行って、それを教育に還元しているが、学系全体として、異なる言語間の共同での研究活動には至っていない。

これは、2015年度の年度報告書においても「改善すべき事項」の一つとして挙げたが、今後、言語教育の充実を図るためにも、学系全体として、言語や言語教育に関わる研究への取り組みが求められるため、2017年度以降も課題の一つとしたいと思っているが、2017年度からは可能な限り年度末に研究活動の報告等を行っていきたい。

3) 将来に向けた発展方策

学系の分け方として、言語学系と人文学系に分けられているが、言語ごとに分けた場合に、例えば、同じ英語や中国語を専門としている教員でも、言語学や教育学を専門とする教員は言語学系に所属し、文学を専門とする教員は人文学系に所属している。どのように学系を分けても、何かしらの問題は出てくると思われるが、言語学系は他の学系に比べても人数が多く、学外研修等の問題についても公平性に欠けるという意見も出ているため、将来的に学系の再編も考えていく必要があるであろう。

また、学群組織と学系組織という二重構造は、大学運営上の長所もあるかもしれないが、会議の数が増えたり、非常勤教員と専任教員の書類審査等の手続きが異なり、情報の共有に手間がかかる等、短所も多い。

今後は、学類化構想の際にこの二重構造の長所と短所を整理し、より大学全体の発展に備える必要がある。

II-4 芸術・文化学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

芸術・文化学系の理念は、学問的に構築された芸術論に基づく芸術・文化活動と教育である。

芸術は哲学的真理を具象化する作業であり、それは文化的実践に繋げていくべきである。2016年度は23人の教員が所属し、活発な研究・創作活動を繰り広げた。本学系は成立当初より、地域社会との連携を大きな特徴としてきたが、2016年度はさらにそれが強化され、社会的に大きく期待されている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

芸術・文化学系の所属教員は、大多数が芸術文化学群において教育にあたっている。研究・創

II. 「教育研究組織」について

作活動、また、パフォーマンス活動にあたる者が、その成果を本学の芸術文化教育に還元するという意味で、この在り方は研究と教育の両輪を円滑に進めるに適した形であろう。教育組織の長である学群長と、研究組織の長である学系長は常に連絡を取り合い、意見を交換しつつ、それぞれの責任の下で教育組織、研究組織が適切かつ明確に機能するよう運営にあたっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

地域と連携した活動は2016年度も活発であった。美術分野では「宇宙フェスタさがみはら2016」において、音楽分野と協力し、博物館プラネタリウムに投影する映像とバックの生演奏を、宇宙をテーマに発表した。演劇分野では「群読音楽劇 銀河鉄道の夜」、音楽分野ではパイプオルガンを一般に開放し、講座を実施した。

改善すべき事項

2016年度も担当授業が週10コマを超える教員が多数存在する。今後ますます授業負担が増えることは十分予測され、その中で実りある研究・創作・発表を持続していくことが困難であることは間違いない。この点は引き続き改善に努めるべきである。

3) 将来に向けた発展方策

卒業生の芸術分野でのコンクール受賞が相次ぎ、その中には世界的に評価の高いコンクールでの快挙も含まれている。これは大きな喜びであり、本学の教育成果の現れといえよう。今後も明確な成果が顕現されるように努めることはもちろん、教員自身の活動が学生・卒業生を常に鼓舞するものとなるよう、一層精進すべきである。

II-5 法学・政治学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

法学・政治学系会議は、社会学や実学である国際協力等、必ずしも法学・政治学のディシプリンに合致しない、学術領域を包含しており、研究組織としての理念・目的についてまとまりに欠ける傾向がある。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

責任主体、組織、権限、手続き等形式においては明確である。一方で組織体としての活動が低調なため、検証プロセスを適切に機能させる必要性が薄い。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

科研費の獲得を目標にしてきたが、努力が実り2016年度には1件採択された。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

ビジネスマネジメント学群とリベラルアーツ学群の教育組織が異なる教員が混在していることで、情報共有が必ずしもうまくいかない。

法学・政治学系とはいえ、研究領域が大きく異なるため、研究の活性化のためには、例えば研究所を中心にして、適宜教員が参集して研究体制を整える方が良いのではないか。

3) 将来に向けた発展方策

教員組織としての学系を解消して教育組織と一体化させ、研究組織としての役割は附置研究所の充実を図ることで達成する。

II-6 経済・経営学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

経済・経営学系は、経済学、経営学及び商学を包括する学系であり、当該学系と学問分野は一致しており適切である。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

当該学系の組織体制、運営体制は年度初めの4月の学系会議において、研究組織のメンバーの合意の下で編成している。学系会議は、「桜美林大学学系会議規程」第6条に基づき、学系長補佐2人、人事取扱い委員会（学系長及び2人の委員）、研究・編集委員会4人で運営している。学系会議の議事内容については、毎回、議事録を作成し、構成員の確認・検証を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

組織の運営体制が確立しており、適切な運営が行われている。研究活動も円滑に行われており、大学から出版助成の援助を受けた教員もいる。人事に関しては、3件の新任採用人事を人事学系会議で審議し次年度の採用に至った。

改善すべき事項

経済・経営学系の構成メンバーは経済グループと商学経営グループで構成されているが、年々、経済グループのメンバーの退任等に伴う補充がなされていない。また、2年後に当学系のビジネスマネジメント学群に所属する商学経営グループの教員が新宿百人町キャンパス（仮称）に移転することになっており、当学系の組織の在り方について再検討する時期にきている。

3) 将来に向けた発展方策

経済・経営学系において商学経営グループのビジネスマネジメント学群及び経営学研究科の教

II. 「教育研究組織」について

員は、2019年度に新宿百人町キャンパス（仮称）に移転することになっており、移転後は経営学系（仮称）として再編し、経済グループは町田キャンパスの経済学系として再編することが望ましい。

II-7 心理・教育学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学系は心理学と教育学を専門とする教員32人で構成している。主たる教育業務を行う教育組織は、健康福祉学群、リベラルアーツ学群、グローバル・コミュニケーション学群、教職センター、大学教育開発センター、大学アドミニストレーション研究科である。教育組織の必要に応じて、学士課程と大学院等授業を兼任する教員も多い。職位別では、教授が21人と多数で、准教授3人、講師5人、助教3人である。

心理学・教育学の両分野とも、現代社会の要請に適合した活発な研究活動を展開している。科学研究費助成事業の申請は3件、うち1件が採択された。また、交付継続は3件、研究期間延長が1件あった。研究分担者は、新規3件であった。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学系は、全ての学系教員で構成する「心理・教育学系会議」と、教授のみで組織する「心理・教育学系人事教授会」で運営している。学系会議においては、「学系長会議」、「全学人事委員会」、「教育研究評議会」で検討した諸課題を主たる報告事項及び審議事項とし、学系の教員からの発議も加えて協議している。学系長は上記三つの会議に出席し、大学全体にかかわる審議・報告の内容等を学系会議で教員に伝える。また、学系内の意見を集約して関連諸会議において発言し、大学と学系の組織的連携を図っている。

学系内には、「学系人事委員会」（委員2人）と「学系紀要委員会」（委員4人）が組織され、いずれも教育学・心理学の両分野から同数の委員を選出している。

所属教員の研究業績はデータベースに登録し、学系長が随時確認を行い、情報の不備があれば個別に連絡をとる。教員は、研究・教育・学内業務等を含めた「教員評価（目標計画）」及び「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を年度末に提出し、これにより学系長は、教員の年間の活動や成果を確認し、意見を付している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学系の構成員は「主たる教育業務」を行う組織が6箇所に渡るが、学系会議では、大学全体の運営に関わる事項を報告し、議論する。それによって構成員は広い視野で、教育組織間に共通の課題も認識することができる。

人事案件では、採用、昇任のいずれも適正かつ迅速に行われ、3人の欠員補充がなされた。

教員が自らの研究について話題提供を行う研究談話会は、多岐にわたるテーマで3回開催し、

II. 「教育研究組織」について

教育と研究の両面で、新たな発想を得る機会となっている。

学系紀要では、投稿件数が7編（論文4、研究教育活動報告2、研修報告1）と増加した。紀要編集委員会において、投稿規程の見直し、多様な種類の投稿の受け入れ、継続的な投稿呼びかけを行った成果と考えられる。

改善すべき事項

学系紀要では、今年度は投稿件数が増え、査読、校正の時間が十分取れなかった経緯がある。次年度は、編集日程に余裕をもって進めたい。

3) 将来に向けた発展方策

心理学と教育学という、関連しつつも独自の二つの専門分野で構成されていることを活かし、今後は両分野の教員の意見交換を活発化し、学際的な共同研究の可能性にも期待している。

II-8 自然科学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

自然科学系は老年学、医学、理学、航空工学の4分野を専門とする24人の理系教員からなる組織である。学系長が学系全体を統括し、学系会議を招集して全学的な会議での決定事項、課題について報告するとともに、必要な事案に関して審議し、学系を運営している。また、学系内には学系人事委員会を組織し、必要な場合に採用人事、昇任人事等の人事案件について対応している。

高齢化社会にかかわる問題、地震・気象等の自然災害、環境化学、航空運行技術に関連する諸領域を専門とする教員による研究活動は社会の要請に十分応えていると考えられる。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

研究業績等は随時教員業績データベースに登録し、それを学系長が確認・承認する体制ができている。また、各自が年度末には年度結果報告書を提出し、学系長が確認しコメントを付けて返却するようになっている。このようなプロセスを通して研究活動が適正に行われているか検証している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

研究論文、学会での発表、科研費の採択等で成果が出ている。

改善すべき事項

異なる分野からなる組織であり、それぞれの分野では充実した研究活動が行われているが、分野が異なり、また、一つずつの分野の構成人数が少ないため、自然科学系という研究組織全体として、まとまった研究は改善が望まれるが、困難である。

II. 「教育研究組織」について

3) 将来に向けた発展方策

定年退職者を見通した適切な人事計画と研究用のインフラの整備の継続が必要である。

II-9 総合科学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

総合科学系は、情報学・環境学、健康・スポーツ科学及び福祉学・生活科学の3分野からなる、幅広い応用科学を中心とする教員26人で構成されている。

これらの分野は本学の建学の精神で謳われている「教養豊かな識見の高い国際的人材の育成」において欠かすことのできない学問分野である。また、本学園のモットーである「学而事人」（学びて人に仕える）を具現化する学問分野である。さらに、どの分野も社会的なニーズが急激に高まっていると同時に著しい発展を示しているのが特徴であり、現代社会の要請に適合した分野から構成している。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

学系は、「桜美林大学学系会議規程」に基づき、学系長の設置・役割、学系会議の組織・権限・手続き等を規定している。さらに総合科学系では、2016年度に「桜美林大学総合科学系の学系会議の運営に関する内規」を定め、構成員、議決、委任、電磁的方法による開催等について明確にした。

総合科学系では、所属する教員構成を年度当初に明確にしておき、学系会議は毎月開催している。また、教授で構成される学系人事委員会を必要に応じて開催し、学系内の人事に関して検討審議する体制を構築している。これら会議は事前に開催通知がなされ、欠席の場合は委任状を提出する等、会議運営の方法も適正化されている。

人事に関しては、学系人事委員会が審査委員会を選出し、その報告を受ける手続きを明確化している。また、紀要に関しても3分野の紀要委員が集まり紀要委員会を構成し、紀要の出版に関する連絡・検討を行う体制を構築している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

総合科学系は、所属する教員の教育組織が、リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群、芸術文化学群の4学群にまたがっている。このため、4学群にまたがる視点構築、研究等に係る情報交換を行うことができている。

2015年度からは、学系会議資料及び議事録は学内ネットワークに保存・公開し、構成員による情報の共有を進めた。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

総合科学系は異なる3分野で構成しているが、人事委員会の分野毎の構成人数に差があり、人事の審査に人員の不足が生じている分野がある。他学系や准教授を審査員に加えることで対応してきたが、学系組織の機能を適切に維持するためには、バランスのとれた教員の配置が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

バランスのとれた教員の配置を進める必要がある。

II-10 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学は教育組織と研究組織が分かれているので、ここでは教育組織の観点から記載する。リベラルアーツ学群の教育目的である「広範な知識と深い専門性」の追究を踏まえ、人文科学、社会科学、自然科学の広い分野にまたがる多数の教員が所属している。本学群には、33の専攻プログラムを設けており（2015年度以前のカリキュラムでは37の専門分野）、学生はそこから卒業要件として、少なくとも1つの専攻プログラムを「メジャー（主専攻）」として選択しなければならない。専攻プログラム間にはいわゆる「障壁」はなく、当該専攻プログラムを選択した学生のみが履修可とされる授業もほとんどない。したがって、学生は専攻プログラムを超えて、ほぼ自由に科目を履修することが可能となっている。また、「メジャー」に加えて「マイナー」と呼ぶ副専攻選択方式があり、複数の専攻プログラムをメジャーあるいはマイナーとして選ぶことを学生に推奨している（「ダブルメジャー」、「1つのメジャー+1つのマイナー」、等）。つまり、33の専攻プログラムを有機的に関連させることによって、リベラルアーツ学群という一つの教育組織を構成している。こうした多様でかつ緩やかな組織編成は、リベラルアーツ教育の実践にあたっては当然かつ不可欠となっている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

人文科学、社会科学、自然科学からなる33の多彩な専攻プログラムで構成するリベラルアーツ学群であるが、その組織の適切性については、まず学群教授会が責任主体として検討・議論・決定する。しかし、分野が多彩で数も多く、各専攻プログラムの在り方について、その全てを学群教授会で扱うことは困難なため、以下の「III. 教員・教員組織」で説明する「区分」が大きな役割を負っている。「区分」の下には、33の専攻プログラムが分属しているが、分野によって異なる教育方法や内容、所属教員の人数の違い等を考慮して、区分あるいは専攻プログラムのレベルでは、あえて検証の手続きや権限を学群として統一することは行っていない。しかしながら、2015年11月定例理事会での学類制導入の決定を受けて、人文学類、社会学類、自然学類の3つの学類に各専門分野を配置し、それぞれの学類にはどのような科目を設置すべきか等、新しい教育体制の構築に向けて、現在、将来構想委員会や各学類のワーキンググループで議論を行っている。

II. 「教育研究組織」について

る。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

33の専攻プログラムは、本学群の目標を追究するには十分な多様性であり、所属する教員の専門分野も多岐にわたるため、学群全体としてはリベラルアーツ教育の特徴を活かしつつ学生の育成を行っている。また、いわゆる自然科学系の専攻プログラムの存在は、本学にはみられなかった新たな分野と視点を加えており、本学群のみならず大学全体のイメージと内容の充実に寄与している。また、2016年度から学生の履修状況を勘案しながら、副専攻のみ設置していた「博物館学専攻プログラム」に主専攻を追加することを教授会として決定した。このように学生の履修動態に注意を払うことで少しずつではあるが、教育組織の変更を行って、学生のニーズに応える努力を行っている。

改善すべき事項

33の専攻プログラムの存在は、リベラルアーツ教育の強みとなる反面で、教育実践や組織運営において困難な状況を生み出していることも事実である。カリキュラム自体が複雑であるため、教務、入試、将来構想、人事等をはじめとして、各種委員会の業務も複雑化しており、さらには学生数が格段に多いことによって(入学定員950人)、教員の全体的な負担は確実に肥大している。

上記「1) 現状の説明(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて」の冒頭で述べたように、本学では学群と学系で組織が異なるため、これがさらに教員の日常的業務を増やすことに繋がっている。こうした課題とは別に、上記「1) 現状の説明(2) 教育研究組織の適切性の検証について」で述べたようにリベラルアーツ学群への複数学類の導入に向けて、リベラルアーツ教育の特徴である「幅広い視野と高度な専門性」を維持しつつ、学生にとってより、検討を進めていく予定である。

3) 将来に向けた発展方策

本学のように、学生の教育に大きな力を注いでいる中規模の私立大学において、教育と研究を明確に分類できるかどうか疑問である。学類化やキャンパス移転を検討している学群があること等からすると、学類制を導入する際に学系の在り方、即ち学類と学系の役割を検討し、学系の役割を見直すことは避けて通ることはできないものと考えられる。

II-11 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学の学士課程教育は教養型教育組織(リベラルアーツ)と専門教育型教育組織(プロフェッショナルアーツ)に分かれており、芸術文化学群は後者に属している。本学群は演劇、音楽、造形デザイン、映画の4つの専修で構成され、各分野で将来プロフェッショナルとして活躍できる

II. 「教育研究組織」について

人材を育成することを目指している。

本学群は、「芸術の専門知識を身に付け、芸術を学ぶことで人格形成を行い、幅広い分野において芸術文化を支える人材を育成する」という理念に基づき「芸術を学びの中心に据えながら、幅広い知識と教養を身に付け、個人の価値を尊重して創造性を培う専門家を育成すること」を目的とする。本学の学群制は縦割りではなく学生が自由に自分の学びを構築できることを特徴としており、4専修がそれぞれの独自性を尊重しつつ、講義科目と一部の実技科目を他専修にも履修可能にし、総合的に芸術を学ぶ機会を提供している。さらに他学群の科目も履修可能であり、幅広い視野を持ちグローバルに活躍できる専門家の育成という目的に照らして適切である。

芸術は、人間が生きていく上で、その生をより豊かなものにする必要不可欠なものである。価値観が多様化し、生きる意味も見失われがちなこの混沌の時代に、芸術を通して人格形成を行うことを目標とすることは極めて重要であり、演劇、音楽のパフォーミングアーツと造形デザイン、映画のビジュアルアーツ両面を網羅する教育組織は、その目標に照らして適切である。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学群は、2000年度に文学部総合文化学科として発足し、2005年度に演劇、音楽、造形デザインの3専修から構成される総合文化学群として独立、2007年度に映画専修が加わった。その後2013年度に芸術文化学群へ名称変更した。入学定員も当初の100人から250人へと増加している。

本学群は、プロフェッショナルの育成を重要な教育目標としているが、それだけでなく、その他の分野においても、応用力と適応性を発揮できる有能な人材の育成を教育目標としており、これまでの教育組織の変化は、社会のニーズを踏まえ不断の見直しを行ってきた結果である。毎月開催される教授会、専修会議等において、教育組織及びカリキュラムの適切性が検証され、改善の必要があれば次年度の開講科目検討に際し反映させている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群の学生の学内外での作品発表、公演等の芸術活動はきわめて旺盛であり、学生の作品も外部で複数受賞している。また、卒業生の各芸術分野での活躍や受賞もあり、本学群の芸術教育はプロフェッショナルスクールとして成果を上げてきており、優れたプロフェッショナルを育成するという目的を果たす点において一応の評価は得られている。また、地域との連携や貢献も着実に実績を上げ、アウトリーチ活動も単なる公演や作品発表ではなく、その芸術活動を通して社会と強くつながり、社会の活性化に一定の役割を果たしている。しかし、他の芸術系上位大学・各部と比較すると、教員のレベル、数、カリキュラムの豊富さにおいて見劣りする部分も少なくない。

改善すべき事項

本学群の4専修はそれぞれ個性が異なり、その独自性を際立たせながら成果を上げてきたが、その反面、各専修の壁がやや高くなり芸術を総合的に学ぶという学群制の特色を活かしき切れていない点は改善が必要である。また、4専修の学生募集力には差があり、まずは各専修が安定的に学生を確保できるよう、カリキュラム及び入試方法等の見直しが必要である。

II. 「教育研究組織」について

3) 将来に向けた発展方策

若年人口が年々減少していくのに加え、芸術系は景気が回復しても就職につながり難いという印象を持たれる中で、本学群は健闘しているといえる。2018年度に向けて、本学群の収容定員増加、専修の再編に向けて計画が進んでいる。また、それ相応の教育施設の整備・拡充が必要であり、本町田キャンパス（仮称）への移転を視野に入れたカリキュラム、教員構成、施設計画の検討に入っている。

II-12 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

ビジネスマネジメント学群は、職業に直接結びつく教育を行うため、教育の現場に実務経験者を多用して実践教育を推進している。経営学はきわめて実践性の高い学問であり、研修や実習を充実させ、教室での座学と組み合わせることによって学びの水準を高めている。本学群が目指しているのは単なる実務教育ではない。どのような業界に身を置くとしても、経営環境が大きく変化し、過去の経験が役立たない時代の職業人に必要な現実を直視したビジネス教育である。実務経験者の役割は教室にビジネスの現場を持ち込むことであり、また学生をビジネスの現場に連れて行くことでもある。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学は、教育組織である「学群」と研究組織である「学系」とに明確に分けた体制をとっている。教育組織であるビジネスマネジメント学群は、ビジネスマネジメント学類とアビエーションマネジメント学類の2つを設置している。各学類では学類会議を毎月開催し、学類内での教育上の諸問題を審議して解決に向けた対応を図っている。学群教授会は、両学類に共通した学群全体に係わる教育上の諸問題を審議して解決に向けた対応を図っている。また、教授会の下に各種委員会（教務委員会、入試委員会、学生委員会、就職委員会等）を設置し、問題の洗い出しと分析及び解決案の策定を審議している。なお、教授会・学類では内規を定めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学群は専門的知識を持って広く社会で活躍できる人材を育てている。その成果は就職内定状況に現れているといえよう。厳しい就職環境の中で一貫して高い就職内定率を確保できているのはこうした学群教育の成果である。しかし、就職内定率の高さと学生が希望する就職ができていのかどうかは別の問題である。この点については就職支援体制の進化が必要であり、教務委員会と就職委員会の連携が不可欠である。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

就職活動で問われるのは、大学で学んできたことや働くことに対する意識である。出口（就職）を意識した教育を行うためには、職業意識を育てる実践教育とともに専門教育に入る前のいわゆる初年次教育もきわめて重要な要素である。スタディスキルズを身に付ける初年次教育の重要性について教員の共通認識を高める必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

初年次教育に対する共通認識の育成はFDが重要となる。

学生の職業意識を高めるためには企業や地域との連携がより必要である。

就職内定者や卒業生との交流をより充実させる必要がある。

II-13 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

健康福祉学群は、「I. 「理念・目的」について 1) 現状の説明 (1) 理念・目的の設定について」のように、本学の教育理念であるキリスト教主義に基づく教養豊かな識見の高い国際的人材の育成を行うことを理念・目的としている。その目的を果たすべく、社会福祉専修、精神保健福祉専修、健康科学専修、保育専修の4専修での教育を行っている。学而事人を実践できる健康と福祉に関する有意な人材の養成するに相応しい構成となっている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教育組織の活動及びその適切性については、学群長を議長とする学群教授会にて審議、検討している。権限や手続きについては、健康福祉学群教授会細則で明確に定めており、検証プロセスを含めて適切に機能している。教授会細則は本学群の共有サーバーに掲載し、専任教員は随時確認できる。また、それぞれの専修の教育については、毎月専修会議を開催して適切性を検討している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教授会は公正かつ適切に運営している。健康福祉学群教授会細則については、教授会等を通して必要に応じて随時見直しを図っている。

改善すべき事項

本学の組織は、現在教育組織と研究組織が分けられているが、両者は連動するものであり、連携をとり、一体化して進むことができるよう改善を希望する。

II. 「教育研究組織」について

3) 将来に向けた発展方策

教育組織と研究組織の一体化について、大学全体で検討を進めることを希望する。

II-14 グローバル・コミュニケーション学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学群は本学の「学群・学系」を基軸とする教育研究体制の中で、「教育組織」の1つとして機能している。本学群は語学を中心に人文科学、社会科学の広い分野にまたがる多数の教員が所属している。本学群内には3つの特別専修プログラムを設けている。学生が入学時に専ら学修する言語を1つ選択し、4年間の学修の結果、学修言語の特別専修で卒業となる。また、日本人学生においては母語である日本語を除く2か国語ができる学生は、英語特別専修プログラムの必修科目の一部を修得した後、学修言語で開講しているグローバル・スタディーズ科目を履修することで、「グローバル教養専修」として卒業することも可能である。こうした多様なプログラムの提供は、グローバル人材の養成を目指す本学群の教育の実現に相応しいものである。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学群は英語、中国語、日本語の3つの特別専修を設置し、基礎教育科目（ガイダンス科目、学群共通科目）、専攻科目（語学技能科目、グローバル・スタディーズ科目）を配置している。各特別専修及び語学プログラム単位で定例会議を毎月開催し、教務や留学等の諸問題の解決策を議論している。学群教授会は、学群全体に係わる教育上の諸問題を審議し、意思の疎通や問題解決を図っている。

教授会の下に14の委員会、例えば教務委員会、入試（オープンキャンパス）委員会、留学委員会、R J・国際交流委員会、学生（学生プロフィール）委員会、FD委員会、PDCA委員会等を設置し、委員会ごとの問題点の整理と解決案の策定を議論している。

また、「グローバル・コミュニケーション入門」や「外国語修得法」等の科目に専任教員によるコーディネーターも用意し、授業内容の充実を図っている。

さらに、執行部会議を毎週開催して、学群全体に関わる全ての案件を議論し、教授会に審議事項として提示、又は報告をしている。執行部会議は、教授会を円滑に運営するための機能を果たしている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群は、全体として生きた語学教育の特徴を活かしつつ学生の育成を行っており、基礎教育科目から専攻科目までの数多くの科目が英語・中国語・日本語で同時に開講している。この試みは本学群のみならず本学のイメージ向上にも寄与している。また、語学力の向上に加え、アクティブ・ラーニング、グループ・プロジェクト等を授業に取り入れているため、チームワーク、プレゼンテーション等の能力が身につけてきている。

II. 「教育研究組織」について

教育組織の面においては、特別専修だけでなく、基礎教育科目（ガイダンス科目、学群共通科目）、専攻科目（語学技能科目、グローバル・スタディーズ科目）の教育プログラムごとの会議も開催し、問題検証に努めている。

改善すべき事項

本学群の専攻科目は既設の「Reconnaissance Japan」（R J）、「考察日本」プログラムの科目を利用したものが多く、設置理念との整合性に少々課題がある。今後、語学とグローバル・スタディーズ科目との有機的な結びつきを可能にするべく、カリキュラム改革を行っていく。また、「インターンシップ」や「フィールド・スタディ」等の「現場実習プログラム」の充実も図る必要がある。

また、3言語による語学プログラムを置いているが故に、ややもすると縦割りの構造になりがちである。学群としての意思決定のプロセスを整理し、1つの学群としてより効果的に教育効果を上げられるような仕組みを構築する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

本学では、学術研究より学士課程教育に大きな力を注いでいるが、教育現場に直面していない学系が教員の採用や昇任等の機能を有することには、改善の余地があると思われる。現実に合わせて学群と学系の役割分担を見直すことは必要である。

II-15 教職センター

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

教職センターは、現在教職課程（中等教員養成）と博物館学芸員課程を設置しているが、本センターの教育研究組織編成原理は以下の二つに規定している。一つは、本学の建学の精神であり、もう一つは国の教育政策である。

本学の教育理念は、国際的かつキリスト教的人道主義に立った教育実践を行い、国際平和を実現する人材の育成を目指すものである。この理念・目的の下に、教育を通して人材を育成することの当然の帰結として教職課程と博物館学芸員課程を設置し、学校教育、社会教育を担う人材を世に送り出している。

大学の目的（学校教育法第52条）を尊重し、大学設置基準の第6章教育課程に定められている教育課程の編成方針（第19条）等に則って教育課程を運営している。また、教育職員免許法に基づく教職課程と博物館法に基づく博物館学芸員課程を、その施行規則により運営している。

2007年度には教育三法の改訂が行われ、特に、教育職員免許法の改訂により教員養成の厳格化が求められている。その後の中央教育審議会の答申や法令改正においても、教職課程の履修指導と「教職指導」の徹底がより求められている。本学においては、それらの動向を踏まえて教職への意欲が十分で、かつ、教職の使命を強く認識できる教員の養成に積極的に取り組んでいる。

特に、2016年度は2017年度に実施される再課程認定申請に向けて、学内での共通理解を深め、

II. 「教育研究組織」について

教科ごとの科目編成等について具体的に検討、準備を進めた。

本学の博物館学芸員課程は、1995年度に開設以来、2015年度に20周年を迎え、全学の学生に開講している。本学の建学の精神に基づき、実習プログラムには国際的視点を含めたもの、人格形成にもつながる物の見方や考え方、人との接し方、さらにはバリアフリー等の視点を含めた実習を準備している。

2008年度の博物館法の改訂に伴い、2009年度に同法施行規則が改訂公布され、学芸員養成のための必修科目増が2012年度から実施された。本学では、既に法改正の前からこの準備に取り組み、「博物館実習」に「学内実習」を位置づけ、「博物館展示論」を先行開講する等、先進的な取り組みを行ってきた。この改定に伴い2009年度に文部科学省から刊行された『博物館実習ガイドライン』では、本学の实習形式が一つのモデルとされた。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教職センター内の課題及び関連機関に関する課題を検討、連絡する定例の教職センター会議、教職課程独自の課題を検討する教職課程運営会議・全学教職課程運営委員会と、博物館学芸員課程の固有な課題を検討する学芸員課程運営委員会で組織している。なお、本センター内の教職課程は、主として中学校・高等学校の教員養成に関する課程の教育を担当している。

教職課程の運営のため、大学全体で教職課程に取り組む組織である全学教職課程委員会を設置している。2016年度は2回開催し、大学全体での協議や意見交換を行い、教職の全学的な課題やカリキュラムの改善に取り組んだ。特に、本委員会では、2014年度より大学推薦に応募する推薦学生の選定作業を進めている。同委員会内に、作業委員会を設置して大学推薦に関する内規を作成した。2015年度以降の大学推薦の方針、運営方法は同委員会作成の内規に基づき、実施している。

全学教職課程委員会での意向に即して実務的に中学校・高等学校教員養成教育を運営していくために、毎月1回定例の教職課程会議・全学教職課程運営委員会を設けている。同会議は本センター所属の専任教員（教職課程）と教職センター事務職員で組織している。また、2016年度秋学期からは、文部科学省の再課程認定申請への対応のため、月に1度、カリキュラム委員会を設けている。こうした運営会議を通して、中等教員養成教育に関するカリキュラム運営、教育実習に関する手続きや指導、教員採用試験対策講座等により教員養成教育を展開している。教職課程の運営は、専任教員（教職課程及び博物館学芸員課程）と事務職員で構成する定例の本センター会議に報告、検討している。

本学の教職課程をより円滑に進め、かつより発展するために、学外の研究連絡機関である全国私立大学教職課程協会・関東私立大学教職課程協議会・東京地区教職課程研究連絡協議会等に参加して、本学教職課程の運営状況を点検して改善を図っている。また、地域の教育委員会とも協力関係を築いて広く情報を得て本学の教職課程を運営している。2016年度は横浜市と大学との協働委員会に参加して、情報収集、実習校確保等の面において、成果を上げている。

また、博物館学芸員課程の運営のため、大学全体で学芸員課程に取り組む組織である学芸員課程運営委員会を設置している。本委員会は年5回程度開催し、大学全体での協議や意見交換を行い、学芸員課程の全学的な課題やカリキュラムの改善等に取り組んでいる。

博物館学芸員課程の日常的運営は、専任教員及び教職センター事務室との定例会議である本セ

II. 「教育研究組織」について

ンター会議において、協議・報告し検証している。実務的な運営に関しては、科目担当専任教員、実習担当専任教員で組織している学芸員課程運営委員会を設置して、カリキュラムや学生指導等について協議し運営している。また、予算執行や運営上の事務的打ち合わせの場としては、担当教員と事務担当者による定例ミーティングを開催している。

近隣市町・都県・国での博物館協議委員会や評価委員会への参画や、学外研究機関である全国大学博物館学講座協議会及び同東日本部会での研究会や協議会に積極的に参加する等して、本学学芸員課程の運営状況を省察し、改善を図っている。

なお本学は、2012年度から2015年度まで全国大学博物館学講座協議会東日本部会の会長校を務め、現在は同部会の委員校並びに同協議会の全国委員校（2013年度から）の要職にあり、全国大学の博物館学芸課程教育の充実のため、関係各校とともに活動をしている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

文部科学省より、大学教育全体を通しての教職課程教育の組織運営が強く求められている。本学では従来から全学教職課程運営委員会を設けていたが、全学的な同意に基づき教職課程を運営する機能を十分果たしていなかった側面もあった。しかし、教科担当者、教職担当者が共同で授業科目「教職実践演習」のシラバスを作成する等のカリキュラム構築に取り組んできた。また、2014年度は大学推薦応募の多数の推薦学生を選定する作業を通して、実質的に全学的な規模で取り組む機会となった。教職課程では推薦学生を選定までの道筋、事務手続き等の詳細な原案を立案、提示して、全学教職課程運営委員会に諮りつつ作業を進めた。秋には、作業委員会を立ち上げて大学推薦制についての手順の内規の制定を検討して、全学教職課程運営委員会の実質的な役割を明らかにする活動を行った。今後も各学群との連絡をさらに密にして、本学の教職課程の運営の中心が同委員会であることを全学により浸透するよう努めたい。

定例の教職課程会議・教職課程運営委員会では、本学の理念の実現としての教職課程教育の展開の有り様を中心に教職課程登録学生への具体的な指導、支援を主たる議題として検討、実践している。検討事項は通常のエデュケーション活動の運営が中心であるが、その他、学内との調整、連絡に関する事項、他大学や教育委員会との連携に関する事項、正規授業外の教職指導室の運営やエクストラカリキュラムの立案、卒業生教員への支援等多岐の課題を扱っている。

特に、教職課程、博物館学芸員課程の教育、研究において、大学の内と外と連携、協力していく必要があるが、教員・職員とも協力的に運営している。しかし、あまりにも少ない専任教員数で対応しているのが現状である。教員、職員とも余裕のない状況で、十分満足する成果を上げることはできなかった点もあった。より成果を上げていくためには、教員、職員の増員が不可欠である。

博物館学芸員課程では、2012年春に国内で初となる全盲学部生の学芸員有資格を輩出した実績を基に、全国で唯一の健常者を含めたバリアフリー実習を展開している。桜美林資料展示室の運営や資料整理を通じた「学生学芸員」の活動や『展示室だより』の発行を、学生の主体的な取り組みとして実践し、学生の意識を高めている。

学園全体への貢献としては、学芸員課程が中心となり、2006年度に「桜美林学園創立60周年記念展示」、2012年度に90周年記念展示として「J.F.オベリン記念展示」を開催した。また、町

II. 「教育研究組織」について

田市立博物館等地域の博物館との連携により、展示や研究活動の進展を図り、相模原市の「アートラボはしもと」との提携により、博物館実習の場を拡大するとともに、開かれた学芸員養成教育をより強化している。なお、2015年度からは、「東京都埋蔵文化財センター」と連携して考古学資料に関する学内実習を開始し、より実践的かつ実務的な実習にも取り組んでいる。

改善すべき事項

教職課程の運営において、全学的組織である全学教職課程運営委員会の存在をさらに明確化してその機能の強化を図るべきである。即ち、各学群と教職課程との連絡を密にして理解を深めて、課題を共有して全学的視野に立った教職教育をより充実させていく必要がある。

より高次の教育、研究組織に改善していくためには、各教員がもっと余裕をもって、外部との活動に積極的に参加し、その活動からの情報を学内で共有して、各課程の状況を検証、検討して向上できるようすべきである。そのためには、専任教員、助手、職員の増員が不可欠である。

2021年度の学園創立100周年に向けての本学園初の学園史編さんに当たっては、これまで学芸員課程と「清水安三記念プロジェクト」が中心となって整理を進めてきた学園史関連資料が基本となる。今後、学園史刊行の実現に向けて、現在の体制では予算的にも人員的にも困難があるため、専任職員を配置した組織として「学園史編さん室」もしくは「学園史資料室」を設置する必要がある。

また、学芸員課程と連携を取って対外的実物教育活動を進めている「草の根国際理解教育支援プロジェクト」についても、現在は任意のプロジェクトとなっているため、学内での組織化を図り、近隣の小学校、中学校及び高等学校と連携した国際理解教育を進めていく必要がある。こうした地元の学校と連携した実物教育、近隣博物館と提携した博物館実習、学内での展示会等をより推進するためには、それらを専任で担当する職員（学芸員）の確保は欠かせない。

また、「桜美林資料展示室」を発展させて「草の根国際理解教育支援プロジェクト」も包括した「桜美林博物館」を設置し、全学的な学園史教育及び学芸員養成のための本格的な実務実習教育の場とするよう改善を図るべきである。

3) 将来に向けた発展方策

学内の教職課程に関係する部局や教員免許状更新講習講座等関連する関係部署の統合、再組織化して、全学の教職課程が統一的な教育研究組織を形成することによって、より建学の理念を顕在化する合理的な運営が可能となるであろう。

また、これまでのように、教職課程は単に教員の免許状取得を目的とする、博物館学芸員課程は学芸員の資格取得を目標にするといった狭義な教育目的観から脱却する必要がある。

教職課程においては、「卒業生教員研究交流会」や教員免許状更新講習講座等を通して、卒業生教員、卒業生との連絡、関係を密にして、本学が生涯を通して学び続ける教員の育成に系統的に取り組むことがより可能となり、無形の一貫教育が実現でき、本学の建学の精神をより広く社会に流布することによって、社会貢献ができる。

本学の歴史、創立者清水安三、清水郁子は日本の歴史において注目されてきた人物であり、現在の日本の有り様や国際平和を検討する際、創立者たちの言説から社会に対して貴重な示唆を提供できる存在である。創立100周年が良い機会となるが、学園史等を中心とした「桜美林博物館」

II. 「教育研究組織」について

や「大学史料センター」を設置することにより、本センター内の教育を充実させるだけでなく大学として発展することができる。その理由は次の通りである。

第一に、大学博物館や大学史料センターを拠点とする、特色ある学芸員教育を発信することがより可能となり、全国の大学での博物館学芸員課程のモデルとなろう。第二に、「桜美林博物館」や「大学史料センター」が設立されれば、卒業生、関係者をはじめ、研究者の訪問や交流が可能となり、学園史を軸とした社会貢献が積極的に展開できるであろう。

本学での教職課程や博物館学芸員課程の履修が、学生のより豊かな人生の実現に役立てることができるよう、意味のある学修とすべく、1年次で行う「ガイダンス」において、履修に向けた動機づけの確認と学ぶ意欲の喚起を丁寧に行うよう2016年度も積極的に取り組んだが、さらにプログラムの充実を図りたい。

また、教育実習及び博物館館務実習に派遣する条件を厳しくすることで、中学校・高等学校や博物館等の信頼を得て、より質の高い教員、学芸員を輩出していきたい。精選した学生グループの派遣を継続することで、実際の教員及び学芸員として社会に本学の人材を送り出す等の取り組みをより積極的に行うべきである。

また、卒業生との交流の機会を企画運営して、専任教員、本学卒業教員、在学生を含んだ教育現場における課題を共有して、共同研究の場を広げ更なる発展に努力すべきである。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ－１ 大学全体

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学では、教員の新規採用・昇任は「桜美林大学教員任用・昇任規程」に則って資格要件等を踏まえて適格かつ適正な教員審査を行っている。昨今、多様な学生が学士課程で学んでおり、専門科目の学びの礎となる基礎的知識を確固たるものとするための基礎教育の充実が以前にも増して重要視されるようになってきている。教育課程の見直しや再編等の必要性も然ることながら、学生を指導する教員にはより一層の教育力の強化、授業デザインを発展させる等の職能開発が求められる。今や教員の職能開発無くして学士課程教育の実質化は望めない。

本学が教員に求めるべき能力・資質等は、上記のような学士課程教育に十分対応が可能で、成果が期待できる教育力を備えており、熱意を持って授業に臨み、学生のことを最優先に考え大事に育てようとする意欲を有し、使命感に燃える者であることである。優れた教育を実践しようとする者は、教える技術と教えるべき内容及び知識とを車の両輪のごとくに備えていなければならない。但し、教育は決して情報や知識の授受のみで完結するものではなく、学生とコミュニケーションが十分にとれること、学生指導に熱意を有する人材であることも必要条件となる。昨今、教育と研究を分離して考えようとする傾向があるが、両者は相関するものである。そのため大学の教員には、教育力のみならず研究力も要求される。

本学では、従来の学部・学科制の縦割り組織を廃して、教育組織が教育課程を柔軟に変更・再編できるようにするために、学群制と学系制を採用している。学系は教員の大学における「本籍」（専門領域・研究領域）であり、学群等の教育組織は「現住所」（授業担当）に例えられる。学系長は各教員の「戸籍」を管理するとともに、研究と教育の両面での「活動状況」を把握し、指導や助言等を行う役割を担っている。この制度を基盤として、各教育組織はその目的に従って教育課程を編成し、その運営に必要な人材を学系に求めるという構造になっている。

授業科目と担当教員の適合性を判断するために、まず採用選考時に書類審査において教育研究業績、経歴等の審査を行い、学系による面接では、意欲、熱意、協調性等の人物面の確認を行うとともに、模擬授業を課して教育力についての確認と判定を行っている。

2016年度（5月1日現在）の教員数は、専任教員等が250人（うち教授数151人）（男181人、女69人）、非常勤教員等が678人（男406人、女272人）となっている。また、専任教員として助手9人（男4人、女5人）を擁する。非常勤教員が72.4%を占めており、非常勤教員の依存率が高い状況にある。

学系別の専任教員数（250人）は、人文40人、言語49人、芸術・文化23人、法学・政治18人、経済・経営38人、心理・教育32人、自然科学24人、総合科学26人となり、構成人数の点で最も多い言語学系が49人であるのに対して、最も少ない法学・政治学系は18人でおおよそ3倍の差がある。

一方、主たる教育組織（学群等）別の教員数（259人）（なおこの数値には、助手9人が含まれている。）は、「学士課程」238人（リベラルアーツ学群104人、芸術文化学群29人、ビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類28人、ビジネスマネジメント学群アビエーションマ

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

ネジメント学類 10 人、健康福祉学群 32 人、グローバル・コミュニケーション学群 30 人、教職センター 5 人)、「大学院」19 人、「附置センター・別科等」2 人である。全体の 40%の教員が、主たる教育組織をリベラルアーツ学群としている。なお、非常勤教員に最も依存している教育組織はリベラルアーツ学群の 332 人 (49%) であり、次いで芸術文化学群の 118 人 (17.4%) である。

全専任教員はいずれか 1 つの学系に属しており、原則月 1 回開催される学系会議 (教育組織における教授会に相当) に出席することとなっている。また、全専任教員はいずれか 1 つの教育組織を主たる業務と定め、原則月 1 回開催される学群等の教授会に出席することとなっている。全専任教員が学系会議と学群等の教授会に出席することで、情報の共有化が十分に図られ、連携体制が整っている。学群教授会と学系会議に出席し教育に関する審議に加わることで教育及び研究について責任を共有することが可能な構造になっていることから、教員の組織的な連携体制と教育研究に関わる責任の所在を明確化している。

また、大学設置基準上の必要専任教員数及び教授数、大学院設置基準上の研究指導教員数及び研究指導補助教員数についても十分に満たしている。

なお、2013 年度より、新規採用の専任教員 (講師、准教授、教授) については、原則として任期なしで採用する方針とした。

加えて、質の高い教育研究を遂行するためには、教員のみならず職員の職能の強化・育成も不可欠である。大学教育開発センターが企画・実施する全学的な課題に基づく F D・S D を定期的実施しており、その機会を活用して管理運営、教育・研究支援についての教職員の職能及び資質の向上、理念・目的の達成に向けて組織的な機能強化を図っている。2016 年度は次のシンポジウム等を開催した。

- ・「教育職員と事務職員による大学改革—新たな『S D』とその義務化について考える」(公開シンポジウム、9 月実施)

2017 年 4 月からの S D の義務化を前に、時宜にかなったテーマであり学内外から約 140 人もの参加者のアンケートからは満足度が極めて高いことを示している。

- ・「実質的アクティブ・ラーニングの方法論」(ビジネスマネジメント学群との共催による F D 研修会 11 月、実施)

学群共催による新たな試みであったが、アクティブ・ラーニングの入門内容の説明・実践報告があり、今後に繋がるものとなった。

- ・「志願者の安定的確保のために」(学内シンポジウム、2 月実施)

大学入試改革の展望について講演があり、特に入学前・在学中・卒業を見据えたカリキュラム・マネジメントの重要性が強調された。また、9 年間の『桜美林大学 Fact Book』のデータを踏まえた「志願者の安定的確保のために」の講演が行われた。

- ・「桜美林大学が「咲き続ける」ためのキーワード～中退予防策を考える～」(全学教職員対象 F D・S D 研修会、3 月実施)

学生の満足度をみる一つの物差しでもある中途退学について一般的な状況把握と本学の状況をみながら、今後の中途退学に対する改善・予防策についてグループワークを行った。

さらに、2016 年度秋学期から F D の実質化の一環として学内での授業公開を開始し、教員相互

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

による授業参観を行い、教育力の向上に努めた。

また、SDの一環として、職員の語学力やコミュニケーション能力の向上に資することを目的として、本学が地域住民等に開講している「オープンカレッジ」の語学講座や本学孔子学院中国語・中国文化公開講座への受講募集を行っており、職員の語学力等向上を図っている。

(3) 教員の募集・採用・昇格の適切性について

学士課程教員の募集・採用・昇任に関しては、「桜美林大学教員任用・昇任規程」、「桜美林大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」、「桜美林大学学系会議規程」、「桜美林大学教授会規程」及び「桜美林大学大学院研究科委員会規程」において明確化している。

専任教員の採用人事は、公正を期するために公募を原則としている。2016年度現在、本学の専任教員数は、大学設置基準上で必要とする専任教員数の1.3倍程度になっている。そのために原則として1教員の退任に対して1教員の補充を行うことはせず、学問領域や履修者数等を勘案し、必要最小限の補充に止めている。

専任教員の採用及び募集については、教育組織の長からの要望を基に全学人事委員会で任用の必要性、募集方法等について審議する。全学人事委員会にて審議し、学長が承認した案件については一定期間募集を行う。各学系が定める人事委員会内規に則って、応募者の中から推薦候補者の選考を行う。選考に関する手続きは学系ごとに細部の相違はあるものの、書類審査、面接、模擬授業等を実施し、厳正な手続きにて審査を行い、候補者を数人に絞って学長に推薦する。それを基に学長が面接を行い採用の可否を決定する。

一方、助手と非常勤教員の採用については、教育組織の長からの要望を基に全学人事委員会で任用の必要性、募集方法等について審議する。全学人事委員会で審議し、学長の承認を得た案件については一定期間募集を行う。教育組織の人事委員会が当該規程に従って候補者選定の審査を行っている。

人事案件を含む教育組織の運営に関する案件を審議する学内の協議機関としては、学系会議(大学学則第21条の2)、学群教授会(大学学則第20条)、教育研究評議会(大学学則第13条)、修士及び博士課程の研究科委員会(大学院学則第10条)がある。これらの会議は定期的で開催し、組織的な連携体制を整備している。教育研究評議会の構成員には学長、学園長、副学長、教育組織の長である学群長等、研究組織の長である学系長等が含まれることから、教授会や学系会議との連携が図られており、本学の運営に関する企画立案や学内の意見調整は教育研究評議会に一元化されている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学では、年度ごとに専任教員に提出を求めている「教員評価(目標計画)」と「教員評価(結果報告)兼研究成果(経過)報告書」及び学生による「授業評価アンケート」結果を基に教員評価を行うことが可能な環境を整えているものの、現段階でこれらのデータは実質的な教員評価に活用されてはいない。

2種類の教員評価のうち、「教員評価(目標計画)」では、翌年度における目標計画の諸項目(教育活動、研究・創作活動、学会活動・社会活動、大学行政・運営活動、その他)について年度末

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

に提出を求めている。また、前年度に立てた目標計画の到達度とその結果を記した「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を翌年度の初めに提出を求めている。その記載項目は「教員評価（目標計画）」と連動する内容になっている。当該年度の教育研究活動等について教員自らが自己点検を行い、それを記す「自己点検評価」（記入必須）欄が設けられている。提出された2種類の「教員評価報告書」については、当該教員が所属する研究組織の長（学系長）が点検を行い、所見（学系長評価）を記入したものを学長宛に提出するとともに、当該教員にもその写しを戻している。

「授業評価アンケート」は、「より良い授業を学生に提供すること」を目的に実施している。アンケートの結果を基に、各授業の内容や方法等についての評価が数値的に把握でき、授業の質を経年的、相対的に把握できることから、各教員が授業運営の改善に役立てている。「授業評価アンケート」には、学生自らが当該授業について当初「期待したこと」、実際に「受講した感想」を自由に記述できる欄を設けており、忌憚のない学生の意見や感想を知ることができる。

2016年度からFDの重要な手段の一つとして授業公開を開始した。教員相互の授業を参観して、優れた授業方法・授業内容等について検証する機会として、また、教育力の向上のための組織的な取り組みと位置づけている。なお、授業公開は2016年度が初年度ということもあり、限定的な実施となった。

また、教員の昇任及び（任期付き教員の）任期更新の審査の際には、当該規程に則った業績審査を組織的に実施している。研究業績の評価については、比較的基準が設けやすく、評価しやすいが、教育業績の評価については、未だ基準を設けていない。

各教育研究組織や大学教育開発センターにおいて、教職員の資質向上を目的にFD・SD、セミナー、講演会等を実施している。加えて、学内外で開催される教育研究に関わる研修会等への教職員の積極的な参加を促している。

また、研究支援課は科研費補助金、外部資金獲得件数及び応募者の増加を目的として、科研費の獲得経験が豊富な専任教員による講習会、科研費公募要領説明会等を実施している。科研費採択者に対しては、研究不正やコンプライアンスに関する説明会も実施し、研究活動の活性化や研究不正防止に努めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

昇任については、教育組織の意向を受けて、全学人事委員会において学系間の不均衡を調整し、各学系人事委員会が候補者の審査を行っており、手続きは公平かつ適切である。教員評価制度は2005年度から実施しており、学内には十分定着したことが認められる。

2016年度の専任教員数及び教授数は、大学設置基準で定められている教員数を十分満たしており、教育効果を上げている。

改善すべき事項

専任教員の年齢構成（2016年5月1日現在）は、助手を除く全教員250人のうち、51歳以上が178人（71.2%）（うち、61歳以上が104人（41.6%））を占めており、50歳以下は72人（28.8%）

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

となっている。今後、30代と40代前半の年齢層がある程度厚くなるような年齢構成とすることが望まれる。

FD・SD活動の有効性を検証するための基準、FD・SDの実施方針等については、現時点で各教育組織等の自主的な実施に留まっているが、全学的なFD・SD実施が今後の課題となる。

授業公開を始動させたが、初年度ということもあって一部の教員と科目に限定したため、今後は全ての授業を公開する必要がある。

研究組織としての学系は、現時点で学系長を中心に、専任教員の人事と研究紀要の発行に関する案件にほぼ限られているため、教員の研究活動を一層活性化させるための手立てを講ずることが課題である。

3) 将来に向けた発展方策

今後、現行カリキュラムの改編作業と関連づけて、学類化構想を視野に入れた教育組織の改編作業を行っている。その作業と絡めて各教育組織の専任教員数の定員化及び教員構成についての人事計画の策定にも着手した。

また、客観的かつ実質的な教員評価を行うための基準と評価体制を早急に作る必要がある。教育業績を客観的に審査することは容易なことではないが、可能な限り客観性の高い基準を策定し、教育力の測定を行うことが不可欠である。これと連動させて2016年度から全学的に授業公開に踏み切ったが、全ての授業の公開が実現すれば、教育水準の均一化、教育の質の向上、教員の教育力の向上が十分に図られる。これにより、他の教員の模範となるような優れた教育を実践している教員を表彰する制度を設ける等の体制作りも可能となる。

Ⅲ-2 人文学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

人文学系は、人文学系人事委員会内規を基に、全学人事委員会で承認された募集・採用・昇任等の人事を行っている。

教員採用人事については、公正を図るため公募を原則としている。その選考過程では、関連専攻分野の教員を1人参加させているが、直接に利害関係のない委員から成る人事委員会が書類審査や面接にリーダーシップを取っている。研究業績審査員3人による審査報告書や、面接・模擬授業での評価を基に、本学にとって適切な能力（研究、教育、行政能力）を有する人材を点数化して選考している。さらに、この人事委員会による評価を代議員3人が人事委員会で使用した全ての人事資料を開示して審議し、その合意を得た上で大学に推薦している。

学内における昇任人事、任期付きの専任教員としての任用人事についても、この採用人事に準じた基準で実施している。

教員の教育研究活動等の評価については、大学全体としての「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果報告」を実施しており、学系長は所属教員の研究成果等を把握してい

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

る。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

人文学系会議の中で様々な議論はあるが、FDという形で、特定の時間設定をしての実施には至っていない。教育組織である学群でFDが実施されており、それとの連携を勘案しながら、学系全体としてFDをどうするか等については、引き続き今後の検討課題である。

学外研修及び特別研修については、応募しやすい環境整備を進めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2016年度の教員人事では、1人の昇任（専任講師→准教授）と1人の任期付きの専任教員としての任用を実現した。

研修については、2016年度は4人の学外研修を実現しているが、2017年度についても、1人の派遣が決定している。

人文学系39人の自己申告による2016年度研究業績を集計した結果は、次の通りである。

①著書：単著5件、共著12件、②論文49件、③口頭発表：国内54件、国外15件

また、2016年度の科研費の採択状況については、上述の「Ⅱ. 教育研究組織」について1) 現状の説明(2) 教育研究組織の適切性の検証について」の通り、新規申請6件(分担者等を除く)のうち、採択は2件(採択率33.3%)であった。

2010年度以降、教員業績データベースを大学Webサイト上での公開化を図り、2011年度からは全員が公開し、随時更新している。

改善すべき事項

外部資金を得ての研究という点では、科研費の申請・採択率は決して低い訳ではないが、民間の助成金も含め、その獲得に一層の努力が求められよう。

教員の研究業績の公開は、一定程度進んではいるが、それが教員の研究上の相互理解に結びついているかどうかという点では、更なる工夫が必要かと思われる。

3) 将来に向けた発展方策

教員は、研究組織である学系に所属して研究を継続する責任を、教育組織では授業を行う担当者として絶えずより良い授業を提供する責任を負っている。それだけにとどまらず、教員自身も経営的なセンスを持ちつつ、教育活動・研究活動の両面から捉えた大学の組織運営に関わるような意識改革が必要と思われる。

Ⅲ－３ 言語学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

●教員に求める能力・資質等の明確化

2015年度に、中期計画で「年度末2月の学系会議で研究の成果を地域に還元した実践例を報告する」という計画を立てたが、2016年度は諸般の事情により2月に学系会議を開催しなかったため、計画を見直し、2017年度以降は1月の学系会議で行う。

●教員構成の明確化

2016年5月現在、本学系に所属する教員は49人（うち、Shansi 1人）で、職位の内訳は教授18人、准教授14人、講師16人、助教1人であった。言語学系は、言語に関する研究、言語教育に関する研究を行う専任教員で編成しており、各言語についての言語学、言語と文化、言語運用能力の養成等を中心とした授業を行っている。学系に所属する教員の主たる教育組織は、グローバル・コミュニケーション学群21人、リベラルアーツ学群21人（うち、Shansi 1人）を中心に、ビジネスマネジメント学群4人、大学院言語教育研究科2人、健康福祉学群1人と多岐にわたっている。

●教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

学系内での教員の組織的な連携は、『桜美林論考：言語文化研究』を発行することによって図っている。教育研究に係る責任の所在は、年度末に各教員から提出される「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」に学系長が目を通すことによって、責任の所在が学系長であることを明確にしている。

また、学系内の同じ教育領域の教員間で、また、他大学、他組織も含めての共同研究や、科研費による共同研究を行っている。

分野によって研究論文や口頭発表の数には違いはあるものの、口頭発表等積極的に複数回行っている教員も多い。また、同学系内の教員による共同執筆の著書も多い。また、学系の性格から、NHKの語学のテキスト等のシリーズを共著で執筆している例もあり、学外に向けても貢献している。

2016年度の言語学系における著書、論文、口頭発表の総数は以下の通りである。

著書：8件、論文：16件、講演10件、口頭発表：23件、テキスト4件、科研費補助金：5件

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

学系内では特に研修会等は行っていないが、科研費等学内で開催される講習会については学系会議内で逐次報告し、できるだけ参加を呼び掛けている。また、学系長が「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」に目を通し、必要に応じて研究面等についてコメントをすることによって、資質の向上を図っている。また、学系長は学系所属の教員等から、論文投稿等に関する相談を受けた場合には、その都度アドバイス等を行っている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育組織と教員組織になっていることにより、任期更新人事・新規採用人事は教育組織と学系の協議を経るというチェック機能が働き、さらに全学人事委員会において、全学的な見地からの公平な判断が反映されるようになってきている。また、昇任人事においても、教育組織の協議を経て学系から推薦することで公平性が一定程度保ち、さらに学長室において全学的なバランスが考慮された上で決定されるという透明性のある人事が可能になっている。

改善すべき事項

学系長は、学系教員が提出する「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を読み、教員の研究活動状況や授業の担当コマ数、委員分掌等をチェックするが、担当分野等による授業コマ数等の不均衡が認められる。教員間で指摘される点として、大学院と学士課程を兼担する教員では、授業、研究指導に加え、双方の教育組織から入学試験、説明会を始めとする学内行政、委員分掌の負担を求められ業務が集中する傾向にあるという問題がある。コマ数も含めて教員間の負担の平均化は難題であり、教員の専門性を活かす業務は必須ではあるが、それ以外の部分で軽減措置を図ることが望まれる。大学院、学士課程、人事部、入試事務室等の各部署で、個々に業務を依頼するのでなく、一人の教員に求められている業務の内容を把握できるよう各組織で連携を取り合って、できる限り業務の負担の均等化を図る必要がある。教員の業務全般についての把握が可能なのは学系長ではあるが、問題点が発見されても、その改善については、学系長の業務の範囲外であるため、そのような問題点が発見された場合に滞りなく改善されるシステムの構築が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

全体として学生数に比べて教員数が非常多いことが指摘されている本学では、各学系に対し教員数の削減が求められている。一人減ったから一人増やすという機械的な欠員補充は行わず、必要性を十分に考慮して新規採用人事を行うという採用人事がここ数年行われているが、各教育組織は、教育の充実を求めるがために、科目数や開講数の削減には消極的になりがちである。大学の存続のためにも、各学系は教育の質を見据えながらも、教育組織と協議の上、適切で全学的に見てバランスの取れた人事計画を遂行していく必要がある。

また、一人の教員が複数の教育組織で授業を担当するケースもあることから、授業担当の人事計画を立てる上で、学系と教育組織の間の人事情報等の共有の場が全学的に必要となる。このような状況における長所と短所については、今後十分に検討し、学類化を一つのきっかけとして、学系組織の存在意義そのもの再検討し、大学全体の仕事を極力抑えるよう効率化を最優先に考える必要もあるであろう。

Ⅲ－４ 芸術・文化学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学系の教員は芸術・文化の各分野において、社会的に認められる実力を備え、また正当な影響力を持ち、また学生にとって適切な教育を実施できる者でなければならない。2016年度は教授13（音楽4、美術・造形3、演劇・映像・パフォーマンス6）、准教授7（音楽2、演劇・映像・パフォーマンス5）、講師2（美術・造形1、演劇・映像・パフォーマンス1）、助教1（音楽1）であった。2017年度に向けての昇任は、准教授から教授への1人が認められた。昇任に当たっては学系人事委員会を組織し、その中から適切なメンバーによる小委員会を組織して業績審査を行うが、今回は中国語の著書・論文の審査のため、他学系の中国語に堪能な教授が加わり、厳正かつ適切な審査を行った。また、助教として若いメンバーが加わり、科研費を得ての研究に成果を上げている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

FDは芸術文化学群に合流した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2016年度は著書5、論文9、音楽演奏32、講演3、制作台本5、受賞1、学会発表7、プロデュース7、美術展4、作曲作品発表2と、2015年度より活発な研究活動・芸術活動が行われた。

特にポーランド、アメリカ、中国等国際的に活動の幅を広げる例が多く、成果を上げていることは特筆すべきである。

改善すべき事項

研究論文として認められるクオリティの論文をより多く執筆するよう呼びかける必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

若手の講師、助教が加わり、新たな風を吹き込んでくれたが、まだ全体的に年齢層が高いといえる。各分野ともに円熟期のメンバーに加え、若手の参入をもって学系内のバランスをとり、幅広い知識、見識を備えた研究組織としていく必要がある。2017年度からは芸術分野のより広範な専門的キャリアを持つ教員を補充する予定であり、学系のグローバル化、研究実践の活性化が大いに期待できる。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ－５ 法学・政治学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

採用・昇任の基準について、必ずしも明確な基準を設けてはいない。各領域の教員専門教員が少なく、専門教員の個人的判断に信頼することが多い。求める教員像は共有しているが、現状と照らし合わせて、教員組織の編成を必ずしも適切に行うことが難しい。従って、責任の所在は学系長にあるものの、役割分担が必ずしも明確になっていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員が多忙なため、多数が参集できる時間が取れず、学系におけるFDは行っていない。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

電磁会議を利用する等、会議の効率化を図り、教員の負担を軽減した。

改善すべき事項

教育組織、教員組織、研究組織等学系の役割が錯綜しており、情報の流れが、混乱重複している。

情報の流れの観点から、学系会議の意義、役割を改善、再検討すべきである。

3) 将来に向けた発展方策

教員組織としての学系の役割を改め、学群の教育組織と合併して、理念、目的、情報等の共有を円滑にすれば良いのではないか。

Ⅲ－６ 経済・経営学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

採用・昇任にあたっては、当該学系の資格基準を明確にした上で、教員がその基準を充足しているかどうかを判断基準にしている。当該学系の国際化を図るため、英語での授業が可能な教員採用を重視している。学系の教員には、業績の公開と業績データベースの更新を求めており、学系の教員はそれに対応し更新をしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

学系教員の研究活動の活性化のために、科研費等の外部資金等による研究を促進することを奨励している。学系単位のFDは、学系会議の中で実施しており、教員の研究の資質向上のために、

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

科研費等の学外の外部資金を利用し研究成果の外部への公表、あるいは学内の紀要等へ公表することを奨励している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

経済グループでは研究活動の成果として学内の出版助成を受けることになった教員がいる。経営・商学グループでは、各教員の経営学の専門領域を活かし、研究成果として経営学の専門書を共著で出版助成を受けている。また、教員の年次結果報告では、各教員が研究テーマに基づいて資料の収集、分析等を行い、研究活動を積極的に行って、外部に発信していることが明らかになっている。また、所属する学会に積極的に関わり研究の成果を発信している教員もいる。当学系の教員に結果報告を求めることにより研究活動の活性化を図っている。

改善すべき事項

学内の紀要等への投稿者が減少傾向にあることから、当学系会議を通じて投稿を奨励することを積極的に行っていききたい。また、各教員の年次計画報告及び研究成果（結果）報告に対する学系長からのコメントで研究促進の奨励を行っていききたい。

3) 将来に向けた発展方策

ビジネスマネジメント学群の新宿百人町キャンパス（仮称）移転を踏まえて、東京都内の他大学に対抗できる教育研究組織の構築と他大学との交流を深めるための他大学との共同研究等の活動を奨励したい。また、研究活動も社会の要請に対応できるものを企画して発信することができる体制づくりをしていきたい。

Ⅲ－8 自然科学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

学系には学系人事委員会を設置し、採用・昇任の人事案件についてその適性について検討している。各案件を進める上では、案件ごとに審査委員会を組織し対応するようにしている。審査委員会を組織するにあたっては、案件の分野に偏ることなく公平性を保ち、必ず5人以上で組織するようにしている。審査に当たっては、研究業績・教育業績・委員会活動・社会貢献等について審査し、専門性・教育力等本学での教育・研究に対応可能か十分に検討し結論を出している。また、採用人事では書類審査の後に面接審査を行い、模擬授業を通しての教育力の判断や人柄等本学に相応しいか判断をしている。このようなプロセスを通すことにより、本学の教育・研究活動に相応しい人材を確保できている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

研究分野が異なり、学系としてFDを行うのは難しい。研究倫理や科研費申請等に関しては、全学的取り組みへの参加を促している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

新規人事は無かったが、教員構成は量・質ともに適切で安定した運営が行われている。

改善すべき事項

全体のFDは困難であるが、各教員は何らかのFDに参加する機会がある。

3) 将来に向けた発展方策

理学分野は、受講希望学生が増加してきているが、教育・研究活動を維持する最低限度の人数と考えられる領域もあり、教員の負担が過剰にならないような配慮を検討していくことが望まれる。

Ⅲ－9 総合科学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員に求める能力・資質等の明確化については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」において定められた職位ごとの資格を適用し、新任教員任用においては、学系として必要な職位を定め、その職位に応じた業績を求めている。

総合科学系においては、教員の再任用及び昇任に関して、公平性・客観性を担保することを目的として、2013年度に「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」及び「総合科学系の任期付き教員の再任用に係る共通判断基準」を制定し、昇任の推薦基準は2014年度から、再任用の判断基準は2014年度以降に任用又は再任用される者から適用している。さらに、2015年度には、「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」の今後の運用について」を学系人事委員会で決定し、運用の更なる明確化を図った。これらの基準及び決定文書は、全て学内ネットワークで学系構成員に公開している。

なお、2016年度は、昇任人事2件、新規任用人事1件の審査を行った。それぞれの審査に関しては、3人（主査1、副査2）の審査委員を学系教授等の中から委嘱し、審査結果が学系人事委員会に報告され、さらに審議の上で推薦者を決定する方法で行った。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

学系内では、個別の研修会等は開催していないが、学系会議において、科研費等の学内で開催される講習会についてできるだけ参加を呼びかけるとともに、科研費取得状況等の情報の共有を

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

図っている。

さらに、教員の資質向上の取り組みとして、各教員が「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を作成し、これに対して学系長がコメントを付するという継続的改善、即ちPDCAサイクルを構築している。総合科学系では、目標計画及び結果報告の提出を「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」及び「総合科学系の任期付き教員の再任用に係る共通判断基準」に盛り込むことにより、自己評価の推進を促している。

また、各教員は、研究業績や社会貢献状況等を逐次学内の教員業績データベースに蓄積することが求められており、学系長がこれを確認する仕組みによっても資質の向上が図られている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2016年度の総合科学系（構成員26人）における研究業績等は以下の通りである。論文等の学術的貢献のほか、委員等の社会貢献も多く、「学而事人」の具現化に貢献し、社会のニーズに応えている。

・研究業績

著書（単著又は主著）：0件、著書（共著）：20件、論文（筆頭）：29件、論文（共著）：8件、学会口頭発表（国内）26件、学会口頭発表（国外）：7件、その他の発表・著作：3件

・外部資金獲得

科研費

研究代表者 2016年度新規：1件（基盤C、合計500千円）

研究代表者 2016年度時点継続：4件（基盤C：3件、挑戦的萌芽：1件、合計3,800千円）

研究分担者 2016年度新規：2件（基盤A：1件、基盤C：1件）

研究分担者 2016年度時点継続：6件（基盤S：1件、基盤A：1件、基盤B：2件、挑戦的萌芽：2件）

その他の助成金：7件

・社会貢献

国・自治体等の委員、学会・団体の理事等の社会貢献：98件

・紀要発行

2016年度は総合科学系と自然科学系の共同出版の桜美林論考『自然科学・総合科学研究』第8号を作成し、総合科学系から4編が掲載された。

改善すべき事項

研究業績等は、構成員により偏りがある。本学系では、論文発表や外部資金獲得の業績が顕著な者もいるので、より一層経験知の共有化を図る必要がある。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3) 将来に向けた発展方策

研究の活性化については、科研費に応募したが惜しいところで獲得に至らなかった研究課題に対して大学内で研究助成金を交付する等、他大学で実現している方策の導入が期待される。

昇任等の教員人事については、学系における候補者の推薦については判断基準を明確化しているが、全学的な判断については明文化されていないので、教員の動機づけのためにも、明文化が望まれる。

Ⅲ-10 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員の採用・昇任については、本学では学系組織を中心として行われるため、ここでは記述しない。

リベラルアーツ学群の教育目標を実現するために、教員組織は、専攻プログラムと区分の2段階構えとなっている。33の専攻プログラムが存在することは既に述べたが、現状では各教員がいずれかの専攻プログラムに「所属」する形を採っている。カリキュラム構成、開講科目の決定、科目内容の設定等、教育実践の基本的な部分は、専攻プログラムを単位に決定している。この専攻プログラムを隣接領域ごとに複数にまとめて、10の組織にしたものが区分である。通常は、この区分を単位として教育に関する議論や決定がなされる（区分会議は、多くの場合、月1回の定例で開催されている）。こうした2段階構えの組織構造は、幅広い学問分野から成り立つリベラルアーツ教育の特徴を活かすためであり、個別の専攻プログラムの事情での議論や決定が下されることを避けるためでもある。

2016年度においては、本学群全体として110人の教員で組織されている（ただし、大学の要職に就いている教員も多いため、教授会に定例で参加できる者は90人程度である）。さらに、学群長、教務委員長、入試委員長、将来構想委員長、人事委員長の5人は、職務上、学群執行部のメンバーとなり、この執行部はほぼ毎週会議を開催するとともに、学群全体に関わる諸処の案件について（教授会案件も含む）、常時話し合いを行っている。学群の最高決議機関は、無論、学群教授会であり、3月を除く毎月の定例開催となっている（8月に関しては、教授会構成員の承諾を得た上で、執行部会議をもって臨時教授会としている）。

本学群教員の専門分野をみると、概ねリベラルアーツ教育として提供すべき分野をカバーしており、社会の要請との整合性は保たれている見做すことができる。一方、教員の数については、分野によっては十分に教員を確保しているとはいえない専攻プログラムがある。これは、学生の主専攻登録にあたって定員管理をしていないこともあって、学生登録者数の多い専攻プログラムについて当てはまることである。

リベラルアーツ学群の教員に求められるのは、自らの専門的知識を学生に伝えるだけでなく、幅広い教養教育の中に個別の専門性を位置づけて教育を行うという、それを実践するには様々な自覚と努力が必要とされる資質能力である。その意味でも、専攻プログラム単位のみならず、区

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

分単位でカリキュラム等の議論を行うことが、こうした自覚を養う場として機能している。繰り返すことになるが、「特定の専門分野を教える教員」ではなく、リベラルアーツ教育の実践者として「幅広い視野のもとに専門性を追究し教える教員」であること、これは、FD研究会や研修会においても、しばしば教員間で確認していることである。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

専攻プログラム単位で「所属」する教員数をみた場合、2016年度現在、0人から1人の専攻プログラムが、いくつかある。これについては様々な考え方があるが、まずは、各教員の有効な活用を考慮して、教員が専攻プログラムに「所属」という考え方を緩めていくことを、一つの方向性として示しておく。(詳細は、下記「3) 将来に向けた発展方策」を参照。)

リベラルアーツ学群では、専攻プログラムの選択において定員を設けていないため、学生のメジャー選択にはプログラム間で大きな偏りが出ていることは、既に述べた。その結果、通常の授業における受講者数にも偏りが生じており、特定の専攻プログラムが提供する科目では、慢性的な受講生の多さが問題となっている。さらに、専攻演習に関しても、専攻プログラムによっては、非常勤教員に依頼する、もしくは1人の教員が複数の演習を開講する等、臨時措置を採らないと学生の要望に応えきれなくなっている。この点は検討を要する課題であろう。また、授業科目と担当教員の適合性については、多様な分野にまたがる巨大組織であるため、基本的には各区分及び専攻プログラムに任されている。最後に、教員の年齢構成については、専任採用人事を扱う学系組織と連携を取りながら、バランスを維持するように努めている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学群には、常設のFD委員会を設けており、毎年2月に終日をかけて開催するFD研修会と、各学期2回程度開催するFD研究会の企画運営を行っている。この研修会と研究会では、授業運営の改善が継続的なテーマとなっており、個別教員による授業実践報告や授業改善への提言を行っている。

2016年度においては、リベラルアーツ学群の教育改革に向けてということで計5回のFD研究会を開催した。具体的には、6月においては「なぜアクティブ・ラーニングか ー求められてきた背景と哲学思想系分野における実践ー」というテーマで専任教員1人が発表を行い、活発な意見交換を行った。7月には2人の専任教員による「サービス・ラーニングをどのように授業に取り入れるか」についての事例紹介を兼ねた発表を基に、意見交換を行っている。10月には4人のELP教員による「学習参加を促す教授法」と題した語学授業でのアプローチの紹介を行っている。11月には3人の異なる分野(教育学、生物学、心理学)の専任教員による「学習者の参加を促す授業の工夫」と題して、各授業での実践例を紹介し、意見交換を行っている。FDの目的は、リベラルアーツ学群全体としての教育力アップを目的として、基礎教育の徹底、学力拡大への対処、授業スキル向上の3点をテーマとしている。また、年度末の2月に開催されたFD研修会では、授業公開制度やアクティブ・ラーニングの導入についての議論を行い、問題意識の共有を深めている。

さらに授業改善に関する今年度の新たな取り組みとして、授業公開を開始した。初年度の2016

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

年度は 33 の授業を公開し、参観した教員あるいは公開授業を実施した教員が授業改善へのヒントが得られるよう、報告書を作成した。

アカデミック・アドバイジングについては、春秋両学期の初めに実施する学生向けオリエンテーションに先立ち、「アカデミック・アドバイザー研修会」を開催し、その時点でのアドバイジングに関する必要な情報の共有と注意事項の確認を行い、統一されたアドバイジングを学生に対して行えるように努めている。

上記の諸活動の記録と詳細については、FD委員会が簡易な報告書にまとめ、教員全員に配付している。教員の専門的な研究に関する資質向上の場については、本学群の多様性ということもあって、現在のところ設けられておらず、研究組織としての学系に任せている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員の資質向上に関しては、アカデミック・アドバイジングに関する改善が挙げられる。各学期初めのアドバイザー研修会が定着し、本学群開設以来の時間の経過とともに経験が積み重ねられ、アドバイジングに関する教員間の統一性が見えてきたと言える。また、毎年2月のFD研修会には多くの教員が参加し、教員間の意見と情報の交流の場として機能を果たしている。学期中に開催されるFD研究会は、個々の教員が委員会等で多忙なために参加者が少ないのが現状であることを考えると、2月研修会には大きな意義があると言えよう。

改善すべき事項

本学ではおそらく、他学と比較しても相当に緻密なアドバイジングを学生に対して行っていると思われる。それは同時に、教員にとって大きな負担になっているが、近年の大学における必要な「学生サービス」として、これからも続けられていくであろう。ここで一つ挙げられるのは、アカデミック・アドバイザーが行うアドバイジングについて、具体的に何を指すか、どこまでの範囲を指導に含めるのかに関する問題提起である。これは教員の考え方によってその濃淡がみられるが、これらについても教員間の統一的な認識の形成が必要であると考えられる。近年の学生・保護者の行動や考え方を踏まえた上で、「大学におけるアドバイジング」の意味について、いま少し時間をかけて教員間で議論を行い、可能な限り少しずつ合意を形成していくことが必要であろう。

また、学群教員の専門分野の幅広さと、日常の多忙さもあって、研究面における資質向上の機会がもてない点は、今後の改善点として挙げられるかもしれない。この点については学系組織の下で行われるものかもしれないが、本学群においても検討の余地はあるであろう。

3) 将来に向けた発展方策

この項目では、主として、教員組織の編制について触れる。上記「1) 現状の説明 (1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針について、及び (2) 教育課程に相応しい教育組織の整備について」で述べたように、現状では、「専攻プログラムに各教員が所属する」という考え方に則っているため、カリキュラムあるいはプログラムの柔軟な運用にとって、支障を来すこと

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

もある。そこで、学類化が導入される際には、カリキュラム上の分類である「専攻プログラム」と、各教員のいわゆる「所属」をまずは分離して考えることが望ましいと思われ、現在この方向で議論をしている。この考え方によって、教育プログラムである主専攻・副専攻と、人的資源や各科目を切り離して管理することが容易となり、新しい主専攻・副専攻の導入やそれらの改廃が非常にやりやすくなるので、実現すべき方向と考えられる。

Ⅲ-11 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員の採用・昇任の基準等については法令に定める資格要件等を踏まえ、教員に求める能力・資質等を明らかにして、その審査にあたっている。

教員に求める能力としては、自らの専門分野における幅広く深い知識と高い技術であり、さらに学生を十分に指導できる能力である。しかしながら、本学群はコースの独立性を維持しながらも芸術を総合的に学ぶことを追求しているために、本学群の教員は自らの専門領域だけではなく、他の関連する芸術分野にも知識を有することが求められている。

また、現代の学生、保護者の期待する大学の役割も以前とは変わっており、入学してから卒業するまでの4年間、アカデミック・アドバイザーとしての適切な指導を行う資質も問われる。特に近年は、心の問題を抱える学生も散見され、教員の一層の指導力が要請されている。

教員構成は近年、退職教員の補充が行われず、専任教員不在の分野も生じており、本学群の教育目標、カリキュラムに応じた教員構成の再明確化が必要である。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本学群では各専修に多彩な講義科目と実技・実習科目を配置している。また、本学群の専攻科目は各コースの専修科目と学群共通科目から構成しており、専修科目40単位以上と学群共通科目16単位以上修得することが卒業要件でもあり、共通科目を担当する教員も必要である。

専任教員の構成は、専修別にみると、演劇7人、音楽7人、造形デザイン6人、映画7人の計27人である。職位別にみると教授17人、准教授7人、講師2人、助教1人。学系別では、芸術・文化学系24人、人文学系1人、総合科学系1人、法学・政治学系1人と、芸術・文化学系が圧倒的に多い。また、実技・実習系教員が多い。年齢構成で言えば、本学群は高齢の教員が比較的多いが、近年退職した教員の後任を採用しないケースが多いが、2016年度は2人の専任教員を補充した。

本学群の基幹科目はできるだけ専任教員が担当している。また、専門性と担当授業科目の整合性を高める為、オムニバス科目又は、複数教員による指導等を導入している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員の資質の向上を図ることは教員各自の努力によるものが多いが、本学群では適切なテーマ

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

を選択して、年に1～2回程度FDを行っている。2016年度は、本学群の取り組みが遅れている「プロジェクト型授業」について、他大学教員2人を招いて、事例紹介及び討論会を行った。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群の教員数は大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしており、少人数クラスで懇切丁寧な授業を行う実技・実習系の科目が多いことから必然的に生じる結果である。各芸術分野で活躍している教員も多く、プロフェッショナルの現場に近い実践型の教育を行っており、効果が上がっている。本学群では、学期ごとに行っている学生の授業評価アンケートが授業内容と指導方法の改善に役立っている。各教員も自らの授業に対する評価を読んでコメントを書き、学群長はこれに目を通し、学群内の授業の状況を把握している。

FDは毎年実施しており、内容によって教員の反応に濃淡はあるが、全体的に意識も高まり、一定の成果を収めている。

改善すべき事項

現状で本学群の教員数は大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、他の芸術系大学の教員数に比べるとその数が少ない。特に、理論系教員は少なく、その結果、多くの理論系の講義科目を非常勤教員に委ねているのが現状であり、この偏りはなるべく早く是正すべきである。

また、美術と音楽の教職課程がありながら、教育分野の専任教員が不在であることも問題であり、改善すべき事項である。実技、実習系においても教員が十分でないという意見があるが、科目が多すぎる場合もあり、経営規模に見合った教員数、科目数等を再検討することが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

2018年度に本学群の収容定員増が計画されていることから、それに応じてカリキュラムも増補されることになり、教員の増員も計画に盛り込まれている。また、現在のコア科目も学群ごとに運営する方向で検討が進んでおり、増える教員の中には教養系科目担当教員も含まれる。特に、本学群及び各専修の中心的な科目はしかるべき専任教員が担当できるよう、教員組織を再構築したい。

本学群は4つの専修からなるが、専修間の交流が少なくこれまで円滑なコミュニケーションを図っていなかった。本来、各専修の独立性とその融和は総合的な芸術教育を目指す学群制の重要なテーマであり、カリキュラム上で各専修間の教員の交流、協働を促すようなプログラムの構築を目指したい。

Ⅲ-12 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

ビジネスマネジメント学群は、学生に企業や組織に係わる専門的知識を与えて広く社会に送り出すことを使命としている。そのため、実務経験の豊富な教員を採用して実践教育も重視してきた。しかし、実務経験型教員の採用は学群教員の平均年齢を高くする傾向にあるという課題もあるということも事実である。なお、旧来の大学教育にとらわれて、実務経験型教員は科学的素養を軽視する傾向にあるとして、学生の読書習慣や学習習慣が身に付いていない現状を実務経験型教員の責任であるとする「意見」を持つ教員も少なからず存在する。しかし、様々な経験を持つ教員が一体となって学生を指導するということに本学群の存在意義があると考えられる。なお、本学群の教育に必要な教員を採用するためには、特任教員等の制度の活用や、採用・昇任の基準と評価については再検討が必要であろう。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

ビジネスマネジメント学群の教育課程は、基礎教育科目（基盤教育科目・コア科目・ガイダンス科目）と専攻科目（外国語科目・専門基礎科目・専門応用科目・実習演習科目）で構成している。専門応用科目にあつてはビジネスマネジメント学類8プログラム、アビエーションマネジメント学類3コースで編成している。それぞれの中核科目には専任教員を配置して、補足的に非常勤教員を組み込んで教育にあたっている。教員の配置については、可能な限り科目の特性に適合するよう努めているが、教員構成により一部の教員の負担が大きくなる傾向にあることも否めない。科目と教員の適合関係は、教務委員会・教授会で慎重に審議して決定している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

年数回のFDを行っているが、学群教育に対する教員間の共通認識を醸成することもできていない。また、教員の自主性に依存した能力向上に留まり、組織的な対応策の構築はできていない。

今後は、幅広い視点から本学群の教育活動を俯瞰することも必要であり、大学教育開発センターと連携したFDも実現したいと考える。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

初年次科目の授業内容の統一が図られた。

実務知識の提供において高い効果をもたらしている。

実習・研修科目に対する教員の理解が進んでいる。

職業に対する意識が醸成されている。

学生の参加意識を高めることに成功している。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

改善すべき事項

本学群の教育目標とそれを実現するためのカリキュラムに対する教員の理解が不十分な面がある。

ガイダンス科目について適正な教員配置ができていない。

30～40代の教員及び女性教員が不足している。

e-Learning等ICTを活用した教育を進めていくための教員研修が必要である。

知識を与える教育から学び方を教えられる教育への転換が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

可能な限り柔軟な思考のできる若手教員を積極的に採用し、若手教員に魅力のある職場づくりを推進したい。

科目の特性と専門性を明確にした教員配置とそれに見合った教育研究成果の創出が求められる。

この点で学系や大学教育開発センターと可能な限り連携していきたい。

Ⅲ-13 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

健康福祉学群は4つの専修で構成している。専任教員の配置としては、健康科学専修教員8人、社会福祉専修教員7人、精神保健福祉専修教員3人、保育専修教員13人、その他の教員4人となっている(含特任教授2人、助手2人)。各専修に関連する事項については月1回開催される専修会議で議論するとともに、各種委員会を設置して学群全体に関する事項を議論している。また、適宜専修長会議を開催して重要事項について議論を重ね、教授会の機能を補完するようにしている。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本学群は健康と福祉の4領域のプロフェッショナルを要請するべく4専修で構成している。教員は相互に重ならない研究領域を持ち、各分野の専門教育に合わせた適合性のある科目担当としている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員の資質の向上を図るために年2回のFDを実施した。第1回は「教員相互の授業参観の効果と課題」をテーマに、ビジネスマネジメント学群教授を招き、教員間の授業参観についてディスカッションを行った。第2回は「発達特性が気になる学生への学習支援」をテーマにリベラルアーツ学群、大学院心理学研究科臨床心理学専攻専任講師を招き、発達障がいを持つ学生への支援の在り方を検討した。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

毎年2回のFDを行っている。FDにおいて学群教育の重要点について様々な議論を展開することができ、授業の改善や教員の資質向上、さらには将来の教育体制構想の進展にも有効であったと考えられる。

改善すべき事項

教員構成においては、特任教授2人、助手2人を含み、合計35人で構成しているが、今後の収容定員増や学類化を踏まえて適切な人員や教員構成であるかについて、議論を重ねる必要があると思われる。

3) 将来に向けた発展方策

教員の資質向上、教員の適正配置に関しては、4つの専修の会議や学群教授会等様々なレベルでの議論を積み重ねていく予定である。

Ⅲ-14 グローバル・コミュニケーション学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学群の教員組織は、英語・中国語・日本語の3つの特別専修と基礎教育科目プログラム・語学技能科目プログラム・グローバル・スタディーズ科目プログラムの2段構えとしている。現状では各教員が担当科目によって1つか2つ以上のプログラムに「所属」する形を採っている。カリキュラム構成、開講科目の決定、科目内容の設定、シラバスの点検等は、プログラム単位で決定している。通常は、このプログラムの会議において教務に関する議論をしている。また、学群長、学類長、教務委員長の3人を中心として、案件により、その内容に相応しい教員が加わって執行部会議を開催し、学群全体に関わる全ての案件について議論している。学群の最高決議機関である教授会（2016年度は31人の教員で組織される）は毎月の定例開催となっているが、教授会を円滑に運営するために執行部会議が機能している。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本学群の専任教員は31人で、大学設置基準第13条に規定されている必要専任教員数13人（うち教授7人）を上回る配置となっている。これは、語学とリーダーシップを教育の柱とする学群の性質上、少人数によるきめ細かな教育を行う体制を整える必要性からである。履修指導に当たっては、専任教員全員がアドバイザーとして学生一人ひとりを担当する仕組みとしている。

本学群の教育課程は、①ガイダンス科目、②学群共通科目、③語学技能科目、④グローバル・スタディーズ科目の4つの区分に分けて科目を配置している。学生の多くは1つの外国語を中心に専ら学修しながら、グローバル人材に必要なリーダーシップを身に付けるという体系で学修す

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

る。本学群の専任教員はこれらの区分に偏ることなく授業科目を担当する配置としている。

さらに、本学群の教育課程の特徴は「語学」「グローバル・スタディーズ」「リーダーシップ」「留学」から構成していることであり、これら4つの分野に適切に教員を配置している。

学生がどの言語の専修を選択するかによって「語学」と「留学」は区分されるが、「グローバル・スタディーズ」「リーダーシップ」の分野は学群の全学生を対象に実施する科目・プログラムであるため、専修に偏ることなく専任教員が担当する。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学群に教授会を置き、その下部組織としてFD委員会を設けている。学群教授会では、「桜美林大学教授会規程」に規定する審議事項を中心に審議しているが、その中でも早期に解決しなければならない事項やその時点での最重点事項をFD研修会の取組事項として取り上げている。

FD研修会は月1回の開催を原則としているが、必要に応じて随時開催した。FD研修会の企画に際しては、設定したテーマに基づく専門性を有するコーディネーターを学群所属の教員から選出し、コーディネーターを中心にFDの具体的な準備と進行ができるように工夫した。各特別専修においては、教授法やアドバイジング等に関する意見交換を日常的に行い、問題解決に努めた。なお、2016年度は全員参加した。

年に数回のFDを行っているが、学群教育に対する教員間の共通認識を醸成できたとは言えない。また、教員の自主性に依存した能力向上に留まり、組織的な対応策の構築はできていない。今後は、幅広い視点から本学群の教育活動を俯瞰することも必要であり、本学の大学教育開発センターと連携したFDも実現したいと考える。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員の資質向上に関しては、本学群設置前年度より検討を重ね決定してきた履修指導方法、アドバイジングの方法及び手法、成績評価等について、設置後の実際の授業におけるケース等を踏まえ、改めて教員間での認識や方法の統一化を行い、その効果があらわれてきた。また、月1回開催する教授会での議論及び進捗状況報告等を随時行うことで学群教職員全体への周知徹底を図ることができた。なお、テーマ別FD研修会等も企画・立案し、教員の質的向上を図った。

学群の基本政策決定プロセスは既に作り上げ、運営を軌道に乗せている。

改善すべき事項

学生に対して、本学群は新しい学群の故に相当に丁寧かつ緻密なアドバイジングを行っている。通常の履修指導以外に、毎学期、少なくとも1回の個人面接を通して学修指導を行い、状況把握に努めている。これは教員にとって容易なことではないが、効率化を図るためにも、アドバイジングの内容・手法について教員間の統一的な認識の形成が必要であり、FDを通してそれを改善したい。

教育課程及び教育方法の観点から専任教員の数が少ない本学群では、ほとんどの専任教員が1人で2つ以上の委員会を兼務しなければならない。また、一部の専任教員が本学群の任務のほか、

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

全学的な教育プログラムを総括管理する者や他の教育組織の任務を兼任している役職者が複数存在するため、過度の業務量となるばかりか、実際に教育に携わることができる教員数を少なくしている要因となっている。この問題を改善するために、学内の役割分担の明確化の必要があると思われる。

また、決して学術研究型の大学ではないが、教員の研究の資質向上とより多くの研究成果を、学士課程教育と社会に還元することも必要である。

3) 将来に向けた発展方策

言語プログラムを軸に体系的、かつ有機的な教育組織を作り上げるために、理念・目的を踏まえて、今後は英語を中心としたバイリンガルな若手教員を積極的に採用し、多言語・多文化的な魅力のある教育環境の整備を推進する。

Ⅲ-15 教職センター

1) 現状の説明

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教職センターでは、専任教員及び教職センター事務室職員を中心に年2回のFD・SD（研修会）を企画・実施している。専任教員や職員が教育課題を共有して、ともに問題を検討し合うことによって、教員・職員のより高次の専門的知識の獲得と、共通認識にたった「教職指導」をより可能とする教職員集団の質的向上を目標として実施している。

2016年度、教職センターではFD・SDを1回、FDを1回実施した。第1回は、本学教授を講師として招き、2016年7月に昨年の学外研修期間中に得た知見を共有する機会をもつ目的で、FD・SDを開催した。第2回は、2017年1月に「教育現場の変化と大学に於ける教員養成の課題」と題して開催した。今回は、新免許法に基づく次年度の課程申請に向けて、新教員免許法の解説、次期学習指導要領の動向、学校教育の博物館利用を取り上げて学ぶ機会を設けた。同FDには、学内の教職科目及び学芸員科目担当者、非常勤教員も招き、後半はグループに分かれ互いに授業実践、学生指導上の問題等を語り合っ、授業における学生指導の在り方を学ぶ機会ともなった。授業実践での共通の問題を語り合うことにより、自己の授業実践の反省の機会となったとか、非常勤教員からは大学全体の教育方針を理解できる機会となったとの感想が寄せられた。

専任教員の資質向上のためには学外研修の機会が重要であるが、2016年度は教職センター教員を派遣することはできなかった。在外研究を組織内においてさらに奨励して順次送りだせるようにしたい。

また、教職センターの専任教員は、各専門領域での学会に所属して研究大会に参加する等の活動により専門的力量的の形成に努めている一方、研究成果は学会誌、学内紀要等に発表している。

加えて横浜市教育委員会と大学との教員育成協議会に参加しており、地域の教育に協力しているほか、同協議会活動を通して、学生の実習先の確保等につながっている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教職課程、博物館学芸員課程に関係する全ての専任教員・非常勤教員を対象とした教職センターのFDは回を重ねることにより、教職の専任教員と専門科目担当の教員との間、専任教員と非常勤教員の交流が活発しており、本学の教職課程の教育への理解を深め、教育実践における意見交換が深められている。

教職科目や学芸員科目の指導や個別のアドバイジングにおいて、学生指導が効果的に行われるようになった。教職センター事務室の職員と専任教員とが共通認識に基づき、連携した学生指導を深化させてきた。学内の教職科目や学芸員科目の担当教員間や非常勤教員、学内の関係部署との連絡が密になり、理解が深まった。

教員、職員ともに、学会や外部との共同研究等に参加して、積極的に各自が学んで得られた知見を学内で共有し、教育の改善に役立てている。

学校及び博物館現場の教育実践、学校と地域あるいは博物館との連携、地方教育行政の動き、教員養成と学芸員養成の方針等の理解を互いに深めることができ、学生指導をより向上させることができた。

各教員は専門領域において着実に業績を収めつつあり、社会的要請にも積極的に対応している。

改善すべき事項

本教育組織の学生指導において、学生の学業、精神面における相談事例等から学生の傾向を知ることや、授業や個別相談における対応策等について、最新の知識や実態の把握が求められており、今後も研修を積み重ねていくことが必要である。

タコ壺的な授業実践に陥らないためにも、互いの授業実践を公表して問題点を継続的に語り合うことは必要であり、全関係教員・職員を対象とした研修を継続的に持つ必要がある。今後は呼びかける範囲を拡大してより充実した学内研修の機会を設けたい。

今日、学校現場、社会的・地域的環境、家庭が急速に変化しており、現場における生徒指導の方法や、社会における博物館の役割も大きく変化している。教員一人ひとりの専門的な領域での力量形成のために、自律的に研鑽を積むことが必要である。そのためには、学外研修をはじめとする研修、研究の機会を拡大する方策が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

教職課程では、文部科学省のガイドラインによる少人数での「教職実践演習」や「教職指導」の充実が求められていることもあり、アドバイジングを含めた「教職指導」より丁寧に行う必要がある。専任教員4人に、2009年度から2011年度までは客員教授1人が在籍し、教育実習や生徒相談に係る科目の指導を行ってきた。2012年度からは、最低必置条件にあたる専任教員4人のみで現在運営している。更なる教職課程の発展のためには、専任教員の授業負担の軽減と増員が是非とも必要である。また、教育実習のより円滑な運営のためにも助手が必要である。

博物館学芸員課程では、文部科学省の『博物館実習ガイドライン』により、「博物館実習」における学内実習の強化と充実が求められている。本学は、全国の大学をリードすべく、よりきめ細

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

かな実習に努めていきたい。博物館学芸員課程の運営と学芸員養成は、これまで1人の専任教員で当たってきたが、2013年度からは専任教員1人を増員し、2人体制となっている。今後、学芸員養成のみならず、資料展示室やリベラルアーツ学群博物館学専攻プログラムの運営並びに博学連携による地域への貢献、さらには教員免許状更新講習への協力と、より充実した幅広い学内外の活動につなげていきたい。

また、2021年度に迎える学園創立100周年を機に、是非とも「桜美林資料展示室」を発展させて、専任学芸員を配置した「大学博物館」を組織化して設置し、全学園的なアーカイブ体制を確立するとともに、学園史教育及び学芸員養成のための本格的実務実習の場とするよう改善を図りたい。

Ⅲ-16-1 大学院

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

大学院では、独自に「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」や「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」を制定し、これに則って教員審査を行っている。教員組織の優劣は、教員の大学院教育にかける熱意の如何によるところが大きいものの、大学院担当に必要な基礎資格の充実も大切なことであり、学位の有無、研究業績の多少等大学院教員組織として相応しい質の向上を目指す必要がある。

2016年度に大学院を担当する教員数は、通学課程では、専任教員が88人、非常勤教員が93人。

通信教育課程では、専任教員が6人、非常勤教員が15人であった。なお、非常勤教員の数には、特任教員も含まれている。

教育研究に係る責任の所在及び組織的な連携という観点からは、原則月1回開催される大学院委員会と各研究科委員会・専攻会議等の会議体において必要案件の審議が十分に行われている。

また、大学院に常設委員会（教務、入試戦略、キャリア開発、学生、図書、研究紀要、国際交流、自己点検・評価、等）を設けて、教員と当該事務部署とが連携して諸事項について検討や対応を行っている。

大学院部長が議長を務める大学院委員会は、大学院全体に関わる重要案件についての審議を行っている。構成員は、大学院部長と研究科長であるが、教務委員長、学生委員長、教育支援課大学院担当と四谷キャンパス事務室、入試事務室の職員が陪席している。なお、審議案件によって国際交流委員長等関係する委員会の長ないし事務部署の長に出席を求めている。

研究科長が議長を務める研究科委員会と専攻主任が議長を務める専攻会議は、毎月1回程度の割合で開かれ、その審議結果は逐次大学院委員会に研究科委員会に報告している。

上記のように大学院の教育研究活動を円滑に運営するための教員組織（会議体や委員会等）は十分に機能しているものと判断できる。

ただ今後、専任教員が大量に定年退職を迎えることにより、研究科によっては大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回るため、その補充が必要になる研究科・

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

専攻が出てくる。その一方で、当分は大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回らない研究科もあり、教員の専門や得意分野に応じた再配置の可能性もある。研究科の在り方を中長期的に見据えた計画的な教員の補充が求められるであろう。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員は、年度末と年度初めに「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」と「教員評価（目標計画）」の提出を義務づけている。各教員が提出した書類は、当該教員が所属する学系の長がそれに目を通し、コメントを記して教員に返却される。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用することは可能かと考えられる。また、この報告は研究組織の長が目にするもので、大学院部長を含め直接的の関係がない教育組織の長はこの資料を目にすることがないが、今後は教育組織の長に対しても情報の提供があるべきと考える。

2016年度のFD活動としては、9月に第1回大学院研修会として大学院部長が近年の大学を巡る諸問題について講演を行った。また、3月には第2回大学院研修会として、一橋大学教授に「グローバル化する高等教育における国際化戦略と実践」と題した講演を行っていただいた。このようにして、教員に自ら大学院のことを考えてもらうという姿勢を強く打ち出すことができた。大学院研修会は恒常的に年2回開催しており、この他に各研究科及び専攻にて個別のFDを開催している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院では、教育課程に相応しい教員と教員組織を整備している。上述の基準に従い大学院新規任用教員について、業績等を含めた審査を徹底した。これは、専任教員のみならず非常勤教員まで含め厳格な審査を行っている。

改善すべき事項

各研究科及び専攻において、大学院設置基準に則った研究指導教員数及び研究指導補助教員数の確保はできている。しかし、設置時には潤沢に配置していた専任教員数も、最低限しか確保できていない専攻が散見されるようになった。修士・博士前期課程において専任教員の少ない専攻では、各教員にかかる負担も増しており、事実上の研究指導を特任教員に頼っている部分もある。

2013年度内に、正式に特任教員が研究指導を担当できるよう運用を変更した。この場合も、各研究科における厳格な審査に加え、大学院委員会の了解を経て、学長及び総括副学長の審査を経た上ではじめて担当することができる。教員組織は将来構想との兼ね合いもあり、今後各研究科との緊密な連携の下で、大学院委員会での議論を通して方針を策定し、また、教員本位の科目編成ではなくより魅力的なカリキュラムを構築すべく、同時にカリキュラム改編計画も立てる必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

学士課程に基礎を置かない独立研究科の設置形態を採っているため、現時点では、学士課程と

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

直接的な繋がりが無い。教員についても大学院課程と学士課程を兼担している教員が多数であるため、授業の開講方針の検討や開講科目の精査、2つの課程間の授業の担当比率等について全学規模で検討する仕組みを作ることが必要と考える。一方、学群との関係が希薄な研究科（老年学、大学アドミニストレーション等）については、別途の配慮も必要である。さらに2019年度開設予定の新宿百人町キャンパス（仮称）における大学院教育（経営学研究科、老年学研究科、大学アドミニストレーション研究科）に新機軸を導入すべく、関係部署と連携の上、効果的な方策を立てる必要がある。

Ⅲ-16-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」及び「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」に則って教員審査を行い、国際学専攻（博士前期課程）、国際協力専攻（修士課程）、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の理念・目的に応じて適切に教員組織を整備している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

FDについては、大学院全体で年2回開催し、その時々々の教育課題を中心に研修を行っている。

専攻の質が異なるため、博士前期課程及び修士課程では、専攻を単位として教育課程の改革を中心に専攻会議を行い、研究科委員会（博士前期課程、修士課程）においては専攻会議における教育指導上の問題等を取り上げ、教員間で問題意識を共有できるように努めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院全体のFDを通して、当面の教育課題の内容とそれへの対処について教員間で意識の共有を図ることができた。

専攻会議等の場を通して、担当教員全体で各専攻の理念・目的・実施状況等教育課程全般に関する取り組み状況について検証した。また、研究科全体に関わる問題については、研究科委員会の場で検討を進めた。

改善すべき事項

多様な専門分野を包摂する国際学専攻（博士前期課程）及び国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の理念や目的、論文の評価基準・項目等については、研究科及び専攻そのものの在り方を含め、さらに現在の社会状況等を踏まえて検討する余地が残されている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3) 将来に向けた発展方策

多様な専門分野からなる国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、可能であれば、各専門分野に対応する既存の修士課程に接続する形態での研究科の再編が望まれる。

Ⅲ-16-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

老年学研究科は、専任教員7人、特任教員1人、非常勤教員11人で構成されている。博士前期課程の入学定員数（20人）はほぼ満たしており、専任教員が分担してきめ細かな指導を心掛けている。博士後期課程は入学定員数（3人）より多くの志願者があり、定員の約2倍の入学者を受け入れている。博士後期課程では、年度毎に異なる教員の科目を履修するコースワークや、指導教員は主査にならない体制を採用して、審査の公平、透明性を確保している。同時に、指導教員は学位取得まで継続して指導している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

年2回の定例FD会議を設けるとともに、毎月開催する研究科委員会を通して教育の質向上に向けて努力している。教員は、外部の競争的研究資金を積極的に獲得し、国内外の大学、研究機関との共同研究や産官学民の連携を積極的に行っており、研究業績も積み上げている。同時に、自治体等の外部組織からの要請に応じて、講演会の講師、委員会活動に参加する等積極的な社会貢献活動を担っている。なお、教員の研究活動の詳細は、老年学総合研究所の『研究活動報告』（年報）に掲載している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学生の授業評価においては、各教員は高い評価を受けている。研究科委員会やFD会議において自己点検や授業評価を実施しており、学生の状況や講義内容という教育に関してだけでなく、研究に関してもたゆまず情報交換を行っている。

改善すべき事項

非常勤教員のFDへの参加が少ないため、今後改善の検討をすべきである。FDでの検討課題も、現状に合わせてきめ細かく設定し、教育に活かす必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

教員の研修や研究、実践活動の時間を確保し、日進月歩の老年学の新知見や情報を吸収し続ける機会を確保することが必要である。国外大学院教員との研究協力の一環として国際老年学会等での共同発表の機会を設ける等の工夫が必要である。

Ⅲ-16-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程に専任教員6人（いずれも教授）の他11人の非常勤教員（特任、学内兼任を含む）が、通信教育課程に専任教員7人（教授6人・助手1人）の他約18人の非常勤教員（特任、学内兼任を含む）が、実務教員を含む豊富な陣容をもって、授業科目の内容に即して教育に当たっている。

専任教員のうち、通学課程の3人が通信教育課程、また通信教育課程の4人が通学課程の授業を持つことによって、通学課程と通信教育課程の一体的運営を可能としている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本研究科としてのFDは、大学アドミニストレーションを専門とする研究科の特性に鑑み、大学院研修会に参加することで資質の向上を図っている。また、学生を対象とした研究会を年数回開催することにより、教員も参加して実質的なFDを行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科の目的に鑑み、学術研究能力に優れた教員とともに、豊富な実務経験を有する教員を採用し、学生の学修ニーズに応えるように努め、また、個々の大学実務に則した科目に適切な非常勤教員を配置する等しており、この点については大きな効果を上げている。

改善すべき事項

専任教員は助手1人を除けば全て教授であり、充実した内容を提供するという点では優位性があるが、結果として年齢構成がアンバランスになっており、改善の余地がある。

3) 将来に向けた発展方策

定年による専任教員の退職が続くため、必要な教育を行うためにも専任教員を確保する必要がある。2016年度末に4人の専任教員が定年退職するため、年度末までに新規採用の教授1人の他、3人の専任教員を学内措置し、2017年度に備えることとした。

Ⅲ-16-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本研究科では、「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」や「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」に則って教員審査を行っている。大学院を担当する教員数は（収容定員 60 人）、専任教員が 12 人、特任教授 3 人、非常勤教員が 3 人であった。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本研究科の教員には、春・秋学期末毎に大学院生による「授業評価」への“コメント”を述べることで、また年度末と年度初めに「教員個人別担当業務一覧」と「教員評価（目標計画）」の提出を義務づけている。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用している。各教員の「授業評価」には研究科長がコメントを、年度末の諸書類は当該教員が所属する学系長がそれに目を通し、コメントを記して教員に返却している。また、大学院研修会、毎月の大学院委員会及び研究科委員会を通して研究科の理念や目的を教員に周知徹底している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科では、教育課程に相応しい専任教員、特任教員、非常勤教員の採用を重要視している。

教員審査は、専任教員のみならず特任教員、非常勤教員まで含め厳格な審査を行っているため、質の高い研究と教育を実践できる教員を整備することができた。

改善すべき事項

本研究科においては、大学院設置基準に則った研究指導教員数及び研究指導補助教員数の確保はできているが、2016 年度以降定年退職する教員が相次ぎ、将来的に教員の不足が予想される。

また、新宿百人町キャンパス（仮称）への移転に向けて、大学院の改革は必須であり、教員の増員を図る必要がある。また、全員がビジネスマネジメント学群との兼担で、学群における教育、諸活動等を優先しなければならない。そのため、各教員にかかる負担もかなり重く、事実上の研究指導を特任教員に頼らざるを得ない状況である。如何にして負担の軽減を図っていくかの検討を図る必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

現状、本研究科は独立の設置形態をとっているため、学士課程と直接的な繋がりが無い。しかし、上述の通り経営学研究科の教員については大学院課程と学士課程を兼担せざるを得ないのも事実である。なお、他の研究科と異なり本研究科は 95%以上が外国人留学生である。従って、授業の開講方針の検討や開講科目の精査、教員に至っては 2 つの課程（学士—大学院）間の授業担当比率等について全学規模で検討する仕組みを作ることが必要である。また、上記で述べたよう

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

に新宿百人町キャンパス（仮称）への移転に向けて、より魅力の高い研究科にするためにも観光・ホスピタリティ・エンターテイメント領域、職業教育倫理領域、アントレプレナー・IT領域の設置を計画しており、この面での教員組織の整備が必要である。

Ⅲ-16-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

2016年度の教員数は、日本語教育専攻が専任教員7人、英語教育専攻が専任教員7人、非常勤教員は両専攻で計10人であった。各担当教員は、「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に照らして適切な資格を有しており、適正に配置している。但し、日本語教育の専任教員は2016年度末で2人が退任予定であり2015年度からゼミ生を募集していない。この補充が無い場合は、2017年度にはゼミ担当教員が3人となってしまふ。ゼミ担当の専任教員は最低4人いなければ主査と副査の組み合わせに選択肢はなくなり、かつ専門領域の問題もあり健全な試問要員の確保ができるとは言い難い。早急の対応が望まれるが、窮余の策として大学院の授業担当者でない場合でも、関連学群の専任教員に副査を依頼するケースが増えている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本研究科独自のFD研修会を年間2回開催した。大学院担当者は学系（言語学系）に属している。また、本研究科独自の紀要『言語教育研究』も毎年刊行している。2015年度は刊行に遅れが出たため、2016年度は研究科長が査読委員に加わり、また、紀要委員を刷新したことにより、予定通り刊行した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ここ数年にわたって部分的にはあるが、学生のニーズに合った科目編成を目指してカリキュラムに変更を加えてきた。このことは、特に日本語教育専攻において顕著だが、中国人学生の激増ぶりがあまりに急で、「日中対照研究」等の科目整備は整わないままである。

また、教員資格の明確化という観点から、「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に則るべく情報を開示して審査を行ってきた。

改善すべき事項

専任教員には大学院と学士課程との兼担が負担になっている場合が多い。特に日本語教育専攻では、開講場所が千駄ヶ谷にあり、研究指導（論文指導）の学生が多くクラスサイズも大きい。

学士課程の担当や校務も増大する傾向にあり、退職者も多い中で補充が少ないという現状からその負担は限界に近づきつつある。

英語教育専攻では、7人の専任教員のうち4人が学内の要職（副学長・学長補佐等）に就いてい

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

るため、委員等の学務担当が一部の教員に集中する傾向があり、この傾向には変化はみられない。

3) 将来に向けた発展方策

2016年度は大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を維持できたが、日本語教育専攻には各学年15人前後の学生がいる一方で、2016年度の指導教員が3人では他の大学院に較べて大変少ないだけでなく、指導教員が指導する大学院生の数は10人を超えている。

そのため、将来的な人事計画をも盛り込んだ形でのカリキュラム再編が望まれる。

Ⅲ-16-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

臨床心理学専攻は臨床心理士認定機構の分類で第1種養成機関となっているので、これに対応できる体制を整えている。また、附置している臨床心理センターで実習及びスーパービジョンを濃密に行う目的で非常勤教員の配置も適切に行っている。健康心理学専攻は学際的な特性から、社会福祉等の関連分野の教員も配置している。各担当教員は、「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に照らして適切な資格を有しており、適正に配置している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

2016年度は2回のFDを実施した。FDでは心理職の国家資格化（「公認心理師」）の現状と課題について討議を行った。国家資格化に向けた進捗状況の情報確認を行い、学群における資格対応カリキュラムの設置組織と現行の教育組織の位置づけ、心理学研究科における資格対応カリキュラムの設置方法と現行2専攻の構成の関係、教員配置等について討議を行った。特に早急な対応が必要とされる学群における公認心理師対応の方法について議論が交わされた。大学院においては、学群におけるカリキュラムとの連続性を明確にする必要があること、臨床心理士・専門健康心理士という現行2資格の今後の対応を把握する必要があること、教員は公認心理師育成の専門性を磨くべきであること等を確認した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

健康心理学専攻では2016年度教員の欠員が生じたため、募集人事の承認を得て、健康福祉学群保育専攻の科目も担当できる人材確保をすべく、多数の応募者の中から、厳正な審査を経てバランスの良い人材を得ることができた。新たな人材の確保により、今後の教育活動をはじめ研究科の運営においても好ましい成果を上げることが期待されている。また、臨床心理センターでは、専任教員と実習指導を担当する非常勤教員間で、大学院生に関する情報の共有等綿密な連携を図れており、大学院生の指導に効果を上げている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

改善すべき事項

今後は公認心理師国家試験受験資格を満たすべく、具体的なカリキュラムの確定次第、科目及び担当者の見直しを早急に進めなければならない。特に、5領域にわたる実習先の確保が必要となるため、他大学との競合もあり、対応を進めなくてはならない。

また、健康心理学専攻では、専任教員の退職により開講できない科目があり、公認心理師国家試験受験資格のためのカリキュラムを視野に入れて、早急に新たな人材の確保を目指す必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

全国の心理学系大学院は一斉に公認心理師国家試験受験資格基準を満たすカリキュラムへと変更すると想定される。2016年度中には具体的なカリキュラムが提示される見通しであるため、教員組織についても十分な検討を行い、本大学院における他の教育機関との差別化を明確に提示できるよう方針を確定していきたい。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

IV. 「教育内容・方法・成果」について

IV-1 大学全体

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

建学の精神に基づき、本学の教育目標を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するための幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的とする。」と定め、大学学則第1条に明記している。また、各学群及び各研究科が養成する人材像を定め、大学学則第3条の2及び大学院学則第3条の3に明記している。

これらの教育目標を達成するため、学群ごと、研究科ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、卒業・修了するにあたって修得すべき学修成果についても、学位授与方針及び教育課程の編成方針の中で明示している。

(3) 教育目標等の大学構成員への周知、社会への公表について

教育目標、卒業・修了要件、学位授与方針、教育課程の編成とその実施方針については、『履修ガイド』、『講義案内』（PDFデータは本学 Web サイトに掲載。）、『大学案内』（2017年度より電子ブックとして掲載予定。）、『大学院案内』（2017年度より電子ブックとして掲載予定。）等の紙媒体の印刷物に掲載し、学生と教職員に配付し周知を図っている。教育目標等については、入学式や学期ごとのオリエンテーション時に学生への周知に努め、新任教職員研修会において新任教職員への周知を図っている。それに加えて本学 Web サイトに掲載して社会に広く公表している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、原則月1回開催される各学群教授会（大学学則第21条）及び教育研究評議会（大学学則16条）で定期的に検証を行っている。

学士課程、大学院ともに、学位授与方針、教育目標及び卒業・修了要件は「桜美林大学学位規則」（以下、「本学学位規則」という。）に定めている。学士課程においては、学生から「卒業希望届」が提出された段階で、各教授会において卒業の認定及び学士の学位の授与についての審議を行い、学群長はその議決に基づいて、文書で学長に報告し、学長が決定するという手続きを経ており、適正に運用している。大学院における学位審査及び修了判定については、各研究科委員会及び大学院委員会で審議しており、客観性・厳格性を担保している。学位論文（博士論文・修士論文）の審査に当たっては、主査と複数の副査が厳正かつ適正な審査を行っている。博士論文については、学外から当該領域の資格保持者を副査に加えて審査を実施しており、学位に相応しい質を担保している。

また、原則月1回開かれる総括副学長が議長を務める教学部門長会議（学群長、学類長、大学院部長、教職センター長、基盤教育インスティテュート長、教務部長、教務課長、図書館長、（陪

IV. 「教育内容・方法・成果」について

席として) 教学に関わる各事務部門の長) において、教育目標、学位授与方針、教育課程編成、授業方針、授業運営等の基本要件について全学的に検討している。そこで議論した議案は、総括副学長が学長室会議で報告等して情報の共有化を図っている。重要案件については教育研究評議会において審議を行う体制をとっている。

○教育方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本学は、比較的早期にシラバスを導入した。導入当初は具体性を欠く記載内容のシラバスが散見されたが、年度を追うごとに全体的に精度が高まっている。シラバスの記載事項、記載方法、期間、学生への周知と公表の方法、記載されたシラバスの点検手順等について、教学部門長会議において審議している。また、「桜美林大学シラバス作成要領」を各教員に配付して記載上の注意を促している。

2016年度のシラバスには、「開講学期」、「授業コード」、「科目名」、「担当教員名」、「授業種別」、「単位数」、「曜日時限」、「授業方法」、「抽選対象」、「抽選定員」、「抽選備考」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外学習」、「テキスト」、「参考書」、「評価基準」、「教員との連絡方法」、「URL」、「キーワード」、「備考」という22の記載項目を設定し、各項目名には英語の表記も付している。そのうち「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外学習」、「評価基準」「教員との連絡方法」については特に詳細に記載することになっている。「授業計画」は、全ての授業科目について、15回又は30回の授業ごとに具体的な授業内容を記述すること、「評価基準」は、評価内容の割合等を具体的に記すことを要求している。2012年度より、各授業の到達目標を具体的に明示する「到達目標」と学生が授業を一層理解し易くなるように「授業時間外学習」の項目を設ける等、シラバスの充実を図っている。

各学期のシラバス公開前に、各教員が記載したシラバスの内容を教育組織の長や教務委員が点検している。記載に不備や未記載の項目等があれば、当該教員に所定の期間に加筆修正を求めている。この作業を行うことで基本情報を洩れなく記載し、精度を高めている。結果、学士課程と大学院において、シラバスの作成と内容の充実は十分に図られている。

E L P (English Language Program) の授業にあっては、開設当初より休講ゼロを貫いており、その方針と伝統が全学的に広がり、近年休講ゼロを貫徹している。やむを得ず休講とした場合、別日に補講を義務づけている。そのため当初の授業計画に則った授業内容と時間数を確保している。

あらかじめシラバスを作成する時点では、実際に履修する学生数等が未決定であるため、授業方法及び授業進行とシラバスとを整合させることは教員の悩むところである。当初の予想よりも履修学生数が極端に多いような場合には、授業の規模が明らかになった時点で、実態に合わせるべくシラバスの内容の一部を変更し、それを最初の授業時に学生に告知することもあるが、効果的に授業運営を行い、教育効果を高めるためには止むを得ない処置といえる。学士課程と大学院におけるシラバスと授業内容・方法は十分に整合性を保っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(3) 成績評価と単位認定について

本学ではGPA制度を導入して久しいが、その数値化の根拠となる成績評価については理解が深まっているものの、その評価基準に関する意思統一が全教員間で完全に取れているとは言い難い。評価が比較的甘い教員と厳格な評価をする教員がいるため、不公平感が生まれ、前者の教員の授業に履修学生が殺到したりするという傾向も一部認められる。GPA制度の見直しと相まって、極端にバランスを欠く成績評価の在り方を改善し、公平性を担保するための段階的処置として、2010年度春学期以降、「成績評価の適正化についてのガイドライン」を定め、A～Fの5段階評価のうち、特にAが10%以内、Bが30%以内という方針で評価を行っている。この措置を講じたことで、クラスの中でのインセンティブが向上し、個々の学生の達成度や習熟度が把握し易くなり、概して安易な成績評価を戒めるという効果を生んだ。また、評価基準及び評価方法については、シラバスに明記されているため、学生が授業や課題に取り組みやすくなった。特にレポート、授業内発表、試験等の具体的な学修活動ごとの評価方法や総合評価についての割合も明記しているため、学生が明確な学修計画を立てやすくなっている。

各教員が明確な教育理念及び成績評価基準を共有し、公正な教育にあたることができる基盤を整えている。

「成績評価の適正化についてのガイドライン」は、あくまでも厳格な成績評価の実施に向けての暫定的な処置であって、現時点で有効に機能している。今後は、厳格かつ適正な成績評価体制を整え、さらに精度を高めるためには、全学的に成績評価の在り方について議論を重ね、個々の教員の認識と意識を一層高めるための方策を練ることが必要である。

本学では、直前の学期の履修科目に限って、学生は評価された成績に質問がある場合は、担当教員に直接問い合わせるか、教育支援課で「成績質問書」を受け付けるという制度を設けている。

故に、教員は当該授業についてシラバス上の評価基準欄に詳細な評価基準や評価方法を明記するとともに、初回授業で履修学生に明確に説明をすることが必要である。学士課程と大学院における成績評価は、評価方法と評価基準の明示という点で、概ね適正に実施している。

学士課程については、「授業科目には全て所定の単位が配当され、授業を履修し、試験等に合格することによってその科目及び単位を修得したことが認められる」と『履修ガイド』に明記し、周知を図っている。「授業科目」、「授業科目の区分」、「授業の方法」、「単位の計算方法」「単位の授与」、「受験資格」「成績」等を規定した大学学則第36条～第43条を『履修ガイド』に掲載することで常に確認ができるようにしている。また、それらの規定に則って厳正かつ適切に単位認定を実施している。さらに、学士課程の卒業要件(大学学則第58条)、学位授与(大学学則第59条)、単位の計算方法(大学学則第38条)、単位の授与(大学学則第39条)、成績(大学学則第43条)及び大学院の単位修得の認定・成績(大学院学則第24条)、修了要件(大学院学則第25条及び第26条)、学位授与(大学院学則第27条)もそれぞれの『履修ガイド』に明記し周知を図っている。

単位認定については、当該授業科目を開設する学群等及び研究科から選出された委員等による厳格な確認作業の結果を受けて、各教授会(大学院は研究科委員会)で審議している。

また、教育の質保証のために、学士課程では、学期ごとに履修登録できる単位数の上限(CAP制)を定めている。入学した最初の学期は一律20単位を上限としているが、それ以降の学期には、前学期のGPAが①3.0以上の場合24単位、②2.0以上3.0未満の場合20単位、③2.0未満

IV. 「教育内容・方法・成果」について

の場合 16 単位をそれぞれ次学期に履修することを認めている。

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、学士課程と大学院において適正に実施している。

入学前の既修得単位等の認定については、学士課程では大学学則第 34 条、大学院では大学院学則第 23 条に則って、当該学群教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て適正に実施している。

他大学（院）等及び（学士課程では）大学以外の教育施設で履修した授業科目については、学士課程では大学学則第 44 条及び第 45 条、大学院では大学院学則第 22 条に則って、教育上有益と認めるときは、当該学群教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て適正に認定作業を行っている。

編入学等については、大学学則第 35 条に則って、入学を許可された者に対して、既に修得した授業科目及び単位数を卒業要件単位の 2 分の 1 を上限として認定している。認定は当該学群教授会の議を経て学長が決定している。

既修得単位の認定については、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、学士課程と大学院において適切に実施している。

（4）教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育組織（学群等、研究科）、大学教育開発センターが F D に特化した研修（F D 会議、研修会、セミナー、講演会、シンポジウム等）を定期的に企画・実施している。そこでは教育の質の向上、授業の内容及び方法等についての検証を行い、問題点についての改善策等を検討し、教職員間で情報の共有化を図っている。また、学内外で開催している教育研究に関する研修会等への教職員の積極的な参加を促しており、情報収集及び他機関との情報交換に努めている。

授業は実施する教員とそれを受講する学生双方のコラボレーションによって成り立つものである。その関係が円滑に保たれてこそ効果的な授業が行われる。本学では、2004 年度より授業評価アンケートを全学規模で実施し、学生の意見を幅広く吸い上げて教育に活かすという取り組みを行っている。各授業の実態の把握、問題点の洗い出し、教育の質の向上に向けてのデータ収集の方策ともなっている。この授業評価アンケートは、当該授業についての検証も然ることながら、本学の教育設備や環境、学生の学修、教育目標の達成状況等を測る上で不可欠である。授業評価アンケートの結果は当該教員に戻し、当該教員自らがその結果の確認と検討を行い、コメントを記すことになっている。後に教育組織の長がそれを確認の上コメントを記し、最終的に学長と総括副学長が確認するという手続きを踏んでいる。現時点では、この授業評価は各教員の授業改善のために役立てることに止めており、教員評価とは結びつけていない。また、授業評価の結果については回答の数値のみを公表し、授業ごとの具体的な結果についての公表は現段階で行っていない。今後は授業評価アンケートの結果で得たデータを教育組織の枠を越えて、全学的に検討と分析を行い、F D のテーマ設定のためにフィードバックする等、さらに組織的な取り組みを進めていくことが期待できる。また、現在、履修学生数が少人数の授業、ゼミ（専攻演習）、卒業論文等は授業評価アンケート実施の対象外としているが、今後、検討する余地がある。授業評価アンケート以外にも、各教育組織や機関が学生の意見を汲み取るための調査やアンケートを行っている。

2016 年度から限定的ではあるが授業公開を開始した。教員相互の授業を参観し合う中で、自ら

IV. 「教育内容・方法・成果」について

の授業方法・授業内容等を客観的に省みる、あるいは教育力の向上を図るための手掛かりを得る機会として十分に活用することが期待できる。

なお、研究の充実についても、各教育組織・学系、大学教育開発センター、総合研究機構、各研究所が中長期計画及び年次計画に基づいて、成果を上げるための諸活動に取り組んでいる。研究に関わる事項は主に学系組織の業務であるが、今後、研究活動面での一層の活性化を図る仕組みを作ることが望まれる。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

詳細かつ具体的に記述されたシラバスに則って行われる授業運営下での成績評価によって学修成果を測定することが可能となっている。学生の学修到達度という点で、GPAは評価のための指針に十分になり得る。学修成果は単に個々の授業の成績評価によってのみ測定するという性質のものではなく、ゼミ論文、卒業論文等の卒業制作、大学院にあっては学位論文、教育研究に関連する学内外での活動、就職活動等によっても測定が可能である。

学期末に実施されている授業評価アンケートは、学生の自己評価に繋がるものである。このアンケートには、当該授業に対する学生の自己評価を促す「あなた自身について」という項目を設けている。具体的には、①「この分野の新しい知識、技能が得られた」、②「自分の考え方、発想に刺激を受けた」、③「この授業を休まずに出席した」、④「熱意をもってこの授業に参加した」等の設問を設けている。また、当該授業について「期待したこと」と「受講した感想」を学生が自由記述する欄も設けており、これらの設問に学生自らが回答することで当該授業に対する自己評価が可能である。無記名で実施される授業評価アンケートの結果から学生の自己評価がどの程度客観的に測定できるかという点についての検証を行うことが望ましいが、本アンケートから大筋の実態を読み取ることができる。

2013年度より学士課程の1・2年生を対象に「大学生基礎力調査」を導入し、学生自らが現況を把握し、その後に学修を通して強化すべき点等を知ることができるようになった。

大学院でも修了生全員を対象に各研究科・各専攻における達成状況を計るためのアンケートを実施しており、その結果を各教員に戻して、学修及び授業支援のために役立てている。また、大学院担当教員を対象とする大学院研修会でFDの一環としてその結果についての分析検討を行い、教員間で共有化を図っている。

学生の自己評価を客観的に測る基準や手段については今後検討を要するが、現時点で本学では一定の自己評価を可能とする試みをしており、成果を得ていると判断している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学の学生は、専門領域の科目履修に留まらず、他の学群や研究科が開講する科目（ただし一部の科目を除く。）を履修することができ、柔軟な学びが可能になっている。そのため自発的な問題解決や幅広い学びが可能となるような学修計画を立てることができる。

2010年度から、「成績評価の適正化についてのガイドライン」によりA～Fの5段階評価のう

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ち、特に、AとBの評価についての割合を設けて成績評価している。それによって授業の中でのインセンティブが上がりかつ学修の質を保證するという意味において、各学生の達成度や習熟度が把握しやすくなった。また、評価基準及び評価方法がシラバスに明示されるため、学生が学修に取り組みやすくなっている。特に、レポート、授業内発表、試験等の具体的な学修活動ごとの評価方法や総合評価の割合を明記することになっているため、明確な学修計画が立てられるようになっている。

「成績評価の適正化についてのガイドライン」を規定したことで、結果的に各教員は学生の成長に資する教育を行うべく、学修目標と整合性のとれた評価方法を設定し、可能な限り客観的な評価を行うことが可能となった。シラバスに学修目標や評価方法等をより明確に提示することによって、学生との情報の共有化を図っている。また、教員間で明確な教育理念と一定の成績評価の基準を共有し、公正な教育にあたることができる。2012年度からシラバスには、新たに授業時間外学修の記載項目を追加したことによって、学生が当該授業を毎時受講するにあたって、要求される予習又は復習の事項が具体的に明示できることになった。

学士課程に次いで、2014年度より大学院の授業科目に科目コード(ナンバリング)を導入した。

『履修ガイド』で科目コードについて説明を施すとともに、新入生オリエンテーションでも解説しており、学生が各科目の性格や学問的な位置づけを十分理解した上で履修することが可能になったことから、学びのガイドラインとして活用できる。

学生の卒業、修了、学位授与については、それぞれの学群教授会及び研究科委員会で厳正に審議され適切に処理している。また、教育研究の諸活動の成果を示す試験、研究レポート、授業内発表、論文等を基に総合的に判定している。また、大学院生については、厳正な論文審査を経て学位論文を公開するという手続きにより十分に質を確保している。

改善すべき事項

各学群の教育目標と教育内容との整合性について、学群制が定着してきたこの時期に多角的な検証を行い、従来にも増して効果的な教育や魅力的な教育となり得るような、また、学生の学力を着実に向上させ得るような教育体制を構築すること、それこそがステークホルダーや社会が本学に期待していることであろう。変化が目まぐるしい現代社会にあって、迅速かつ柔軟に時代の要請に対応が可能な教育プログラムを提供できるように学群制を採用している。その利点が最大限生かされるようにするための柔軟な学びの環境づくりに努めたい。

本学は海外に多くの提携大学等を有しているが、全ての提携大学等と活発な学術交流が行われているとは言い難い。「グローバル化」を推進させるためには、海外の提携大学等との間で共有が可能な教育課程やプログラムの設計、例えば、英語のみの授業だけを履修して学位が取得できるプログラム、英語のみで行う授業数を増やす等、人事・学術交流の実質化等に本腰を入れて取り組むことが強く望まれる。

GPA制度の精度を一層高めるためには、それと密接に関連することになる成績評価の厳密化を推進するための組織的な取り組みが課題となる。適正かつ厳密な成績評価を実限させるためには、適正な成績評価の意義について個々の教員の理解と認識が不可欠であり、そのための基盤づくりが必須である。シラバスの記載内容の精度は概して高まっているものの、チェック体制の厳

IV. 「教育内容・方法・成果」について

格化及び記載項目の検討作業を継続する。

各教育組織において定期的にFDが実施されているものの、数年後のキャンパス分散化を視野に入れて大学からも全学的な検討課題を提起し、各教育組織のFDを通して教育の一体化が図れるような方策を検討することが望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

成績評価の在り方に関し、「GPA制度の実質化に向けての方策 [最終答申]」（2011年3月・本学GPA制度検討委員会）を踏まえた、実質的な検討に取り掛かることが必要である。今後は「成績評価等に関する検討委員会」と「GPA検討委員会」の答申を参考にして学修効果を計測する基準の策定が望まれる。そのための検討及び審議については、大学教育開発センターと連携しながら、各教育組織、教授会、教学部門長会議、教育研究評議会等で行うことが可能な環境にある。

2016年度から、リベラルアーツ学群、健康福祉学群、芸術文化学群においては、学類化に向けての教育課程の改編作業を開始した。一方、学類化されているビジネスマネジメント学群においても、更なる教育課程の改編作業に取り組んでいる。

学士課程と大学院の開講科目の科目コード化ができたが、継続的に科目コードについての質的な検証を行うことで一層精度の高いものにすることが望まれる。

学生の学修を向上させるためには、全学規模で本学の理念・目的に照らした教育組織、教育課程、教育方針についての検証を行い、ディプロマ・ポリシー及びアカデミック・ポリシーについても定期的に検討を加えて、4年間の学士課程教育の在り方を明確化し、それに基づいたカリキュラムの整備が必須である。その目的で2016年度より、三つの方針の検証、改善等を継続的に行うため、「教学PDCA委員会」を設置（委員長：総括副学長、副委員長：教務部長）した。四半期ごとに開催し、特に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に加え、「カリキュラム・マップ」に関するPDCAサイクルを着実に回していくことになった。

2013年度より1年次と2年次に「大学生基礎力調査」を導入したことで、学生が経年による対比を行うことが可能となり、客観的な自己評価ができるようになった。

大学院にあっては、2016年度よりGPA制度が導入され、それと相俟って少人数の授業に対応する成績評価の在り方の検討を行うことで、さらに教育効果が上がることを期待される。

IV-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

リベラルアーツ学群創設から5年目（2011年度）までは、卒業までに修得すべき単位数を124単位と定めた上で、卒業要件として1つのメジャー認定が必要であった（メジャーの修了要件は、40～44単位）。その後、専攻教育におけるカリキュラム改革を実施し、2012年度からは、メジャ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

一の修了要件を 32～36 単位に緩和した。同時に、専攻科目を合計で 62 単位以上修得するという条件も付け加えた。この意味については後述する。初年次教育にあたる基盤科目については 42 単位が必修となっている。基盤科目の必要単位数内訳は、コア科目(6)、外国語科目(16、英語(8)、外国語(8))、学問基礎(8)、専攻入門(2)、リベラルアーツセミナー(2)、キリスト教(4)、その他(4)となっている。従って、基礎学習とメジャーの合計単位数は、旧カリキュラムでは 82～86 単位、新カリキュラムでは 74～78 単位となる。残りの単位は、旧カリキュラムにおいては、専攻プログラム科目の更なる履修、マイナーの取得等に向けられるが、この履修は学生の自由な意志に任されている。また、新カリキュラムでは、専攻科目を合計で 62 単位以上修得しなくてはならないため、学生は、メジャー認定に必要な単位数以外のところでは、二つめのメジャー、あるいはマイナーの修得を強く奨励されている。

2016 年度には基礎教育のカリキュラム改革を行い、「学問基礎」と「専門入門」の統合を図り、新たな「学問基礎」として、「人間理解」、「社会理解」、「自然理解」を「主題別科目群」として位置づけ、また、「実践科目群」として「地域社会参加」科目や「国際理解」科目を新たに位置づけた。これらの科目群は、人間理解＝人文科学、社会理解＝社会科学、自然理解＝自然科学という単純な縦割りではなく、科目担当者の専門分野を基盤としつつ、それぞれのカテゴリーの中に、専門横断的あるいは教養を高めるための科目を作っている。科目の性格を大別すれば、リベラルアーツらしい複眼的視野の育成等幅広い学びのための科目群と緩やかな形で専攻に関わる基礎教育的な内容を持つ科目群からなる。幅広い学びのための科目群を例示すれば、①学問の境界を越えることを試みて、特定のトピックに接近する科目群(一教員で行う)、②複数の学問領域の教員が集まって組み立てる授業科目群、③古典・名講読を通して幅広い教養の基礎を身に付けさせるための科目等である。実践科目群は学生が実践しながら学んでいく科目群として推奨している。

これらの単位数配分は、基本的に、リベラルアーツ学群の教育目標である「幅広い教養に基づいた専門的知識」のために、適切であると判断できる。これらにより、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程を編成し、実施方針は『履修ガイド』や本学 Web サイトを通して明示している。

また、『履修ガイド』には、基盤教育及び専攻学習における科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示しており、「Independent Learner」として、各自の到達目標実現のために修得しなくてはならない科目を明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

リベラルアーツ学群の教育目標は「広範な知識と深い専門性に裏づけられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身に付けた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」となっているが、「広範な知識」を育成する教育課程は、主として 1、2 年次の基盤教育と 2 年次以降の多様な専攻プログラムが提供する、広範囲の分野に跨る授業である。また、「深い専門性」を育むのは、専攻プログラムが提供する専攻科目及び専攻演習・卒業論文／卒業研究である。卒業要件としては、指定された基礎学習 42 単位の修得、メジャーの認定(旧カリキュラム：40～44 単位、新カリキュラム：32～36 単位)、総履修単位を 124 単位以上に設定している。また、在学中の通算 GPA が「1.5」を上回ることも卒業要件となっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

この教育目標の実現と学位授与方針に整合させるために、基礎教育と専門教育の両教育課程を設けている。基礎教育を主に提供する組織として、本学には基礎教育院がある。また、入学して卒業するまでの育成及び専門教育に関してはリベラルアーツ学群が主に責任をもって行っている。

これらの目標提示は『履修ガイド』等を通して学生に開示している。

◎基礎科目

基礎科目は42単位が必修となっている。基礎科目の必要単位数内訳は、コア科目(16)、外国語科目(8)、学問基礎(8)、専攻入門(2)、リベラルアーツセミナー(2)、キリスト教理解(2)、その他(4)となっている。2016年度からは基礎教育の必要単位数の内訳が変更となり、コア科目や外国語科目に変更はないものの、アカデミックリテラシー(2)、学問基礎(2)に変更されている。基礎科目のそれぞれの目的は以下の通りである。

- ・コア科目：大学で学ぶための基本的スキルを修得する。
- ・外国語科目：英語8単位の必修のみならず他の外国語の素養を身に付ける。
- ・学問基礎科目：広範囲な学問のアプローチ方法を学び多角的な視野を身に付ける
- ・リベラルアーツセミナー：大学で学ぶためにアカデミックライティング等のスキルを修得する。
- ・キリスト教理解：本学の建学の理念及びキリスト教が果たしてきた人類の文化に対する影響を理解する。

◎専攻科目

33の専攻プログラムにおける科目区分、必修・選択の分類、単位数等の情報は、『履修ガイド』に明記している。専攻プログラムを構成する専攻科目は、リベラルアーツ学群が提供する約750科目の中から専攻プログラムの教育目標を実現するのに必要な科目を設定し、「導入、理論、応用」等のカテゴリーに分類され、『履修ガイド』に明記している。同時に科目の単位数、配当年次、レベル等も明示している。全体として、必修科目はそれほど多くなく、カテゴリーの中からの選択必修の形式が多い。なお、本学群では『専攻プログラム履修モデル集』をe-campus上に公開し、学生はいつでもダウンロードできるようにしている。これは2年次秋学期の専攻プログラム決定にあたり、各プログラムの内容とイメージが学生に正しく伝わるように、また、専攻選択に参考となるような科目履修が可能となるようにするためである。

メジャー選択後の学生は、指定された条件の下に科目履修を行うと、メジャーもしくはマイナーの認定がなされる。最低1つのメジャーを修得することが卒業要件であるが、メジャー/マイナーの選択内容は学生に委ねられており、定員管理は一切行っていない。登録は2年次の秋学期に行われるが、その後の追加・変更に関しても自由意志により、卒業学期までに随時行うことができる。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

現在、日本社会へのリベラルアーツ教育の浸透を図っている段階であるので、教育目標の適切性と、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、基本的には具体的な検証や変更を行っていない。しかし、変化する社会のニーズに応えるため、また、更なる教育内容の改善を目指して、既存のカリキュラムを慎重かつ不断に検討する必要がある。そこで、本学群

IV. 「教育内容・方法・成果」について

開設から2年が経過した2009年度には将来構想委員会を立ち上げ、カリキュラムの見直しに着手した。将来構想委員会を中心に進められたカリキュラム改革構想は、毎年開催している教員FD研修会、最終的な責任主体・組織である学群教授会での議論を経て練り上げ、専攻教育に関する新カリキュラムが決定された(2011年度4月教授会において承認)。その後、将来構想委員会は、基礎教育の部分に関するカリキュラムの見直しに着手し、これについても、2012年度と2013年度の教員FD研修会と教授会を通して、徐々に改革案を煮詰めてきた。その結果、2014年度7月教授会において、基礎教育カリキュラムの改革案が承認された。グローバル・コミュニケーション学群の設置に伴って、一部教員と科目の移籍を2016年度から行うことが理事会で決定されたため、英語関係科目、中国語関係科目、及び外国人留学生向けに英語及び中国語で開講していた科目をグローバル・コミュニケーション学群に移管した。そのため、それまでの「英語専攻プログラム」、「英米文学専攻プログラム」を「英語学・英文学専攻プログラム」に、「中国語専攻プログラム」、「中国文学専攻プログラム」を、「中国言語文化専攻プログラム」に統廃合し、「日本地域研究(E)マイナープログラム」と「日本地域研究(C)マイナープログラム」を廃止し、「日本地域研究(J)専攻プログラム」は単に「日本地域研究専攻プログラム」として、それぞれの専攻プログラムの運営を開始した。また、副専攻だけであった「博物館学マイナープログラム」を「博物館学専攻プログラム」に主専攻を設置してその運営も開始した。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

リベラルアーツ学群が提供している専攻科目数はおおよそ750科目である。これらは人文科学、社会科学、自然科学、そして学際統合科学の4領域にわたって高い専門性を育むために設置したものであり、他大学の専門学部と比較すると、必然的により多くの科目から構成されることになる。

メジャーを認定している33の専攻プログラムには、その分野に欠かせない必修科目や履修が望ましい準必修科目があり、それらは、特に人気の高い専攻プログラムにおいては学生の履修にとって不利にならないよう、春秋両学期開講あるいは同じ科目の同時複数開講に努めている。また、在学中のいずれかの学期に履修機会を確保すればよい科目については、隔年にて開講している。

さらには、専門性をさらに深く追究するための「専攻演習」を3年次に提供しており、必修化していないものの、アドバイジングを通してほぼ9割の学生が履修している。その後、4年次の「卒業論文／卒業研究」を通して、専攻教育の集大成とすることが可能となっている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

既に記載したように、リベラルアーツ学群が提供する専門教育は、メジャー及びマイナーを提供する33の専攻プログラムからなる(2015年度以前は34メジャー及びマイナーのみの3プログラム)。2016年度現在、前述のカリキュラム改革を受けて、入学年度によって異なる2種類のカリキュラムで運営している。2015年度以前のカリキュラムでは、メジャーを認定する場合、所定の単位数を各専攻プログラムが指定するカテゴリー内の科目から履修し(その意味では選択必修

IV. 「教育内容・方法・成果」について

になる)、メジャーの全体要件としては、40 単位（一部 42 又は 44 単位）であった。メジャー認定に関わる総単位数及び選択必修の概念と具体的な条件は、本学群開設以前にあった、本学の国際学部、文学部、経済学部の専攻認定の方式と同等であり、専門教育としても遜色ないと見做すことができる。

また、既述の新カリキュラム（2012 年度入学生から摘要）においては、メジャーの修了要件のために必要な総単位数を 32～36 単位に引き下げた。これは一見すると、専門教育の密度を薄くしたようにも思えるが、その代わりに、新たな卒業要件として、本学群の専攻科目を合計 62 単位以上修得することを付け加えた。これにより、リベラルアーツ学群の大きな特徴である「幅広い知識に基づく高度な専門性」を、ダブルメジャーあるいはメジャーとマイナーの組み合わせといった、複数専攻プログラム修得の形で実践することを目指している。

前段で述べたマイナーとは、卒業要件であるメジャーとは異なる分野を学生が選択し、メジャーよりも少ない単位数（旧カリキュラムでは 24 単位、新カリキュラムでは 20 単位）で修了を認定するものである。繰り返しになるが、このマイナー修得は、リベラルアーツの専門教育の大きな特徴として、本学群が学生に推奨しているものである。

リベラルアーツ学群の初年次教育については、1 年次春学期の「リベラルアーツセミナー」が重要である。この必修科目は 15～16 人の少人数で行われ、担当教員はアカデミック・アドバイザーとして、受講学生の在学期間中にわたって指導・助言を行うこととなる。この科目の目的は、レジュメの作成、口頭報告、レポート作成等、大学の学修生活にとって必要なスキルの上達に置かれている。本学群の専門教育に関わる部分では（2015 年度以前のカリキュラムでは）、主として 1 年次から 2 年次にかけて、「専攻入門」と「学問基礎」を学生は履修し、2 年次秋学期のメジャー選択に役立てることになっている。「専攻入門」は、10 の分野で提供しているが、多くの授業では複数教員が登壇するオムニバス形式をとっており、学問分野に関する平易な説明によって学生を誘うとともに、各教員の専門分野を紹介する役目を果たしている（2 単位必修）。また、「学問基礎」では、「人文」、「社会」、「自然」、「学際」の 4 つの分野において入門的な科目を用意しており、学生は、各分野から最低 2 単位を履修することが要件となっている。こうした初年次教育を通して、学生は学びながら自らの専攻を選択していく。2016 年度に行った基礎教育科目のカリキュラム改訂では、前述したように「学問基礎」と「専攻入門」を統合して新たな「学問基礎」科目を設けている。これは従来の縦割り構造ではなく、専門横断的な科目を提供することで、学問の奥深さや関連性を意識させ、より意義のあるメジャー選択に資するために構想したものである。

○教育方法

（1）教育方法及び学習指導について

リベラルアーツ学群に設置している科目には、授業運営に関連する様々な工夫を凝らしている。

全員必修の「リベラルアーツセミナー」は、受講生のアカデミック・アドバイザーが担当するが、学群統一の教育目標を掲げ、各教員の独自の工夫を取り入れながらも、学群共通の評価基準の下に少人数のセミナー形式で行われている。1 年次の春学期に開講しているこの科目は、その内容と方法において、本学群の最も特徴的な授業といえる。また、3 年次の「専攻演習」につい

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ても、必修ではないが専門性を追究する重要な科目であり、本学群としてはアドバイジング等を通して履修を強く勧めている。「専攻演習」では講義形式とは異なる学生の主体的参加と積極的な取り組みが求められることはいうまでもない。

他の授業については、課題の頻繁な提出、学生とのインタラクティブな質疑応答、グループワーク等の手法によって、受講生の理解度向上を試みている。また、当然のことであるが、自然科学系や心理学の授業においては実験科目を導入している。授業における学生の主体的参加については、近年の学生の気質を考えると難しい側面もあるが、各教員はリアクションペーパーの活用や、分かりやすく具体的な題材を用いた講義、オーディオ・ビジュアル機器の利用等によって実践している。全ての科目について、各授業科目における単位は大学設置基準に則って適切な単位数を付与している。

履修科目の登録に関しては、大学学則に則って、基準の登録単位数を 20 単位と設定した上で、前学期の GPA を基に、次学期の履修上限単位数を決めている。これは、成績不良者が無理な履修登録を行うことによって、逆に学修に悪影響や及ばないようにするためである。さらに、成績不振者に対しては、保護者も含めた面談を全学的に行っている。全般的な学修指導については、上記のアカデミック・アドバイザーが入学から卒業まで同じ学生（1 学年 16 人程度）を担当することによって、指導を一貫して丁寧に行えるようにしている。リベラルアーツ学群としては、1 年次の春・秋学期、2 年次の春・秋学期については、学生は学期初めにアドバイザーのクラスごとに集まり、アドバイザーからの履修指導等を受けられる体制としている。なお、3 年次以降は時間帯を設定した個別指導となる。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業のシラバスは、学期開始前に本学 Web サイト上に掲載するが、事前に専攻プログラム主任、区分長、教務委員長、学群長によるチェックを行い、情報記載に遺漏がないか、記載の内容に統一性の担保について確認している。実際の授業内容がシラバスに沿っているかは、学期末に実施する「授業評価アンケート」から伺うことができるが、ほぼ全ての授業において、「シラバスに沿っている」との回答が、受講生の 9 割以上から寄せられている。

（3）成績評価と単位認定について

厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）に関しては、本学全体で統一された取り組みを実施している。全学的な指針として、「成績評価の分布については、A 評価 10% 以内、B 評価 30% 以内」を導入し、本学群も含めて、各教員はこの指針を踏まえて成績評価を行っている（全体の評価は、A・B・C・D・F の 5 段階）。その結果、A 評価と B 評価が多くを占めるといった以前の状況は、大幅に改善された。また、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性や既修得単位認定の適切性に関しては、全学的な基準に則り、学群教授会の審議事項として取り扱い、適切に処理している。

（4）教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

本学群では、既に述べた F D 研究会及び研修会において、様々な形で教育内容と方法の改善を

IV. 「教育内容・方法・成果」について

試みている。また、本学群にとって最重要科目の一つである、1年次必修の「リベラルアーツセミナー」については、通常の授業評価とは別途に受講生アンケート調査を実施し、授業内容の改善を図っている。また、FD研究会における学群教員に模擬授業を実施してもらい、授業実践に関する教員同士の意見と情報の交換に努めたり、アクティブ・ラーニングの実践報告を行うことによって、他の教員のアクティブ・ラーニング導入に寄与するように試みている。本学群にはFD研究会と研修会を運営するためのFD委員会を常設しており、今後も、同委員会が中心となって、こうした教育内容と方法の改善につながる機会を設けていく予定である。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学修成果を測定するための評価指標については、まだ検討はなされていない。従って本学群としては、現時点においてその適用を計画していない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準及び学位授与手続きは、大学学則に規定した方法に則って適切に行っている。2011年3月に、本学群として初めての卒業生を輩出したことを受けて、卒業判定の手法等に関する一つの筋道を確立した。リベラルアーツ学群の教育内容が多様であるからこそ、卒業判定は一定の明確な基準の下に厳格に実施しており、そこに不公平さや曖昧さが入り込む余地は無いといつてよい。卒業判定は年度末の教授会で実施し、教員に対して基準を十分に確認した上で議論し、学群教授会の責任において判定を行っている。また、1,000人近い学生が、他学群と比較して複雑な卒業要件を理解して滞りなく学修を完結するためには、卒業に関わる自己の情報を常に確認できることが肝要である。本学群では、メジャー／マイナー判定システムを導入し、学生本人とアカデミック・アドバイザーが、オンラインでメジャー／マイナーに関する学修進行状況を容易かつ正確に把握できるようにした。また、「卒業要件チェックシート」をオンラインで用意し、学生がこれをダウンロード／プリントアウトして、全ての修得単位を記入し、卒業要件を全体として満たしているか否かを確認できるようになっている。さらには、2012年度から、春秋両学期のオリエンテーション期間中の3日間にわたり、主として4年生を対象とした「卒業要件チェックポイントの解説」を開催している。卒業を控えた関心のある学生は、ここに参加して自身の卒業要件修得状況をそれぞれの学期の履修登録前に確認することが確認できる。このような様々な仕組みを整備したのは、あくまで学生自身が責任をもって、卒業要件も含めた自己の学修管理を行えるようにするためである。

メジャー（専攻プログラム）の数と種類が多様で、プログラムによっては細かい部分で卒業要件が様々な異なるため、苦勞することも多いが、こうしたシステムを利用しつつ、2016年度も厳密かつ適切な卒業判定を行うことができた。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2012年度から実施した専門教育における新カリキュラムは、当初の改革の目的を現在のところ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

では果たしていると判断できる。2011年度入学生（旧カリキュラム摘要）の中で、メジャー・マイナーを複数選択した学生が約35%であったのに対して、2012年度入学生（新カリキュラム摘要）では約45%と10ポイントの上昇となっており、2014年度入学生（2015年10月に登録）については54.3%と、登録者の半数を超えており年々増加傾向を示している。このように、新カリキュラムの下で、複数専攻の選択が学生に少しずつであるが浸透したことが分かる。

卒業判定の厳格な審査は、当初、卒業が不可となる学生を多く生み出すのではとの懸念もあったが、前述の様々な仕組みを導入したことで、特に問題は起きていない。これによって、学生が自己の責任において複雑な学びの課程を修了することとなり、リベラルアーツ教育の自主性も浸透していると思われる。

改善すべき事項

改善すべき事項として、以下に3つの点を挙げておく。

1点目は、ここまでも触れてきたメジャー選択の偏りである。「実践的」な知識と「日常的に役立つこと」を求める近年の学生の気質や、現状の困難な就職状況を考慮すれば、こうした偏りについてもある程度は理解できるが、本学群としては、冒頭で述べた教育目的の達成のためにも、この傾向を改善すべき点と捉えている。そのためには、専攻教育に入る前の導入的な授業における工夫が必要であり、「学問基礎」、「専攻入門」等を統合して新しい考え方の下に「学問基礎」を設置した。2点目としては、「効果が上がっている事項」で指摘した、複数専攻選択の件を挙げておく。2014年度に、複数の専攻を選択した学生の割合が全体の半数を超えたことは心強い事実であるが、目標の達成にはまだ遠い。3点目は、「卒業論文」・「卒業研究」の履修者が少ないことである。多彩な学問領域に及ぶ科目を提供し、異なる分野のメジャー／マイナー複数選択を勧めている学群としては、3年次の「専攻演習」の履修を4年次の「卒業論文」・「卒業研究」へと結びつけることで、一つの領域について「専門を極めた」ことになると考えている。しかし実際は、これらを履修するのは全体の3割程度であり、2016年度にはその割合は2割2分程度にまで落ちている。「卒業論文」及び「卒業研究」の履修者の拡大は、各専攻演習の担当者の指導に依拠するところが大きい。今後は、上記の3点を改善のポイントとして議論していきたい。その際に重要なのは、教員による指導とアドバイジング、そしてオリエンテーションの更なる充実であろう。

入学当初には、まだ目的意識や学習意欲を強くもっていない者もあり、こうした学生には指導とアドバイジングが重要となるからである。魅力のある専攻科目の授業運営については、これが重要であることはいままでもない。

3) 将来に向けた発展方策

前項で指摘した専攻プログラム選択の偏りについては、将来の改善策として、現行のプログラム構成の再検討も視野に入れることが考えられる。その場合、学生の選択傾向を単純に反映させるのではなく、リベラルアーツ教育の核心を押さえた上で、より充実した、そして何よりも受験生と学生にとって分かりやすく、なおかつ密度の濃い専攻プログラムを整えることが重要である。

マイナーを選択する学生の少なさについては、既に2012年度の新カリキュラムの効果として、その改善について述べた。今後も、学生の動向を見守りつつ、現在進行中である基礎教育のカリ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

キュラム改革が、学生の専攻選択にあたって、複眼的な視野と問題意識を発揮できるように役立つことを期待している。

IV-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

芸術文化学群の教育目標は「キリスト教主義に基づき、教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを基本とし、芸術分野における専門知識と技能を身に付け、グローバルな視野を持って芸術文化の振興に貢献する人材を育成すること」である。

学位授与方針として下記の要件を満たす学生に対して学士号を授与する。

- ①キリスト教精神に基づき、国際感覚とコミュニケーション能力を身に付け、芸術を学ぶことで人格形成を行い、国際社会に貢献することができる。
- ②芸術分野において専門家として活躍するために必要な知識・技能を習得し、幅広い視野と豊かな感性をもって独自の作品・パフォーマンスを生み出すことができる。
- ③芸術の創作活動を通して社会における芸術文化の発展に寄与する使命感を持ち、社会人として相応しい教養と考え方を身に付けている。
- ④本学群の教育目的に基づくカリキュラムを履修し、所定の卒業単位(基礎教育科目 18 単位以上、専修科目 40 単位以上、学群共通科目 16 単位以上、その他自由選択、計 124 単位)を修得している。

以上の通り、芸術分野の知識・技能を修得した教養豊かな国際人として芸術文化の発展に寄与することが、教育目標であり、かつ学位授与方針なので、双方は整合性がある。

芸術文化学群の各専修は新入生ガイダンスや在学生オリエンテーション等でカリキュラムの構成や内容を説明し、4年間で卒業できる履修計画の策定を勧めている。また、修得すべき学修成果については、各科目のシラバスで明確に示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本学群には、演劇、音楽、造形デザイン、そして映画の4コースがある。演劇と音楽は上演芸術、造形デザインと映画は視覚芸術に属するが、これらの領域は本来密接に関連し、相互に影響し合う関係である。本学群は、これらの領域の壁を低くし、学生各自の専門領域を中心としながらも、芸術総体をフレキシブルに学べる機会を目指している。

本学群の卒業要件は、「桜美林大学卒業規則」に定めている。卒業単位数は124単位である。内訳は、基礎教育科目18単位(コア科目16単位、ガイダンス科目2単位)、専攻科目56単位(学群共通科目16単位、専修科目40単位)、自由選択50単位となっている。

このうち、基礎教育科目は必修で、コア科目の中には本学のキリスト教主義に基づく「キリスト教入門」、コミュニケーション能力を高めるための「口語表現」「文章表現」、インターネット社

IV. 「教育内容・方法・成果」について

会で必須の「コンピュータリテラシー」、建学の精神でもある国際人養成のための「英語コア」4科目、合計8科目で編成している。また、ガイダンス科目は、それぞれのコースごとの入門科目であり、学生は所属するコースの科目を履修しなければならない。

専攻科目は、学群共通科目16単位と所属する専修の専修科目40単位から成り立っている。この56単位を修得することがメジャー修了の条件であり、学生は各自所属のコースをメジャーとして修了することが卒業要件にもなっている。但し、専攻科目のうち30%程度は共通科目であり、他分野の科目も幅広く学ぶことを求めている。また、専攻科目は、講義科目と演習・実技科目に大別されるが、理論も実技もバランスよく学ぶ必要がある。

自由選択は、所属専修の専攻科目、他専修科目、他学群科目、基盤教育院科目のほか、他大学や海外留学時の科目等の単位認定を含んでいる。従って、マイナーとして異なる分野を幅広く学ぶことも、所属専修の専攻科目を履修して深く専門分野を究めることも可能である。

以上の卒業要件は、『履修ガイド』にも詳しく記載されており、学期ごとのオリエンテーションや日常の個人指導においても、学生に繰り返し説明している。

本学群ではごく一部を除き、専攻科目に必修科目、選択必修科目を設定しておらず、また、自由選択が卒業要件124単位中50単位ある。従って、学生は自由にプログラムを作れるというメリットがあるが、一方で学群、専修が学生に学ばせる方向性を明確に示していないという意見もある。これは専修によって考え方に差異があり、今後の課題である。

本学群の芸術教育には大きな成果が認められるものの、卒業後社会人となるための基礎学力、基礎教養、思考力等まだ十分ではない。これが十分でないと、専門学校との差別化も難しいのであり、カリキュラムの不断の改革が必要である。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

本学群は、演劇、音楽の上演芸術、造形デザイン、映画の視覚芸術の4専修を設置しているが、演技や演奏の専門家、芸術作品のデザイナーや製作者というプロフェッショナルの育成だけでなく、芸術を中心に学びながら、幅広い教養を身に付けて社会に貢献する人材の育成も、教育目標として掲げている。

現在、絶えざる紛争、差別、貧困のために世界中で数多くの問題が生じている。そうした状況を克服し、世界に平安をもたらすために、芸術の持つ大きな力、即ち強力なコミュニケーション力や病んだ心を癒す奥深い包容力等が特に必要とされている。総合大学で芸術を学ぶ本学群では、所属専修の専門科目だけでなく、他専修、他学群、他大学、海外留学等を含め幅広い学びを実践することにより、芸術の基礎をしっかりと身に付けたグローバルに発信できる人材を育成することが教育目標であり、現代社会が大学の芸術教育に求めるものとして適切であるといえる。

また、教育課程の編成・実施方針は、学群の教務委員会と教授会を中心に毎年度検証を行い、その結果を踏まえて、適切な見直しを行い改善に繋げている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

本学群の専攻科目は、「学群共通科目」と各専修の「専修科目」で構成している。学群共通科目には、「美学」、「文化論」、「シアターマネジメント論」、「メディア論」、「映像ビジネス論」等、幅広い知識を得られるだけでなく、芸術の基礎を着実に学べる科目を含んでいる。これは、学群で芸術を学ぶための基礎学習ともいえる。また、3年次の「専攻演習」や4年次の「卒業研究」、学外での「インターンシップ」も学群共通科目に含んでいる。

各専修の専修科目は、理論を学ぶ「講義科目」、理論を発展させた「演習科目」及び実技・実習を学ぶ「実技科目」「実習科目」に大別される。講義科目で芸術を理論的・知的に考察することと、演習・実技科目で実際に演技をしたり、楽器を演奏したり、美術作品や映画を制作するという実践的な活動とを組み合わせることにより、知的にも技術的にも釣り合いのとれた教育を行うことが可能になり、一方に偏らない総合的な判断力を持った豊かな人間性が醸成される。

専攻科目は、共通科目も専修科目も入門科目から高度な科目へ体系的に組み立て、各科目は1000から4000までのレベルに分けている。開講年次はレベルに応じて設定しており、科目履修はその順序に従っている。科目によっては先修条件を設定し、予め履修すべき科目が指示され、当該科目の履修に必要な知識が求められている。また、科目名称の末尾にローマ数や算用数字を付したものがあがるが、これは科目の難易度を示すものであり、順次履修することになる。

教養教育の科目は、語学やコンピュータ等のリテラシー以外、芸術文化学群では開講しておらず、主にリベラルアーツ学群に置いている各科目群を、自由選択として50単位以上履修することを可能としている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

各専修の専修科目では、演劇の一部に必修があるのみで、あとは選択履修である。各専修はコース分けをせず、学生が幅広く学ぶことができるよう、可能な限り多様な科目を配置し学生の履修の機会を増やしている。また、自己の学びを深めていけるよう、履修の順序や専修条件を明示している。また、カリキュラム・マップによって育成する能力も示しており、学生自身が目標に照らし合わせて、履修の道筋を計画することも可能である。しかし、カリキュラム・マップは科目ごとの情報であり、カリキュラム全体を俯瞰できる履修モデルのようなものの提示も必要であろう。

学生は、初年次に必修の基礎教育科目（コア科目とガイダンス科目）が履修可能な単位の約半分を占め、残りが専攻科目を履修ということになる。各専修とも初年次に開講する科目はそれぞれの分野の基礎となるものが多く、必修とはなっていないが履修することが推奨される場合が多い。新入生の中には、自らが専攻すべき専門分野が定まっていない学生が少なからずおり、初年次の基礎的な科目を履修することにより、進むべき道の選択を可能にするという配慮も行っている。

コア科目は語学及び口語表現、文章表現、コンピュータ等のリテラシー科目であるが、大学で学ぶための基礎を学ばせる科目がない。また、学群共通科目には一部に教養的科目があるものの、

IV. 「教育内容・方法・成果」について

その他は専攻演習、卒業研究、各専修の基礎的な専門科目であり、教養科目が非常に少ない。自由選択においてリベラルアーツ学群をはじめとする他学群科目が履修できるといっても、系統だった履修の指針はなく、学生個人の履修に任せている状況である。

2016年度、高大連携科目を芸術文化学群から講義科目16科目を提供したが履修者は少なかった。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

本学群の授業形態には、講義、演習、実技、実習等があり、『履修ガイド』の科目一覧に記載されている。また、シラバスにおいても、授業内容や授業運営について詳述している。講義においても、インターネットやDVDプレーヤー等を駆使して映像資料等で授業を補完し、効果的な授業をしている科目が多い。また、授業形態が講義であっても授業の一部に演習を取り入れた科目もあり、講義で学んだ理論を演習で実践して効果を上げている。

教育効果を上げるため、演劇や映画では演出、照明、音響、美術、撮影、編集等の指導者がオムニバス方式や協同指導方式を採用する場合もある。また、音楽の実技は個人レッスンを主体としている。

履修科目登録の上限は各学期24単位であり、下限は16単位である。通常は20単位であるが、前学期のGPAにより、上記の通り登録可能な単位数が変動する。学生指導は担当のアカデミック・アドバイザーが実施しているが、3年次の専攻演習担当の教員や4年次の卒業研究担当の教員が補完的な役割を果たすことも多い。

演習、実技、実習は教育機器の台数、教室の収容可能人数、あるいは授業を適切かつ効果的に進めるために、履修者数を制限する抽選科目とすることが少なくない。また、これらの科目は専門性が高く、他専修及び他学群からの履修を原則認めない場合が多い。

特に、芸術文化学群の演習、実習系の授業においては、パフォーマンス系であれ制作系であれ、クリエイティブな取り組みが不可欠であり、学生は主体的に参加しなければ学修にならない点の特徴である。

芸術教育の効果を高めるためには、学生になるべく多くの優れた芸術作品に触れる機会を提供することが重要であるが、本学群では授業ではないが、本物教育という名称で芸術作品の鑑賞を強く勧めている。演劇の公演、音楽コンサート、美術展等、専修によって鑑賞するものは異なるが、学生が自主的に申し込み、鑑賞後レポートの提出を義務づける等、学習効果が上がったかどうか確認をしている。

日頃の学習成果を学内外で発表することを奨励しているが、学生は自主的に演劇公演、発表会、個展、グループ展等を行っている。本学群は、学生研究活動支援制度を設けているが、学生は自らの活動のためにこの支援金を十分に活用している。

本学の建学の精神に則り、また中期目標でもあるグローバル人材の育成に向けて、本学群でも海外での研修に力を注いでおり、学生の自主的な参加を期待している。短期研修の訪問先は、演劇は英国、音楽は欧州諸国、及びシエナ外国人大学でのイタリア語研修、造形デザインは英国、映画は米国、となっており、学生の自主的な参加を促している。各専修とも単なる見学・視察だ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

けではなく、特別レッスンやワークショップでの指導等、様々な工夫を凝らし、短期ではあるが有意義な研修を実施している。芸術文化学群グローバルアウトリーチプログラムが2年目を迎え、新たに英国の留学先を開拓し、米国3人、英国2人を派遣した。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

授業科目を担当する教員は全てシラバスを作成することを求めている。授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等について必要十分な記述をすることを義務づけており、学外への公開にあたり、全シラバスを所属長が事前チェック、未登録、記載漏れの無いように徹底している。

学生は履修前に当該科目のシラバスを確認してから登録をしている。シラバスは教員と学生の間でなされる一種の契約のようなものであり、教員はシラバスの記載内容に沿って授業運営をすることが求められる。

授業内容や方法のシラバスとの整合性は、授業終了後の授業評価アンケートで点検を受ける。

アンケートの質問に「シラバス通りに運営されているか」という項目があり、教員はその評価結果を次回の授業に反映させることができる。教員は授業の評価に対しコメントを付し所属長に提出し、また、所属長は全ての授業評価アンケートに目を通し、コメントを付し、学長に提出する。このように、全ての授業評価アンケートは点検することになっており、この点について学生の不満は少ないと認識している。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価（評価方法・評価基準）については『履修ガイド』に記載しているが、A～Dが合格、Fは不合格である。なお、Aは10%以内、Bは30%以内という基準があり、厳格な評価を行うため各教員はこれを遵守している。また、各科目の成績評価方法はシラバスの評価基準に詳しく記載している。試験、レポート、授業態度等についての配点方法を明示し、客観的な成績評価が担保している。また、受けた評価について疑問がある場合は、教員に問い合わせをすることができる。

単位制度は大学設置基準に従っている。講義及び演習科目においては1学期15週、週1コマ(90分)の授業に対して2単位を与える。実技及び実習科目においては原則週1コマの授業に対し1単位を与える。「専攻演習」は半期2単位、「卒業研究」半期3単位と定めている。「インターンシップ」は、研修内容及び期間に応じて、1～4単位を与える。

音楽専修の個人レッスン科目は主科と副科に分かれ、ピアノでは主科は45分の個人レッスン15回で2単位、副科は15分の個人レッスン15回で1単位を与えている。声楽や器楽でも、時間や回数に若干の違いはあるが、同程度の個人レッスンを行っている。

専門学校を卒業し、また、他大学を卒業あるいは中退して本学に編入学してきた学生については、それまで在籍していた専門学校・大学における既修得単位を認定している。その際、本学群のカリキュラムとの整合性を検討した上で、専門学校卒業生に対しては60単位、その他に対しては62単位を上限として認定している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育成果の成果は主に「専攻演習」、「卒業研究」の成果に連動している。年度によっても異なるが、専修ごとに公演、制作といった「卒業研究」のレベルをチェックし、改善点を模索・検討している。但し、学群全体としての組織的研修・研究の実施は今後の課題である。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発は、各科目を担当する教員に委ねている。具体的には筆記試験の結果、課題レポートの結果、作品のでき栄え、授業態度や授業への取り組み等を評価の指標としている。

音楽の個人レッスンのように1種類の楽器を複数の教員が指導にあたる場合には、合同審査を行い教員の採点を平均化することで公平性を担保している。映画専修の合同政策の場合も、各指導教員の評価を責任者が統括し公正に評価している。

学生の自己評価については、授業評価アンケートに授業に臨む意欲や出席状況について学生自身への質問を設定しており、学習に対する評価を自分で行うことになっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学生は、大学学則及び『履修ガイド』に定める卒業要件を満たしたときに学位が授与される。

審査は卒業希望届を提出した学生について、学群長、専修長、教務委員による卒業判定会議において卒業要件を充足しているかどうか確認する。その結果を受けて学群教授会で審議を行い、学位授与の候補者を学長に報告している。

学生には、『履修ガイド』の記述に沿って、毎学期始めのオリエンテーション、アカデミック・アドバイザーとの個人面談等において、卒業要件について繰り返し説明している。また、オンラインでの卒業シミュレーションを学生自ら活用することもできる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2016年度は、124単位を修得しながら卒業できなかった学生が2人いた。かつては一部の規定を緩和した特別措置をもって卒業を認めたこともあったが、近年は学位授与方針を遵守しており、この点は評価できる。

改善すべき事項

様々な方法で卒業要件を学生に周知するよう努めているにも関わらず、ごく少数とはいえ、それを理解せず、自己確認を怠る学生がいた。これは卒業要件を理解し、自分の修得単位を点検すれば起きない単純なミスであり、これを起こさせないようにすることが今後の課題である。

また、教員が卒業要件を正しく理解した上で学生にアドバイジングすることで、上記の課題解決に繋がることはいうまでもない。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

3) 将来に向けた発展方策

今後、卒業要件を理解し自己点検することを促すことを徹底しなければならないが、近年は発達障がいのある学生も増えており、従来の指導では対応できなくなっている部分もある。この点でアカデミック・アドバイザーとの面談が大きな意味を持つが、学期初めにアカデミック・アドバイザーの対面指導を受けるという原則も形骸化しつつある。

今後、専修ガイダンスやアカデミック・アドバイザーの指導だけでなく、卒業要件チェックセミナー等、それに特化した指導の機会等を設ける必要がある。また、4年次の「卒業研究」の履修率を高めることも、接触する機会の多い教員による指導が期待できる。

また、これまで卒業要件の中でミスを犯しやすいポイントはある程度分かっており、卒業要件そのものをできるだけシンプルにすることも考えたい。

IV-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学の教育目標は、「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成すること」にある。これを受けたビジネスマネジメント学群は、「国際社会に必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想し、適切な意思決定の行える、新しい経営マインドを備えた人材の育成」を教育目標として明示している。

そのため、本学の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を踏まえた上で、①国際性、②倫理観、③ホスピタリティ、④コミュニケーション能力、④情報リテラシー及び⑤マネジメント能力を修得し、モットーである「学而事人」に従って、体得した知識を総合的に活用できることを本学群のディプロマ・ポリシーとして『履修ガイド』等において明示している。

また、ビジネスマネジメント学類及びアビエーションマネジメント学類のディプロマ・ポリシー並びに卒業要件は、本学群のディプロマ・ポリシーに基づいて策定し、『履修ガイド』等において明示している。

なお、早期卒業の要件としては、TOEIC® 700点以上を有し、かつそのスコアを用いて技能審査による単位認定を受けていることを加えている。

以上のように教育目標及びディプロマ・ポリシーは明確に示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本学群及び各学類の教育目標を達成するためカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。

大学入門・学群入門としてコア科目・ガイダンス科目を必修科目として新入生を対象に配置し、グローバル人材育成のために3年次まで英語（「BM TOEIC®」）を必修科目として配置している。その他、グローバルアウトリーチプログラム等の留学プログラムを用意している。専門教

IV. 「教育内容・方法・成果」について

育については、専門基礎科目の上に専門応用科目を配置し、学生各自の目的や関心に応じて専門的に学ぶためのプログラムを編成している。ビジネスマネジメント学類には、ビジネス系とマネジメント系に分けた8つのプログラム、またアビエーションマネジメント学類には3つのコースを設定している。この他に実習・演習科目を必修として配置し、専門教育の底上げを図っている。

これらは『履修ガイド』や各種広報誌を介して学生はもとより広く社会に発信している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

教授会や学類会議、FDを介して諸問題の解決に取り組んでいる。また、教授会の下にある教務委員会においては常時、教学上の問題の把握と解決案を審議・検討している。その他の委員会においても常時問題の把握と解決案を審議・検討している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく必要単位を修得できるように、学生のニーズと問題意識を鑑みて必要十分な科目を配置している。これらの科目は、大学入門→学群入門→専門基礎→専門応用と段階的に学ぶように配置している。また、グローバル化に対応した実践教育の重要性に鑑みて、外国語科目（「BM TOEIC®」、「ビジネスコミュニケーション（英語・中国語）」）の開設や実習・演習科目、グローバルアウトリーチプログラム等の留学プログラムの充実を図っている。

なお、環境の変化や時代の変化に適合したカリキュラムの見直しを不断に求めている。特にビジネス系の科目群においてこの傾向は顕著であり、現行の科目編成は固定的なものとは考えていない。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

職業人を育成するという教育目標を達成するために、実務性・実践性の高い科目を組み込んで、実社会との乖離を極小化するよう科目編成を行っている。また、その内容においては実務経験者を教育の現場に配置することで、現場感覚を反映した教育に重点をおいている。

ガイダンス科目等の初年次教育においては、人間性・社会性を特に重視して教育を行っているが、このような教育姿勢は人間性豊かな職業人を社会に送り出すことを意図して、本学群全ての科目に反映するよう考慮している。

なお、ガイダンス科目等の1年次から履修できる科目の一部では高大連携を意識し、連携校の生徒も受講できるようにしている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

授業は演習系科目と講義系科目の組み合わせによって行っている。演習系科目は少人数のクラス編成とし、講義系科目は多人数収容可能な教室で行っている。講義系科目は相対的に一方通行

IV. 「教育内容・方法・成果」について

型授業になりやすいので、それを補う意味からも演習系科目を多く配置している。また、大人数講義系科目にあっては、クラスを分割した授業体制を一部ではあるが行っている。可能な科目においてはアクティブ・ラーニングを組み込んだ授業を推進している。

なお、グローバルアウトリーチプログラムにおいては、アメリカ滞在中、最低 20 時間のコミュニティサービスを義務として課し、地域に奉仕することで、周りの人々を意識し「Global Citizen」の意義を学べるように考慮している。

本学群学生の特性として、入学時は高い希望と熱意を持って入学してきているが、全体として読書習慣や学習習慣が身に付いていない傾向にある。その結果、論理的思考力や問題解決力が高まらない。この特性を鑑みた教育方法及び履修指導の検討がさらに求められる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本学所定のシラバス作成方針に基づいて、①授業概要、②到達目標、③授業計画、④授業時間外学習、⑤テキスト、⑥参考書、⑦評価基準、⑧キーワード、等々を明確に指定して運用している。シラバスは授業担当者が作成し、教育組織の長（学群長及び学類長）は個々のシラバスを精査して必要なチェックを行い、目的適合性をみた上で公開している。

(3) 成績評価と単位認定について

講義科目、演習科目の種類に応じて単位は適切に設定している。単位修得に係る計算方法等については『履修ガイド』等に明示している。科目ごとの成績評価についてはシラバスに評価基準を明示している。他大学等での既修得単位の認定については本学の単位の計算方法に準じて適正に行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

授業の内容・方法の改善については、科目限定的であるが、教員による授業参観を行い、また、学生による授業評価アンケートを学群長・学類長が学期ごとにチェックしている。なお、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究については、主として教務委員会が企画し実施している。授業参観等の結果等はFDの一環として教授会等において報告している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学修成果の評価についてはシラバスにおいて具体的に評価方法を科目ごとに記載しており、まだ限定的ではあるが、ルーブリック評価等を取り入れることにより、成績評価を分かりやすく可視化する努力を行っている。

英語（「BM TOEIC®」）や簿記・会計等一部の資格に関連する科目についてはTOEIC® や検定試験等の外部テストのスコアを利用して学修成果を客観的に測定することは可能であるが、それ以外の科目について客観的な評価は現状では困難である。なお、個々の学生の学修量の測定・可視化の方法については教務委員会において検討中である。

ビジネスマネジメント学群は、学生の就職決定を一つの行動基準においていることから、就職

IV. 「教育内容・方法・成果」について

内定を獲得することで教育課程の一つの成果として測定することができるともいえよう。しかし、それが学生の知的成果や満足度と適合しているかの検証は課題として残されている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与は、本学群のディプロマ・ポリシーに基づいて審査し、教育目的に基づくカリキュラム・ポリシーに則って所定の単位を修得した者に対して与えている。ディプロマ・ポリシー、卒業要件は『履修ガイド』に明示しており、学群教授会において卒業要件を満たしているかを内規に従って審査している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学生はアカデミック・アドバイザーとの履修相談等によって、所定の期間で卒業要件を充足するよう履修計画を立てる。本学群では卒業要件を充足しているかを学生がチェックできるようにチェックシートを e-Campus に掲載している。これらを利用することで卒業要件未充足者は減少の傾向にあるといえる。

改善すべき事項

ビジネスマネジメント学類においては、プログラム制の理解が不十分なところも存在することから、プログラムの簡素化も検討する必要がある。

専攻演習の履修者の横ばい傾向や専攻演習の途中放棄、卒業論文に取り組まない学生の増加は解決すべき課題の一つである。

3) 将来に向けた発展方策

学生の学習意識を高めるためには初年次教育が重要である。現在のコア科目の再編成及びガイダンス科目の授業内容・体制の再検討が必要である。

個々の学生の学修量の測定・可視化の方法も実現したい。

的確な履修相談が可能となるような体制の整備、FDも実現したい。

IV-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学群はディプロマ・ポリシーとして、建学の精神である、「キリスト教精神に基づく国際人」として、「学而事人」を実践できる専門的な人材の養成を図ることを掲げている。この方針は、本学 Web サイト及び『大学案内』、『履修ガイド』に明示している。さらに入学時のオリエンテーションで、『履修ガイド』を参照し、口頭で説明し、周知を図っている。そのディプロマ・ポリシー

IV. 「教育内容・方法・成果」について

を達成するために、学群共通科目を含めた様々な専攻科目を用意している。卒業までに修得する単位数は 124 単位とし、ガイダンス科目 4 単位を含めた基礎教育科目 20 単位、学群共通科目 16 単位を含めた専攻科目 54 単位、自由選択 50 単位として定めている。これらの単位数配分は上記に記載したディプロマ・ポリシーの達成のために適切であると判断できる。また、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の国家資格をはじめとした各種資格や保健体育、福祉、幼稚園の各教育職員免許状取得のための科目群を用意している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは学生に配付している『履修ガイド』に明示し、また、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。併せて社会福祉士、福祉科教諭、精神保健福祉士、保健体育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資格を得るために必要となる科目群についても学生に明示し具体的に説明している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

適切性の検証については、教務委員会で検討し、適切性について問題がある場合には、審議事項として学群教授会に挙げて審議し、決定するというプロセスをとる。改善のための手続きは明確である。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

健康福祉学群では、資格取得のために必要なカリキュラムを定めていることが多い。また、演習や実習科目が比較的多く、先修条件が付いている科目が少なからずある。そのため、順次性や体系的な履修が必要で、従来からそれを明確にしている。さらに科目ナンバリングが機能し、科目レベルが明確となり、スムーズかつ体系的に履修することができるよう編成している。また、資格取得のために必要な科目の変更がある場合は適切に対応して、学生が滞りなく志望する職業選択や資格取得が行えるようにしている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

各科目は科目ナンバリングで明示している科目レベルに沿って段階的に学修できるよう、さらに資格や教育職員免許状の取得がスムーズに行われるように構成している。その内容は各学期のオリエンテーション時に適切に学生に開示している。教育内容はシラバスに明記し、初年次教育・高大連携に配慮した科目を含め、きちんと検討している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

資格取得を目的とした科目には、実習、演習、実技等の技能を修得する科目が多い。このような科目は、履修科目登録の上限設定をしている科目も多く、少人数で行い、アクティブ・ラーニ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ングの要素を取り入れた双方向型の授業を展開している。このような授業の形態は『履修ガイド』及びシラバスに明記している。各科目の方法の適切性については教務委員会で検討している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

統一した書式のシラバスを用いて授業内容を提示しており、各学期開始前に学生に開示している。シラバスは開示前に学群長及び専修長の責任においてチェックしている。今年度より、カリキュラム・マップを記載するよう要請があり、この点についても学群長及び専修長が適切であるかチェックを入れている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価は全学的な成績評価の基準に則り行っている。高大連携及び編入学等、本学入学前の既修得単位の認定は、全学的な基準に基づいて教務委員会、教授会の審議を経て適切に処理がなされている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

各科目担当者及び学群長は、受講生の授業評価を検討し、内容や方法の改善を図っている。

また、FD等にて教育内容・方法の改善について取り組んでいる。また、今年度には他の教員の授業の授業参観を試行的に実施した。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学修成果の評価基準については、各科目のシラバスにおいて提示している。評価指標は、『履修ガイド』に明示した基準に基づいている。新たな指標の開発については教学部門長会議等全学的な検討による改善が求められる。学生の自己評価は適宜授業の中で行われている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

ディプロマ・ポリシー、卒業要件は『履修ガイド』に明示しており、学期開始時のオリエンテーション、履修指導においても確認している。

学位授与の判定については、大学学則に則り適切であるか、教務委員会、学群教授会で判定し、その結果を学長に報告している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育内容については、適切なカリキュラムに基づき、随時内容を確認して実施している。また、FDにて各自の授業内容・方法の振り返りを行っている。専攻演習や卒業論文・研究を履修する学生や自主的に研究会活動を行う学生には主体的な活動を支援し、多くの学生が参加するよう奨励している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

改善すべき事項

教育内容の充実のために、授業時間外に個別に学生への指導を行うことも少なからずある。実習指導等はその良い例である。科目単位に反映されないこれらの教員負担を適正に評価する方法を検討する必要がある。また、4年間で資格を取得するとともに留学を希望する学生のニーズに応えるべき科目が本学群内で存在しない状況の改善を図る必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

学位授与の方針や中期目標に基づいた教育を達成するべく、将来構想検討委員会や教授会にて、基礎教育科目、専門科目の再検討を行っていく方針である。その中でゼミ等学生が主体的な学びを行えるような教育の奨励を行っていく。グローバルな視野に立てる学生を育成するためにも本学群内で短期留学プログラムの創設を検討していく。

IV-6 グローバル・コミュニケーション学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学群は、多角的な視野と知識を基に分析を行い、実行可能な解決策を提示する力、複雑な事象を具体的かつ論理的に説明・説得するための高いコミュニケーション能力を有し、能動的に問題解決を行うリーダーシップを併せ持つ人物を育成することを目的としている。そのため、本学群では目的実現のため編成したカリキュラムの下、在学期間に通算GPA1.5以上、所定の卒業単位（「基礎教育科目」：「ガイダンス科目」10単位含め16単位、「専攻科目」：「語学技能科目」36単位、「グローバル・スタディーズ科目」36単位（原則として受講科目言語は学修対象言語に限る）、その他自由選択、計124単位）を修得し、以下の要件を満たす学生に対し、本学の教育の基本理念と「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、「学士（グローバル・コミュニケーション）」を授与する。

①自己管理能力・生涯学習力

国際社会における自分の役割を自覚し、自律的、積極的に学び続けることができる。

②コミュニケーション・スキル

高い実用レベルでの外国語能力とグローバル社会で通用するコミュニケーション能力を修得している。

③チームワーク・リーダーシップ・問題解決能力

国際社会における諸課題を発見し、創造性を併せ持つことができる。

④多文化・異文化に関する知識の理解

異文化理解、経済、政治、ジェンダー等のテーマを学ぶことで、多様な価値観に気づき、情報を鵜呑みにするのではなく客観的に選択し、幅広い視野で物事を考えることができる。

⑤市民としての社会的責任

IV. 「教育内容・方法・成果」について

キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材として、「学而事人（学びて人に仕える）」を実践することができる。

（２）教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本学群は、「理念・目的」に掲げた人物を育成するために、その具体的取り組みとしての教育課程を「基礎教育科目」、「専攻科目」及び他学群や他大学、各種技能審査等を単位認定する「自由選択」という区分に分けて編成している。授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの方法、又はこれらの併用により行う。また、カリキュラムの体系化のために「ナンバリング（科目ごとの関連性や難易度を示す）」を行い、科目の構造を明示し体系的な学修に役立つようにしている。

（４）教育目標等の適切性の検証について

本学群教授会やFDを介して諸問題の解決に取り組んでいる。また、教授会の下にある各特別専修・各プログラムにおいては常時、教学上の問題の把握と解決案を検討している。また、教務委員会、入試（オープンキャンパス）委員会、留学委員会、R J・国際交流委員会、学生（学生プロフィール）委員会、FD委員会、PDCA委員会等の委員会においても、常時問題の把握と解決案を検討している。

○教育課程・教育内容

（１）教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

「基礎教育科目」は、「ガイダンス科目」及び「学群共通科目」により構成している。「ガイダンス科目」として、外国語によるコミュニケーションに必要な総合的理解力や外国語修得方法（「グローバル・コミュニケーション入門」「外国語修得法」）、世界情勢の全体動向の把握、リーダーシップやイノベーションマインドの養成、論理的思考力の養成、数学的能力の錬成等の各導入科目（「グローバル化と社会」「イノベーションとリーダーシップ」「論理的思考とコミュニケーション」「数的理解と統計」）を配置し、これらの科目を履修することで、専門分野を学ぶための知識を身に付けていく。また、「学群共通科目」として、第一・第二言語の修得方法等、言語に関する知識、心理と言語の関係、国内外の企業や団体等における就業体験、コミュニケーション研究の立場に基づくリーダーシップの理論と実践等に関わる幅広い科目（「応用言語学」「言語と心理」「インターンシップ」「フィールド・スタディ」等）を配置している。

「専攻科目」は、留学を前提とした徹底した語学教育により、外国での大学教育にも十分対応できる能力を身に付ける「語学技能科目」及び英語と中国語による授業を展開する「グローバル・スタディーズ科目」（日本語特別専修の学生については日本語による授業）によって構成している。

「語学技能科目」は、「英語コミュニケーション科目群」「中国語コミュニケーション科目群」「日本語コミュニケーション科目群」の3つの科目群に分かれている。また、次の4点を重視して母語以外を選択して集中的に学ぶ。

①スキル

IV. 「教育内容・方法・成果」について

4技能（聞く、話す、読む、書く）、デジタルリテラシー、テストスキル、アカデミックスキル

②クリティカルシンキング

考える力（情報を取捨選択し、その背景を理解し、仮説を立て、情報を統合し、明確に伝える力）

③学修者オートノミー

振り返り、学修目標設定、学修計画、将来目標設定、スタディスキル

④異文化理解

時事問題、文化背景（歴史、宗教、習慣、伝統）、多様性の受容、新しい価値観の創造

「グローバル・スタディーズ科目」を「日本文化系科目群」「グローバル社会系科目群」の2つに分け、学修対象の言語を使って日本の文化や歴史・思想、世界経済、国際政治、ジェンダー等について学ぶ科目を設置している。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

本学群は所定の教育目標を達成するために、「外国語を学ぶ」から「外国語で学ぶ」への転換を促すため、学生の語学力の成長を反映しながら基礎教育科目から専攻科目まで合理的に配置している。目標言語（英語、中国語、日本語）で学ぶことを可能にするため、ガイダンス科目（入門科目）では1年次から英語、中国語による履修を可能としており、主に3年次から目標言語／第二言語で履修するグローバル・スタディーズ科目は履修条件を満たせば2年次からも履修が可能である。

本学群が提供する専攻教育は、英語、中国語、日本語の3つの特別専修及びグローバル教養専修からなる。専攻科目であるグローバル・スタディーズ科目は、「日本文化系科目群」と「グローバル社会系科目群」で構成し、前述した通り、同一科目が全て英語、中国語、日本語で開講している。各専修の要件としては、目標言語で合計36単位以上を修得することとなっている。

本学では科目のナンバリングに全学的規模で取り組んできたため、本学群のカリキュラムにおける配当年次、科目レベル、先修条件等は極めて明確になっている。しかし、他学群と違うところは、本学群の専攻科目を履修するための語学の要件を満たさなければならないことである。具体には、グローバル・スタディーズ科目の最低履修条件は、英語＝TOEFL iBT[®] 61点、IELTS 5.5、TOEFL ITP[®] 500点＋エッセイ課題、中国語＝HSK 4級以上、日本語＝日本語能力試験N2以上でなければならない。上記の条件をクリアできなければ、卒業要件を満たすための科目履修ができず、4年以内で卒業することは困難となる。グローバル・スタディーズ科目の最低履修条件は、学群設置の際の高い目標であるが、現実を受け入れて教育をしていく学生の現状の能力との間にかなりの乖離が見られるため、目標への橋渡しとなるようなカリキュラムの構築が必要である。

○教育方法

（1）教育方法及び学習指導について

本学群の教育方法及び学習指導は以下の通りに行っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

- ① 1～2年次は、「語学技能科目」として英語・中国語・日本語のいずれかの目標言語を実際の使用言語として、徹底的に学修する。語学技能科目においては、単位を認定するための学修時間を担保するため、授業時間のみならず、授業時間外学修として十分な課題を課す、また英語特別専修においては、週5回の英語の授業等を必修科目に準ずる扱いをしている。
- ② 4セメスター又は5セメスター目は原則として全員が留学する（ただし、日本語特別専修の学生は希望者のみ）。
- ③ 帰国後は、留学等を通して向上した語学力知識を用いて、学修対象の言語（英語、中国語、日本語）のみで開講する授業を受けることで、日本や世界の様々な問題や課題に関する理解を深める。
- ④ リーダーシップセミナー等のグループ・プロジェクトを通して「イノベーション」を生む能力や「リーダーシップ」を醸成するとともに、企業等の第一線で活躍している外部講師を招聘する等して、組織の中心になって活躍できる人材を育成する。本学群で開講する授業の多くはグループ・プロジェクト形式であり、ディスカッションやプレゼンテーションを中心とした能動型の授業となる。これにより、テーマに対して複数の領域や視点から総合的にアプローチする力を養う。

上記の外、アクティブ・ラーニングやサービス・ラーニングの実施、課外学習指導の制度化及び学修量の数値化等を試みており、成果を得つつある。

履修科目の登録に関しては、全学的な規則があり、基準の登録単位数を20単位と設定した上で、前学期のGPAを基に、次学期の履修上限単位数を決めている。これは、成績不良者が無理な履修登録を行うことによって、逆に学修に悪影響や及ばないようにするためである。さらに、成績不振者に対しては、保護者も含めた面談を全学的に行っている。全般的な学修指導については、アドバイザーの専任教員が、入学から卒業まで同じ学生（1学年20人程度）を担当することによって、指導を一貫して丁寧に行えるようにしている。

なお、海外留学中に、語学授業の外、サービス・ラーニング、地域社会貢献、リーダーシップの要素も取り込んでいる。貧困・子供・移民問題等指定された課題について少人数のグループで調査、討論・発表する授業で語学の運用力を高める。教室内の学修だけでなく、現地の学生やコミュニティと一体となって学ばなければならない。サービス・ラーニングやグループ・プロジェクトを義務として課することで、クリティカルな思考力や問題解決力の養成が期待できる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本学群の各授業のシラバスは、学期開始前に本学 Web サイト上で公開されるが、事前にプログラム主任、コーディネーター、教育組織の長によるチェックを行い、授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、テキスト、参考書、評価基準等の記載に遺漏がないかを確認している。

各学期末に実施する「授業評価アンケート」からも確認できるが、実際の授業内容は基本的にシラバスに沿って進めていると言える。

(3) 成績評価と単位認定について

教育成果は「卒業認定・学位授与の方針」と、学修方法・学修過程（カリキュラム・マップ等）

IV. 「教育内容・方法・成果」について

により、科目が目標とする学修の到達度が学生自身にとってどの程度であったかを示すものである。従って学修成果は科目それぞれで設定し、シラバスに記載している。

厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）に関しては、本学全体で統一した取り組みを実施している。全学的な指針として、「成績評価の分布については、A評価 10%以内、B評価 30%以内」を導入し、本学群も含めて、各教員はこの指針を踏まえて成績評価を行っている（全体の評価は、A・B・C・D・Fの5段階）。その結果、A評価とB評価が多くを占めるといった、以前の状況は、大幅に改善された。また、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性や既修得単位認定の適切性に関しては、全学的な基準に則り、学群教授会の審議事項として取り扱い、適切に処理している。

講義科目、演習科目の種類に応じて単位は適切に設定している。単位修得に係る計算方法等については『履修ガイド』等に明示している。科目ごとの成績評価についてはシラバスに評価基準を明示している。他大学等での既修得単位の認定については本学の単位の計算方法に準じて適正に行っている。

（4）教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育成果をどのように評価するのかは、シラバスにおいて具体的に評価方法を科目ごとに記載しており、授業の目標に対する学生の到達度を担当教員が厳格に評価する。その上、本学群では、独自のやり方も行っている。それは語学学修において学生の成長を数値で測るため、全員1学期に1回外部の公式資格試験を受け、成績を提示しなければならないことである。

教員間意見交換のため、FD委員会又は教員自主の研修会にてそれぞれの授業の充実と方法の改善について議論している。関連して教員による授業参観、公開授業を試行的に行っている。なお、当然ながら学生による授業評価アンケートは学群長、学類長が学期ごとにチェックしている。

○成果

（1）教育目標に沿った成果について

本学群は、前述した通り学期毎に1回、学生全員にTOEFL[®]又は日本語検定試験、漢語水平考試（HSK）等外部の外国語試験を受験し、そのスコアを利用して学修成果を客観的に測定している。

英語の資格試験のスコアからみると、TOEFL ITP[®]の成長点数は40-90点で、少数ではあるが、グローバル・スタディーズ科目の履修要件をクリアし、2年生から履修できるようになった（最高スコア：537）学生がいる。

日本語試験については、日本語を目標言語とする外国人留学生のうち90%が日本語検定試験2級（N2）をクリアしている（最高スコア：N1合格）。

中国語試験については、中国語ゼロからスタートの学生が全員HSK4級をクリアし、中国語既修者の大部分はHSK5級にも合格している。

語学以外の科目については、現状では数値をもつての客観的な評価は困難である。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

本学群は開設初年度のため卒業生を輩出していないが、学位授与は、本学群のディプロマ・ポリシーに基づいて審査し、教育目的に基づくカリキュラムに測った所定の単位を取得した者に対して与えることとしている。また、卒業要件は『履修ガイド』に明示しており、学群教授会において卒業要件を満足しているかをルールに従って審査することとしている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群の学生はガイダンスやアドバイザーとの相談等によって、所定の期間で卒業要件を充足するよう履修計画を立てる。本学群設置から1年しか経っていない現在、特に問題は発生していない。

改善すべき事項

改善すべき事項は、以下の3点である。

1点目は、学生の数でいうと英語特別専修への偏りである。「グローバル化＝英語化」という偏った現状認識を考慮すれば、こうした偏りについてもある程度は理解できるが、本学群としては、英語、中国語、日本語の3つの特別専修を基軸とし、さらにグローバル教養専修を設け体系化を図っており、特に、3つの特別専修間における学生数の大きな偏りは、理念・目的達成に支障を来すため、この傾向を改善すべきである。そのためには、広報と入試の在り方についても再検討の必要があり、特別専修間のバランスの取れた学群を作りたい。

2点目は、専攻科目であるグローバル・スタディーズ科目の非常勤教員依存率が極めて高いことである。また、特に英語で開講されている専攻科目の多くは日本人教員が担当しており、英語を第一言語とする教員の割合が低いことについて、学生から指摘を受けたことがある。

3点目は、前述の通り専任教員数が少ない本学群では、1人の教員が複数の委員会を兼務していること、さらに、基礎科目等の全学的な教育プログラムを管理していたり、他の教育組織の任務を兼任している役職者が複数存在し、実際に教育に携わることができる教員数が少ないことである。この問題を解決するためには、学内の役割分担の明確化の必要があると思われる。

3) 将来に向けた発展方策

英語特別専修プログラムへの学生の偏りについては、将来の改善策として、現行の中国語や日本語プログラムの充実を視野に入れることが考えられる。将来構想委員会をはじめ、具体的な検証を行い、問題点を洗い出してからより充実した、かつバランスの取れた専修を構築していきたい。

本学群では、1年生がほとんどの授業をブラネット淵野辺キャンパスという町田キャンパスから隔離された環境で履修する中、学修効果を上げるための様々なハード面での工夫も凝らしてきた。広い空間を使つてのグループディスカッションルームAでは、学生が課題のためのグループ学修やディスカッションを行ったり、様々な自学用教材が用意されている。また、ここでは教員のオフィスアワーも実施しており、勉強をしながら、すぐに教員に質問できる空間が準備されて

IV. 「教育内容・方法・成果」について

いる。このスペース及び自習室や共有スペースを使い、空き時間や開室時間（20時まで）一杯までここで勉強をする学生もおり、学修習慣の形成に役立っている。さらに、外国人留学生との交流を図るための Brown Bag Café も開設し学生の中に徐々に浸透しており、1、2年の語学を集中的に学ぶ期間は、勉学に集中できる空間を提供できるよう、継続してプラネット淵野辺キャンパスの施設を使用することが望ましい。

IV-7 教職センター

1) 現状の説明

○教育方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学教職課程委員会や博物館学芸員課程運営委員会等での協議を経て、全学的にカリキュラムの改善に取り組んでいる。教育職員免許法、博物館法施行規則、文部科学省ガイドライン等で規定されている基本的な事項はシラバスに入れ、これに基づいて授業を行っている。なお、シラバスの点検は学期ごとに教職センター長はじめ専任教員が行い、協働して統一シラバスの作成を行っている。新規の必修科目に向けて、現在、学内での運営委員会で調整し、シラバスの記載内容と授業展開について意思統一を図っている。

教職課程では担任制を導入して、「履修カルテ」を学年ごとに点検、学生との面談を頻繁に実施して、一人ひとりの学生の個別な課題に即して、丁寧な指導を実施している。

2015年度には、「教育実習実施要項」を作成して、本学の実習に対するガイドラインを示し、実習校や学生に本学の教育実習に対して理解を深め、より質の高い教育実習を期待できるようになった。正規の授業での指導外の教育機会を拡大して、以下のような学生を支援する方策に取り組んでいる。①従来の教員採用模擬試験の実施に加え、8月、3月に教員採用試験対策講座を設けて教員採用試験への学生指導を強化している。②教職ボランティアの説明会、希望学生の面談指導を行い、現場経験を学生に推奨している。③学年別課題読書制度を設けて、学生に読後感を提出させ、添削をして指導している。④教職指導室にて学生が自主的に実習の準備ができるよう参考書等を配架している。⑤「卒業生教員研究交流会」を開催して学生に自発的な学習の場を提供している。

また、学芸員課程では「博物館実習」において、館務実習のみならず学内実習においても、全実習統一した「実習日誌」を作成し、毎日、学生に記入させ、担当教員がコメントして返却する等、一人ひとりの学生の個別な課題に即して、丁寧な指導を実施している。

(3) 成績評価と単位認定について

関連法規の求める基準の維持（履修者制限、教育内容、方法）及び学内の規定通りの成績評価と単位認定を行っている。ただし、教育実習や館務実習等の受け入れ先の成績表がある科目については、学内規定のA評価10%以内、B評価30%以内という基準は適応できないが、教職センターでは専任教員が学生の実習記録簿や「教育実習事前・事後指導A」「教育実習事前・事後指導B」

IV. 「教育内容・方法・成果」について

及び「博物館学内実習」等の科目の履修状況と合わせて責任を持って評価している。実習生派遣条件を設けて実習生の質の保証を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教職課程及び博物館学芸員課程ともに、定例のセンター会議において、授業内容、教育方法、学生指導方法の評価を行っている。また、同一科目担当者間においては、自発的に授業内容、シラバスの検討を継続的に実施して授業改善を図っている。

問題点の改善を伴う評価行動を全学的な意見交換から取り組めるように、「全学教職課程委員会」や「博物館学芸員課程運営委員会」を定期的に開催し、教育成果を検証している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

教職課程では、履修学生に課程登録時に『教職課程履修のてびき』を配付し、以後、これに基づいた履修指導と教職指導を展開している。

「介護等体験記録簿」及び「教育実習記録簿」を、それぞれの実習の事前学習、体験と実習期間中、そして事後指導という3段階でまとめさせ、これを評価の指標として運用している。教育実習校から提出される出勤簿、「教育実習の評価」と担当教諭の評価表を評価の参考としている。

「履修カルテ」を学年ごとに提出させて担任が点検して、面談を通した「教職指導」を個別に行い、学生自身に自己の課題とその成果を確認、検証させている。

博物館学芸員課程では、初年度の履修学生に『博物館学芸員資格履修の手引き』、実習年度に「博物館実習ファイル」を配付し、以後、これに基づいた履修指導と実習指導を展開している。

「博物館実習」においては、館務実習のみならず学内実習においても実習記録簿を書かせ、毎回の学習成果とその効果を確認している。また、博物館実習館から提出される出勤簿、評価表、記録簿所見は、「博物館実習」評価の参考としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教職課程では、2年次の履修登録時に、「履修カルテ」を配付し、学年ごと、学期ごとに学生がそれぞれの履修状況、成績、教育ボランティア活動等を記録している。履修学生は、この「履修カルテ」を学年ごとに担任となる専任教員に提出し、個別指導である「教職指導」を受けて成果を検証している。また、4年次で教育実習を終了した学生は、終了後の振り返りを2,000字前後に記録し、これを担任教員に提出する。担任教員による校正を経て、学生がまとめた記録は、当該年度の『教職課程年報』に掲載している。

博物館学芸員課程では、「博物館実習」において館務実習はもとより、学内実習においても「実習記録簿」を作成し、自己評価を行っている。この「記録簿」は毎回、学内実習では担当教員に、館務実習では担当学芸員に提出し、個別指導を受ける。また、最終年次で館務実習を終了した学生は、終了後のまとめを1,200字前後に記録し、これを担当教員に提出する。担当教員による校正を経て、学生がまとめた記録は、当該年度の『博物館学芸員課程年報』に全員分が掲載される。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

上記の教育活動により、学生の教職・学芸員資格取得への動機づけが明確になり、「教育実習」や「博物館実習」への意欲が高まってきた。

卒業後に、直ちに中学校・高等学校の教壇に立つ卒業生数が増加してきている。2016年度は、教育職員免許状取得学生は95人であった。採用の内訳は公立専任教員、私立専任教員、臨時任用教員、非常勤教員合わせて26人が新卒教員として巣立っていった。教育職員免許状取得者の4分の1以上が教員として就いたことになる。多くの学生たちは、頑張れば教員になれるという自信をもつようになってきたが、さらに学生たちの教職実現を支援する方策を積極的に展開する必要がある。そのためには、先輩教員から直接学ぶ機会をさらに増やす方策が望まれる。また、教員養成の質的向上の面での具体的な指導の強化が必要である。

また、学芸員課程を履修する学生や卒業生は、博物館に関心を持ち、利用者としてばかりではなく、学外の現場でインターンシップやボランティア活動を通して博物館に自ら関わろうとする者が増えてきている。また、学芸員課程履修学生の学生学芸員が、資料展示室の主体的運営や「展示室だより」の発行をするようになってきている。

本学独自の「学芸員制度」を考案し、運営して既に8年目となるが、2016年度も14人の学生が参加して質の高い運営とより実践的なキャリア教育を展開した。また、資格を取得した学生は例年よりも少なかったが26人であった。学芸員資格を取得して博物館関連業務に就職できる卒業生の全国平均は、年に約1万人中80人(0.8%)であるが、本学では専任着任以後、資格取得者約710人中33人(4.6%)と全国平均の5倍以上の実績を積んでいる。

改善すべき事項

前述したように、教職課程や博物館学芸員課程を履修することにより、単なる資格や教育職員免許状の取得ではなく、学生が将来より豊かな人生を送ることができるための意味のある学びとなる必要がある。そのためには、無目的な履修をしたり、保護者に説得されての資格や教育職員免許状取得であったりすることのないようにガイダンスを強化し、年次ごとのオリエンテーションや学生指導を充実させたい。このためには、次のような取り組みを強化していく必要がある。

①課程への入り口で、履修の意欲や学習計画を持たせる。②履修期間中のアドバイジングや進路変更等の指導をする。③教育実習や博物館館務実習への派遣条件を厳しくする。④採用試験に積極的に挑戦するよう指導する。

3) 将来に向けた発展方策

教員養成と学芸員養成に向けては、より一層の理論と実践の融合が必要である。このためには、教育委員会関係者や地域の学校・博物館等とのより強い連携が必要となる。

その実現に向けての方策として、専任教員の増員、助手の配置が必要である。また、正規職員の増員も不可欠である。教職課程の人材の補給・強化により、教育実習と生徒指導(教育相談)に関する分野をよりきめ細かく指導できる体制を確保できてより高い成果が期待できる。

また、博物館学芸員課程としては、専任教員以外に、学園史の編さん実務及び展示室運営や博学連携を専門に担当する専任の専門職員(学芸員)を配置し、学園史の編さん実務に取り掛かることはもとより、桜美林博物館設置に向けての準備も推進されることを強く希望している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

人材の強化により、よりきめ細かい自発的な教育活動を可能とする教育環境の整備が望まれる。

IV-8 基盤教育インスティテュート

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

基盤教育インスティテュートでは、グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群の学生が学群を問わず必要となる学修成果の達成のために教育課程を編成してきた。学群教育の基盤となるグローバル・コミュニケーション学群を除く4学群共通の必修科目の「コア科目」16単位分では、再履修用クラスや、1年次グローバルアウトリーチプログラム参加学生対象の次年次開講のプログラムも含めて、確実に全員が履修できるよう科目を設置している。また、早期から社会人としての将来を見据えた学修をさせるためのキャリア関連科目も、1年次から履修できるように配置している。フィールド科目、サービス・ラーニング科目は、建学の精神を学び取ったオペリンナーとなるために、学年を問わず自由選択枠で在学中いつでも履修できるようになっている。

教育目標及び期待される学修成果ごとに科目区分を設け、必修・選択の別、単位数、先修条件等を一覧表にまとめ、『履修ガイド』に明示している。また、各科目の概要については、『講義案内』及びシラバスにおいて詳細に明示している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

基盤教育インスティテュートが主に初年次教育と、建学の精神を体現するための人間教育を担ってきた現状を考慮すると、上記の教育目標等は適切なものであるといえる。開講科目の授業方針や開講科目数、非常勤教員が必要になった場合の任用に関しても、科目コーディネーターからチェアを通して、チェア会議で検討し、最終的に決定する。また、これらの科目を卒業要件とする学群とも常に話し合いを行いながら、新設や見直し、適正な開講数の調整、履修方法や抽選方法の検討等を行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群共通教育の中核となるのが、1年次の必修科目となっている「コア科目」である。コア科目は「キリスト教入門」、日本語・英語のコミュニケーション能力を育成する科目群（「口語表現」・「文章表現」・外国人留学生を対象とした「日本語専門基礎」・「英語コア」）、「コンピュータリテラシー」で構成しており、学群ごとに専攻科目と時間的に重ならないように構築した「コアパターン」によって時間割作成している。「英語コア」、「口語表現」、「文章表現」は1クラス平均25人以内で、少人数制の利点を活かして参加型の双方向の授業を行っている。「コンピュータリテラシー」は約50人で、ティーチング・アシスタント

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(以下「TA」という。)をつけることによりきめ細かい指導を可能にしている。「キリスト教入門」は100人から120人で行っている。

「キリスト教入門」と「日本語・英語科目群」は建学の精神(キリスト教主義と語学力の体得)を具体化したものであり、「口語表現」「文章表現」は個々の学生の発信する力を伸ばし、「コンピュータリテラシー」は、大学での学びにおいても卒業後の実社会においても不可欠となった情報機器の操作スキルと、それに伴うモラルを身に付ける必要性に応える科目である。

選択必修科目・選択科目としては、より多角的にキリスト教に関する理解を深める「キリスト教理解科目群」、卒業後を視野に入れて大学での学びを考える「アカデミックガイダンス科目群」、国際理解と学而事人の精神を体得すべく、キャンパスを出て実社会に学びの場を求める「フィールドスタディーズ、サービス・ラーニング科目群」、教養教育として、異なる学問分野の基礎を学ぶ「学問基礎」、18言語に及ぶ多彩な「外国語科目群」等を設置しており、教育目標に沿った学修を深め、より高度なスキルを身に付けることを可能としている。

また、語学技能科目では、「〇〇語Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ……」というように、基礎から応用・発展へと段階的継続的に学修できるよう、体系的に科目を配置している。

英語の選択科目は、2014年度入学生より、名称を「英語エレクトィブⅠ～Ⅴ」と変更し、学修効果を確保するために、各人のレベルに見合ったレベルにのみ抽選の申し込みが行えるよう制度を改定した。これにより、レベルに合わないクラスの履修による問題点及び抽選漏れの人数は減少してきている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群の1年次の必修科目(コア科目)では、学士課程の学びの基盤となるように、話すこと、書くことの両面で日本語コミュニケーション能力を高め、コンピュータの基本的技術を身に付けさせ、国際社会に必要な実践的英語力をつけ、文化としてのキリスト教を理解させる、といった教育を提供している。

また、フィールドワークを通して国際的視野、社会的視野で考え行動する能力を身に付けること、日本語・英語を含む18の外国語の学修を通して、言語の運用能力のみでなく、他文化への理解を深めることを意図している。英語は選択科目としても、レベル別、技能、目的別に数十コマ提供されている。コアの英語では入学前のプレースメントテストを実施して能力別クラス編成を行っている。

「英語コア」、「口語表現」、「文章表現」のクラスでは25人以下の少人数制を実現し、教員と学生の信頼関係を築きやすい授業を行い、新入生に対して学生個々のニーズを教員が把握して、学習面にとどまらず精神面でも細やかに対応できるよう配慮している。

また、高校生に大学での学修に対する動機づけをするために、外国語の初級クラス他、適切と判断された科目を高大連携科目として提供している。

さらに、コーナーストーン・センターでは、学生サポーターと呼ばれる上級生が主に新入生に対し履修相談、学習相談、生活相談等を行っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

教育目標に沿った教育内容を実現すべく、各科目に適した授業形態を採用している。また個々の学生に十分な対応が可能となるよう、少人数クラスによる演習形式の授業を多く実施している。

授業では、実際に外国語で会話する、スピーチを行う、作文や小論文を書く、スピーチや文章の内容について意見交換するといったアクティブ・ラーニングの手法が取り入れられ、学生の主体的参加が前提条件となっている。

講義形式の授業であっても、学生と教員が密にコミュニケーションをとりつつ、共に考え学ぶ授業を実施している。授業形態については、シラバスに詳しく記載している。

海外研修等のフィールド教育科目については、研修がより充実したものとなるよう、事前・事後研修を体系化し、内容を充実させている。サービス・ラーニングを教育手法として取り入れる授業の数も増加し、学群の授業にも取り入れられている。また、多岐にわたるボランティアの派遣、ボランティアの紹介も実施している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全ての設置科目において、シラバスを作成、公開し、それに沿った授業を実施している。必修科目のように同一科目複数クラス開講の場合は、科目単位で「共通シラバス」を作成、公開し、それに沿った授業を行うことで、クラスごとに差異が生じないように、授業内容の均一化と質の担保を図っている。また、科目コーディネーターや各分野の専任教員が非常勤教員含む全員のシラバスをチェックしている。

ただし、個々の学生、クラスにおいては習熟度や抱える問題に差異が生じることもあり、その場合は、受講生に告知した上で、担当教員のある程度臨機応変な対応が必要になる。シラバスに沿って授業を進めることを前提としながら、特に演習系の授業では学生やクラスごとのニーズを細やかに汲み取り、授業内容を調整する配慮が必要である。

また、共通シラバスによる授業の場合でも、ある程度担当教員の裁量を認めることにより、個々の教員の持ち味を最大限に活かすことも可能にしている。

加えて、授業評価アンケートについては、担当教員がコメントを記入して提出したのち、各科目のコーディネーターがそれに対するコメントを書き込み、コーディネーターの担当科目にはチェアが、チェアの担当科目にはインスティテュート長がコメントを書き込み、各担当教員に返却している。これによって、各科目において、適切に授業が行われているかを確認することができている。

(3) 成績評価と単位認定について

近年、成績評価の分布はガイドラインに沿って厳格に行われるようになってきている。必修科目を中心に、同一科目を複数の教員が担当しているケースがほとんどであり、科目ごとのコーディネーターが中心となり、担当教員間で成績評価指標を確認し、それにそった評価を行っている。複数開講クラスでは、クラスによって構成員である学生の成績には偏りがあるため、1クラス内でA～F評価の割合を決めるのではなく、同一内容クラス全体で評価の分布を定めている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

コーディネーターへの各クラスの成績分布報告を行ったり、あるいは成績判定会議を実施することにより、不公平又は不透明な評価が行われないよう、チェックや調整を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

基盤教育インスティテュートとなってからは、インスティテュートメンバーが参加する会議を各学期2回行うことになったが、チェア会議は従来通り、月に2回行って問題を共有している。

各デパートメント、各科目群で必要に応じて担当者会議を実施し教育課程、教育内容・方法について話し合っている。これらにより、教育成果の確認、問題の共有を行い、教育方法の改善に結びつけている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群で必修の「英語コア」では1年次修了時に、入学前と同様の外部テスト(CASEC)を行い、全国平均よりも大幅な点数の伸びが認められている。しかし、全ての科目において客観的な学習効果測定方法があるとはいえない。例えば、外国語によっては到達度を測る外部試験が存在しないものもあり、「口語表現」や「文章表現」におけるスピーチや文章の質を、厳密な意味において客観的に評価することは困難である。こうした科目では、いくつかの評価指標を洗い出し、できるだけ客観的に成果測定を行えるよう模索しているのが現状である。

英語等では公的試験等を導入することで、学生自身が学修成果の自己評価が可能になるよう努めている。また、アンケート等により、学生に振り返りを促し、自己評価に導くよう心掛けているが、これら学生の提出課題やアンケート結果によれば、各科目において一定の成果は上がっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群で必修科目の「口語表現」、「文章表現」では、受講生の日本語でのスピーチや文章については、少人数クラスを活かして細やかに講評や添削指導を行っているため、受講生の進歩や学修効果が実感できる。学期末のアンケートによると「人前で話すことの恐怖感がなくなった」「文章を書くことが楽になった」とのコメントが多く見られ、学生の自己評価においては一定の学修成果が確認できる。少なくとも、スピーチでも文章においても、苦手意識の克服という学修目標は達成できた受講生が多いと考えられる。「コンピュータリテラシー」でも、教員に加え、授業補助員を配置することで、障がいのある学生を含め、細かな対応ができています。

外国語教育では外部の検定試験(CASEC、TOEIC®、韓国語検定、中国語のHSK等)等の受験を奨励しており、TOEIC®等では700点、800点を超えるスコアを得るものも人数は少ないが、存在する。学年初めと終わりに実施するCASECでは、平均点で一定の伸びが見て取れる。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

また、フィールド教育科目、サービス・ラーニング科目を履修した学生からは、性別・年齢・国籍を超えた人々との交流を通して視野が広がり、自文化の再確認・再認識の機会となり、自分の考え方や人生に大きな影響を受けた、との意見が多く聞かれる。

なお、心の健康面において、特に初年次生は慣れない大学生活で不調を来す可能性が高いため、グローバル・コミュニケーション学群を除く4学群の学生に少人数クラスで接触する機会の多いコア科目担当の教員が、コーディネーターを通して、保健室及び学生相談室との情報共有・連携も行い、個々の学生のニーズにきめ細かく対応できている。春学期には、コア科目である「コンピュータリテラシー」の全授業から、欠席の多い学生の情報を各学群長に提供している。休学や退学に結びつきやすいことが推測される欠席の多い学生を把握し、早い段階でより細やかな学生対応をすることを可能にするためである。

改善すべき事項

必修科目では全員が高い動機づけをもって履修しているとは限らず、どの科目においても全ての学生に対して目に見える効果を上げる事は難しい。必修であることの有用性は大きいものの、費用対効果、個々の学生の真の必要性を考えると、何を必修とすべきかを今後の学群の基礎教育のカリキュラム改革で十分に検討していく必要がある。

履修者の少ない、一人の非常勤教員が担当している外国語科目では授業内容も担当教員に一任している状況であり、履修した学生があるべき到達点に達しているのかの検証が難しい。多くの言語を提供しているが、それ故に履修者が散逸し外国語科目のⅢ以上では閉講になるクラスも多い。また、限られた履修時間では実質的な力を付けるまでには至らない、という問題がある。適正な言語数、適正なレベル数を見直しつつ、より高い到達レベルを実現する授業の在り方を目指さねばならない。

E L Pでは、全学的な英語力の底上げだけでなく、2014年度からリベラルアーツ学群生を対象に、高い英語力を持つ少数の学生の力をさらに伸ばし、大学を牽引することのできる学生を送り出すための「英語パスポートコース」を開始した。グローバル人材育成奨学金と結びついたことで、より多くの優秀な学生の応募を期待したが、該当者は減少傾向にあり、2017年度は、該当学生の数を大きく減らすことになったので、再検討が必要であると思われる。

非常勤教員数の多さ、一人の教員の持ちコマの多さが問題になっているが、現在のようなコア科目を提供する体制では必然的に多くの非常勤教員が必要となる。是正のためには、外国語科目のみならずコミュニケーション科目、コンピュータ科目においても、社会情勢の変化も視野に入れてカリキュラム改革を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

基盤教育院は、教育組織の再編成のため2016年度から既に組織としての存在は解消されているが、2017年度まで基盤教育インスティテュートとして、現行の科目の運営を行うことになっている。しかし、1学群を除き、他の3学群で独自の基礎教育がスタートするのは2020年度からの予定となっており、2018年度、2019年度の基盤教育の質の担保のための方策が喫緊の課題となっている。2018年度、2019年度のカリキュラム管理、評価方法の統一、非常勤教員へのFDや出講時

IV. 「教育内容・方法・成果」について

間の管理と時間割作成、非常勤教員の募集・選考等をどのように行うかの検討が緊急に必要である。

IV-9-1 大学院

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

2017年度から策定と公表が義務化された「三つの方針」即ち修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）については、2016年度中に策定を終えて、これを本学Webサイト上等で公開するとともに、その周知徹底を図ることとしている。このうち、修了要件と学位授与に関する事項を大学院学則第25条～第27条に定め、『履修ガイド』及び本学Webサイトに掲載して周知している。また、カリキュラム・ポリシーを定め、修得すべき学修成果を明確にした上でディプロマ・ポリシーにて学位授与方針を示している。この二つのポリシーは『履修ガイド』及び本学Webサイトに掲載され、学生及び教職員に対して周知徹底を図っている。

ディプロマ・ポリシーについては、教育目標と学位授与方針との整合性を図る観点から、カリキュラム・ポリシーと連動させる必要があり、2013年度より研究科ごとに設定し、運用している。

但し、研究科によっては、設立趣旨や教育方針があいまいになっていたり、研究科内の特性が明示できていなかったりする場合がある。例えば、国際学研究科においては環境学等の特徴あるカリキュラムがあるが、それらを志願者に分かりやすいように示せていないといった問題がある。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

大学院の人材養成の目的及び教育研究上の目的並びに学位授与方針に沿って各研究科の教育課程を編成している。また、前項の通り研究科ごとの実施方針及び内容を『履修ガイド』等に明記している。

大学院全体の教育目標及び研究並びに学習に取り組む学生に要望する事項は、「大学院で学ぶこと、大学院生へのメッセージ」にまとめ、『履修ガイド』に掲載している。

しかし研究科によっては、大学院の設立趣旨、教育方針と学生ニーズが必ずしも一致していない場合がある。例えば、外国人留学生は修了後の就職が目的で入学する者が多いのに対して、カリキュラム上は高度専門職業人養成、研究者養成を目的としているため、カリキュラムで求めている水準に学生の能力や意欲が追いついていない場合がある。これは一方で、学生ニーズに教育方針やカリキュラムが対応していないことも意味している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学院学則第5条～第8条及び第10条に則って、大学院部長の責任の下で大学院委員会及び研究科委員会（FD会

IV. 「教育内容・方法・成果」について

議を含む) といった組織的会議・研修において検証している。大学院委員会と研究科委員会は、原則として月1回開催している。また、年度ごとに2回実施する大学院研修会においても検証している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

博士前期課程及び修士課程は、各研究科において共通科目群、専門科目群、特殊講義科目群(経営学研究科)、コア科目群(大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科)、研究基礎科目群(老年学研究科)、演習(「研究指導・専攻演習」という科目分野を設けている。授業科目を適切に配置し、かつ教育課程を体系的に編成することで、コースワーク形式としている。2013年度からは、大学院における科目ナンバリングを整え、目に見える形で体系的な科目配置を整えている。

博士後期課程国際人文社会科学専攻及び老年学専攻は、研究領域に即した科目を配置し、コースワークとリサーチワークを融合している。国際人文社会科学専攻では、現状リサーチワークに傾注した教育内容となっている。今後、教育の質の担保という観点から、相応の科目を配置し、コースワークとの融合を深めていくことが課題である。老年学専攻では、指導教員が専門とする6領域の中から在学期間中に、学生が最低3つの領域科目を修得することを修了要件としており、コースワークとリサーチワークが良いバランスで融合している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

2009年度より7研究科体制に移行したことにより、それぞれの研究科の独自性と個別性が明確になり、以前にも増して専門性の高い教育課程となった。その一方で、本学の教育の特長ともなっている学際総合的な教育方針も十分に維持している。有職者の多い大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科、言語教育研究科では、学生の便宜を図った教育課程の編成や授業時間にも十分な配慮を行っている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

大学院の授業は、概して少人数クラスが多いため、教員と学生との間で密接なコミュニケーションがとれるよう留意するとともに、シラバスに則った授業運営を行っている。

博士前期課程・修士課程では、研究指導を毎週1回定期的に行い、第3セメスターの終了時に中間発表を公開で実施する。提出された修士論文の審査と修了試問は非公開で行っている。(但し、心理学研究科健康心理学専攻は公開している。)

博士後期課程では、定期的に研究指導を行うとともに、第一次中間試問及び第二次中間試問を公開で行い、それに合格した者のみに課程博士論文を提出する資格を与えている。その後、提出された論文は審査委員会によって審査し、最終試問は公開で行っている。

教育方法や学習指導、研究指導については、大学院研修会や各研究科委員会、専攻会議、研究

IV. 「教育内容・方法・成果」について

科ごとのFD会議等の機会を利用して、教員間での意見交換や検討を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業科目の担当者が、全学で定められている方針に準じて、授業概要、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスの記載を行っている。シラバスに記載されている内容を、研究科長、専攻主任、専攻の教務委員が点検作業を行い、記載内容に不十分な点があった場合、当該教員に加筆訂正を求めている。また、シラバスに記載された内容に沿った授業を概ね展開している。止む無く予定している授業日に休講した場合には、単位制度の趣旨に則り、その補講の実施を義務づけている。

(3) 成績評価と単位認定について

授業科目ごとにシラバスに評価基準を明記し、それに基づいて授業科目や研究指導の成績評価を行っている。実習科目・講義科目等、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。

また、既修得単位については、大学院設置基準に則った形で認定基準及び上限単位数を定め、大学院学則に明記している。認定作業は、入学学期の履修登録期間中に学生からの申請を受け付け、教務委員会、研究科委員会で適切な単位認定作業を実施し、大学院委員会で最終確認を行っている。

また、かねてより検討していたGPA制度の導入を決定し、2016年度から運用を開始した。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

大学院では、教育成果の検証を定期的実施する委員会等は設けてはいないものの、研究科委員会や研究科ごとに開催するFD会議において検証している。

教育・研究環境の改善を図るための一貫として、博士前期課程・修士課程生を対象として修了時にアンケート調査を実施している。回収率はほぼ100%である。また、在学生に対しては、隔年で実施する「大学院アンケート」の結果を踏まえて、大学院研修会でその考察と討論会を行っている。加えて、毎学期末に「授業評価アンケート」を実施することで、教員ごとに教育成果の検証が可能となっている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

2013年度までは、教育目標に沿った成果が得られているか否かを客観的に測定する基準等を設けていなかった。しかし結果として、提出される学位論文の内容と水準を基に判断する限り、概ね成果が上がっているものと判断できる。

学生の学修に対する効果測定のための指標として、2013年度に各研究科における学位論文審査基準を制定した。2014年度以降の学位論文に対する評価はこの基準に則って行っているが、これについても見直しを行っている途上にある。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

各研究科において、学生の自己評価アンケート結果からは、教員の指導内容及び指導内容は、概ね良好な評価を得ている。

但し、日常的な教員と学生の接触の中で把握している情報も多く、今後、具体的に学生の自己評価の指標を決定して客観的に把握していく必要がある。

大学院の学位授与については本学学位規則に明示しており、それに則って厳正に行われている。

修了要件については『履修ガイド』及び本学 Web サイトに掲載し、周知徹底を図っている。

修士課程及び博士前期課程については、教務委員会で単位認定及び修了判定を行い、その結果を受けて各研究科委員会において適切な修了判定を実施し、最終的に大学院委員会にて確認を行っている。その意味では、他の専攻からのチェックも受ける客観性、何重にもわたる審査を受ける厳格性を確保している。また、通学課程生の場合、公開で実施する修士論文中間発表会で発表を行うことを義務づけている。修士論文の審査については、主査を含む3人以上の審査委員が論文審査と口頭試問を厳正に行っている。

博士後期課程については、第一次試問、第二次試問、最終試問を全て公開で実施し、それに加えて当該研究分野の外部有資格者を審査委員に加えて厳正に審査を行う等、質の保証を十分に図っている。

学位に求める水準を満たす論文であるか否かを測定のための指標として、2013年度内に各研究科における学位論文審査基準を制定した。2014年度以降の学位論文に対する評価は、この基準に則って行っているが、全研究科に共通する基準を設定し直すべく、検討を行っている最中である。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

博士後期課程では、コンスタントに年6、7人程度の課程博士と年に1、2人程度の論文博士の学位を授与している。また、2010年度より研究科ごとに査読制度を設けた研究紀要を年1回発行して、教員、学生、修了生等が研究成果を発表する場を設けたことによって、研究と教育が直結し、内容の一層の充実が期待できる。

改善すべき事項

大学院研修会等で厳密な成績評価の必要性や教育の質の向上に向けて種々な提言を行っているため、評価に対する教員の意識は高まっている。しかし、少人数の授業が大半を占めるため、少人数授業を視野に入れた成績評価の在り方について指針を定める。

3) 将来に向けた発展方策

2012年度より国際協力専攻、大学アドミニストレーション専攻を除いた専攻においては2013年度より大幅なカリキュラムの見直しを行ったが、これに満足することなく、学生アンケートを中心とした点検等でマイナス要素を排除し、更なるカリキュラムの充実を図る必要がある。「Ⅲ. 「教員・教育組織」について 2) 点検・評価 改善すべき事項」の人事計画とも融合させた形で、学生募集状況と併せてみても、それぞれの分野での社会の動向やニーズに即した研究科・専

IV. 「教育内容・方法・成果」について

攻の枠組みとなっているか、あるいは研究科という垣根を越えた抜本的なカリキュラム改編が望ましいのかを考える。

大学院段階の教員養成に係るカリキュラムの改革と充実についても考え直す必要がある。2012年8月の中央教育審議会答申及び2013年10月の文部科学省ワーキンググループ報告書を鑑み、大学としての指針に則り再考する。理論と実践の往還を進める上で、実践的科目の配置や、学外へのインターンシップが新たに必要とされるため、教育課程を見直すとともに教員配置についても考慮しなければならない。科目や教員の配置については、本大学院のみで完結できない課題であり、他大学院との連携、本学学士課程との連携についても模索する。

また、大学院独自に教育内容・方法・成果等について、さらに客観的な計測を行う体制作りと精度の高い成績評価の実現を期した仕組みづくりを行うことによって、一層教育内容の向上と質の担保が期待できる。

IV-9-2 国際学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

専攻ごとに教育目標・教育課程を編成・実施しており、その内容は『履修ガイド』等により明らかである。

全研究科に共通の学位授与方針が示されており、各専攻の教育目標とも整合している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

専攻ごとに教育目標を設け、全研究科共通の学位授与方針を踏まえた教育課程を編成・実施しており、科目区分、必修・選択の別、単位数等を含め、全て『履修ガイド』等に明示している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、研究科委員会（博士前期課程・修士課程、博士後期課程）、教育実践を積み重ねながら専攻会議等で継続して検討している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）では、各教育目標に適した授業科目を開設している。国際学専攻では、授業科目のまとまりと関連性にやや弱い面があり、新しい教育課程を編成し、その改善を図った。また、国際協力専攻では、新教育課程に基づく授業科目を開設・実施した。なお、リサーチワークを中心とする国際人文社会科学専攻（博士後期課程）

IV. 「教育内容・方法・成果」について

では、その研究指導分野について本学の既存の修士課程の研究指導分野を念頭に置いた、より広い研究分野のまとまりで明確に表わすように改めた。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

国際学専攻（博士前期課程）は学術・教養の修得を中心とする特定の専門分野又は分野横断型の教育課程を、国際協力専攻（修士課程）は国際協力にかかわる実務者養成を目指す教育課程を編成している。また、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、特定の専門分野の研究者及び高度専門職業人の養成を目指している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）では、教員は毎週、研究指導を行うとともに、2年次前半に修士論文の中間発表会を実施しており、これを経て大学院生は修士論文の作成に入ることになっている。なお、国際協力専攻では、インターンシップ等の実習科目を開設し、国際協力に関わる実務者養成を目指している。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、個別に研究指導を行い、第一次と第二次の中間試問を設け、これに合格してはじめて課程博士論文を提出でき、その後、提出された博士論文の審査と公開の最終試問を実施している。

博士前期課程・修士課程での履修科目の登録については、上限設定を行っていない。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは全学の方針に従って作成し、研究科長による点検を実施している。授業目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等はシラバスに明示しており、本学 Web サイト上に公開している。

(3) 成績評価と単位認定について

授業科目や研究指導等については、それぞれのシラバスに成績評価の基準を設けており、それに従って評価を行い、単位認定している。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育課程の改善については専攻会議や研究科委員会等で検討しているが、その他については組織的研修・研究は実施していない。大学院全体で学期末毎に実施しているアンケートのデータを活用していきたい。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

教育目標に沿った成果について定期的な検証はしていない。大学院全体で学期末毎に実施しているアンケートのデータを活用していきたい。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与については明確にしている。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、当該研究分野の外部審査委員を副査として必ず加えるとともに、最終試問を外部に公開とすることによって客観性を担保している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

国際学専攻（博士前期課程）・国際協力専攻（修士課程）及び国際人文社会科学専攻（博士後期課程）のいずれでも、公開の中間発表や中間試問等を経た上で論文の作成を実施しており（博士論文の場合は最終試問も公開、外部審査委員を含むことで論文評価の客観性を担保する等）、これによって論文内容の水準を担保している。

改善すべき事項

教育内容や教育方法等の改善を目的とした研修・研究の場を、大学院全体のFDにおいてはもつことができたが、研究科内においても定期的にもつことが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

研究科内で、研究科全体あるいは専攻単位での教育内容や教育方法の改善に向けての研修・研究の場を設けていく。

IV-9-3 老年学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

老年学研究科では、医学、社会（福祉）学、心理学を中核とした学際的老年学の高等教育を行っている。老年学の基礎知識の修得のみならず、社会に貢献可能な研究成果の達成と公表に力を入れ、博士、修士の学位論文の質の維持に力を入れている。学位審査基準も整備するとともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確にし、修得すべき内容及び達成目標を明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

老年学研究科では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明示した『履修ガイド』を作成している。学生には、本研究科で何を学修するかに関し、研究指導を通して、個人の目標に沿ったカリキュラムの構成を指導している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(4) 教育目標等の適切性の検証について

教育目標、学位授与方針とこれに従ったカリキュラムの適切性は、定例の研究科委員会及びFD会議において検証している。指導体制や研究指導教員の役割、学位申請や審査の手続きを教員間でも共有し、学生に十分説明するようにしている。学生アンケートや研究指導、講義等多様な機会を通して、学生に教育目標や学位授与方針を理解しているか確認している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

学際的老年学の高度な専門職業人及び研究者養成という目標に従ったカリキュラムを編成している。科目数、履修者数、学生の要望、教員の必要性等に関しては、たゆまず確認している。講義科目のみならず、実習、演習科目も設定し、受動的な学修だけでなく、参加型の教育に重点を置いている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

専任教員はもとより、非常勤教員も各専門分野において高い教育研究業績を有している。その成果を教育内容に反映させるだけでなく、可能な限り最新の内容を学修できる体制となっている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

学際的老年学の大学院教育を達成するために適切な授業、演習、実習、研究指導に関する科目を設置している。各科目において受講者の特性に合わせたきめ細かい授業及び指導を行っている。

学生の発表や討議への参加の機会も多くするよう配慮しており、博士前期課程の修士論文・研究成果報告の中間発表、博士後期課程の中間及び最終試問は公開で行っている。学位論文作成とその研究指導は、大学院生の多様な専門性と背景に合わせて計画的に進めている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

老年学研究科ではシラバスを明示しており、それに沿った授業を展開している。但し、学生の専門的背景や関心領域が異なることもあることから、学生の希望に沿って各科目で柔軟に授業内容の創意・工夫を図っている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価の方法は、科目毎のシラバスで公表されている。その内容に沿って成績評価と単位認定が行われている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

学生に対する授業評価アンケート、授業及び研究指導等様々な機会を通して学生からの要望・意見の聴取を行うとともに、公開の中間発表（前期課程）及び中間試問（後期課程）において、

IV. 「教育内容・方法・成果」について

教育成果を確認している。これらの情報に基づき、定例の研究科委員会、FD会議で、教育内容・方法に関して情報交換と検証を行っている。不十分な点や課題の改善に関してはたゆまず検討し、教育実践に活かすよう努力している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

シラバスにおいて当該科目の到達目標を明示することにより、学生の授業時間内外で学修すべき内容と期待される学習成果に加え、評価方法を示している。学位論文においては、評価基準を定めている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

修士論文では公開の中間発表を行い、主査1人、副査2人の体制で最終試問を行っている。中間発表以降は副査も随時指導を行っており、論文の質を高めることに貢献している。

博士論文においては、2回の中間試問を公開で行うとともに、第二次中間試問前には学力確認（業績基準と語学学力）を行っている。最終試問は公開で行い、審査体制は主査1人、副査3人で、副査の中に外部副査を1人含めている。主査と指導教員とを重複させないことにより、審査をより厳正に行うよう配慮している。

修士論文、博士論文の審査基準を含め、以上の手続きは、入学以来、オリエンテーションや研究指導を通して学生に明示している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

博士論文はもとより、修士論文の中にも、専門領域の学術雑誌に受理された論文が多数あることから、研究指導の在り方、学位審査の方法や基準は、論文作成に効果的であると考えられる。

博士前期課程に文献購読と論文作成に向けた演習科目を開設しており、研究指導を補うものとして有用である。

改善すべき事項

社会人学生であるため論文作成の時間的な余裕がなく、修士論文を2年間、博士論文を3年間で取得できない学生がいる。論文の質を落とさないためには、研究指導に一層の努力と配慮が必要である。在籍学生数からして7人の専任教員が平均して修士5人、博士4人程度を指導することになり、質の確保のための指導には労力を要するので、担当科目等の負担が過剰にならないような配慮が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

博士前期課程においては、入学後に研究の進行が計画的に行われるよう、学生の背景や専門に合わせた個人カリキュラムのモデル作成を徹底したい。博士後期課程においては、老年学総合研究所を中心とした内外の共同研究組織に学生を参加させることで学位論文作成に結びつけること

IV. 「教育内容・方法・成果」について

をさらに検討したい。

IV-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科では大学院学則第3条の3第1項第5号にて養成する人材等を明示している。

また、学位授与方針について、通学課程及び通信教育課程について、次のように定めており、『履修ガイド』や本学 Web サイトを通して学生に周知を図っている。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得並びに専攻演習と授業科目外での研究指導を通して研究能力を培い、修士論文もしくは特定課題研究を成し遂げた者に、厳格な審査の上、修士（大学アドミニストレーション）を授与する。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得並びに専攻演習と授業科目外での研究指導を通して研究能力を培い、修士論文もしくは特定課題研究を成し遂げた者に、厳格な審査の上、修士（大学アドミニストレーション）を授与する。

上述の通り、本研究科では「大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的」としており、これらの知識・能力を培う科目を配置したカリキュラムを整備している。また、本研究科では「コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通学課程）、「大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通信教育課程）を学位授与方針として定めていることから、人材養成の目的と学位授与方針に整合性はあるといえる。

修了要件については、大学院学則第25条第1項第3号及び同第4号にて修了要件を明確にしている。

「桜美林大学大学院学則」第25条第1項

(3) 大学アドミニストレーション研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科委員会が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

(4) 大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

修了要件の詳細は下記の通りである。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）の修了要件】

科目分野	単位数
コア科目	8 単位以上
専門科目（選択をしたコースから 14 単位以上、他コース＋O E P P 特別科目から 8 単位）	22 単位以上
研究指導 I A・I B・II A・II B	各 1 単位、合計 4 単位（必修）
合計単位数	34 単位以上

修士論文（もしくは研究成果報告）	必修
------------------	----

学位は修士（大学アドミニストレーション）となる。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）の修了要件】

科目分野	単位数	
コア科目	大学教育系	4 単位
	大学経営系	4 単位
専門科目	16 単位以上	
専攻演習	6 単位	
合計単位数	30 単位以上	

修士論文（もしくは研究成果報告）	必修
------------------	----

学位は修士（大学アドミニストレーション）となる。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本研究科では、以下の通り、教育課程の編成方針を明示し、履修ガイドにて周知を図っている。

【大学アドミニストレーション専攻】

大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的としている。原則として、現職の大学教職員を対象とし、高い自覚とプロ意識を育て、高等教育の基本理念の理解、大学経営のための基礎的な理論と知識の修得の他、国際比較の視点の獲得等、実践的な実務知識を提供することを重視している。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

当専攻では、高等教育、大学経営に関する基礎的な理論と知識の修得を目的としたコア科目に加え、高等教育研究のための「高等教育研究領域」並びに高度専門職業人養成のための「大学行政管理者養成領域」の2つの領域にわたって、多彩な専門科目を設定している。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

当専攻では、高等教育、大学経営及び国際比較の視点等に関する基礎的な理論と知識の修得を目的としたコア科目に加え、高等教育に関する「政策と行政」「経営管理と財務」「学務と教学支援」「情報化と生涯学習化」の4つの分野にわたって、多彩な専門科目を設定している。また、本課程は自学・自習が基本となるだけに、自己を律する強い意志が不可欠であるが、学修過程での

IV. 「教育内容・方法・成果」について

疑問や悩みに応えるための専任のアドバイザーを配置して、バックアップ体制を整えている。

本研究科では「大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等」を人材養成の目的としており、その目的を果たすため、「高い自覚とプロ意識を育て、高等教育の基本理念の理解、大学経営のための基礎的な理論と知識の修得の他、国際比較の視点の獲得等、実践的な実務知識を提供することを重視している。」という教育課程の編成方針を掲げていることから、人材養成の目的と整合性のある教育課程の編成方針であるといえる。また、本研究科では「コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通学課程）、「大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通信教育課程）を学位授与方針として定めていることから、教育課程の編成方針と学位授与方針は連関しているといえる。

本研究科では、設定した人材養成の目的に則し、通学課程では専門科目群に「高等教育研究領域」及び「大学行政管理者養成領域」という2つの領域、通信教育課程では「高等教育に関する政策及び行政」「高等教育機関の経営管理及び財務」「高等教育機関の学務及び教学支援」「高等教育機関の生涯学習と社会連携」という4つの分野別科目群の設定の下に、多様なディシプリンとディシプリンの組み合わせを用意し、また個別の継続的な「研究指導」を通して、高等教育機関、政府、高等教育関係団体等において高等教育経営を担うのに必要な全般的な能力を育成している。

（4）教育目標等の適切性の検証について

2016年度から研究科長が交代し、新研究科長の方針により、これまで年数回程度の開催であった研究科委員会を原則毎月開催に切り替え、研究科委員会において定期的に検証作業を行うことにしている。さらに今後、大学院将来構想の中で改革作業の一環としても行う予定である。

○教育課程・教育内容

（1）教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程においては、「コア科目」に6科目、専門科目に2つの領域を設け、「高等教育研究領域」に11科目、「大学行政管理者養成領域」に13科目を開講している。これに加えて、オスロ大学からの外国人留学生を対象として「O E P P 特別科目」を3科目開講している。

通信教育課程においては、「コア科目」を「大学教育系」（高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する）と「大学経営系」（高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する）に分け、それぞれ4科目を開講している。また、「専門科目」では、「研究法」2科目のほか、身に付けるべき知識・技能像に則した5分野別科目群について、それぞれ「政策と行政」7科目、「経営管理と財務」6科目、「学務と教学支援」4科目、「生涯学習化と社会連携」3科目を開講している。

上述の授業科目に加えて、研究指導担当教員が在学生に対する修士論文等の作成に必要な研究指導を実施している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

大学アドミニストレーション研究科においては、人材養成の目的に沿った身に付けるべき能力に沿った授業科目と研究指導の提供を、以下の様ように行っている。

[通学課程のカリキュラム構成]

<コア科目>

高等教育論
大学法制論
大学職員論
高等教育行政・政策と大学経営 I
調査とデータ分析
大学における I C T システム

<専門科目>

[高等教育研究領域]

高等教育統計分析
大学管理日米比較研究：思想と理論
第三者評価と自己点検研究
通信・遠隔教育論
グローバリゼーションと教育政策
現代日本の大学改革論
高等教育行政・政策と大学経営 II
大学制度の国際比較
大学行政と社会連携
大学のカリキュラム
私学行政論

[大学行政管理者養成領域]

大学経営管理論
実践的 F D と S D
大学運営と職員力
大学管理日米比較研究：管理・運営
大学の財政
大学アドミッション
キャリア教育とキャリア支援
大学におけるファシリティマネジメント
国際交流プログラムの運営と諸問題
大学改革事例研究（ケーススタディ）
学生カウンセリング論
学校法人会計

IV. 「教育内容・方法・成果」について

大学マーケティング戦略論

< O E P P 特別科目 >

日本の私立高等教育 (Private Higher Education in Japan) ※英語にて開講

アジアの高等教育 (Higher Education Reform in Contemporary Asia) ※英語にて開講

グローバル化と日本の高等教育 (Globalization and Japanese Higher Education)

※英語にて開講

< 研究指導 >

研究指導 I A

研究指導 I B

研究指導 II A

研究指導 II B

[通信教育課程のカリキュラム構成]

< コア科目 >

C 1 (高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する。)

(a) 高等教育論

(b) 高等教育・大学教育史

(c) 高等教育政策論

(d) 大学制度比較論

C 2 (高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する。)

(a) 高等教育組織論

(b) 大学マーケティング戦略論

(c) データ解析論

(d) 学校法人会計

< 専門科目 >

■ 研究法 (修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得)

(a) 研究指導／専攻演習

(b) 高等教育研究調査法

■ 政策と行政 (高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成)

高等教育の経済分析と政策

日米高等教育比較研究

大学法制論

大学と関係法令

地域政策と大学

大学設置・転換の実務 (2013年度以降入学者対象)

大学評価論

大学評価国際比較研究

■ 経営管理と財務 (高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成)

私立大学経営環境論

IV. 「教育内容・方法・成果」について

大学教授職の国際比較

大学職員論

大学と法的リスクマネジメント

エンrollment・マネジメント（2013年度以降入学者対象）

大学財政論

学費政策論

■学務と教学支援（高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成）

大学カリキュラム研究

学生支援論

学生相談研究

キャリア開発支援論

■生涯学習化と社会連携（高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成）

継続教育論

I Tと高等教育

通信・遠隔教育運営論

○教育方法

（1）教育方法及び学習指導について

有職者を主たる対象としていることから、通学課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」に則って、四谷キャンパス（千駄ヶ谷）をベースに、夕刻及び集中講義によって教育を提供している。

通信教育課程においては、①『スタディガイド』（印刷物及び本学 Web サイト上の“OBIRIN e-Learning (Moodle)”にて提供）、②配付教材（1科目3冊程度）と参考文献（各自）、③レポート添削指導（1科目4,000字程度を2回）、④スクーリング（2コマ（0.25単位相当））を通して行われる。また、質疑応答は電子メールを通して行われ、通信教育課程専任のアドバイザーが教員と学生との仲介役を担っている。また、研究指導は、入学後のオリエンテーション（4月もしくは9月）で、主として「研究指導」を担当する教員を決定し、その後、電子メール等での指導を受け、最初のスクーリング（8月もしくは1月）までに研究テーマと研究計画を作成する。その後、電子メール等による指導（随時）、及びスクーリング時（8月及び1月）に設定される指導（各4コマ）を2年間にわたって受け、修士論文又は研究成果報告を作成する。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科所属の教員は、授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等から構成する全学共通のシラバスの書式に従い、担当科目のシラバスを作成している。科目担当教員により作成されたシラバスは、履修登録時に e-Campus や本学 Web サイトを通して、学生に公開しており、シラバスに沿った授業を実施している。

通信教育課程ではそれに加えて、科目ごとにスタディガイドを作成し、それに沿った授業を展開している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価は、以下の方式により、個々の授業については、シラバスに評価基準を明記した上で、厳格に行われている。

成績は、A・B・C・D・Fの段階によって評価し、A～Dを合格として単位を与え、Fは不合格とする。「学業成績通知表」には、A・B・C・D・Fの成績評価が記載される。「学業成績単位修得証明書」には、A・B・C・Dの成績が記載される。

なお、修士論文・研究成果報告等は、合・否によって決定する。

【参考】成績評価の評語と意味

- A (優) Excellent : 特に優秀な成績
- B (優) Good : すぐれた成績
- C (良) Fair : 一応その科目の要求を満たす成績
- D (可) Minimal Pass : 合格と認められる最低の成績
- F (不可) Failure : 不合格
- TC (認) Transferred Credit : 他大学院等で修得した単位等の認定
- P Pass : 不合格
- I (未了) Incomplete : 履修未完了又は成績評価の一時保留 (病気や不慮の事故のみに適用する。成績評価の確定は原則として当該学期末までとする。各学期は次のように設定されている。春学期 : 4月1日から夏季休業を含む9月15日まで、秋学期 : 9月16日から冬季休業及び春季休業を含む3月31日まで)

既修得単位の認定については、大学院学則第23条について、以下の通り、定めている。

「桜美林大学大学院学則」

第23条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院 (外国の大学院を含む。) において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

また、既修得単位の認定を希望する者に対しては、申請書、成績単位修得証明書に加えて、シラバスを提出させることで適切な単位認定を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

研究科委員会において、教育成果の視点から、授業内容及び方法の改善を図っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

上述「○教育課程・教育内容 (2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について」に示した、明文化した身に付けるべき能力に沿った授業科目と研究指導の提供を行って

IV. 「教育内容・方法・成果」について

おり、測定のための指標は大枠で整備している。

学生の多くは現職の大学等の高等教育機関、政府機関、高等教育関係団体、教育関連企業等の職員あるいは経営者であり、有職者主体のプログラムとしては修了率が極めて高い。また、修了者のほとんどから「昇進した」「より重要な役職を任されるようになった」「請われて他大学に転じた」等という報告を受けており、博士後期課程に進学した者も相当数に上る。社会人経験の無い大学院生の場合も、大学関係に就職あるいは本学も含め他大学院の博士後期課程への進学を果たしている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

大学アドミニストレーション研究科の修了要件については、『履修ガイド』を通して、学生に提示している。

本研究科においては、修了試問（通学課程・通信教育課程共通）を以下の通り、適切に実施している。

- (a) 審査は論文の口頭発表と論文及びこれに関連する学問領域についての試問の形で行う。
- (b) 審査委員会は 研究科委員会において委嘱された3人以上の教員によって行う。うち1人（研究指導教員）を主査とする。
- (c) 時間は1人につき30分行う
- (d) 審査日程・場所は掲示板及びe-Campus に掲示する。
- (e) 不合格となった場合は、再審査は原則として1回までとする。

また、学位授与（通学課程・通信教育課程共通）に関しては、審査委員会が審査報告を文書で大学院部長に行い、これに基づき研究科委員会（3分の2以上の出席により成立）は学位授与の可否を出席者の4分の3以上の賛成により決定し、大学院部長が学長に報告、学長が学位を授与する。授与は、本学学位規則による。以上の内容については『履修ガイド』を通して、学生に周知を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

個々の教員によるきめ細かな学修指導及び研究指導のほか、『大学アドミニストレーション専攻学修の手引き』を活用すること等による組織的な教育の展開を図っている。

改善すべき事項

学生の多くが有職者であり、仕事の関係でウィークデイの夕刻の授業に間に合わない場合がある。

3) 将来に向けた発展方策

通学課程においては、主たる学生である大学職員は業務多忙で夕刻であってもなかなか通学できないという現状である。こうした事を考慮し、土日での授業や集中型の授業を拡大する必要がある。通信教育課程においては、遠隔システムの高度化等が必要である。

IV-9-5 経営学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科は大学院学則第 25 条～第 27 条に定めている修了要件と学位授与に関する事項を『履修ガイド』に掲載して周知している。そして、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを『履修ガイド』に掲載し、周知徹底を図っている。なお、大学院の方針に従い既に教育目標と学位授与方針との整合性を図る観点から、ディプロマ・ポリシーについては、カリキュラム・ポリシーと連動させている。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

人材養成等のための教育課程は、教育研究上の目的及び学位授与方針に沿って編成しており、実施方針及び内容を『履修ガイド』、「シラバス」等に明記している。研究科におけるマネジメント、グローバルビジネスと国際標準化研究の 3 つの領域は、それぞれの課程の特徴を活かした 2 年間教育課程の編成・実施方針として教育・研究対象に焦点を当てることを明示している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

毎月 1 回開催されている研究科委員会で、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性等を検証している。また、大学院委員会での報告、議論も行っている。年度ごとに実施する大学院研修会でも検証を図っている。また、修士論文の質を確保すべく、中間発表には教員と大学院生全員の出席を義務としており、修了試問は、主査と副査による審査制度を廃止し、審査員制度を導入して行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

本研究科では、基礎必須科目群(本研究科のみ)、専門科目群、特殊講義科目群(本研究科のみ)、演習(「研究指導・専攻演習」という科目分野を設け、研究科のマネジメント領域及びグローバルビジネス領域並びに国際標準化研究領域における授業科目を体系的に配置している。授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

上述の 3 つの領域において、歴史、理論、政策、言語の視点から、多様な専門科目を配置している。科目の内訳は、3 科目が経営学研究の基礎科目(必修)、12 科目はマネジメント領域の専門科目、12 科目はグローバルビジネス領域、10 科目が国際標準化研究領域の専門科目となっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

る。加えて4科目の特殊講義科目を設け、実務の最先端の情報を提供できるように構成している。

なお、特殊講義は必要に応じて柔軟に入れ替え、外国人留学生等の特性を考慮して日本の企業研究に重点を置いている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

修士課程における研究指導は毎週1回定期的に行っており、第3セメスターの終了時に中間発表(教員、大学院生全員出席が義務)を公開形式で実施している。提出された修士論文の審査(主査、副査による審査制度を廃止し審査員制度を導入)と修了試問は非公開で行っている。本研究科では、講義、特殊講義、講演会、授業内発表・質疑応答、学会参加、企業参観等の多様な形で授業と研究指導に従事している。大学院生の履修科目は主に所属研究指導の担当教員との相談の上で各自の状況に合わせて履修をさせ、指導を行っている。必須となっている「学術論文の書き方」で取得した知識を活かして修士論文のまとめにリンクしながら進んでいる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科における科目の全ての授業シラバスは本学 Web サイトで公開しており、授業概要、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしている。シラバスには学期ごとにそれぞれ15回分の授業計画を立て、各回の授業で取り扱う内容について明示している。

教員が執筆した者を教務委員と研究科長が再度内容を確認した上で本学 Web サイトにて公開する。教員はシラバスに明記した内容に沿った授業の実施を常に努めている。学期末ごとに、受講生による授業評価のアンケートにはシラバスに基づいて授業が展開されているのかへの項目が設けられ授業の評価等、大学院生の意見や指摘を参考に授業改善に努めている。

(3) 成績評価と単位認定について

受講生の成績の評価及び履修科目の単位認定に関しては、シラバスで明示した通りである。既修得単位の認定については、研究科委員会で適切な作業が行われ、最終的には大学院委員会に報告する。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育成果の検証、教育課程や教育内容・方法の改善については、毎月開催する研究科委員会において検証している。なお、大学院研修会、及び学期末ごとに実施されている受講生による授業評価アンケート、中間発表、修了試問等を総合して教育成果の検証、教育課程や教育内容・方法の改善を図っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学習成果を測定するための評価指標として、授業終了後に行う受講生による授業評価アンケート調査、授業への評価及び各研究指導での交流等、適切に実施している。一貫して、授業評価に

IV. 「教育内容・方法・成果」について

対する当該教員のコメント、研究科長によるチェック及び評価も実施しており、その整合性は十分に取れている。大学院生における取得単位数、合否判定には研究科教務委員及び大学院教務委員会の精査を経て、研究科委員会で十分に検討と審議を行うという手順を踏んで、適切に行っている。教育目標に沿った成果に関しては、授業評価アンケート調査等から測定している。ゼミ合宿、中間発表後の反省会、修了試問後の総括会等で各自における自己評価も行っている。全体的に、学生の自己評価アンケート結果等からは、教員の指導内容及び指導結果は、概ね良好な評価を得ている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準、学位授与手続きについては、本学学位規則に則って厳正に行っている。修了試問審査においても、主査と副査による審査制度を廃止し、審査員による審査制度を導入し、2人の審査委員による審査を経て、その結果を基に当該学生の指導教員を交えて審議を行い、最終結論を研究科委員会に報告する。また、研究科委員会において最終の合否判定を行うプロセスをとっている。なお、修了に必要なとされる履修要件及び取得単位数等についても大学院事務室の協力を得て慎重に確認作業を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科の大学院生は、専門領域の理論を学ぶと同時に、社会科学の本質と方法を理論と政策の両面から、身に付けることができるようになった。また、コースワークとリサーチワークについては、文献研究・実践研究のリサーチ、実践面を主とする演習主体の科目と理論面を主とする講義主体の科目を配し、適切なバランスを取って、国内外学生の要望に十分に定める専門的・学際的教育と研究指導を行っている。さらに、専攻演習での徹底的な指導により、論文の引用に関する精度が上がってきている。なお、査読制度を設けた研究紀要によって研究と教育が直結され、内容の一層の充実が期待できる。最後に本研究科は2015年度より本学産業研究所ともタイアップしながら、学外の著名な研究者及び実務家の方々の研究会に大学院生を参加させるようにしたが、その結果大学院生の視野が広がったと実感している。

改善すべき事項

修士論文の提出が締め切り間際で提出する大学院生が多く、表紙、要旨等の形式的要件の指導不足を回避するためには、大学院事務室の協力が無くして成し得ることはできなかった。今後は、早い段階からその指導までを徹底する。また、論文の質を高めるために、2016年度入学者に対して、第2 Semester 終了後、中間発表を実施する。

3) 将来に向けた発展方策

新宿百人町キャンパス（仮称）への移転に向けて、新しい領域を設定し、同時に教育効果を高めるための様々な取り組みを行う。新しい領域として、観光・ホスピ・エンターテイメント系、職業倫理教育系、アントレプレナー・ITを構想しており、教育効果の高いプログラムを構築す

IV. 「教育内容・方法・成果」について

る必要がある。さらにビジネスマネジメント学群との連携を強化することによって、内部進学者も増やしていきたい。

IV-9-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

修士課程の教育目標は学生に配付する『履修ガイド』で明示し、さらに入学時のオリエンテーションで研究科全体として、日本語教育及び英語教育の専攻ごとに、資料を配付し口頭で説明している。

教育目標と学位授与方針との整合性を確認するために、日々の指導だけでなく、後進の学生への教育効果をも視野に入れて修士論文の中間発表と修了試問を設けている。これらは学生の論文や研究方針が学位授与の適正度を越えたものであることを確認するためのものである。学位審査基準も整備しつつあり、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーだけでなく、修得すべき内容及び達成目標を掲げている。修得すべき学修成果又は修了要件は、入学前から公開されている授業シラバスや入学後に配付する『履修ガイド』においても明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施については、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明示した「履修ガイド」を作成し学生に配付している。このガイドは科目区分、必修・選択の別、単位数等について詳述したものである。さらに入学時の研究科オリエンテーションでも詳細な説明を加えていることはいうまでもない。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

本研究科では独自には行っていない。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

言語教育研究科の理念・目的に合わせて必要な授業科目を開設し、コースワーク形式で体系的な履修ができるよう配慮している。さらに学生の希望、時代や社会の要請に基づき、不断にしてきた。研究科全体として共通科目を設置し、この他日本語教育と英語教育の専攻ごとに専門科目を配置するという重層構造を採っている。科目間の順序性についてはオリエンテーションにおいて示し、体系的な履修となるよう助言している。順次性をより明確にするために2014年度から科目ナンバリングを導入した。また、講義科目に加えて実習、演習科目も設定し、受動的な学修のみ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ならず、参加型の教育も積極的に取り入れ、海外提携校への派遣も行っている。さらに、上述の授業科目に加え、研究指導担当教員が在学学生に対する修士論文等の作成に必要な研究指導も実施している。但し、現在のレベルを維持するのであれば後任人事は急務である。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

言語教育研究科では、人材と研究能力の育成を目指して、授業科目と研究指導の提供に当たって以下のような目標を定めている。

＜コア科目＞言語に関連する問題の多様性を理解し、教育的対応力を高める。

＜専門科目＞多様な言語教育・日本語研究・英語研究の専門性を高める。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

入学後、大学院生は各専攻の担当教員の中から研究指導を受ける教員を選び、2年間にわたり指導を受ける体制を採ってきた。本大学院全体の特徴でもあるが、「研究指導」という授業名の下に、論文指導を毎週のカリキュラムに組み込んでいる。大学院生は研究計画を立てる場合の「ペーサーメーカー」としてこの授業を利用することで、指導教員及び学生間の関係を密にし、指導の効果を上げる大きな駆動力となってきた。また、修了までに「中間発表」という公开发表の場を義務化しているが、これが学生に良い緊張感を与えている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科所属の教員は、授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等で構成する全学共通のシラバスに従い、担当科目のシラバスを作成している。科目担当教員により作成されたシラバスは、履修登録時に e-Campus や本学 Web サイトを通して大学院生に公開され、シラバスに沿った授業運営が行われている。研究科長によるシラバス点検を通して、内容の修正を求める等、研究科としての統一を図っている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価は以下の方式により、個々のシラバスに評価基準を明記した上で厳格に行っている。

試験の結果は、A・B・C・D・Fの段階によって評価し、AからDを合格として単位を付与し、Fを不合格とする。「学業成績通知表」には、A・B・C・D・Fの成績評価を記載する。「学業成績単位修得証明書」にはA・B・C・Dの成績のみを記載する。修士論文は合・否によって評価している。

単位制度の趣旨に基づく単位認定も、授業の内容や時間数に応じて自宅での課題を課す等の適正化を図っている。

他大学院在籍時に修得した既修得単位認定についても適正化を目指してきた。例えば、他大学院の科目を本研究科の科目に読み替える場合、他大学院の単位数の確認だけではなく、その内容を示す書式（成績証明書、科目説明、『履修ガイド』）の提出を義務づけている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

授業内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて専攻会議、毎月の研究科委員会（研究科教授会）、毎学期のFD及び大学院全体の研修会等を開き、研究科全体や専攻ごとに検討する機会を設けている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

大学院生の学修成果を測定するための評価指標には、「2年に1回の大学院全体の大がかりなアンケート調査」、「毎学期に修了生に行われる調査」、「各科目の毎学期の学生による授業評価アンケート調査」の3つがある。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

言語教育研究科において、修了試問を以下の通り実施している。

- ①審査は論文の口頭発表と論文に関連する研究領域について試問の形で行う。
- ②審査委員会は研究科委員会において委嘱された3人以上の教員によって行い、うち1人（研究指導教員）を主査とする。
- ③審査時間は一人につき30分とする。
- ④審査日程・場所は掲示板及びe-Campusにて掲示する。
- ⑤不合格となった場合、再審査は原則として1回までとする。

修士論文の質を維持するため、審査基準の再検討を行った。修士論文の審査は、審査委員の話し合い又は投票で審査結果に至り、客観性・厳格性を保っている。また、学位授与に関しては、審査委員会が審査報告を文書で大学院部長に行ない、これに基づき研究科委員会（3分の2以上の出席により成立）が、授与の可否を出席者の4分の3以上の賛成により決定する。その後大学院部長が学長に報告し、学長が学位を授与する。授与は本学学位規則に規定している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育目標及び教育課程の編成について、アンケート調査等を見る限り特段の問題は出ていない。

教育課程については、この6年ほど日本語教育専攻を中心に少しずつ変更を加えた成果が現われ、その教育効果は上がっている。反面、特に現職教員である大学院生の数が激減したことは、社会的要請に即したカリキュラムと呼べるか今後の検証が必要であることを示している。ただし、アンケート調査では、言語教育研究科在学及び修了生の大半からは満足との回答を得ている。

改善すべき事項

授業は主に、日本語教育専攻は四谷キャンパス（2015年9月以降、千駄ヶ谷）、英語教育専攻は町田キャンパスで行っているため、両専攻の大学院生が互いの専攻科目を履修する機会の減少に影響している。共通科目はほとんど四谷キャンパスで開講しているため、英語教育専攻生は時間割を工面して専門科目と共通科目を同日に町田キャンパスと四谷キャンパスで受講する必要がある。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

あるが、大きな問題になっていないのは英語教育の大学院生が少ないからである。

一方、言語教育の大半の学生が2年間での修士課程修了を目標としているため、長期的な視点から授業以外での訓練の場を想定することが困難である。

教育内容については、日本語教育専攻の個々の担当科目の中には、クラスサイズの大きさを是正する必要性が出てきている。このことは、いわば「進んでいる」学生と「遅れている」学生との差が年々拡大する傾向にあることを示しており、この対策が急務である。

3) 将来に向けた発展方策

修了要件・学位授与方針については、大学院生の更なる勉学・研究を奨励するため今後、一部変更を検討している。

教育内容については、受講生の経験や能力の差が顕著な授業では、工夫が必要である。

また、特に日本語教育専攻においては、ある時期を境として現職教員の応募が激減し、外国人留学生の占める割合が大きくなった。教員評価制度導入等が原因と考えられるが、外国人留学生の増大が顕著となった時期を特定し、カリキュラムを早急に見直す必要がある。

IV-9-7 心理学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科の教育目標は、本学 Web サイト及び『大学院案内』並びに『履修ガイド』に明示している。さらに入学時の研究科オリエンテーションで『履修ガイド』を参照し、口頭で説明している。教育目標と学位授与方針との整合性については、修士論文中間発表（2年次春学期末）及び修了試問を通して、学生の論文や研究全体が学位授与に相応しいかどうか検証している。修得すべき学修成果は、学期初めに公開する授業シラバスや『履修ガイド』において明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

これらについては学生配付の『大学院案内』、『履修ガイド』に明示し、また入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。併せて臨床心理士、専門健康心理士の受験資格を得るために必要となる科目群についても明示し、具体的に説明している。

(4) 教育目標等の適切性の検証について

『履修ガイド』に現行のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明示する過程では、原則月1回実施している研究科委員会で審議し、確定した。何らかの問題点がみられた場合には、変更について研究科委員会で審議を行い、責任主体である大学院委員会に諮る手続きをとることで合意を得ている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

臨床心理学、健康心理学の2専攻はそれぞれ臨床心理士、専門健康心理士の受験資格を満たす科目を不足なく設置している。順次性についてはオリエンテーションにおいて教示し、体系的な履修となるよう指示している。また、両専攻の授業科目を可能な限りオープンにし、関連領域の幅広い知識を得られるよう配慮している。

臨床心理学専攻では、資格取得のための試験の合格率を上げるため受験対策として特別講義等を設定している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

原則として資格認定機関の要請に基づく科目配置をした教育課程の編成・実施方針としている。

健康心理学専攻では、学士教育段階で心理学の基礎知識を得る機会の少なかった社会人等の学生の強化及び学士課程の学生の大学院教育への興味関心喚起を念頭に、2013年度から入門的な授業を1コマ設置した。また、社会人学生の入学拡大を図ったコーチング関連のサーティフィケーションプログラムを検討している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

各教員が毎週、研究指導を行うとともに、2年次春学期末に修士論文中間発表を設定している。

また、2015年度からは健康心理学専攻では、秋学期末の2年次修了試問の際に1年次生のプレ試問を同時開催している。修士論文完成に向けたプロセスを明確にし、主査以外の専任教員からのコメントも得ることで、修士論文完成への道のりを確実にすることを目指している。健康心理学専攻では中間発表、修了試問とも公開とし、後続学生の研究意欲を高めることを目指している。臨床心理学専攻では修士論文の最終審査は非公開であるが、審査後に公聴会を行い、後続の大学院生の意欲喚起を図っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学の方針に沿ってシラバスを作成しており、研究科長によるシラバス点検も行って、必要に応じて加除修正を求めている。

(3) 成績評価と単位認定について

各授業科目についてシラバスに成績評価の基準を明示し、それに従って評価している。

また、評価の厳格性を強めている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

各領域の特殊性を尊重し、教育内容・方法の研修は実施していない。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

現状では学修成果のアセスメントは、研究指導を含む各授業の担当者に任せている。しかし、リサーチワークに関しては、中間発表、修了試問時等、折あるごとに主査以外の教員も積極的にコメントをするよう心がけており、学生にも他の教員の意見を聴くことを推奨している。具体的な評価指標については今後の検討課題としたい。

臨床心理学専攻では、修了後に即実践可能な臨床心理士の育成を目指しているため臨床心理実習の授業を核に事例に対するグループスーパービジョンの他、各教員が全ての大学院生に臨床心理士としての心構え等についても個別に指導を行っている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準については、『履修ガイド』に各専攻別のディプロマ・ポリシーを明記している。

学位授与基準、学位授与手続き及び学位審査並びに修了認定の客観性・厳格性の確保に関しては、修士論文の質の検証をはじめ、修了要件単位や授業の出席・試験等の実施等、総合的かつ適切に修了判定の審議を行っている。修士論文の質を担保するため、審査基準の再検討を行った。また、修士論文の審査は、審査委員の話し合い又は投票で審査結果の決定を行っているため、客観性及び厳格性を担保している。学位審査の修了試問は非公開であるが、その後に公開で発表会を行っている。

なお、健康心理学専攻では2012年度から修了試問についても公開としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

授業科目の体系的配置及びコースワークとリサーチワークのバランスについても適当であり確実に効果を上げている。臨床心理学専攻では学内外での実習を他大学の追随を許さない程綿密に実施しており、大きな学修効果を上げている。健康心理学専攻は、我が国で数少ない専攻として独自性があり、社会から認知されてきている。

改善すべき事項

学士課程の健康福祉学群健康科学専修の学生には大学院志望者が毎年少なからずおり、人間科学専攻から心理学研究科への改変により体育の専修免許取得が不可となったこともあり、他の大学院へ進学する者が複数いる。このニーズを活かすための改編について検討が必要ではないかと考える。

3) 将来に向けた発展方策

心理職国家資格に向けた具体案が提示された後には、本学の強みをどのように活かすか検討した上で、魅力ある人材育成に向けたディプロマ・ポリシーを樹立することを目指すべきである。

V. 「学生の受け入れ」について

V. 「学生の受け入れ」について

V-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

[学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)]

学士課程及び大学院の学生の受入方針 (アドミッション・ポリシー) を次の通り定め、『学生募集要項』及び本学 Web サイトで明示し、受験生を含む社会一般に公表している。

学士課程

桜美林大学の建学の理念「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、人間として幅広い教養を身につける、あるいは高度な専門性を追求するという教育目標に応え、「自分探し」、「自分づくり」を目指す人が本学に相応しい人物、特に、積極的に学ぶ意欲と能力を有している人物、また学業・技術・文化・芸術・スポーツの分野で実績のある人物が望ましく、さらに本学での学習を通してこれからの社会で通用する実力を身につけ、将来それぞれの分野で活躍したいという強い意志と意欲を持つ人物を募集します。

大学院

桜美林大学の建学の理念「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、各研究科の特徴に沿って、専門及び実践を通して学問及び社会への貢献を目指す人物を募集します。

大学の「ユニバーサル化」や障がい者を取りまく環境の改善（「障害者権利条約」批准にはじまり「障害者差別撤廃法」施行に至るまでの法整備）等によって、近年、各大学とも障がいのある学生の数が急増している。文部科学省からも可能な限り「合理的配慮」をするよう要請されているが、本学では、他大学に先立ち 2013 年度より、学長以下教育組織の長を構成員とした「障がいのある学生の受入・修学支援検討委員会」を設置し、障がいのある学生に全学的・組織的に対応してきた。

ここ数年では、発達障がい等メンタル面に問題を持つ学生が急増し、その対応の仕方も多様かつ個別的なものとなり、引き続き全学的な協力が必要であると同時に、専門家の指導・協力も一層必要となっている。本学としては、当面、増加する様々な障がいのある受験生に対し、受験前から提供可能な学内の支援制度についての理解を図る一方、入学後、合理的配慮が適正に行えるよう更なる整備を進めていく方針である。

(2) 学生募集及び入学者選抜について

2016 年度（2017 年度入学者選抜）の学生募集・入学者選抜は、「桜美林大学入学者選抜運営規程」及びアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）等に基づいて実施した。

選抜方式は、AO入学者選抜（AO入学者特別選抜含む）、推薦入学者選抜（指定校含む）、一般入学者選抜、大学入試センター試験利用入学者選抜、留学生入学者特別選抜、社会人入学者特別選抜、編入学者選抜の 7 つの選抜を用いて、本学の教育を受けるための能力・適性等を各選抜

V. 「学生の受け入れ」について

の特性に応じて適切に判定している。

入学者選抜の透明性については、「桜美林大学入学者選抜運営規程」に基づきその実施を行っている。学士課程は入学者選抜代表者会議、大学院は大学院入試戦略委員会において、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法・期日・出題科目、学生募集の方法・内容等に関する検証と審議を定期的に行っており、さらに入学者選抜の実施ごとに同会議を経て適切に判定している。

なお、2016年度（2017年度入学者選抜）の入試結果は以下の通りである。

2016年4月入学者選抜は、学士課程が総志願者数 10,269人（対前年度比 124.1%）、入学者数は 2,151人（入学定員 2,130人）、博士前期・後期課程及び修士課程は総志願者数 160人（対前年度比 116.7%）、入学者数は 89人（入学定員 213人）。

（3）適切な定員の設定による学生の受け入れ、在籍学生数の収容定員に基づく管理について

学士課程における 2017年度の入学定員に対する入学者数比率（入学定員超過率。秋学期入学者は次年度の入学者として計算）は、下記の通りである。

リベラルアーツ学群 1.01、芸術文化学群 0.96、ビジネスマネジメント学群 1.00、健康福祉学群 1.06、グローバル・コミュニケーション学群 1.02、学士課程全体で 1.00。

また、過去4年（2014年度～2017年度。以下、この項において同じ）の平均入学定員超過率は、リベラルアーツ学群 1.19、芸術文化学群 1.08、ビジネスマネジメント学群 1.12、健康福祉学群 1.13、グローバル・コミュニケーション学群 1.08（2016年度～2017年度）、学士課程全体で 1.11。

学士課程における 2017年度の収容定員に対する充足率は、リベラルアーツ学群 1.12、芸術文化学群 1.05、ビジネスマネジメント学群 1.13（ビジネスマネジメント学類 1.13、アビエーションマネジメント学類 1.13）、健康福祉学群 1.12、グローバル・コミュニケーション学群 1.08、学士課程全体で 1.10。

修士課程・博士前期課程の 2017年度の収容定員充足率は、国際学研究科 0.50、老年学研究科 0.76、大学アドミニストレーション研究科（通学課程）0.28、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）0.93、経営学研究科 1.08、言語教育研究科 0.39、心理学研究科 0.69、修士課程・博士前期課程全体で 0.62。

博士後期課程の 2017年度の収容定員超過率は、国際学研究科 0.57、老年学研究科 3.33、博士後期課程全体で 1.95。

学士課程においては、入学定員超過率・収容定員超過率ともに、全ての学群・学類で 1.00 を超えているが、本学では大学設置基準で定める必要専任教員数・必要校地面積・必要校舎面積を大幅に上回っているため、教育の質は維持できている。しかしながら、高大接続改革や大学の質的転換の観点からは、学生数を定員に基づいて適正に管理することにより、教員一人当たりの学生数等の教育条件を維持・向上させることが求められる。そういう意味では、今後は定員管理の厳格化に取り組む必要がある。

一方、研究科においては、一部の研究科を除き、ほとんどの研究科で定員未充足の状況にあり、本学の学士課程との連携等をはじめ、抜本的な改革・改善が望まれる。

V. 「学生の受け入れ」について

(4) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜の実施の検証について

本学には、入学者選抜を公平かつ円滑に運営するため、学士課程に入学者選抜代表者会議、大学院に大学院入試戦略委員会を置いている。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第3条第1項）

入学者選抜代表者会議及び大学院入試戦略委員会では、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法・期日・出題科目、学生募集の方法・内容等に関する検証と審議が定期的に行われている。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第5条）

これらの委員会における検証の結果や改善方策等は、担当副学長等から学長に報告され、学長が最終決定しており、検証プロセスも適切に機能している。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第5条）

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2013年5月より、学生募集活動の強化をするため学長直轄の「入試広報戦略委員会」を発足しており、学生募集広報に関する分析・検討が定期的に行い、募集及び選抜方式等の改善を適宜行ってきた。この結果として、2014年度に総志願者数が増加に転じ、2015年度の総志願者数は8,273人（対前年度比110.9%増）、2016年度は10,269人（対前年比124.1%）となり、一定の成果が出始めている。

障がいのある学生の受け入れ方針にあたっては、2016年度は、「障がいのある学生の入学前までのプロセスを整備」、「障がいのある学生の修学支援に必要な情報を学内で共有」の二点を継続して行った。

受験前相談から合否判定、入学に至るまでのプロセス及び教職員間の情報共有の仕組みを確立し、基本的な支援体制を整備した。

また、精神疾患等をかかえる学生へのメンタルヘルス対策として保健衛生支援室、学生相談室、医療機関との連携を密にしたことで、悩みや不安の軽減や緩和のサポート体制を整備することができた。

改善すべき事項

学士課程においては、入学定員に対する入学者数比率が1.00を割ってはいないものの、志願者の増加はまだまだ安定しているとは言えない。18歳人口の減少に伴い、今後ますます受験者及び入学者の確保に苦戦を強いられることが想定されることから、全学が一丸となって志願者の増加を図るための広報活動に取り組むことが望まれる。

また、大学院においては、各研究科が公開講座、公開授業、セミナーを実施する等、学生募集活動に努めているにもかかわらず、定員は未充足の状況にある。定員充足に向けての継続的な努力と新たな取り組みを行うことが望まれる。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（2014年12月）、「高大接続改革実行プラン」（2015年1月）、「高大接続システム改革会議」（2015年3月～2016年3月）を受けて、新しい時代に相応しい高大接続の実現に向けて、3つの方針を設定し、学力の3要素を測るために大学の入学者

V. 「学生の受け入れ」について

選抜の評価基準をより明確に示す必要があることが提言されている。

入試事務室を中心に、2016年度末までに3つの方針の一つである、アドミッション・ポリシーを設定し、さらに受験生に分かりやすく公表する準備を進めている。

一方で、各選抜の評価ポイントについては、より明確な評価方法を示す必要があると考え、2020年度を目途に高大接続改革の方針に沿った入試改革と並行して改善を行う予定にしている。

障がいのある学生の受け入れ方針に関しては、ハード面については、障がいのある学生の要望もきめ細かく確認していることで、建物の構造上、対応不能なものを除き整備はほぼ完了している。一方で、ソフト面において現在の予算枠や配置人員では、標準レベルの支援内容に達しておらず、他大学と比べても十分な体制とは言えない状況にある。

今後より一層の改善が必要な事項としては、発達障がいのある学生への対応、視覚障がいのある学生に対するノートテイクやPCテイクのサポート体制の構築、障がいのある学生に必要とされるコミュニティづくりである。

3) 将来に向けた発展方策

「高大接続システム改革会議」（2015年3月～2016年3月）を受けて、今後の入学者選抜においては知識・技能の習得だけでなく、その知識を活用する力や、主体的に学ぶ力を含めた「確かな学力」を、多面的・総合的に評価していこうとしている。

「大学入学共通テスト（仮称）」（2020年度導入予定）は、現行の大学入試センター試験に替わる共通テストの位置づけであることから、我が国の大学入学者選抜制度に極めて大きな影響を及ぼすことが予測される。

「大学入学共通テスト（仮称）」は、従来の知識・技能の習得としての教科型試験だけではなく、得た知識を活用する力として、大学段階で必要とされる思考力・判断力・表現力等をより重視して評価するようなテストの実現を目指している。加えて、英語については、4技能評価への転換が示されており、外部試験の活用が濃厚である。

これらの動向や、今後、文部科学省から公表される個別大学における大学入学者選抜改革の方針みて、2020年度に向けた全学的な入試改革の検討、準備を進める必要があると考える。

また、特に学士課程においては、2つの学群において収容定員増や学群の特性に合わせたキャンパスの機能分化が計画されていることから、学生募集広報活動については、全学的な協力体制を整備しつつ展開していく予定である。

障がいのある学生の受け入れ方針に関しては、2016年4月から障害者基本法の施行に伴い、障がいのある学生の高等教育機関への進学者数の更なる増加が見込まれる。そこで「改善すべき事項」に挙げている通り、障がいのある学生支援のソフト面に関するサービスの拡充が求められることから、この部分の整備強化こそ本学が取り組むべき課題となる。また、発達障がいのある学生の増加も勘案すると、障がいのある学生を総合的に支援する機能を持ち、専門の職員が常駐する「センター」の立ち上げの検討が必要である。

V-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

リベラルアーツ学群のアドミッション・ポリシーは、本学のアドミッション・ポリシーと、本学群の教育目標及び理念を踏まえて以下のように定め、『学生募集要項』及び本学 Web サイトを用いて公開している。このアドミッション・ポリシーが、本学群が受け入れる学生像を明示し、入学時に修得しておくべき知識や能力等を明らかにするものである。

「本学群は、人間として社会で生きるために必要な幅広い知識と深い洞察力を身に付けた学生の育成を目指します。この方針から、以下の資質を持つ学生が望まれます。①自ら進んで学ぶ強い意欲と自立心を有すること、②広い分野の基礎的学力を有するとともに専門分野への強い関心を有すること、③新しい分野への探求心と新たな体験へ挑戦する意欲を有すること、④本学の建学の精神を理解し、他者に奉仕し、共に向上する意欲を有すること。」

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

AO入学者選抜における課題図書の設定が、リベラルアーツ学群における同入学者選抜の一つの特徴となっている。AO入学者選抜の場合、学力を教場試験で問うことはできないため、面接において、読解力、理解力、論理的展開等を測るために課題図書を導入した。課題図書の選定においては、本学群教員の意見を広く問いつつ、入試委員会で決定した後学群教授会で承認している。

一般入学者選抜については、数学・理科において記述式の設定を含めた学群独自の問題を作成している。具体的に、どのような効果が上がるかは、今後の検証を待ちたい。また、一般入学者選抜における他の科目の作問においても、本学群教員の関わりをより深めることで、本学群の特徴を反映した問題の作成に努めている。

入学者選抜における透明性は確実に保証されている。面接を行った場合、その採点は必ず2人の教員が行い、学群調整会議では面接担当教員が参加して判定を行っている。また、可能な限りで採点の数値化を行い、過去の合格点を参照しつつ、年度によって異なる基準で合否が決定されないよう努めている。さらに、学群調整会議での結果は、副学長（企画・国際・入試担当）、教育組織の長、入試事務室の教職員をメンバーとする入学者選抜代表者会議にて、全学規模で判定し決定する。従って、判定に不透明さ、不公平さが含まれる可能性は皆無に等しい。最後に、受験生の問い合わせに対しては、合格・不合格に対する説明内容も準備し、透明性を確保している。

改善すべき事項

本学は他大学に比べてAO入学者選抜の比率が比較的高く、リベラルアーツ学群においても、開設以来、同入学者選抜による入学者数が多い状況となっている。しかし、最近の中高生における一般的な学力低下を背景に、社会的な動向として、AO入学者選抜に関する様々な問題点が指摘されている。本学群としても、AO入学者選抜、推薦入学者選抜、一般入学者選抜、大学入試

V. 「学生の受け入れ」について

センター試験利用入学者選抜といった、各種の入試における入学者数のバランスを再度検討しているところである。

また、リベラルアーツ学群の教育の特徴である「Late Specialization」は、入学後の学修を通して専門を決めていくことであるが、これが一部の受験生からみると、「大学で何を学ぶか全くわからないだけでなく、大学で学ぶという意識そのものがなくても、とりあえず入学できる学群」と捉えられてしまう可能性がある。無論、入学後の教育や学修指導において、上記の問題は改善できるのであるが、学生を受け入れる時点で、リベラルアーツ教育が学生の自主性を要求するハードルの高いものであることを周知徹底する必要があるかもしれない。

3) 将来に向けた発展方策

リベラルアーツ学群は、その名称自体がまだ社会的に広く認知されていないため、学生募集においても、「リベラルアーツ教育」の説明に力を入れている。「幅広い知識に基づく高度な専門性」、「入学後に学びながら決めていく専門分野」といった学群教育の特徴を、いかに分かりやすく具体的な形で受験生に伝えていくか、オープンキャンパスや高校訪問をはじめとする広報活動において、本学群教員は無論のこと、職員も一体となって本学群の広報を進めていきたい。その際には、リベラルアーツ教育の成果として、卒業生の進路や活動を正しく把握して情報を提供することも重要となるであろう。

V-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

芸術文化学群の学生の受け入れ方針はアドミッション・ポリシーに明示している。即ち「演劇、音楽、造形デザイン、映画等、諸文化の多様な価値をとらえることに興味を持ち、理論と実践を学んで幅広く社会に貢献するとともに、国際人として活躍できる人物を求めます」という方針が学生の受け入れにあたっての考え方である。また、各専修別に修得しておくべき知識についても詳しく記載しており、本学 Web サイトの「入試情報」だけでなく、『学生募集要項』等の印刷物によって受験生、保護者、高校等社会一般に公表するとともに、オープンキャンパス、受験生への説明会等でも常に周知している。

本学群の入学者選抜は「AO入学者選抜」「公募制推薦入学者選抜」「指定校制推薦入学者選抜」「留学生入学者特別選抜」「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」等、様々な方式を採用している。専修別に行われる実技・面接試験の内容は、当該専修で学ぶために必要な技能等の水準を表している。

なお、障がいのある学生については、全学的なレベルで連携しつつ、可能な限り受け入れていく方針である。

V. 「学生の受け入れ」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

オープンキャンパスでは教員が役割分担しながら、ガイダンス、ワークショップ、模擬授業、個別相談を行っている。在學生も「桜インターン」としてキャンパス・ツアーや学生生活相談等で主体的な活動を行い、ほぼ本学群教員全身体制で参加者にきめ細かい対応をしている。オープンキャンパスへは複数回参加する受験生も少なくなく、また、この場合は受験に結びつく割合が高く、オープンキャンパスの役割は大きい。

従って入学にあたり、本学群では何を学び、何を目指すのか、また、入学にあたり修得しておくべき知識等について、印刷物や本学 Web サイトの情報、オープンキャンパスでの面談で受験生に周知できていると思われる。

2017 年度入試では、特に一般入学者選抜の受験者が増えた。これは上位大学が入学定員を遵守したためで、一時的なものと考えられる。また、芸術文化学群は入学定員の 1.0 倍が入学者の目標であり、2017 年度入学生は 5 月 1 日現在 241 人と、2016 年度 284 人より減少した。その分、倍率も上昇し、本学群の目指す方法に沿った入学者を多く迎えることができた。

改善すべき事項

受験生に対し、「入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準」を周知していたとしても、実際に入学する者の知識等の内容が十分で、水準に達しているとは必ずしも言えない。従って、入学前に合格者に対し学習課題を課す等の事前学習、あるいは初年次教育において不足分を補う等の改善策が必要である。

また、「国際人として活躍できる人物を求める」という点についても、十分浸透しているとは言えない。本学群のグローバルアウトリーチプログラム、海外短期研修等をさらに充実させ、本学群は国際人として活躍できる人物を目指すという意識を植え付けたい。

一般入学者選抜において、演劇以外は実技試験を廃止し、実技以外の力を評価する方法を実践しているが、アドミッション・ポリシーに「諸文化の多様な価値をとらえることに興味を持ち」とあるように、多様な人材を集める入試方法の模索が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

2018 年度入試では、本学群の入学定員が 250 人から 400 人に増える予定である。まず何よりも重要なことは入学者の確保である。各種調査からも本学群の認知度はまだまだ低く、更なる広報活動を展開する必要がある。

収容定員の増加にあたっては、専修の再編、カリキュラムの増補、教員の増加が行われるのであり、それを十分にアピールするために、『「大学案内」とは別に、芸術文化学群独自の案内パンフレットを作成する。

また、入試方法も、多様な人材を受け入れるべく、新たに全ての専修に小論文型の入試を実施し、さらに、応募の際提出する「活動履歴書」も芸術文化学群独自のものを用意し、受験者の活動歴を細かく把握するよう努める。

V-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

本学の建学の理念である「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、人間として幅広い教養を身に付け、かつ高度な専門性を追求する、という教育目標に込められる前向きな人物を受け入れの方針として定めている。そうした中で、ビジネスマネジメント学群は、特に国際社会に必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想し、問題解決を行える、新しい経営マインドを備えた職業人を養成するという観点から、それぞれの選抜方法において応募基準を公表している。また、面接等においては、企業や各種機関等で活躍できる人材を社会に送り出すという観点から、就職できる資質と姿勢の育成に対応できる基礎力を求めている。これらはアドミッション・ポリシーとして各種広報誌等を介して広く社会に公表している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

就職して社会に貢献するという問題意識の高い志願者が増えてきている。その意味では進路意識、学びの意識の高い志願者に注目されているということが出来る。中には既に希望する業界や職種を持っている志願者も多い。こうした就職意識の高い志願者が増えていることは評価に値する。

改善すべき事項

AO入学者選抜、公募制推薦入学者選抜、指定校制推薦入学者選抜の入学者の中には、高等学校側の評価に反して基礎学力の不確かな学生の入学が見受けられる。これは就職活動にも大きく影響するので、早い段階での回復支援が必要であるが、志願学生の自己認識と自主的対応が求められる。そのためには入学前教育と初年次教育の活用が課題となる。

なお、入学前から希望する業界や職種を強く意識している学生については視野が狭くなる傾向があるのでこの点を改善する指導が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

地域性において入学者の出身は神奈川県、東京都が多くを占めている。新宿百人町キャンパス（仮称）への移転を念頭に千葉県、埼玉県の高専学校に対して積極的な広報が必要と言える。

グローバル化が急速に進展している現状から、世界各国からの外国人留学生を受け入れることは日本の学生にとっても高い意義を持つ。中国以外の国からの外国人留学生の志願者増を検討したい。

V-6 グローバル・コミュニケーション学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

本学群では、基礎となる高度な外国語運用能力を修得する。その上で、直面する問題や課題に対し、多角的な視野と知識を下に思考と分析を行い「実行可能な解決策を提示できる人材」、具体的かつ論理的に説明・説得するための「高いコミュニケーション能力を持つ人材」、コミュニティにおいて中核的な存在として「課題解決に向けてリーダーシップを発揮する人材」を育成する。

本学群では、この教育の考えに共感し、本学群での学修や経験を通して、成長を望む人たちを国や地域を問わず求める。また、ここでの学びをはじめようとする人たちには、以下の素養を身に付けておくことを求め、各選抜において、その素質を図る。

- ①高等学校までに身に付けておくべき基礎学力を有する者（特に外国語運用能力）
- ②自ら進んで学ぶ強い意欲と自立心を有する者
- ③世界の国や地域、及び自国に対して強い関心を有する者
- ④グローバルな社会において積極的に学修や経験に挑戦する意欲を有する者
- ⑤建学の理念を理解し、他者に奉仕し、ともに向上する意欲を有する者

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群のアドミッションの特徴は、次の通りである。

①AO入学者選抜の場合、面接において、5分程度の外国語による質疑応答を導入した。面接の際の採点は必ず2人の教員が行い、その直後の調整会議では面接担当教員が参加して判定を行っている。入学者選抜における透明性は明らかに保証されている。一般入学者選抜については、本学群は独自の問題を作成していなかったが、必要性について今後の検証を待ちたい。

②AO入学者選抜合格者を対象に、入学の3か月前にウェルカム・ガイダンスを実施、かつネットワーク環境が整っていく中で、オンラインコンテンツを利用して自律学習の課題を課して勉学の意欲を高め、大学での学びに備えさせている。

③国民の祝日に通常授業を行う場合は、高等学校教員や高校生及びその保護者に対して英語で開講している語学科目や専攻科目を開放している。模擬授業と違って「ナマ」の授業が体験できるのは本学群独自の取り組みである。

改善すべき事項

本学群設置の初年度においては、AO入学者選抜の比率が比較的に高い。しかし、学力の不足や学習モチベーションの低さが散見され、AO入学者選抜に関する様々な問題点が指摘されている。今後はAO入学者選抜、公募制推薦入学者選抜、指定校制推薦入学者選抜、一般入学者選抜、大学入試センター試験利用入学者選抜といった各入試における入学者数のバランスを検討していく。

また、前述「IV. 「教育内容・方法・成果」について 2) 点検・評価 改善すべき事項」の通

V. 「学生の受け入れ」について

り、英語特別専修に学生が集中しているため、バランスを是正し、中国語特別専修、日本語特別専修の学生をより多く受け入れなければならない。日本語教育に関しては、日本語文化学院（留学生別科）との連携も視野に検討していく。

3) 将来に向けた発展方策

本学群は英語をはじめとするコミュニケーション能力・批判的思考・異文化理解・自律学習といった教育の特徴を分かりやすく受験生に伝えていきたい。今後はオープンキャンパスや高校訪問をはじめとする広報活動において、本学群教員は無論のこと、職員も一体となって本学群の広報を進めていきたい。グローバル化が急速に進展している現状からして、世界各国からの外国人留学生をもっと多く受け入れ、東南アジアや欧米からの外国人留学生の志願者増の仕組みの構築も検討していく。

V-7-1 大学院

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

アドミッション・ポリシーを含むいわゆる「三つの方針」については、2017年度からの公表義務化に備えて、その周知体制準備の徹底を図った。また既に、研究科及び専攻ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、『大学院案内』、『学生募集要項』、本学 Web サイト等に掲載し周知を図っている。アドミッション・ポリシーには、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の先行学習についても明記している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入学者選抜（学内入学者選抜を含む）を年4回実施している。また、2013年度より大学アドミニストレーション専攻及び大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）では、ローリングアドミッションを導入し好評を得ている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに則って厳正かつ適正に実施している。

各研究科がアドミッション・ポリシーを制定し、それを『大学院案内』、『学生募集要項』及び本学 Web サイトに明記することで、求める学生像と各研究科の教育目的との関連づけを明確にしている。

改善すべき事項

2013年度より大学アドミニストレーション専攻を除き教育カリキュラムの大幅な見直しを行った。今後、この改革に関する検証と、更なるカリキュラムの充実を図る必要がある。

現時点で、入学定員を満たしていない研究科及び専攻については、受験者数を増やすために、それぞれの分野での社会の動向やニーズを十分に精査し、本学が有するリソースを最大限に活用

V. 「学生の受け入れ」について

して、志願者にとって魅力的な教育課程を構築する必要がある。受験者数が多ければ、入試の競争性が増し、ひいては優秀な学生をこの中から選抜できるという可能性が広がる。社会的ニーズに即した研究科・専攻の枠組みとなっているか、あるいは研究科という垣根を越えた抜本的なカリキュラム改編が望ましいのかを考える。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラムの見直しをすることで、本学の学士課程との連携の強化を図り、学士課程の優秀な学生や卒業生（早期卒業者を含む）が一人でも多く大学院進学を志すような組織と教育環境を作る。

2013年度内に大学院における科目ナンバリングを整え、学士課程からの体系的な科目配置を整えた。さらに、「大学・大学院連携」による早期履修の運用を2014年度から開始しており、この制度を利用して進学した学生は2年間で2人となっている。

また、一般社会人のうち定年退職者等も視野に入れて、社会人学生を確保するための公開講座の設定、履修証明制度の活用、大学院の研究成果を地域社会に還元するためのプログラム等（経営学研究科のビジネス戦略講座、心理学研究科の公開講座等）を継続的に行っていく。現職社会人の場合は、週末、連休、夏期休暇・年末年始休暇を活用した集中講義を組み合わせたプログラムが適している可能性がある。

その他、学士課程（4年）と修士課程（1年）を合わせた5年課程、学士入学（2年）と修士課程（1年）を合わせた3年課程、地域の社会人、公務員等に対応した魅力ある教育プログラム、通信教育課程の制度上の弾力性を活かした新たな形態の履修プログラム等、様々なニーズを掘り起こし、その可能性を探っていきたい。大学院国際化の観点からは、委託研究生制度を活用し、交換留学の大学院版も視野に入れた検討を進めている。現在、外国人留学生の大半を占めているのが中国人学生であるが、今後は台湾、蒙古、東南アジア諸国にまで対象を広げ、優秀な学生を受け入れるための基盤づくりを進める。今後、国内のみならず国外に在住する受講生が学べるような遠隔教育についても導入を検討する余地がある。

V-7-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

大学院説明会での説明や、本学 Web サイト、『大学院案内』『学生募集要項』『履修ガイド』等で明示している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学生の受け入れ方針に基づき、入試戦略委員会を中心として、一般学生、外国人留学生、社会人等に分けた入学者選抜を公正・適切に実施している。

V. 「学生の受け入れ」について

受け入れ方法等については、大学院入試戦略委員会を中心に検証している。各専攻でも定員未充足の解消に向けた対応について検討を進めている。

改善すべき事項

各専攻での定員未充足については、魅力ある教育課程の編成をはじめとした種々の対応を検討する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

広報活動をはじめ授業料の減免や奨学金の充実等、教育内容以外の大学院生支援の方途を模索する必要がある。

V-7-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

老年学研究科では、『大学院案内』において、アドミッション・ポリシーにより、学生の受け入れ方針を明示し公表している。入学後に学修のみならず研究を適切に行うことができる学生を受け入れることが必要である。同時に、入学希望者は社会人や外国人留学生等多様な専門や背景を有しているため、これら希望者を広く受け入れることも必要となっている。以上のような理由から、入学前の水準の確保と受け入れ学生の多様性との両立が現在の課題となっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入試説明会に加えて年2回の公開講座開催時に説明会を行っており、学生の受け入れに効果が上がっている。さらに、入試説明会と公開講座の説明には、原則全教員が参加することとしており、可能な限り個別の相談に応じられるようにしている。

高齢者施設のスタッフ向けの独自の大学院説明会を開催している。

改善すべき事項

学生募集には、在学生、修了生の協力も得られるような体制づくりが必要である。教員も様々な機会に本研究科の案内を可能な限り行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

国内外の大学院と連携し、ダブル・ディグリーのコース設置も将来の発展方策の一つと考えられる。博士前期・後期一貫制コースも設置したが、その活用も検討されるべきである。高齢者に関連した施設・職能の全国・地方組織等と推薦入試の協定を結び、現場の職員のリカレント教育の一環として大学院教育を位置づけてもらえるよう働きかける。

V-7-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

通学課程、通信教育課程の両研究科で、『学生募集要項』や本学サイトにおいて以下のアドミッション・ポリシーを記載し、学生の受け入れ方針を明示している。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・関連政府機関・関係企業の従事者、大卒進学者、留学生等で上記の関心・意識を持つ方

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・国及び地方の政府機関・教育関係企業の従事者で上記の関心・意識を持つ方

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科の「養成する人材像」に掲げる大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の資質を有する学生が入学し、入学した学生については、有職者が主体にも関わらず、高い修了率を達成している。

改善すべき事項

本プログラムに相応しい学生の受け入れが、規模においても実現する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2014年度からの新カリキュラムのメリットを十分に伝えるリクルートを展開することによって、本プログラムに相応しい学生の受け入れが、規模においても実現することが見込まれる。また、2014年度入学者選抜からローリングアドミッションを実施しており、志願者の都合に応じた柔軟な試験日時の設定や長期間の出願受付が可能となったことで、より多くの本プログラムに相応しい学生の受け入れが可能となっている。さらに、大学の教職員の組織的研修即ちSDが2017年度から義務化されることとなり、本研究科にとって新たな展望が開けるものと思われる。このチャンス積極的に活かしていきたい。

V-7-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

学生の受け入れについては、『学生募集要項』、『大学院案内』、本学 Web サイトに掲載することにより周知を図っていると同時に、大学院入試説明会及び毎学期のオリエンテーションでも十分説明を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

外国人留学生が大多数を占めている本研究科では、中国の提携大学における入試説明会、提携大学推薦入試及び公開講座、年4回の大学院入試と入試説明会等を実施している。アドミッション・ポリシーに則って厳正かつ適正に実施し、求める学生像と研究科の教育目的との関連づけを明確にしている。

改善すべき事項

開設以降、本研究科において入学定員割れは生じていない。ただし、中国からの外国人留学生が多数を占めている現状から、学修の効果と質の高い修士論文を完成し得る大学院生を受け入れるための学生募集方法及び入試方法に更なる工夫が必要である。特に中国以外の国々からの大学院生の受け入れに力を注ぐ必要がある。特にビジネスマネジメント学群の学生を本研究科に志願させるための方策を考える必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

現在定員割れは生じていないが、中国からの外国人留学生が多数を占めているので、積極的に本学のビジネスマネジメント学群生等を中心とする学士課程との連携を図る必要性を感じている。

優秀な学生や早期卒業生を含む本学卒業生の確保及び社会人学生を増加させるためにも、公開講座を積極的に開講し、大学院に進学しやすい環境の整備に努める。そして魅力ある新領域の設置やカリキュラムの見直しを前提にしながら、中国のみならず、幅広くその他の国々まで募集対象を広げ、優秀な学生を受け入れるための基盤づくりを推進する。

V-7-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

『学生募集要項』や本学 Web サイトにおいて、以下のアドミッション・ポリシーを提唱し、学生の受け入れ方針を明示している。

言語教育研究科は、現職の日本語教員・英語教員の再教育及び学部新卒者や外国人留学生の教

V. 「学生の受け入れ」について

員養成をはじめ、多様な言語教育・日本語研究・英語研究の専門家の養成を目的として、それぞれの専攻では次のような者を求めている。

【日本語教育専攻（修士課程）】

言語状況の多様性を理解し、教育的対応力を高め、ステップアップを図りたい者

日本語教育プログラムの開発と評価に関わる理論と実践を学びたい者

eラーニングを活用した日本語教育を実践したい者

多言語・多文化に柔軟に対応し、専門性と国際性を生かし国内外で貢献したい者

大学教員をはじめ研究職に就くために博士後期課程へ進学したい者

【英語教育専攻（修士課程）】

小学校・中学校・高等学校・大学、学習塾等の英語教員としてさらに英語教育の研究と実践に磨きをかけたい者

英語教育・英語圏文化・英語学・英文学・コミュニケーション等の理論研究を志している者

現在、言語関係の学部で学んでいるが、将来、通訳や翻訳等英語関係の職に就きたい者

近年、台頭してきた小学校や幼稚園等における早期英語教育に携わりたい者

大学教員をはじめ研究職に就くために博士後期課程へ進学したい者

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入学した学生については、高い修了率を維持している。

改善すべき事項

日本語教育専攻は、外国人留学生の激増により、授業の進度や課題の出し方等に細やかな配慮が必要になってきた。英語教育専攻は、受け入れ対象を現職教員から学士課程卒業生に重点化するため、開講キャンパスの変更を行ったが、2016年度から受験生が目立つようになった。更なる改善が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

日本語教育専攻は、外国からの履修方法の検討（具体的にはスカイプ等を活用した遠隔授業）、現在行っている海外大学への教育実習に加え、一層の海外大学との受け入れ協定の推進、ダブル・ディグリー制度の導入等多様な対策を講じてきたが、これを維持するには後任人事に頼るほかはない。英語教育専攻はそれまでの現職教員の再教育・再学習が中心のカリキュラムから、学部卒業の入学生を教員として養成するカリキュラムへと大きくシフトしたが目立った変化はみられない。

V-7-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

『大学院案内』にアドミッション・ポリシーを明示し、周知に努めている。また、両専攻とも、カリキュラムの充実を図り、学士課程の学生の導入を目指すとともに、臨床心理学専攻では、公開授業として臨床心理士の仕事の実情を知る機会も設定し、健康心理学専攻ではワークショップや健康心理フェアを開催する等して学内外の学生に心理学の意義の周知を目指した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

公開講座は毎回多くの参加者を集めた。健康心理フェアも参加者が増えており、参加者が実際に受験する等効果があった。

改善すべき事項

健康心理学専攻においては2015年度に増加した学部からの進学者が2016年度は減少している。

学士課程のゼミ論文、卒業論文履修者は減少傾向にあり、今後その増加に力を尽くす必要がある。臨床心理学の入学志願者は一定数いるが、年度によって変動する。競合校の入試日程情報を入手して日程調整については十分な考慮を望む。受験生はWebサイトでの情報収集を熱心に行うので、研究科のきめ細かい情報を本学Webサイトにて提供し随時更新することができるよう改善を求めたい。

3) 将来に向けた発展方策

国家試験の受験資格を充足するようカリキュラムを見直し、社会的ニーズに合った体制を作っていきたい。日本語を母国語としない外国人留学生への対応も検討していきたい。

VI. 「学生支援」について

VI. 「学生支援」について

VI-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 学生支援に関する方針の明確さについて

〔修学支援・生活支援〕

主管部署の学生センター学生生活支援課に係る方針は、「厚生補導」の主管課であることの認識に立ち、安心・安全・充実の学生生活が行えるよう、学生生活支援、経済的支援、心と身体の支援、そして本学の建学の精神を具現化するグローバル化の4つの観点から直接的、間接的に人的及び物的な指導・援助を行うことである。それぞれの具体的な支援は、以下の通りである。

一つ目の学生生活支援は、卒業後に課題解決能力を有し、能動的に社会で活躍する人材を輩出することを主な目的とし、その支援に向けた具体策を正課以外の活動を通して提供することにある。

二つ目の経済的支援は、第一に安定した学生生活を送れるための経済的な支援、次に目的意識や学習意欲が高い学生がさらに充実した学修や活動に励むため、奨学金の整備や提供をすることにある。

三つ目の心と身体の支援は、安心・安全の学生生活の根底となる心身の健康の維持と支援の充実を目指すものである。

最後のグローバル化は、様々な国の学生が共に学び、交わることで、自ずと国際性が身につく環境とコミュニティを整えるために支援体制を構築することにある。

〔進路支援〕

主管部署のキャリア開発センター（以下、「CADAC」という。）に関わる方針は、「CADA Cポリシー」によって示されており、以下の通りである。

CADACポリシーとは、CADACが行う学生の進路支援に関する基本的な方針をまとめたものである。

1 CADACのミッション（使命）

建学の理念に基づき、学園ミッションを実現するために、大学と社会の架け橋となり、キャリア形成支援を通して、社会に貢献する人材を養成する。

2 CADACのビジョン（目標）

納得感の高い進路支援を行い、社会で活躍する人材を数多く輩出し、誰もが認める存在となる。

3 CADACのバリュー（価値観）

学生の主体性を常に尊重し、学生のために奉仕することを喜びとする。

上記のポリシーを達成するための主な具体的支援は以下の通りである。

・キャリア形成支援に関わる1年次～3年次の一貫教育構築

1年次対象「キャリアデザインA」

2年次対象「キャリアデザインB」（2017年度より開講）

3年次対象 春学期「キャリアデザインI」 秋学期「キャリアデザインII」

（2018年度より「I」→「C」、「II」→「D」となる）

VI. 「学生支援」について

- ・16人のキャリアアドバイザーによる学群別個別進路支援の実施
(3年次秋学期より学生一人ひとりに担当制で進路支援を実施)
- ・インターンシップ・ボランティアの募集及び開拓、学生への事前・事後指導
- ・各種の進路支援ガイダンス・セミナーの実施
(内定者・卒業生との交流会「キャリアフェスタ」、公務員・マスコミ・筆記試験・身だしなみ・業界研究等の講座)
- ・学内での企業説明会や選考会の実施

(2) 学生への修学支援の適切性について

●留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者及び休・退学者の状況把握については、アカデミック・アドバイザー、教育・研究支援センター教育支援課が中心となり行っている。その中で、経済的困窮を理由に休・退学をせざる得ない学生については、その救済措置の一環として、学納金延分納制度を設け、可能な限り学業が継続できるよう配慮を行っている。また、(独)日本学生支援機構(以下「JASSO」という。)より本学に割り与えられた奨学金枠を最大限に活用できるよう、継続審査等に係わる基準の見直しを行い、貸与を希望する学生が可能な限り経済的支援を受けられるよう体制整備を行っている。

さらに2012年度からは、外部業者等と提携を結び、教育ローンの融資が受けられる制度も導入した。

●補習、補充教育に関する支援体制とその充実

該当なし

●障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

①障がいのある学生の入学前までのプロセスを整備することと、②障がいのある学生の修学支援に必要な情報を学内で共有することを目指して検討を行い、その具体化を進めてきた。

その結果として、受験前相談から合否判定に至るまでのプロセスで、各教育組織の教員や関連する職員が、障がいのある受験生と面談し、受け入れの可能性を検討、協議できるようにしている。

また、毎学期、教育支援課を中心に修学支援カンファレンスを開催し、障がいのある学生の授業支援について教員間で情報共有できる機会を設けている。

●奨学金等の経済的支援措置の適切性

学内奨学金とJASSOによる奨学金を軸に経済的支援を行っている。2016年度より奨学金制度を大幅に改定し、経済的困窮者への支援制度として学而事人奨学金、その他育英型奨学金としてグローバル人材育成奨学金、アスリート人材育成奨学金、学業優秀者奨学金、私費留学生奨学金を開始した。2016年度学内奨学金給付・減免状況は、合計117人・総額68,533千円となっている。(昨年度は90人・総額64,103千円)

(3) 学生への生活支援の適切性について

●心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

〔保健衛生支援室〕

VI. 「学生支援」について

2016年度保健衛生支援室利用者数は3,913人、利用件数は7,009件であった。傷病者の対応や、健康診断事後措置（二次検査受診勧奨、保健指導）、留学派遣者の面談等、身体に関する相談活動を行っている。

学生健康診断受診率は87.8%であった。年々低下しているため、2017年度より未受診者には受診勧奨を行い、留学を控えた学生が未受診のまま留学しないよう全学的な連携強化を行っている。

「学校において予防すべき感染症」が学内に蔓延し感染拡大しないよう『登校許可証』提出の徹底指導を行っている。また、新入生の『麻しん・風しん・MR（麻しん風しん混合）予防接種歴調査票』で不備のある学生には、予防接種勧奨を徹底しており、感染症の拡大防止に努めている。

大学祭では食中毒発生を未然に防止する目的で、模擬店の出店団体に対し事前に衛生講習を行い、大学祭期間中は衛生巡回を実施するとともに、違反団体には注意喚起及び衛生指導を行った。

危機管理の一環として普通救命講習をOACU団体（体育会）、大学祭実行委員会、寮生に対し合計52人に実施した。

〔学生相談室〕

2016年度の学生相談室の相談者実数は404人、延べ相談件数は2,357件である。

学生相談室では、学生の心の健康の保持増進に向けて、学生及び保護者、教職員からの相談に対応している他、精神科学校医による面談日を各学期中に月2回設けている。また、教職員や関係部署との連携強化にも努めている。

学生相談室の利用案内については、オリエンテーションや『学生生活ガイド』、本学Webサイト、掲示板、配布物を通して情報を周知している。学生のキャンパス適応支援においては、グループ・プログラムの実施による学生の居場所作りやピア・サポート向上に取り組んでいる。海外派遣学生を対象として、心理的負荷の軽減や支援ニーズの把握を目的とする事前スクリーニングを実施している他、教職課程の教育実習参加者に対しては事前・事後研修を実施している。なお、2016年9月の担当職員の異動に伴い、英語による相談受付は終了し、新規受付は行っていない。

●ハラスメント防止のための措置

本学では、構成員全てが、充実した学習と研究、そして快適な教育と労働ができ、安心した課外活動や交友関係が持てる環境を作り出すことに責任を負っていることから、学習や討議を行う機会を保証し、誰もが加害者や被害者にならない大学を目指し、ハラスメントによる人権侵害が発生したときは、適切な手続きに沿って迅速な対応にあたっている。

2016年度も、啓発活動の一環として、教職員向けの『ハラスメント防止と相談のためのハンドブック』を、年度当初に新任教職員全員に配付するとともに、ハラスメント防止研修会やFD研修を実施した。学生向けには、『Stop! HARASSMENT』を新入生全員に配付した。

（4）学生への進路支援の適切性について

●進路選択に係わる指導、ガイダンスの実施

2016年度入学生から、キャリア関連の授業科目は、1年次「キャリアデザインA」、2年次「キャリアデザインB」（2017年度より開講）、3年次春学期「キャリアデザインC」、秋学期「キャリアデザインD」として順次開講する。1年次の学びを2年次でさらに深め、自分の将来像を明

VI. 「学生支援」について

確にして就職活動に臨むという一貫した教育体系の構築を目指す。2016年度の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では、キャリア開発センター長が授業を統括し、全10クラス開講、春学期1,028人、秋学期896人が履修した。就職活動全般の基礎から、問題発見・解決力や情報収集・編集力の向上を目指す実践的な内容で、学生の職業観を醸成し、将来のキャリアに向けての進路支援を行うことを目的とする。

また、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ（留学生クラス）」を各1クラス開講し、春学期31人、秋学期22人が履修した。また、日本の文化や慣例を含めた指導も実施し、多くの学生が夏休みを利用してインターンシップを経験した。

その他のキャリア支援業務は以下の通りである。

- ・進路支援ガイダンスや進路・就職イベント（キャリアフェスタ）の開催

「キャリアフェスタ」とは主に3年次を対象とする学内での各種プログラムを織り交ぜた進路・就職支援行事であり、2016年度は年3回開催実施した。また、これまでキャリアフェスタと同日に行っていた外国人留学生対象及び障がい者対象の就職活動準備についての説明会を、学生が参加しやすいよう考慮し、別日程で秋学期それぞれ1回ずつ実施した。

- ・学内合同企業説明会の開催

2016年度は延べ6日間開催し、合計326社の参加があった。

- ・就業体験（インターンシップ）：

インターンシップガイダンスを開催し、604人の学生が参加した。2016年度のインターンシップ参加者数は353人、派遣件数は230件であった。（CADAC取扱いのみ）2015年度に比べ、参加者数で約90人、件数で12件増加となった。企業の採用方法の多様化が進み、1・2月のいわゆる「1dayインターンシップ」が急増している。CADACとしても、よりの確でタイムリーな情報提供を図っていく。

- ・キャリアアドバイザー（16人）による学群別担当制の進路相談支援：

3年次秋学期から全学生に対して個別にキャリアアドバイザーが担当し、進路支援を行った。

- ・2016年度 学士課程卒業生の進路・就職状況：

卒業生数 1,760人

就職決定者数 1,453人

進学及び留学者数 58人

非正規雇用者（パート・アルバイト）数 42人

その他（芸術活動者、各種資格試験受験準備者、公務員・教員受験準備者、帰国、進路未定他）244人

就職率：97.5%（就職希望者に対する就職決定者数）

（就職決定者 1,453人／就職決定者＋就職活動中 1,490人）

内訳

リベラルアーツ学群	卒業生 944人、就職希望者 799人、就職決定者 780人
ビジネスマネジメント学群	卒業生 425人、就職希望者 378人、就職決定者 376人
健康福祉学群	卒業生 194人、就職希望者 170人、就職決定者 166人
芸術文化学群	卒業生 197人、就職希望者 106人、就職決定者 94人

VI. 「学生支援」について

●キャリア支援に関する組織体制の整備

CADACの組織体制は、センター長、部長、課長、課員及びキャリアアドバイザー16人で構成している。

キャリアアドバイザーについては、2015年9月より学群と連携して指導できるよう、学群担当制へと改編した。2016年度はビジネスマネジメント学群とCADACが、共同で旅行・ホテル・ブライダル・流通の業界研究会を企画し、全学群生の参加を募った。併せて模擬グループディスカッション及び模擬集団面接を実施した。今後、他学群への水平展開を図っていく。これにより、近い将来予定される教育組織改編への対応準備を行うとともに、学群の特色に沿ったきめ細かい指導を行うことで、就業力及び就職率の向上を目指す。2016年度もキャリアアドバイザーは、リベラルアーツ学群担当8人、ビジネスマネジメント学群担当4人、健康福祉学群・芸術文化学群担当4人の計16人体制を継続した。

また、各教育組織のキャリア関連の支援組織として、「全学キャリア開発委員会」（原則毎月1回開催）を通して、進路に関する指導・支援についての教育組織と事務組織間での情報共有を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

〔修学支援、生活支援〕

2016年度も継続して、学生一人ひとりが、学生生活を様々な点で安定的に送れることを目指し、コミュニティ生活の最低限のマナーやルールの遵守、経済的困窮学生等に関する支援、心身の健康管理、学生寮の安定運営の底上げを進めた。

学生生活ガイダンスや教育組織と連携した生活指導により、4年間を通して、学生のコミュニティ生活におけるマナーやルールの遵守が向上し、学生生活支援課で年間に取り扱う事件・事故等が減少した。(2013年度45件、2014年度32件、2015年度16件、2016年度10件)

2011年、2013年に開寮した2つの国際寮は、稼働率を安定させて平均8割以上を維持している。

桜寮についても現場のスタッフや寮生との意見交換を繰り返しながら、寮内の課題改善を進め、稼働率8割以上を維持している。2016年度から、特別強化クラブに所属する男子学生向けに啐啄寮の運用を開始した。体育会コミュニティ同士がお互いのチーム運営等の情報交換をできるような環境整備を行い、お互いが切磋琢磨できるように支援を行った。

加えて、学生コミュニティの形成促進として、大学祭実行委員会、グローバルサポーターズ、桜インターン、新入生歓迎プロジェクト等、学生が様々な課題と向き合い、解決に向けて主体的に活動することを目的としたピアサポートコミュニティの活性化を進めた。このようなコミュニティ活動を学生や教職員へ周知し、新たなメンバーを募集するために「桜美林サポーターズ（ピアサポートコミュニティ）に関する説明会」を実施し、述べ2日間で合計100人程度の学生が参加した。また、2016年度からは本プロジェクトの一環として、課外活動団体等紹介イベント「うえるびりんフェスタ」と称した新入生向けのイベントも開始した。

また、学生生活ガイダンスにおいて、体育会・文化会、大学祭実行委員会等、約50の大学公認団体の活動を紹介した。このような活動により、大学の学生支援と密接な学生組織への加入率は

VI. 「学生支援」について

21.3%となった。本学の加入率は、全国の大学のクラブ活動の加入率の平均と比べて高く、これらの活動が奏功している証左と言える。また現在、学内の9部署と9団体400人を超える学生が連携し、課題解決、グローバル化の促進、社会貢献、学生の居場所作り、モチベーション向上、企画・運営スキルの上達等を目的とし、学生生活を様々な側面からサポートする様々な活動がより一層活発になっている。

〔進路支援〕

2016年度の就職率（就職希望者に対する就職決定者数）は97.5%となり、昨年の98.0%から0.5%下がった。就職者率（卒業者に対する就職決定者数）については、2014年度80.4%、2015年度82.4%、そして2016年度は80.5%となり、昨年度比では下がったものの、3年度間続けて80%を超える水準となった。

キャリア支援科目「キャリアデザイン」の開講により、キャリア支援教育の体系整備が進み、授業科目との連携が進んだ。

改善すべき事項

〔修学支援、生活支援〕

修学・生活支援に関わる学生生活支援、経済的支援、心とからだの支援、そして建学の精神を具現化するグローバル化の4つの観点から人的及び物的な指導・援助をする点については、基盤整備に一区切りがついたと言える。

今後は、個々の支援における課題について精査し、支援の拡充をどのように進めるかを策定し、具現化に向けた計画を推し進める必要がある。

〔進路支援〕

キャリア形成支援科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業内容の更なる充実に加え、授業とキャリアアドバイザーによる指導方法の相乗効果創出を目指し、教育組織との連携を強化する必要がある。

また、1・2年次向け科目である「キャリアデザインA・B」の履修者数を拡大するため、各学群教務委員会との連携方法を模索する。その為にも学群教員のキャリア教育に対する意識改革の為のFDを実施する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

〔修学支援、生活支援〕

改善すべき事項にも記載した通り、各種学生支援の基盤整備の区切りがついたことから、今後は次の事項についての支援や効率的な運営をより一層進める必要がある。

- ①学生が卒業後に課題解決能力を有し、能動的に社会で活躍する人材を輩出することを主な目的とし、その支援に向けた具体策を正課以外の活動を通して提供すること。
- ②需要の多い学生寮の拡充と業務を整理・統合すること。
- ③障がいのある学生の受入・修学支援の質向上を図ること。
- ④学生支援や指導に必要と考えられる情報の一元化と共有化を図ること。

〔進路支援〕

VI. 「学生支援」について

- ・企業は優秀な学生との早期接触、囲い込みを図るため、採用方法の多角化を進めている。特に、インターンシップを採用選考の重要な手段として活用する傾向がさらに強まっている。一方で、学生にとっても活動期間の短期化による業界・会社研究の不足を補う重要な機会ともなることから、早い時期からの的確な情報提供とともに参加するよう働きかけを行う必要がある。
- ・今後のキャンパス移転、キャビンアテンダントの大量退職を前提としたキャリア支援体制の質的継続性確保のために現行体制の見直しを行う。
- ・「キャリアデザイン」における各学群の特性を活かした授業内容を検討する。
- ・空港、ホテル見学会等企业の実態に触れるような行事を拡充することによりミスマッチを防ぎ、早い段階から業界研究を進めるきっかけとしたい。

VII. 「教育研究等環境」について

VII. 「教育研究等環境」について

VII-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針の明確さについて

2010年度から2014年度にかけて取り組んできた第一次中期目標の結果を検証し、新たに2015年度から6年間にわたる第二次中期目標を策定している。この中で理事会が示した重点礎石に基づきアクションプランを策定し、基本計画の具現化に向けて教育研究等環境の整備に関する方針を明確にしておき、全教職員が同じ目標に向かい行動すべき指針として確認している。

具体的な学園及び大学の将来像を明確にし、中長期のマスタープラン及び大規模修繕を含む新たな施設設備整備計画の策定について、中長期財務計画と連動し、併せて創立100周年記念事業をも踏まえて行うこととしている。また、新キャンパスの整備についても準備を進め、学生の教育環境の向上を図っていく。

(2) 校地・校舎及び施設・設備の整備について

本学キャンパスは、町田キャンパス（プラネット淵野辺キャンパスを含む）111,956.35㎡、多摩アカデミーヒルズ16,770.66㎡、運動施設としての上小山田校地36,199.63㎡、他4校地からなっている。

校舎面積は約82,434.37㎡で、創立時より徐々に拡張してきたが、校舎・施設の老朽化及び学生や社会の要請に対応すべく新築・建替えを推進した。2006年に明々館（教室棟）、2007年に学而館（教室棟）、2008年に理化学館（教室・実験室棟）を建設し、学群等改組及び収容定員増への対応を行った。

教室等

講義・演習室等は6人から400人まで収容できるものが293室あり、60人以上の中・大教室には視覚メディアや教卓パソコンの映像を投影する機器を常備し、小教室には携帯用のプロジェクター、スクリーン、AV機器等を用意している。近年、Blu-ray Disk等の各種メディアの使用や教員持込みのパソコン接続等が増えており、これに対応する設備を標準とする等、授業規模や授業方法に応じた環境を整えている。また、266室ある教員研究室は「教員オフィス」と呼称され、少人数ゼミの開講を可能とする等、教員と学生のコミュニケーションをより図れる環境となっている。

情報処理学習用として、15室のPC教室に599台のパソコンを設置している。その他、自習用として「セルフアクセスセンター」等に391台のパソコンを用意し、また貸出用として200台のノートPCを備えている。学内の各所には、無線LANアクセスポイントを用意しており、教室以外でもネットワークの利用が可能となっている。

運動場等

運動用施設として、運動場を3面、体育館2箇所、野球場1面、テニスコート4面、柔道場1箇所、剣道場1箇所、トレーニングセンター1箇所等を整備し、それぞれ夜間照明も設置され多

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

くの学生が授業及び課外活動で使用している。

本学のミッションである「キリスト教主義に基づく人間教育」の観点から荊冠堂（チャペル）を併設し、礼拝やチャペルアワー等を通して本学の教育の理念・目的を具現化した教育活動の場として利用されている。

特殊教室として、健康福祉学群における専門実習に応じた実習室やリベラルアーツ学群における生物、地学、物理学実験等の自然科学系専攻プログラムに対応した実験室、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーション（操縦士養成）コースで使用する飛行訓練室、芸術文化学群における演劇スタジオや音楽レッスン室、デッサン室、編集ルーム等を整備している。

大学院においては、博士前期課程・修士課程及び博士課程の大学院生専用の共同研究室をそれぞれ用意している他、個人ロッカーを備えた共用スペースである専用ラウンジも用意している。

これらの施設は休日でも遅くまで開室しているため、多くの大学院生が利用している。

学生食堂

学生食堂の店舗数は3店舗で客席数は、崇貞館1階「桜カフェ」約450席、老実館1階「老実館食堂」約300席、「ファカルティラウンジ」約80席となっている。今年度より「老実館食堂」については、学園直営から委託事業に切り替え、メニューの多様化等より一層サービスの充実を図っている。その他、構内にコンビニエンスストアがあり、食事のとれるスペースを確保している。栄光館・太平館・明々館・学而館・理化学館各1階に学生ラウンジがあり、交流の場としても広く活用されている。

建物の安全管理

耐震基準を満たしていないすべての校舎について耐震診断を実施し、耐震補強工事を実施している。補強を実施しても基準を満たせない校舎については、教室数に見合う新校舎を建築した後に解体した。これにより、懸案であった大規模地震等による二次災害が回避されることとなった。

2011年3月に発生した東日本大震災では、町田市は震度5弱であったが、これらの工事等により、校舎等への被害はごく軽微であった。

学内の警備については、定時的に警備員を巡回させることや、防犯カメラを適宜配置すること、教職員の巡回による声掛け等により事件や事故の未然の防止や状況の改善を図っている。

また、「緊急事故・災害等対策マニュアル」を策定し、2006年度から施行している。学内の井戸を活用した飲料水の確保や停電時の非常用発電機による照明装置、書架等への転倒防止金物の取付けを行い、大規模災害時に帰宅不能となった学生への生活支援はもちろんのこと、地域住民の受け入れをも視野に入れた整備を行っている。避難、誘導についても、「緊急事故・災害等対策マニュアル」及び教員向けハンドブック『Faculty Handbook』にも記載し、一層の安全整備を図った。東日本大震災の折はこれらの手順に基づき避難、点呼、安全確認までの待機といった一連の行動が整然と進められ、大いに効果があったといえる。さらに、携帯用の「災害対応ポケットガイド」を作成し、全教職員、学生に配付している。

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

環境問題への取組

第一次中期目標として掲げた消費エネルギーの削減についてはその目標を達成したが、引き続き学内各施設の省エネ化等、環境対策への取り組みを進めている。BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入、旧式設備の更新、LED照明・Hf型蛍光灯への更新、節水（節水機器の利用）、地下水及び雨水の利用（雑排水）、緑化の推進（オープンスペース・屋上緑化・花壇整備）、太陽光発電及び食堂厨房生ゴミのコンポストによる処理等に積極的に取り組んでいる。

バリアフリーへの対応

全ての学生が等しく学び、学生生活を送ることができるよう学内各所のバリアフリー化を進めてきた。本学構内は段差が多く、車椅子での移動が困難な箇所もあったが、徐々に是正し、全ての建物で解消されている。また、「障がいを持つ学生との意見交換会」を半年に一度開催し、所属学群長や関係事務職員との懇談を通して要望を聞き、改善に役立てている。

(3) 図書館、学術情報サービスの機能について

① 図書館資料（図書、雑誌、視聴覚資料等）の収集と整備

図書館を町田キャンパス（三到図書館）及び四谷キャンパスに置き、両キャンパスの蔵書は同一の図書館システムにより運用している。図書館システムでは、一部の古書類等を除いた蔵書のほとんどがデータベース化されており、利用者（学生、教職員等）は蔵書検索によって容易にアクセスすることが可能となっている。

蔵書数は図書 490,048 冊、学術製本雑誌 65,585 冊、雑誌 5,971 種、視聴覚資料 16,915 点であり、それぞれが原則として主題別に配架されている。三到図書館・四谷キャンパス図書室には、上記資料のほか、学術情報をオンラインで提供するためのオンラインデータベース、電子ジャーナル（学術論文、新聞記事検索）も充実しており、これらは、学内LAN環境が整備されている場所であれば、PCを経由して随時利用することが可能となっている。また、電子書籍の充実にも努めている。

蔵書数（2017年3月31日現在）

蔵書数	三到図書館	四谷キャンパス図書室	計
図書	475,908 冊	14,140 冊	490,048 冊
製本雑誌	65,508 冊	77 冊	65,585 冊
学術雑誌	5,681 種	290 種	5,971 種
視聴覚資料	16,866 点	49 点	16,915 点

オンラインデータベース・電子ジャーナル	
タイトル数	44

VII. 「教育研究等環境」について

2016年度受入数（2017年3月31日現在）

受入数	三到図書館	四谷キャンパス図書室	計
図書	9,121冊	518冊	9,639冊
製本雑誌	1,251冊	0冊	1,251冊
雑誌	2,625種	93種	2,718種
視聴覚資料	286点	0点	286点

②利用者サービスと学修環境

図書館メディアセンター職員構成は次の通りである。町田キャンパスは図書館長（教員兼務）の他専任職員6人（部長、課長各1人、職員4人、うち司書3人）、派遣職員1人（司書）、パート職員3人（うち司書1人）で図書館運営と利用者サービスに努めている。業務委託スタッフは14人（うち司書13人）が登録し、閲覧スタッフは1日5人体制、受入・整理スタッフ1日6人体制、四谷キャンパス図書室（千駄ヶ谷）には業務委託スタッフ7人（うち司書4人）が登録し、1日3人体制で利用者サービスに努めている。

1970年に建てられた三到図書館は、延べ床面積2,488.05㎡、閲覧室座席数245の施設である。

図書館内は、基本的に全館開架方式を採用しており、利用者が自由に書架に接して書物を手に取り、利用できる仕組みとなっている。

2016年度から3階閲覧室をラーニング・コモンズとしてリニューアルオープンし、学生がグループ学修、ディスカッションなどアクティブ・ラーニングにも使用できるよう環境を整備した。

館内には23台の利用者用PCを設置し、図書館蔵書検索、データベース検索、ワープロ・表計算等、自習用として利用することができる。この他、40台の館内貸出用ノートPCを用意し、利用者は図書館各フロアに設置された無線LANを経由して、学術情報にアクセスできる。また、利用者は、図書館システムLIMEDIOの「マイライブラリ」にID/パスワードでログインすることにより、学内・学外からの資料の予約や購入希望、文献複写申込、本人利用状況確認、一部のオンラインデータベースへのアクセスが可能である。なお、スマートフォン又は携帯電話から蔵書検索を行うことも可能である。

四谷キャンパス図書室（千駄ヶ谷）は、2015年度に千駄ヶ谷へ校舎移転しリニューアルオープン（延べ床面積191.14㎡、閲覧室座席数33）した。利用者用PC22台（自習用、検索用）、キャレルを設置し、基本的には三到図書館同様のサービスを提供している。四谷キャンパス図書室（千駄ヶ谷）にない資料は、三到図書館からデリバリーによって迅速に提供される。

VII. 「教育研究等環境」について

2016 年度図書館利用状況

入館者数	三到図書館	四谷C図書室	計
リベラルアーツ学群	56,762	68	56,830
芸術文化学群	9,586	0	9,586
ビジネスマネジメント学群	14,743	3	14,746
健康福祉学群	14,237	0	14,237
グローバル・コミュニケーション学群	1,563	0	1,563
大学院	4,255	6,323	10,578
学部・学群定員外	3,883	0	3,883
大学院定員外	67	717	784
教職員	4,376	635	5,011
卒業生・オープンカレッジ他	1,295	312	1,607
地域開放	2,206	—	2,206
学外者	84	10	94
合計	113,057	8,068	121,125

図書貸出人数	キャンパス別		計
	町田	四谷	町田・四谷
リベラルアーツ学群	14,625	0	14,625
芸術文化学群	2,501	0	2,501
ビジネスマネジメント学群	3,190	0	3,190
健康福祉学群	1,694	0	1,694
グローバル・コミュニケーション学群	527	0	527
学部・学群定員外	555	0	555
大学院	1,569	611	2,180
大学院通信教育課程	20	36	56
大学院定員外	41	32	73
大学教員	1,609	68	1,677
職員	1,077	26	1,103
日本語別科	430	0	430
孔子学院	0	0	0
オープンカレッジ	140	—	140
地域開放	348	—	348
その他	219	41	260
合計	28,545	814	29,359

VII. 「教育研究等環境」について

図書貸出冊（点）数	キャンパス別		計
	町田	四谷	町田・四谷
リベラルアーツ学群	33,046	0	33,046
芸術文化学群	4,923	0	4,923
ビジネスマネジメント学群	7,246	0	7,246
健康福祉学群	3,456	0	3,456
グローバル・コミュニケーション学群	1,134	0	1,134
学部・学群定員外	1,188	0	1,188
大学院	3,980	1,284	5,264
大学院通信教育課程	63	87	150
大学院定員外	230	99	329
大学教員	4,915	186	5,101
職員	2,296	37	2,333
日本語別科	923	0	923
孔子学院	0	0	0
オープンカレッジ	218	—	218
地域開放	563	—	563
その他	404	66	470
合計	64,558	1,759	66,344

学士課程及び大学院新生生に対するの図書館利用説明やガイダンスを実施しており、リベラルアーツ学群では、ほとんどのクラスで初年次の図書館利用ガイダンスを実施している。これらのガイダンスの他、教員からの依頼で行う情報検索ガイダンスでは主に3年次を対象とし、レポート・論文執筆のために、初年次に比べて高度な情報検索指導を行っている。その他個別ガイダンス希望にも対応している。2016年度からは学生による新生生図書館内ツアーも開始し、ピア・サポートにも努めている。

また、国立情報学研究所（NII）が提供する学術情報コンテンツサービスを利用して、国内の学術情報にアクセスすることが可能である。必要とする資料を本学図書館で所蔵していない場合は、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を通して、参加している図書館が相互で資料の提供（現物貸借・文献複写）を行い、利用者が求める資料を迅速に提供している。また、機関契約しているCiNii Books/Articlesを利用して、全国の大学図書館・学術機関が所蔵する図書、論文を調べることができ、Web サイト上に公開されている論文を入手することも可能である。

（4）教育研究等を支援する環境や条件の整備について

2016年度の本学の学士課程には、総合的教養教育の機能に重点を持たせた教育研究を実践する「リベラルアーツ学群」（2007年度開設）と特定の専門分野及び職業人の育成のために教育研究

VII. 「教育研究等環境」について

を実践するプロフェッショナルアートとして「芸術文化学群」（前身の総合文化学群 2005 年度開設）、健康福祉学群（2006 年度開設）、ビジネスマネジメント学群（2006 年度開設）、グローバル・コミュニケーション学群（2016 年度開設）を設けている。各学群で学ぶ学生が自主的に学ぶことを可能にするために必要不可欠となる知識の基礎を教えること、積極的な学びの姿勢を身に付けさせることを目的として、全学群に跨って主に初年次教育を行うために基盤教育インスティテュートを設けている。加えて、学群横断的に日本やアジア、欧米等の諸外国について、一般的あるいは総合的に学び、英語や中国語で開講するプログラムをグローバル・コミュニケーション学群がインターナショナル・インスティテュートから引き継いで提供している。グローバル化と学際化が急速に進む現代社会に十分に対応が可能な教育の実現を目指している。

大学院は、博士前期課程・修士課程が 7 研究科 10 専攻—国際学研究科〔国際学専攻・国際協力専攻〕、経営学研究科〔経営学専攻〕、心理学研究科〔臨床心理学専攻・健康心理学専攻〕、言語教育研究科〔日本語教育専攻・英語教育専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻（通学課程）〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）〕、博士後期課程が 2 研究科—国際学研究科〔国際人文社会科学専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕体制をとっている。

本学は 4 つのキャンパス（町田、プラネット淵野辺、四谷（千駄ヶ谷）、多摩アカデミーヒルズ）を擁している。メインキャンパスとなる町田キャンパスでは、下記以外の授業及び教育研究活動が行われている。四谷キャンパス（千駄ヶ谷）では、大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科、言語教育研究科日本語教育専攻等の授業を行っている。プラネット淵野辺キャンパスでは、グローバル・コミュニケーション学群、日本言語文化学院、桜美林大学孔子学院、オープンカレッジ等の授業及び講座を行っている。

それぞれのキャンパスには学内無線 LAN 環境を整えている。各教室には原則ブルーレイ、DVD、実物投影機等の AV 機器により視覚メディアをプロジェクターにより投影する装置を常置している。また、移動スクリーン、可動式 AV 機器、携帯プロジェクターも常置しており、授業に有効活用している。近年、授業内容及び授業方法の多様化に伴い、DVD や教員持込みのパソコンを接続しての授業に対応する設備を整えている。

TA については、「大学教育の充実を図るとともに、本学大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えること」を目的として制度化している。コンピュータリテラシー関連の授業において、OA の知識を有する社会人や学内外の大学院生を TA 制度に準じる形で配置している例もある。

教育方法の改善を図るために、オンライン学修の利用促進を図った。特に、大学教育を受ける上で必要となる基礎学力を補強するための補習教育に位置づけるリメディアル教育及び学士課程の正規授業等の一部を担う「さくら～にんぐ」は、2016 年度利用者の延べ人数が 45,345 人（実人数 2,257 人）であった。また、「さくら～にんぐ」は入学前教育にも活用しており、AO 入学者選抜及び推薦入学者選抜等を経た入学予定者 1,223 人中 975 人（79.7%）が受講した。

研究費については、個人もしくは共同で行う学術研究の促進を助成することを目的として、専任教員に対して研究室研究費として教授、准教授、講師には年間 470 千円、助教には年間 240 千円を支給している。また、研究成果を出版する者に対して出版助成金を支給する制度を設けている。2016 年度には 2 人の専任教員がその助成を受けた。

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

学術研究の振興及び教育の向上を目的として、専任教員が日常の業務を離れて長期（1年間ないし6ヶ月間）に亘って国内外で研修を行う学外研修及び特別研修の制度を設けている。2016年度には学外研修に5人、特別研修に2人を選定した。

日常の教育研究の業務を行うために、専任教員には町田キャンパス内に個室の研究室を与えている。263室ある教員研究室は「教員オフィス」と呼称され、ここでは研究、ゼミ等の少人数の授業、学生指導、アドバイジング等を行っており、教員と学生のコミュニケーションが図られる環境を整えている。専任教員には週1日研究に専念できる日を設けている。加えて授業、学生指導及び校務の合間に研究のための時間が確保できる環境にある。なお、担当授業数及び業務負担量において教員間で不均等な状況が生じていることも事実である。

研究活動の活性化を図るために学系を基本単位とする7種類の紀要『桜美林論考』及び研究科を基本単位とする6種類の紀要を発行した。加えて本学の教育実践について学内外に広く発信することを目的に『OBIRIN TODAY—教育の現場から』を発行した。その他、総合研究機構及び各研究所において様々な研究活動を展開した。

（5）研究倫理の遵守のための必要な措置について

「桜美林大学研究倫理規程」に則って、総括副学長を委員長とする研究倫理委員会を設けて、ここでは社会科学的、医学的又は生物学的等の人間を対象とし、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表の妥当性、適切性の審査を行っている。研究倫理委員会は、本委員会と小委員会から成り、それぞれが月に1回開かれる。小委員会で事前審査が行われることによって、質の向上を図り、本委員会での再審査の件数が軽減化し、審査期間の効率化を図っている。

また、研究倫理審査において重要な点は、倫理面での配慮の審査とともに、「研究対象者の不利益を最大限回避する」点にある。研究デザインが成り立っていない調査や実験等を実施することにより、最終的に研究対象者（協力者）の時間や労力その他の不利益が結果として生じることを避けるべく審査をしている。

研究倫理委員会は、研究機関として高い倫理性を保持するように適切に運営している。年1回町田キャンパスと四谷キャンパス（千駄ヶ谷）において「研究倫理申請についての講習会」を研究倫理委員が講師となり大学院生と教員を対象に開催している。本学では、申請者には、CITI Japan プログラムのeラーニングによる研究者行動規範教育を受講し修了することを義務づけている。

研究倫理委員会における審査の必要性について各種会議で周知してきた。2016年度の申請件数は53件であった。申請者の大半は、学位論文作成のための研究に取り組む大学院生であるが、科学研究費補助金等を獲得してそれに関わる研究を手掛ける教員も含んでいる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ここ数年で最新の音響映像機器を備えた教室棟を建設し、それに伴い既存教室棟の機器も適宜入替えを行ってきた。これにより、機器の仕様違いによる授業形態の不統一を解消することがで

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

き、どの教室においてもほぼ同様の形態で授業を行える環境を整備した。

また、障がいのある学生対応として、車椅子利用時の移動に必要なエレベーター及びリフターのいずれかを学内全ての校舎に設置した。これにより、基礎的なバリアフリー環境の整備を終えている。

多摩アカデミーヒルズにおいては、フライト・オペレーションコース移設に伴って大規模な改装を実施し、飛行訓練室、学生ラウンジ、自習室等を設置し最適な教育研究環境の整備を行った。

さらに、プラネット淵野辺キャンパスにおいては、グローバル・コミュニケーション学群開設に向けてグループワークを行う学修スペースや自習室を新設し、学群独自の教育研究環境を整備する改修作業を行った。

その他、場所の移転に伴う大学野球部のクラブハウスの建設、止戈徳館（武道場）の外壁等修繕及び啐啄寮のアスリート寮への改変等、スポーツ関係施設の充実を図った。

図書館については、2007年度より、リベラルアーツ学群の初年次図書館利用ガイダンスを毎年度行っている。図書館主催の情報検索ガイダンス、レファレンスサービス業務の見直しを積極的に行い、あわせて図書の貸出冊数を拡大する事で利用の促進を図る等して学生、教員の学習・研究支援に力を注いでいる。また、三到図書館3階をラーニング・コモンズに改修し、学生の主体的な学びの環境を整備した。

四谷キャンパス図書室においては、授業期間内の日曜日にも開館する等、大学院生の研究支援体制を徐々に拡大してきている。図書館員が教員と連携し学生の状況把握に努め、積極的な支援を行う努力を続けてきたことが、近年図書館利用が増加してきた大きな要素となっている。大学の中軸に位置づけられる図書館は、ソフト面で十分に機能を果たしている。

各キャンパス内には学内LANを整備している。教室棟には授業に必要な情報機器等を装備しており、定期的に機器の新旧の入れ替えを行っていることから、教育研究を行うための環境は整っている。

開講科目数が多くなっていることから、教室の稼働率が平均的に高い状況にあるためカリキュラムの見直し、授業開講の方法について検討を要する。

全専任教員には個室の研究室を配分している。非常勤教員には各キャンパスに教員ラウンジを配備し、授業準備又は学生指導等に支障を来さないようにしている。

専任教員への研究室研究費に関する注意事項や手続き等については、専任教員向けの『Faculty Handbook』にその詳細を記載しており、適正に執行している。また、当該年度内の学術研究の成果については「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を当該年度終了後に全専任教員が提出することになっている。それを基に所属長が各教員の教育・研究実績についてチェックし把握している。

改善すべき事項

町田キャンパスにおいては様々な建築年の校舎群が存在しており、老朽化が進行している校舎もあることから、より快適な教育研究環境の確保のために順次計画的に建物の内外装を含めた大規模修繕を行っていく必要がある。

ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群の図書館利用数は2014年度を上回ったが、リベラル

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

アーツ学群、芸術文化学群の数値が減少している。それぞれの対前年比は次の通りである。ビジネスマネジメント学群の入館者数 7.6%増、貸出人数 16.2%増、貸出資料数 14.5%増、健康福祉学群の入館者数 14.1%増、貸出人数 18.5%増、貸出資料数 10.7%増と、いずれも 2014 年度を大きく上回っている。これに対して、リベラルアーツ学群では入館者数 1.9%減、貸出人数 5.2%減、貸出資料数 4.9%減となっており、芸術文化学群では入館者数 3.7%減、貸出人数 8.1%減、貸出資料数 1.9%減であった。大学院は入館者数 11.2%減、貸出人数 1.1%減といずれも減少しているが、貸出資料数は 7.6%と増加している。この中でリベラルアーツ学群は初めて前年度数値を下回っており、学群の理念に基づいた資料選定と提供、広報に努めるとともに、教員とも問題を共有しリベラルアーツ学群生の図書館利用促進に努める必要がある。また、データベース、電子ジャーナルの一層の利用促進と、そのための広報・啓蒙活動も行わなければならない。

図書館は、教育研究を推進する大学にあって、最も重要な施設の一つである。三到図書館は築 40 年以上が経過しており、建物の老朽化と狭隘化が問題視されているため、新図書館の建設を検討しなければならない。

近年、教員間で担当授業数及び業務負担量の点で差異が生じている。早急に客観的な教員評価の基準を策定することが望ましい。

研究倫理委員会への申請件数が増加していることに伴って、委員を務める教職員の負担が予想外に過重になっている。特に申請内容及び申請書の記載に不備があるもの、研究計画そのものが分かりづらいものが散見される。今後、委員会の在り方と申請書の書式について再度検討する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

教育の質的向上を図るべく、新学群の開設とともに教育研究環境の飛躍的充実を目指し、新たに都心型キャンパスとして新宿区百人町のキャンパス、町田市公立小中学校跡地のキャンパス、四谷キャンパスの再開発に伴う整備を行い、少子化が進行する中でより存在感を高めていく施策を行っていく。

新図書館の建設が急務として挙げられるが、早急に改善が必要な事項として、車椅子や視覚障がい等ハンディキャップのある学生が自由に利用できる環境整備及び自学自習スペースの設置を検討する。

各教育研究組織がそれぞれに个性的かつ特長のある教育研究を実践している。その実績が学内外に周知されるように効果的な広報活動を展開し、教育課程の多くの特徴をアピールする。それによって学生募集に波及効果が期待でき、各教育課程におけるブランド形成に繋がる。大学における各教育研究組織がそれぞれに个性的かつ特長ある教育研究を実践している。その実績が学内外に周知されるように効果的な広報活動を展開し、教育課程の多くの特徴をアピールする。それによって学生募集に波及効果が期待でき、各教育課程におけるブランド形成に繋がる。大学における専門教育の基盤として位置づけている初年次教育及び基礎教育を重視する本学にとって、基盤教育インスティテュートが果たす役割は極めて大きい。現在の指導内容・指導方法を見直すことで、他大学に類を見ない个性的な教育実践が期待できる。

大学院を擁する大学において、大学院学生に実践的な教育経験を積む機会を提供するために T

VII. 「教育研究等環境」について

A及びリサーチ・アシスタント（RA）の積極的な活用を行うことによって、学士課程の学生への丹念な指導が可能になるとともに、教員の負担が軽減化され得る。

本学が開発したeラーニングの技術をより一層活用して、授業の補習及び入学時に本学が求める基礎学力を身に付けさせるための入学前教育に取り組むことが、学生の更なる学力強化策にもなり得る。

2019年度からビジネスマネジメント学群及び経営学研究科は、その教育研究の場を新宿百人町キャンパス（仮称）へ移転する予定であるが、新宿という地の利を最大限に生かした質の高い教育研究を実現することが期待できる。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

Ⅷ-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針について

本学は、地域社会との連携・協力及び国際社会への協力について、学而事人の精神に基づき、大学の物的資源及び人財資源を社会に還元するための様々な活動を展開し、推進している。

研究活動で上げられた成果や知的財産を社会に還元することは、大学に課せられた使命である。

本学では、そのような考えの下に教育研究活動及び本学が有する知的財産を社会に積極的に還元し、社会的なニーズと期待に可能な限り応えられるよう連携強化を図っている。

産学連携に関わる研究においては、過去5年間に3件～5件の受託研究費を受給されている。

その他にも本学の専任教員の多くが官公庁、地方自治体、産業界での各種委員の任務に就いている。

本学と独立行政法人国際交流基金との学術交流協定に基づき、日本語試験センターにおいて、言語テスト理論、日本語測定・評価法、教育測定法等のセミナー、ワークショップ、講座を通して、言語教育に関する評価分野の人材育成に資する共同研究を進めている。同センターに所属する研究員には、本学の客員教員の資格を付与して事業の遂行に協力している。

地域社会への協力及び貢献については、地域密着型大学及び地域拠点大学として、学術・研究・文化・スポーツの分野において、様々な連携・協力体制を構築している。2010年度に策定された「桜美林学園第1次中期目標」(2010～2014年度)のCORNERSTONE 4：地域貢献力の強化において、「地域発展の支援」、「公開講座の充実」、「学生生徒のボランティア活動支援」の3点が重点項目として掲げている。各重点項目の具体的な内容は以下の通りである。

- ①地域発展の支援：学園が培った知見を活かし、東京都西部から神奈川県北部地域の文化的・社会的発展に関する学術面での支援体制を充実し、地域の発展に貢献できる活動を積極的に実施する。
- ②公開講座の充実：生涯学習センターのプログラムを整備充実し、受講生の倍増を図るとともに、大学・大学院の講義科目をできるだけ市民に開かれたものとし、聴講生・科目履修生等の積極的な受け入れを図る。
- ③学生生徒のボランティア活動支援：学生・生徒の多くが、地域における環境保護・福祉活動に興味をもって積極的に参加し、実際に地域の役に立つ行動がとれるようにするための支援の仕組みを構築する。

これらの目標を達成するために、町田市、相模原市、多摩市をはじめ近隣地方自治体と連携協定を結び、多分野にわたる活動に協働で取り組んでいる。

地域発展の支援においては、地域・社会連携室が各教育組織と連携しながら支援活動を行っている。社会人対象の公開講座については、エクステンションセンター及び孔子学院等が企画運営の中心となっている。老年学研究科、心理学研究科、経営学研究科においても社会人向けの公開講座やセミナーを定期的に実施している。学生生徒のボランティア活動支援は、キリスト教センター、基盤教育インスティテュート、各学群、その他の学内組織、体育文化団体連合会(OACU)等が様々な企画や活動を行っている。

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

本学の地域社会との連携方針については、本学 Web サイトを通して周知させ、近隣の自治体と連携協定を順次結んでいる。地域・社会連携室が地域社会連携の窓口となって、地域社会からの要望や要請への対応、情報収集に当たっている。本学の人的・物的資源を活用してより多くの貢献が地域社会にできるような体制を整えている。

なお、これらの連携は「桜美林大学利益相反マネジメント規程」、「桜美林大学共同研究規程」、「桜美林大学長期研修制度に関する規程」等に則って適切に実施している。

国際社会への貢献については、教育研究活動を通して、蓄積された研究成果等を国際社会に公表し、貢献することを目的として推進を強化するとしている。国際社会との協力の拠点として、本学のルーツでもある中国に北京事務所を設け、中国の大学との交流を推進し学術文化交流等を実施している。また、米国にも現地法人を設立し、北米の大学との学術文化交流等を実施している。蒙国にも提携校内に事務室を設置し、環境分野の事業を展開している。このような方針については、教育研究評議会や留学生・国際交流委員会等で常に共有し、実際の取り組みについても情報交換しながら進めている。

(2) 教育研究の成果の社会への還元について

本学の町田キャンパスが所在する町田市を中心に、相模原市、多摩市等の近隣の自治体との間で、教育研究の成果を社会に還元するための種々の事業を実施し、相互に連携を図っている。

町田市との間で「包括協定書」を締結しており、その協定書では「21世紀に生きる子供たちが直面する、より高度で複雑な社会を睨み、彼等を育むより望ましい教育環境の整備のために、互いに協力する」と謳っている。それに基づいて連携活動を行っている。その他に町田市との間では、町田市教育委員会との連携事業、町田市観光コンベンション協会との連携事業、町田市スポーツ振興連携事業等を実施している。町田市教育委員会からの受託協働事業である e ラーニングによる不登校生学習支援事業もその一つである。また、山崎団地活性化プロジェクト事業では、団地自治会、UR 都市再生機構と連携し、町田市都市計画のキーワードである「団地再生」に協働で取り組んでいる。

2016 年度内に、下記の協定を新たに締結した。

- ・2016 年 9 月 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部との「UR 賃貸住宅の活性化等の推進に係る協定書」
- ・2016 年 12 月 西武信用金庫との「包括的連携・協力に関する協定書」
- ・2016 年 7 月 東京家政学院大学との「共同研究契約書」(主管：ビジネスマネジメント学群坂田ゼミ

研究題目：バナナスターチの活用法、研究目的：バナナスターチを用いたレシピ開発

相模原市との間では、淵野辺駅周辺活性化プロジェクト事業、養護学校と音楽コースの協働事業、相模原市における祭事(イベント)協働・協力事業等を実施している。また、相模原市各部局開催の協議会や審議会、実行委員会等に教職員が出席し、地域振興、公共政策面で寄与している。淵野辺駅に隣接するプラネット淵野辺キャンパスでは、災害時帰宅困難者一時避難場所として開放する協定を締結し、災害時の対応も行政と協働することになっている。

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

多摩市との間では警視庁多摩中央警察署と東京消防庁多摩消防署との間で災害時の応急対策活動に関する協定を締結している。その他、相模原・町田地域大学コンソーシアム、大学コンソーシアム八王子、学術・文化・産業ネットワーク多摩に加盟して相互連携体制を図っている。また、2016年度は新たに杏林大学との間で「アドバンスト・プレイスメント」による大学間単位互換協定を締結した。これは、杏林大学で受講し、単位認定された高校生が本学に入学した場合、その単位を本学で認定することを可能とした制度（その逆も同様）である。

2016年度には、地域・社会連携室を介して105件の地域連携事業に教職員と学生が積極的に参加した。その内訳は以下の通りである。

- ①町田市、相模原市、多摩市、その他自治体の教育機関や施設へのアウトリーチ活動や出前授業：実施校数、延べ21件—スポーツ、異文化体験、サイエンス、演劇、音楽、ダンス、コミュニケーション（2015年度対比、マイナス14件。理由：出前授業（小学校のサマースクール）の依頼時期と試験期間が重複したため）
- ②町田市、相模原市、多摩市、その他自治体や各団体からの様々な協力要請：実施件数、66件—スポーツ、異文化体験、国際交流、芸術、音楽、男女共同参画、保健所、警察、消防、シティセールス、文化振興、商業振興、自治会、町内会、世代間交流、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、地域活性化等
- ③第17回境川クリーンアップ作戦（環境美化、地域コミュニティの形成）
2016年7月、約1,300人の学生、教職員等が参加
- ④様々な地域連携、産学官連携の会議等：
 - ・ネットワーク多摩関連 会議回数10回
 - ・さがまちコンソーシアム関連 会議回数8回
 - ・大学コンソーシアム八王子関連 会議回数6回
 - ・町田市学長懇談会 会議回数1回
 - ・町田市シティ・プロモーション推進委員会 会議回数6回
 - ・町田市オリンピック・パラリンピック等キャンプ地招致推進市民会議 会議回数1回
 - ・町田市教育委員会学校支援センター連絡会 会議回数2回
 - ・町田市産業クラスター会議 会議回数1回
 - ・町田商工会議所経営発達支援計画評価会議 会議回数2回
 - ・町田商工会議所プラットフォーム会議 会議回数1回
 - ・忠生地区協議会 会議回数8回
 - ・町田市立小山中学校スクールボード協議会 会議回数8回
 - ・町田市体育協会加盟団体代表会議 会議回数1回
 - ・山崎団地活性化プロジェクト「団地キャラバン」実行委員会 会議回数4回
 - ・小山住みよいまちづくり協議会 会議回数3回
 - ・支え合いのまち「忠生」地域ケア会議 会議回数6回
 - ・八王子市・町田市チャレンジ防災実行委員会 会議回数5回
 - ・町田さくらまつり実行委員会 会議回数5回
 - ・アレサふれあいまつり実行委員会 会議回数6回

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

- ・相模原市環境影響評価審議会 会議回数 5 回
- ・相模原市介護民定審議会 会議回数 6 回
- ・相模原市地球温暖化対策推進会議 会議回数 3 回
- ・相模原市市史編集委員会 会議回数 3 回
- ・相模原市生物多様性促進協議会 会議回数 4 回
- ・相模原市社会教育委員会 会議回数 4 回
- ・さがみはら生物多様性ネットワーク 会議回数 2 回
- ・相模原市中央区安心・安全・夢と希望プロジェクト実行委員会・部会 会議回数 10 回
- ・大野北地区まちづくり会議 会議回数 10 回
- ・大野北地区コミュニティバス利用促進協議会 会議回数 4 回
- ・アートラボはしもと事業推進協議会 会議回数 7 回
- ・相模原市・座間市 市民大学連絡会議 会議回数 2 回
- ・さがみはら国際交流ラウンジフェスティバル実行委員会 会議回数 3 回
- ・ふちのべ銀河まつり実行委員会 会議回数 5 回
- ・境川クリーンアップ作戦実行委員会 会議回数 15 回
- ・相模原中央支援学校評議員会 会議回数 2 回
- ・東京都私立大学父母・保護者の会事務局連絡会議 会議回数 1 回
- ・宇宙フェスタさがみはら 2016 実行委員会 会議回数 5 回
- ・東京オリパラ連携大学担当者連絡会 会議回数 1 回
- ・神奈川県大学連携連絡会議 会議回数 1 回

大学院でも専門的な研究領域における社会貢献に努めている。老年学研究科老年学専攻は公開講座を四谷キャンパス（千駄ヶ谷）で年 2 回開催している。心理学研究科臨床心理学専攻（臨床心理センター主催）は公開授業及び公開講座を町田キャンパスで年 2 回開催している。経営学研究科経営学専攻国際標準化研究領域は、2012 年度より町田市と相模原市より後援を受け、（公益財団法人）相模原市産業振興財団の協力を得て国際標準化（ISO）に特化した「ビジネス戦略セミナー」を実施している。2016 年度は「ビジネス戦略セミナー」を 2 回実施し、全国から国際標準化の専門家を含む多数の参加者を集めた。

国内における国際交流については、特に、「草の根国際理解教育支援プロジェクト」が大きな役割を果たしている。町田市、相模原市を中心とする様々なイベントに参加し、大学の国際的な教育力を還元するとともに、プロジェクトがデザインするプログラムを多数準備し、地域の小学生や中学生、高校生向けの国際教育プログラムを提供している。「人」「知恵や技術」「物」という三つのリソースを資源とした交流を進めている。地域の団体と密接に連携しながら、本学の外国人留学生も交え、国際社会の構築を推進している。

研究成果も社会に還元している。特に、総合研究機構内に附置している国際学研究所、グローバル高等教育研究所、北東アジア総合研究所等を中心にして、国際的な課題について研究し、研究所が発刊する紀要や学会等について成果を公表している。そのような業績も認められ、2009 年度より国際連合が主導する「国連アカデミックインパクト」を推進する拠点校に選択され、高等

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

教育の国際的な連携に貢献している。

また、国際センターの取り組みとしては、学内の派遣研修の他に、ACUCAや日加コンソーシアムといったコンソーシアム型で開催されている学生フォーラムへ学生を派遣し、国際交流の推進を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学は、学而事人を具現化させ、それを教育に反映させるために、いち早くボランティアの要素を教育の中に取り入れてきた。そのためボランティアに理解を示す教職員や学生が多い。学修や研究を通して得た成果を社会や人々のために役立てようと考えて、積極的に地域連携の諸活動に参加する学生が多い。学生が社会との連携・協力事業に参加することで、机上の学びでは得られない、実社会に関する学びができる貴重な機会になっている。

本学には多くの外国人留学生在籍しているが、彼らが日本人学生と一緒に活動することによって、日本の社会、文化、慣習に直に触れて異文化体験ができることも大きなメリットになっている。本学孔子学院が主催する事業にも多くの地域住民が参加しており、異文化理解と日中友好のために貢献している。

本学が保有するeラーニング技術を活用して桜美林大学教員免許状更新講習センターが全国の教員を対象に教員免許状更新講習を行っており、職務多忙な方や地方在住の方からの需要に応えることができている。

研究成果を社会に還元する方法として、(1)地域の学校を訪問し、児童生徒に国際交流教育を施すこと、(2)地域社会の様々な催し物に参加して、国際的なリソースを提供すること、(3)国際的な学会等を通して研究成果を発表すること、(4)国際的な組織や団体と共同事業を行うこと、等があるが、その全てにおいて活動しており、このような活動に参加した人々が一定の国際的な知見や技能を身に付けていることから、成果及び効果を産出しているといえる。

改善すべき事項

本学は、今日まで社会連携・社会貢献に深い理解を示し、多くの事業に積極的に参画し、地域社会の発展に貢献してきた。しかし、その活動及び社会貢献については予想外に周知されていないことも事実である。本学の活動内容をより多くの方に知ってもらえるように積極的な広報活動を行うことが今後の課題である。

現在、学問分野等の関係から、地域・社会連携、社会貢献に関わる活動にやや消極的な教育組織やプロジェクトにおいても、それぞれの学問分野の特性を活かして社会との連携・協力を繋がるような企画を立てることが期待される。

社会人を対象とする公開講座を企画運営するエクステンションセンターでは、既存の開講講座の見直しを行い、整理・統合を進めるとともに、一層の質の向上を図り、社会のニーズに十分に答えられるような内容に発展させることが望まれる。

外部評価団体の評価を受け基準項目ごとの評価を行ったり、内部監査等で指摘される事項を改

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

善する等、外部からの点検評価を行い、十分な指標を定め、その効果や成果を客観的に把握、認識していくことが今後の課題となっている。プログラムへの参加者数やアンケート調査による数量的な調査は一定の結果を出す、例えば、国際的な知識や技術、国際的な教養の修得度を測定する指標やベンチマーク等があれば、その効果をさらに把握できるであろう。

3) 将来に向けた発展方策

本学の専任教員の教育研究成果について、講演、シンポジウム、セミナー、出版物、公開講座、ワークショップ等を通して広く社会に還元できるような企画立案を大学全体で行うことが必要である。教育組織において、それぞれの専門性と独自性を十分に発揮できるような地域・社会連携、社会貢献に繋がる活動展開の可能性について検討を行い、社会への周知に努めることが望まれる。

2019年度よりビジネスマネジメント学群が新宿百人町キャンパス（仮称）に教育研究の場を移すことから、都心部での社会連携・社会貢献の新たなプログラムの推進を図ることはもとより、産・学・官との連携事業を拡張することが期待できる。

エクステンションセンターの業務は、プラネット淵野辺キャンパス、四谷キャンパス、多摩アカデミーヒルズを拠点に展開しているが、この3つの拠点が連携強化を図り、広報戦略と共通講座の設定を行い、本学専任教員の協力体制を強化することでブランドイメージの構築を進める。

今後、学内の各組織が地域・社会連携室と密接な連携をとって、情報の共有化を図ることが地域・社会連携、社会貢献を一層活性化させ、発展させることに繋がる。

本学は人文社会系大学としての位置づけが長く、自然科学系分野の歴史がまだ浅い。従って、自然科学系分野における産学連携や国際連携がまだ弱い。また、芸術分野における国際的な交流は推進しやすいが、この分野における交流も十分にできているとは言えない。今後の発展が見込める分野としては自然科学と芸術であり、これらの分野における交流や社会貢献の在り方について検討し、方針を策定したい。

Ⅷ-2 大学院

1) 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針について

大学院では、地域の文化社会的発展に関する学術面での支援体制を充実し、地域の発展に貢献できる活動を実施すること、大学院の講義科目を市民に開かれたものとし、科目等履修生・聴講生を積極的に受け入れることを方針として掲げ、学園中期目標の一環として、積極的な社会貢献・地域貢献活動を行っている。

(2) 教育研究の成果の社会への還元について

大学院では、各研究科における地域貢献・社会貢献活動の一環として、「公開講座」を開催している。2016年度は心理学研究科では臨床心理学公開講座（2回）・健康心理フェア（1回）、老年学研究科では公開講座（2回）を実施した。また、経営学研究科では、地元の相模原市、町田市

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

の行政と商工会議所との連携で、ビジネス戦略セミナー（2回）を開催した。国際学研究科では、グローバル・コミュニケーション学群と共催でスタンフォード大学・桜美林大学協定記念講演会（3回）を実施している。

その他、多くの研究科・専攻において科目等履修生・聴講生のために講義科目を幅広く開放している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

科目等履修生として単位を修得した後に正規生として入学するという道筋は、社会人層に定着しており、一定の成果を上げている。

改善すべき事項

国際社会に対する社会連携・社会貢献の方針が不明瞭である。現状、国際協力専攻にて、「国際協力インターンシップ」という実習科目を設け、NGO団体や青年海外協力隊への派遣を単位として認めているが、学術面での貢献も含めた方針設定が必要となる。

また、科目等履修生及び聴講生が履修可能な科目は、現在のところ正規生の履修登録がある科目に限定している。故に、閉講になる科目も散見される。例えば、専任教員の担当科目に限る等の条件を設け、科目等履修生・聴講生のみでも開講するよう検討を行う。

3) 将来に向けた発展方策

大学院においては、これまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究成果を社会へ提供する取り組みを行ってきた。より積極的な社会貢献を促進するため、社会人等を対象とした履修証明プログラム等まで発展・展開の可能性について検討する余地がある。このことは、本大学院の公開講座や科目等履修とあわせ、近隣大学等と地域コンソーシアム等が考えられれば不可能ではないと考える。

X. 「内部質保証」について

X. 「内部質保証」について

X-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 大学の諸活動についての点検・評価と、その結果の公表について

本学の内発的な自己点検・評価活動は、1994年度より公式に開始しており、以後、大学学則第11条の3及び大学院学則第4条の2第3項に則り、毎年度「年度報告書」（自己点検・評価報告書に準ずる）を作成している。2013年度からは、本学Webサイトに「年度報告書」の全文を公開している。過去、本学が作成した自己点検報告書は以下の通りである。

『学びのコミュニティを求めて—平成14（2002）年度自己点検・評価報告書—』（2003年4月）
『教員総覧』（2003年、上記の別冊として作成。）

『1994年度桜美林大学—現状と課題—自己点検評価に関する第一次中間報告書』

『平成9年（1997）年度点検・評価報告書（相互評価）』（財団法人大学基準協会の相互審査への申請を目指して作成。本報告書は本学の第二次の自己点検・評価報告に位置づけられる。）

『桜美林大学 自己評価報告書（平成18年7月）』（日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価申請）

『平成24年度 桜美林大学 自己点検・評価報告書』（2012年4月）（日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価申請）

『桜美林大学 自己点検・評価報告書 2010』（2011年3月）

『2013年度 年度報告書』

『2014年度 年度報告書』

『2015年度 年度報告書』

『大学機関別選択評価 自己評価書』（2016年6月）（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「選択評価事項C：教育の国際化の状況」の審査への申請を目指して作成）

加えて1999年度から年度ごとに『大学院報告』も作成している。

また、2006年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、その結果となる『桜美林大学 自己評価報告書（2006年7月）』を本学Webサイトにて全文公開している。日本高等教育評価機構のWebサイトにおいても『平成18年（2006）年度「大学機関別認証評価」の評価結果報告書』が公開されている。2012年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価（第1回）を受審し、評価機構が定める大学基準に「適合」しているという認証を得た。その受審のために作成した『平成24年度 桜美林大学 自己点検・評価報告書（2012年4月）』を本学Webサイトにて全文公開している。日本高等教育評価機構のWebサイトにおいても『平成24年度「大学機関別認証評価」第1回評価結果報告書』が公開されている。

年度ごとに大学教育開発センターが発行する『桜美林大学 Fact Book』を通して、大学及び学園の諸情報を公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムの整備について

大学学則第2条において、「本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し

X. 「内部質保証」について

評価を行い、その結果を公表する。」と規定している。また、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を組織している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の審議結果を学長に報告し、学長は、当該報告を尊重し、本学の教育研究水準の一層の向上と活性化のために具体的に活用している。組織レベルでは、上記の自己点検・評価委員会を補佐するため、2008年度に大学教育開発センターを開設した。当該センターにおいて調査・検討を行い、『桜美林大学 Fact Book』を年度ごとに発行して内部質保証に向けての種々の情報を提供している。

桜美林学園監査事務局によって各組織の内部監査を定期的実施し、その結果について適正かつ公正な提言を行う等、内部質保証に取り組んでいる。

内部質保証システムを適切に機能させるための大前提となる構成員のコンプライアンスについては、「学校法人桜美林学園就業規則」第19条第1項第2号に「職務の内外を問わず、本学園の信用を傷つけ、又は不利益、不名誉となるような行為をしないこと」と規定している他、「学校法人桜美林学園ハラスメントの防止および対策等に関する規程」でセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントの防止及び対策等についても規定している。また、「学校法人桜美林学園個人情報保護規程」では個人情報保護の適正な取扱い、個人の権利利益の保護について規定している。教授会、研究科委員会、学系会議、教育研究評議会、各組織が実施するFD、SD等を通して教職員のコンプライアンス意識の徹底に努めている。

なお、「学校法人桜美林学園公益通報に関する規程」、「学校法人桜美林学園情報セキュリティ基本規程」、「学校法人桜美林学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」等も制定し、法令順守の徹底を図っている。

(3) 内部質保証システムの機能について

寄附行為第7条及び第17条、第18条に則り理事及び評議員を選任している。理事会及び評議員会において学外者の意見を定期的に聴取し、大学運営に反映させている。また、常務理事会を毎週開催し、運営の客観性を確保し、内部質保証システムの実効性を高めている。また、後援会活動を通して、在学生の保護者から定期的に本学の運営等について、忌憚のない意見や要望を集約し運営の参考にしていく。

年度ごとに専任教員に対して「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」の提出、OBIRIN教員業績データベースに年間の教育研究等の活動成果の登録を義務づけている。

組織レベルでは、各教育組織において自己点検・評価と関連づけられるFDやセミナー・研修会、講演会等の活動を定期的実施している。個人レベルでは、授業評価アンケート結果へのコメント記載、「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」の作成作業を通して定期的に自己点検・評価ができる仕組みになっている。

学長主導の下、大学学則に規定する教育研究評議会をはじめ、学長の諮問機関である学長室会議、総括副学長が主管する教学部門長会議等の諸会議体において、文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応を行う体制を整備している。

X. 「内部質保証」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

自己点検・評価活動の一環として、年度ごとに全学を挙げて年度報告書を作成し、業務実績を記録に残すとともに、中期目標の達成度、教育研究の諸活動について定期的な検証を行い、改善・解決を要する問題や課題について確認することが可能になっている。

年度ごとに大学教育開発センター（情報評価・分析（IR）部門）が『桜美林大学 Fact Book』を発行しているが、そこに掲載するデータは自己点検・評価の基礎資料を提供しており、現況を客観的に把握するために有効活用している。

改善すべき事項

2010年度より研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）と連携した「OBIRIN 教員業績データベース」を開始している。教員による更新状況及び記載内容を学系長が定期的にチェックしているが、記載内容には個人ごとに精粗が見受けられるため、その改善を図っていく必要がある。

また、これまで自己点検・評価及び認証評価の業務は大学教育開発センターを中心に実施してきた。当初見込んだ実績は上げてきたものの、自己点検・評価によって明らかになった問題点や課題等の解決・改善のための作業を同センター主導で行うことには限界がある。問題解決と改善を迅速に行う実作業を進めるためには、全学の諸組織と直結し、機動性が発揮できるような機関に業務を移管することも検討の余地がある。

3) 将来に向けた発展方策

自己点検・評価の精度を一層高め、高質の内部質保証システムを構築し、実質成果が確実に収められるようにするために、自己点検・評価項目及び点検方法、評価委員会の在り方等について継続的な検証を行う。また、学長のリーダーシップの下、自己点検・評価活動で浮上した課題及び問題について、迅速に改善措置がとれるような体制強化を行う。

今後、さらに高い内部質保証の実現を目指すには、本学の実態や諸相を具体的かつ的確に分析し、明示するような根拠資料を作成することが求められる。そのため、IRに関わる組織の強化とそれに携わる人材の育成は不可欠である。